

F-file2025

令和 7 年 9 月

福岡県 企画・地域振興部
市町村振興局 政策支援課

※利用にあたっての留意点

- 1 この事業一覧表は概要を記載していますので、詳細(採択要件、財政支援措置等)については、担当課へお問い合わせください。
なお、担当課及び電話番号の問い合わせ先は、変更の可能性がありますのでご注意ください。
- 2 制度によっては、改正・見直し・廃止されることもありますので、活用にあたっては、担当課にご確認ください。
- 3 ヒア・申請の時期は、目安を記載していますので、実施時期については、担当課にご確認ください。

目 次

【総務部所管分】

1	コミュニティ助成事業（地域防災組織育成助成事業）	1
---	--------------------------	---

【企画・地域振興部所管分】

2	福岡県魅力情報発信事業（福岡県産品プロモーション事業）	2
3	活力ある地域づくり助成事業（地域資源活用助成事業）	3
4	活力ある地域づくり助成事業（広域連携推進助成事業）	4
5	スポーツ拠点づくり推進事業	5
6	移住・定住・交流推進支援事業	6
7	地方創生アドバイザー事業（地域活性化センター実施分）	7
8	地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業	8
9	ふるさと融資（地域総合整備資金貸付制度）	9
10	個性ある地域づくり推進事業（地域づくり人材育成事業）	10
11	個性ある地域づくり推進事業（地域づくり戦略プロジェクト事業）	11
12	個性ある地域づくり推進事業（移住推進事業）	12
13	個性ある地域づくり推進事業（広域地域連携事業）	13
14	地域づくりアドバイザー派遣事業（県実施分・個性ある地域づくり推進事業）	14
15	地域づくり団体活動支援事業（地域づくり団体全国協議会分）	15
16	地域づくり団体クラウドファンディング活用支援事業（地域づくり団体全国協議会分）	16
17	離島活性化交付金事業	17～19
18	宝くじ文化公演事業（宝くじおしゃべり音楽館）	20
19	宝くじ文化公演事業（宝くじまちの音楽会）	21
20	宝くじ文化公演事業（宝くじふるさとワクワク劇場）	22
21	宝くじ文化公演事業（宝くじ文化公演）	23
22	“宝くじスポーツフェア”（ドリーム・ベースボール）	24
23	“宝くじスポーツフェア”（はつらつママさんバレーボール）	25
24	“宝くじスポーツフェア”（ドリーム・サッカー）	26
25	コミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成事業）	27

26	コミュニティ助成事業（コミュニティセンター助成事業）	28
27	コミュニティ助成事業（青少年健全育成助成事業）	29
28	コミュニティ助成事業（共生の地域づくり助成事業）	30
29	環境保全促進助成事業	31
30	シンポジウム助成事業	32
31	地域コミュニティ活性化支援事業補助金	33
32	過疎地域持続的発展支援事業	34
33	過疎地域集落再編整備事業（集落等移転事業）	35
34	過疎地域集落再編整備事業（定住促進団地整備事業）	36
35	過疎地域集落再編整備事業（定住促進空き家活用事業）	37
36	過疎地域集落再編整備事業（季節居住団地整備事業）	38
37	過疎地域遊休施設再整備事業	39
38	過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	40～41
39	「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業	42～43
40	離島広域活性化事業	44～45
41	地域伝統行事お助け隊事業	46
42	福岡県市町村振興資金の貸付	47
43	地域活性化事業債（地域経済循環の創造）	48
44	地域活性化事業債（人材力の活性化）	49
45	地域活性化事業債（地域の歴史文化資産の活用）	50
46	地域活性化事業債（一億総活躍社会の実現のためのいのちと生活を守る安心の確保）	51
47	地域活性化事業債（連携中枢都市圏構想の推進）	52～53
48	地域活性化事業債（定住自立圏構想の推進）	54
49	旧合併特例事業債	55
50	辺地対策事業債	56～57
51	過疎対策事業債	58～59
52	中心市街地再活性化特別対策事業	60
53	ふるさとのづくり支援事業	61
54	地域再生マネージャー事業	62～63
55	無線システム普及支援事業（携帯電話等エリア整備事業）	64

56	地域情報化アドバイザー事業	65
57	無線システム普及支援事業（高度無線環境整備推進事業）	66
58	デジタル活用支援推進事業	67～69
59	DX プロデューサー事業	70
60	福岡県生活交通確保対策補助金	71～75
61	福岡県自転車魅力発信事業費補助金	76～77
62	近未来 MaaS 福岡モデル創出事業費補助金	78
63	福岡県鉄道駅バリアフリー化促進補助金	79
64	自治体国際協力促進事業(モデル事業)	80
65	多文化共生のまちづくり促進事業	81
66	コミュニティ助成事業（地域国際化推進助成事業）	82
67	地域国際化推進活動支援事業	83
68	経済活動助成事業（海外販路開拓支援・インバウンド支援）	84
69	国際交流支援事業	85

【人づくり・県民生活部所管分】

70	ふくおか地域貢献活動サポート事業補助金	86～87
71	地域伝統芸能等保存事業	88
72	芸術文化振興基金助成金（民俗文化財の保存活用活動）	89
73	地域の文化・芸術活動助成事業	90
74	文化遺産総合活用推進事業	91
75	芸術文化振興基金助成金（地域文化施設公演・展示活動(文化会館公演活動)）	92
76	芸術文化振興基金助成金（地域文化施設公演・展示活動(美術館展示活動)）	93
77	芸術文化振興基金助成金（歴史的集落・町並み、文化的景観保存活用活動）	94
78	伝統文化親子教室事業	95
79	劇場・音楽堂等機能強化推進事業（劇場・音楽堂等機能強化総合支援事業）	96
80	劇場・音楽堂等機能強化推進事業（共同制作支援事業）	97
81	劇場・音楽堂等機能強化推進事業（地域の中核劇場・音楽堂等活性化事業）	98
82	劇場・音楽堂等機能強化推進事業（劇場・音楽堂等間ネットワーク強化事業）	99
83	文化芸術創造拠点形成事業	100

84	「ふくおか県芸術文化祭」地域文化芸術創造事業・・・・・・・・・・	101～102
85	安全・安心まちづくり推進事業（市町村安全・安心まちづくり団体支援事業補助金）・・・	103
86	安全・安心まちづくり推進事業（防犯対策カメラ設置支援事業補助金）・・・・・・・・・・	104
87	安全・安心まちづくり推進事業（安全・安心まちづくりアドバイザー登録・派遣事業）・・・	105
88	消費者行政推進事業（地方消費者行政強化交付金）・・・・・・・・・・	106
89	飲酒運転撲滅対策事業（飲酒運転撲滅活動アドバイザー登録・派遣事業）・・・・・・・・・・	107
90	交通安全団体組織強化事業（高齢者運転免許自主返納等支援事業）・・・・・・・・・・	108
91	性暴力根絶条例施行事業（性暴力対策アドバイザー登録・派遣事業）・・・・・・・・・・	109
92	総合型地域スポーツクラブ創設支援事業・・・・・・・・・・	110
93	市町村等体験活動支援事業補助金・・・・・・・・・・	111～112
94	市町村人財育成支援事業補助金・・・・・・・・・・	113

【保健医療介護部所管分】

95	人生 100 年時代づくり・地域創生ソフト事業（長寿社会づくりソフト事業(特定事業)）・・・	114
96	福岡県ワンヘルス啓発施設設備等整備事業費補助金・・・・・・・・・・	115
97	地域猫活動支援事業・・・・・・・・・・	116
98	とびうめネットを活用した救急医療 DX 推進事業・・・・・・・・・・	117
99	へき地医療施設等運営費補助事業・・・・・・・・・・	118
100	へき地医療施設等施設整備費補助事業・・・・・・・・・・	119
101	へき地医療設備整備費補助事業・・・・・・・・・・	120
102	老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）・・・・・・・・・・	121

【環境部所管分】

103	浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）・・・・・・・・・・	122
104	浄化槽設置設備事業（個人設置型）・・・・・・・・・・	123

【商工部所管分】

105	高度化事業・・・・・・・・・・	124
106	移動スーパー参入促進事業・・・・・・・・・・	125
107	がんばる商店街応援事業・・・・・・・・・・	126
108	農商工連携アドバイザー事業・・・・・・・・・・	127
109	産業団地整備促進事業・・・・・・・・・・	128

110	遊休公共不動産活用促進事業	129
111	大川インテリア産業新事業促進事業（『頑張る企業』支援事業）	130
112	福岡県宿泊税交付金	131
113	サイクルステーション整備事業	132
114	サイクリストに優しい宿整備事業	133
115	サイクルゲートウェイ整備事業	134
116	サイクルツーリズムを通じた新たな旅行需要創出支援事業	135
117	地域のサイクリングイベントの国際化支援事業	136
118	新たな観光地域づくり事業	137

【農林水産部所管分】

119	地域資源活用価値創出推進事業（地域活性化型）	138
120	ICT 活用ソフト等導入推進事業	139
121	中山間地域活性化応援事業	140
122	マイスター派遣事業	141
123	県営中山間地域農村活性化総合整備事業	142
124	地域用水環境整備事業	143
125	農地環境整備事業	144
126	農業集落排水事業	145
127	県営農村総合整備事業	146
128	田んぼの学校事業	147
129	農山漁村振興交付金（山村活性対策）	148
130	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型））	149～150
131	農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）	151
132	中山間地域活力創出推進事業	152
133	農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）	153
134	地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）	154
135	薬用作物の産地化を通じた中山間地域振興事業	155
136	まちむら交流活動企画支援事業（まちむら交流事業）	156
137	まちむら交流活動企画支援事業（むら応援団育成事業）	157

138	活力ある高収益型園芸産地育成事業	158
139	6次産業化発展事業	159
140	産地生産基盤パワーアップ事業	160
141	水田農業担い手機械導入支援事業	161
142	農地利用効率化等支援交付金	162
143	強い農業づくり交付金（産地基幹施設等支援タイプ・卸売市場等支援タイプ）	163
144	農地の大区画化・集約化推進事業	164
145	新基本計画実装・農業構造転換支援事業	165
146	福岡県畜産振興総合対策事業	166
147	地方創生道整備推進交付金・農山漁村地域整備交付金・森林環境保全整備事業	167
148	農村環境整備事業	168
149	農地耕作条件改善事業・流域湛水減災対策事業（流域治水対策事業）	169
150	林業・木材産業循環成長対策交付金	170
151	農山漁村地域整備交付金事業（漁業集落環境整備事業）	171

【県土整備部所管分】

152	地方創生道整備推進交付金事業	172
153	社会資本整備総合交付金事業	173
154	防災・安全交付金事業	174
155	防災・安全交付金事業（都市基盤河川改修事業）	175
156	防災・安全交付金事業（総合流域防災事業（準用河川））	176
157	流域治水協働推進事業	177
158	防災・安全交付金事業（流域貯留浸透事業）	178
159	防災・安全交付金事業（通常砂防事業（ふるさと砂防事業））	179

【建築都市部所管分】

160	都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金）	180
161	市街地再開発事業	181
162	優良建築物等整備事業	182
163	公共団体等区画整理事業	183
164	組合等区画整理事業	184

165	土地区画整理事業調査	185
166	都市再生区画整理事業	186
167	緊急防災空地整備事業	187
168	土地区画整理関連事業	188
169	土地区画整理事業貸付金	189
170	特殊地下壕等対策事業	190
171	暮らし・にぎわい再生事業	191
172	まちづくり専門家派遣制度	192
173	まちなかウォークブル推進事業	193
174	都市構造再編集中支援事業	194
175	都市防災総合推進事業	195
176	街なか公共不動産活用促進事業	196
177	景観改善推進事業	197
178	美しいまちづくり推進事業	198
179	バリアフリー環境整備促進事業	199
180	住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）	200
181	住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物アスベスト改修事業）	201
182	住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業）	202
183	狭あい道路整備等促進事業	203
184	福岡県大規模建築物耐震改修促進事業	204
185	ブロック塀等撤去促進事業	205
186	交通結節点整備に関する事業	206
187	自転車駐車場整備事業	207
188	都市公園等事業	208
189	都市公園安全・安心対策事業	209
190	緑地保全等事業	210
191	公共下水道事業	211
192	街なみ環境整備事業	212
193	地域住宅計画に基づく事業（社会資本整備総合交付金等）	213
194	福岡県木造戸建て住宅性能向上改修促進事業	214

【教育庁所管分】

195	福岡県文化財保護事業補助金	215
-----	-------------------------	-----

1	コミュニティ助成事業(地域防災組織育成助成事業)				
担当部局名	総務部防災危機 管理局	担当課室名	消防防災指導課	Tel	092-643-3111
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制 度 内 容 (目的・事業概要)	(対象事業) ア 一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う災害の被害防止活動及び軽減活動に直接資するものの整備に関する事業。 イ 地域防災のリーダーである消防団の装備の拡充を図るとともに、消防団の活動に対し、地域住民から積極的な協力を得るために必要な設備等の整備に関する事業 ウ 女性防火クラブなど主に家庭における初期消火活動、救出救護活動及び防火思想の高揚等に必要な資器材等の整備に関する事業。 エ 幼年消防クラブの育成及び防火思想の普及啓発に必要な資器材等の整備に関する事業。 オ 女性消防隊が初期消火活動を行うために必要なD-1 級軽可搬消防ポンプ等及び予防活動、応急救護普及活動に必要な資機材の整備に関する事業。 カ 将来の地域防災を担う人材の育成に資するため、少年消防クラブの消防防災実践活動に必要な資機材の整備に関する事業。			
	対 象 団 体 (事業主体)	ア 市町村又は市町村が認める自主防災組織 イ 消防団を有する市町村、広域連合及び一部事務組合 ウ 市町村、広域連合及び一部事務組合 エ 市町村、広域連合及び一部事務組合 オ 女性消防隊を有する市町村、広域連合及び一部事務組合 カ 少年消防クラブを有する市町村、広域連合及び一部事務組合 ※上記のうち政令指定都市を除く			
	採 択 要 件	・ 宝くじの普及広報を図るため、当該施設又は設備に宝くじ助成の旨を表示するほか、コミュニティ紙等を通じ広報すること。			
	補 助 主 体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)自治総合センター】			
	財 政 支 援 措 置	・ 助成金の交付(1件につき次の額。ただし、用地取得費は含まない。) ア 30～200万円 イ 50万円～100万円 ウ 100万円を限度とする(防火防災訓練用資器材については上限60万円)。 エ 40万円を限度とする。 オ 100万円を限度とする。 カ 100万円を限度とする。			
	ヒア・申請の時期等	8月～11月			
根拠法令・要綱等		コミュニティ助成事業実施要綱			
制 度 創 設 年 度	昭和47年度	改正・見直し等の予定の有無		()有 (○)無	
関 係 省 庁 等		(一財)自治総合センター			
最 近 の 実 績	●令和7年度 ア 5件(8,400千円) 7件(12,200千円) イ 2件(2,000千円) 4件(3,900千円) ウ 1件(600千円) 1件(600千円) エ 1件(400千円) 1件(400千円) オ 0件(0千円) 0件(0千円) カ 1件(1,000千円) 1件(1,000千円) ●令和6年度				
担当からのコメント		・(一財)自治総合センターの単年度要綱に基づく助成であり、助成額等について変更の可能性あり。			

2		福岡県魅力情報発信事業（福岡県産品プロモーション事業）			
担当部局名		企画・地域振興部	担当課室名	総合政策課	Tel 092-643-3220
ハード・ソフトの別		() ハード (○) ソフト () 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	アンテナレストラン「麹町なだ万 福岡別邸」を活用し、福岡の食をはじめ、物産、観光、歴史、文化などの本県の魅力を総合的に情報発信することを目的に、事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。			
	対象団体 (事業主体)	・市町村 ・法人格を有する団体 ・市町村が構成員である団体 ・知事が特に必要と認める団体			
	採択要件	次に掲げる要件を全て満たすこと。 ・アンテナレストランを拠点として、福岡の食をはじめ、物産、観光、歴史、文化など福岡県の魅力を情報発信すること。 ・アンテナレストランの認知度向上及び顧客化につながる取組を積極的に行うこと。 ・県が実施するアンテナレストランの広報・PRに積極的に協力すること。			
	補助主体	() 国庫 (○) 県単独 () その他 【】			
	財政支援措置	・補助対象経費は、アンテナレストランで「県産品のプロモーション」又は「福岡県の魅力（物産、観光、歴史、文化等）の情報発信」を行う際の経費（報酬、給料・職員手当等、報償費、旅費、その他需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料【一部対象外経費有。詳しくは交付要綱に記載】） ・補助率は、補助交付の対象となる経費の 1/2 以内 ・助成額は、県予算の範囲内の額			
	ヒア・申請の時期等	令和6年度活用意向調査：5月実施			
根拠法令・要綱等		福岡県魅力情報発信事業費補助金交付要綱			
制度創設年度		令和2年度	改正・見直し等の予定の有無	(○) 有 () 無	
関係省庁等		—			
最近の実績		令和4年度 古賀市 古賀市フェア 令和5年度 県内5市町村※ 1周年記念イベントふくおかファンクラブの集い ※御協力いただいた19市町村のうち5市町村が補助金を活用			
担当からのコメント		福岡県のアンテナレストラン「麹町なだ万 福岡別邸」では、『魅力あふれる福岡』を体感できる拠点をコンセプトとして、県産の食材をふんだんに取り入れた料理の提供、県の観光や文化、伝統工芸品のPRを行っています。 レストラン内のホールはイベント会場として、県内市町村や関係団体による地域の魅力発信の場として活用していただけます。また、ホールでのイベントのほか、地域の食材を使用した特別メニューの提供や、特産品の販売なども可能です。 アンテナレストランに関することは、福岡県東京事務所レストラン担当（03-3261-9861）までお問合せください。			

3		活力ある地域づくり助成事業(地域資源活用助成事業)			
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	TEL	092-643-3176
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	地域の自然、文化、歴史、産業、生活習慣等の特性を地域資源として発見し、積極的な活用を図ることを目的として実施する特色あるソフト事業。(実行委員会等が実施するソフト事業に対して助成対象団体が助成を行う場合を含む。)			
	対象団体 (事業主体)	・市町村(政令市を除く) ・広域連合、一部事務組合、地方自治法の規定に基づき設置された協議会及び実行委員会等			
	採択要件	・宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるものであること。 ・国の補助金及び地方債を充当していないものであること。 ・複数年度にまたがった事業、毎年繰り返し実施されている事業でないこと。 ・イベント等ソフト事業のポスター、チラシ、看板等に宝くじの広報表示を行うこと。 ・広報誌等を通じ「宝くじ助成金で整備した」若しくは「宝くじ助成金で実施する」旨の広報を行うこと。 ・当該年度における新規事業であること。但し、既存事業であっても大幅な内容変更がある場合は対象となる。			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)自治総合センター】			
	財政支援措置	・助成対象経費は、事業に必要な備品等の購入費、実施にかかる事業費及び企画立案費 ・助成率は、助成の対象となる経費の100%以内 ・助成額は、1件につき200万円の範囲内の額			
	ヒア・申請の時期等	実施前年度の10月申請			
根拠法令・要綱等		コミュニティ助成事業実施要綱 コミュニティ助成事業(活力ある地域づくり助成事業)留意事項			
制度創設年度		平成7年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		(一財)自治総合センター			
最近の実績		令和元年度 田川市 たがわde炭鉱アート 令和2年度 中間市 堀川開削400周年記念事業 令和3年度 朝倉市 百人一首でつながる朝倉2021 令和5年度 直方市 東蓮寺藩誕生400周年記念事業 令和6年度 八女市 八女市市政施行70周年・合併15周年記念人権・環境フェア			
担当からのコメント		・平成23年度事業以降(一財)地域活性化センターから移行した助成事業			

4		活力ある地域づくり助成事業(広域連携推進助成事業)			
担当部局名		企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	Tel 092-643-3176
ハード・ソフトの別			()ハード (○)ソフト ()両方		
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	複数の助成対象団体が共同して(申請後合併により単独市町村となる場合、隣接していない場合及び都道府県をまたがる場合を含む)、広域的な連携を目的として実施するソフト事業(実行委員会等が実施するソフト事業に対して助成対象団体が助成を行う場合を含む。)			
	対象団体 (事業主体)	・市町村(政令市を除く) ・広域連合、一部事務組合、地方自治法の規定に基づき設置された協議会及び実行委員会等			
	採択要件	・宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるものであること。 ・国の補助金の及び地方債を充当していないものであること。 ・複数年度にまたがった事業、毎年繰り返し実施されている事業でないこと。 ・イベント等ソフト事業のポスター、チラシ、看板等に宝くじの広報表示を行うこと。 ・広報誌等を通じ「宝くじの助成金で整備した」若しくは「宝くじの助成金で実施する」旨の広報を行うこと。 ・当該年度における新規事業であること。但し、既存事業であっても大幅な内容変更がある場合は対象となる。			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)自治総合センター】			
	財政支援措置	・助成対象経費は、事業に必要な備品等の購入費、実施にかかる事業費及び企画立案費 ・助成率は、助成の対象となる経費の100%以内 ・助成額は、1件につき200万円の範囲内の額			
	ヒア・申請の時期等	実施前年度の10月申請			
根拠法令・要綱等		コミュニティ助成事業実施要綱 コミュニティ助成事業(活力ある地域づくり助成事業)留意事項			
制度創設年度		平成7年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		(一財)自治総合センター			
最近の実績		平成15年度 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合 人と地域を結びいきいきわくわく食・農文化交流フェア 平成19年度 北九州市 こども文化パスポート事業 平成24年度 筑後市 魅力発見! 広域観光スタンプラリー事業 平成26年度 筑紫野市(飯塚市、北九州市) 長崎街道筑前六宿開通400年記念事業 平成29年度 筑後市(柳川市、八女市、大川市、みやま市、大木町、広川町) HAWKS ベースボールパーク筑後での「筑後七国デー」 築上町(添田町、川崎町、飯塚市、柳川市、みやま市) 「福岡の庭園に行こう!」市町村名勝庭園活用推進事業			
担当からのコメント		・平成23年度事業以降(一財)地域活性化センターから移行した助成事業			

5		スポーツ拠点づくり推進事業			
担当部局名		企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	Tel 092-643-3176
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	小・中・高校生が参加するスポーツの全国大会を継続して開催しようとする市町村及びスポーツ団体の取組みを支援することにより、全国各地に、青少年があこがれ、目標とするスポーツ毎の拠点を形成し、スポーツの振興と地域の再生を推進する事業に対して助成を行う。			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	・小・中・高校生の大会であること。 ・10年ないしそれに準ずる期間の開催をしようとする意思が認められること。 ・原則として、全国全てのブロックから参加者が参集するものであること。 ・各地域での予選、他大会(地区大会等)の成績等による選抜が行われるものであること。 ・全国組織のスポーツ団体が主催、後援、認定などにより、全国大会として支援するものであること。 ・競技性を重視する大会であって、交流を主目的として開催されるものでないこと。 ・当該スポーツの振興と地域の再生に積極的に取り組むとの方針が明確であること。 ・特定の民間企業が、実質的に大会を主催するものでないこと。 ・青少年があこがれるような大会として既に全国的に認知されており、スポーツ振興及び地域再生の観点から改めて助成する意義が薄いものでないこと。 ・同一種目、同一対象者の大会で、既に拠点として確立されている他の既存の全国大会がないこと。			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)地域活性化センター】			
	財政支援措置	・助成対象経費は、承認スポーツ大会の開催に要する経費のうち市町村が負担する経費 ・助成率は、助成の対象となる経費の100%以内 ・助成額は、1～7年目：毎年度400万円以内(承認スポーツ大会の継続開催に必要な備品購入等の初期費用の負担が含まれる場合は1年目のみ800万円以内)、8年目：350万円以内、9年目：300万円以内、10年目：250万円以内とする。 ・助成期間は、承認スポーツ大会の開催継続期間とし、10年を限度とする。			
	ヒア・申請の時期等	実施前年度の6月頃要望調査、12月頃申請			
根拠法令・要綱等		スポーツ拠点づくり推進事業実施要綱			
制度創設年度		平成17年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		(一財)地域活性化センター			
最近の実績		平成18年度 久留米市 紫灘旗高校弓道大会 (以降10年間)			
担当からのコメント		・現在募集なし 今後の新規募集未定			

6	移住・定住・交流推進支援事業				
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	TEL	092-643-3176
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	地方が都市住民等を受け入れる移住や定住の推進、交流人口の増加等につながる地域交流の推進により、地域を活性化することを目的として、市町村等又はNPO、ボランティア団体、各種協議会、商工会議所等が、自主的・主体的に実施する移住・定住・交流を推進する事業に対して助成を行う。			
	対象団体 (事業主体)	・市町村 ・広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会			
	採択要件	都市住民等の移住・定住・交流の推進や住民同士の交流を推進することにより、地域を活性化する事業とし、次の基準に適合するもの ・助成対象団体又は地域団体等が自主的・主体的に実施する事業 ・助成終了後の事業展望が明確であり、持続性・発展性のある事業と認められること ・他に国の補助金の交付を受けていないこと ・計画策定のための事業は対象外			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)地域活性化センター】			
	財政支援措置	・助成対象経費は、対象団体が実施する事業費、又は事業を実施する地域団体等に対して対象団体が行う補助に要する経費 ・助成率は、助成の対象となる経費の100%以内 ・助成額は、1件につき200万円の範囲内			
	ヒア・申請の時期等	実施前年度の2月申請			
根拠法令・要綱等		移住・定住・交流推進支援事業実施要綱			
制度創設年度		平成23年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		(一財)地域活性化センター			
最近の実績		令和3年度 田川市 チャレンジャーをプロに育成する官民金連携の創業・定住支援事業 嘉麻市 嘉麻のニューノーマルで交流・関係人口拡大事業 令和5年度 糸島市 中学生と留学生の課題解決及び地域住民と地域留学生交流事業 筑前町 巨大わらがかし制作による地域活性化事業 令和6年度 行橋市 行橋市制施行70周年記念事業「COOKIE LAND IN YUKUHASHI」 遠賀町 遠賀町の未来を照らす移住・定住・交流推進事業			
担当からのコメント		・平成24年度事業以降「移住・交流推進支援事業」及び「合併市町村住民組織活性化支援事業」を統合・再編成した事業 ・単年度要綱に基づくものであり、助成額等について若干の変更可能性あり			

7		地方創生アドバイザー事業(地域活性化センター実施分)			
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	Tel	092-643-3176
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	助成対象団体が行う自主的・主体的な地域づくりに対する支援の一環として、地域の活性化を推進するため適切な助言を行う各分野の専門家等の受け入れに要する経費の助成を行うもの。			
	対象団体 (事業主体)	・市町村 ・広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会			
	採択要件	テーマに具体性のある市町村等の自主的、主体的、継続的な地域づくり活動を支援する取組であるため、以下の事業は対象外 ・ 不特定多数の聴講者を対象に行われる受動的なもの ・ 聴講後に聴講者が各テーマについて共通認識を持つことが見込めないもの ・ 意識啓発のみを目的とし、アドバイス後に具体的な活動が示されないもの ・ 聴講中にアドバイザーと意見交換等ができないもの			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)地域活性化センター】			
	財政支援措置	・アドバイザーの受け入れのために市町村等が支出した経費のうち以下のもの (ア)謝金:実費分(アドバイザー1人1回につき10万円を上限) (イ)交通費:実費分(日当及びグリーン料金等は除く) (ロ)宿泊費:実費分(アドバイザー1人1泊につき13,300円を上限) ・助成額は、1件につき20万円の範囲内の額			
	ヒア・申請の時期等	実施前年度の2月申請			
根拠法令・要綱等		地方創生アドバイザー事業実施要綱			
制度創設年度		平成3年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		(一財)地域活性化センター			
最近の実績		平成23年度 大木町 平成24年度 うきは市 平成25年度 中間市 平成26年度 大牟田市 平成27年度 添田町、中間市、筑紫野市、うきは市 平成28年度 小郡市 平成30年度 宗像市 令和3年度 上毛町(中止)			
担当からのコメント		・単年度要綱に基づくものであり、助成額等について若干の変更可能性あり			

8		地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業			
担当部局名		企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	Tel 092-643-3176
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	地方創生に向けて、市町村または地域団体等が自主的・主体的に実施する自治体・地域・集落の消滅可能性の危機打開等に向けた事業に対する支援を行うための経費を助成するもの。			
	対象団体 (事業主体)	・市区町村 ・広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会			
	採択要件	将来的な地域の消滅可能性危機を回避することを目的に、自治体や地域団体等が住民と共に実施する事業とし、次の基準に適合するもの。 ①助成対象団体または地域団体等が自主的・主体的に実施するものであること ②事業展望が明確であり、助成終了後も継続・発展して実施されると認められるものであること ③他に国の補助金の交付を受けていないこと			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)地域活性化センター】			
	財政支援措置	助成対象団体が実施する事業費、または事業を実施する地域団体等に対して助成対象団体が行う補助に要する経費とする。 ・ア 地方創生人材育成伴走型応援事業…1件につき上限150万円 ・イ 地域経済循環分析事業……1件につき上限200万円 ・ウ 一般事業……………1件につき上限150万円 ・助成対象経費の100%以下			
	ヒア・申請の時期等	実施前年度の2月申請			
根拠法令・要綱等		地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業実施要綱			
制度創設年度		平成27年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		(一財)地域活性化センター			
最近の実績		令和4年度 みやま市 分散型の地域づくりのためのブランディング事業 筑前町 地方創生人材育成事業 令和5年度 遠賀町 遠賀町商工会遠賀得トクまつり事業 大川市 旧三又小を活用した循環型地域コミュニティ創生事業 令和6年度 嘉麻市 アウトドアシティ嘉麻ふれあいファンミーティング事業 遠賀町 地方創生×A級グルメフェス おんが得トクまつり・歳末得トクセール			
担当からのコメント		・単年度要綱に基づくものであり、助成額等について若干の変更可能性あり			

9	ふるさと融資(地域総合整備資金貸付制度)				
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課(県案件) 行財政支援課(市町村案件)	TEL	092-643-3176 092-643-3075
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	「ふるさと創生」事業の一環として平成元年度に制定された事業であり、地域振興に資する民間事業活動の積極的な展開を図り、活力と魅力ある地域づくりを支援するため、地方公共団体が無利子の地域総合整備資金を民間金融機関等による協調融資に併せて貸付ける長期低利子資金供給システム。			
	対象団体 (事業主体)	第3セクターを含む民間事業法人(100%公共団体出資のものは除く)			
	採択要件	地域の振興や活性化につながるあらゆる事業を対象とし、下記のすべての条件に該当することが必要 (1) 地方公共団体が策定する地域振興民間能力活用事業計画に位置づけられるもの (2) 公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの (3) 事業の営業開始により事業地域内で県案件では5人以上(再生可能エネルギー再生事業は1人以上)、市町村案件では1人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの (4) 用地取得等契約後5年以内に営業が開始されるもの ※貸付対象外 (1) 第3者に売却または譲渡することを予定する施設 (2) 風営法に規定する風俗営業等の用に供される施設			
	補助主体	()国庫 (○)県単独 (○)その他【市町村単独】			
	財政支援措置	【貸付額】 (1) 80億円を限度とする。(ただし、市町村案件は100万円以上20億円以下、県案件は20億円を超え80億円を限度とする。) (2) 貸付対象事業費から補助金を控除した額(ただし、用地取得費を設備の取得等に係る費用の3分の1を限度として算定する。)の50%を限度とする。 ※ (1)、(2)については、過疎地域、みなし過疎地域、離島地域、地域再生計画認定地域、定住自立圏、連携中枢都市圏等の特例あり。			
	ヒア・申請の時期等	随時			
根拠法令・要綱等	福岡県地域総合整備資金貸付要綱及び各市町村で整備された要綱				
制度創設年度	平成2年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	(一財)地域総合整備財団(ふるさと財団)				
最近の実績	【県案件】 平成12年度 フレゼニウスメディカルケアジャパン(株)(豊前市)、(株)イズミ(大牟田市) 平成13年度 明治乳業(株)(八女市)、フレゼニウスメディカルケアジャパン(株)(豊前市)、(株)イズミ 【市町村案件】 平成26年度 (株)日本生物製剤(久留米市) 令和3年度 東京九州フェリー(株)(北九州市)				
担当からのコメント	【償還期間】 20年以内(うち据置期間5年以内) 【債権の保全】 民間金融機関等の連帯保証が必要(物的担保は不要)				

10	個性ある地域づくり推進事業(地域づくり人材育成事業)										
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	TEL	092-643-3181						
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方									
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	市町村は地域の活性化を図るために、地域の創意と工夫による地域の固有の資源を活かした主体的な地域づくりとともに、地域の活力を高めるために他の市町村との多様な交流連携を推進することが求められている。このため、市町村の個性ある地域づくり及び広域的連携を長期・安定的に支援するための事業である。 市町村が地域づくり計画に基づき実施する観光ガイドの育成、地域づくりグループへの助成事業等の地域づくりに携わる人材育成のための事業へ助成するもの。									
	対象団体 (事業主体)	市町村									
	採択要件	市町村が地域づくり計画に基づき実施する 地域づくりに携わる人材育成のための事業に要するもの									
	補助主体	()国庫 (○)県単独 ()その他【 】									
	財政支援措置	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>(補助率)</th> <th>(上限率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域づくり人材育成事業</td> <td>1/3</td> <td>250万円</td> </tr> </tbody> </table> ○補助対象経費:謝金、旅費、委託料、需用費、その他知事が必要と認める経費				事業名	(補助率)	(上限率)	地域づくり人材育成事業	1/3	250万円
	事業名	(補助率)	(上限率)								
地域づくり人材育成事業	1/3	250万円									
ヒア・申請の時期等	要望調査10月頃、ヒアリング11月頃、交付申請・交付決定4月										
根拠法令・要綱等	福岡県地域づくり基金条例、個性ある地域づくり推進事業実施要綱、同補助金交付要綱										
制度創設年度	平成元年	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無								
関係省庁等											
最近の実績	令和4年度 筑紫野市、宗像市、古賀市 外4市町 補助金交付額・・・2,505(千円) 令和5年度 朝倉市、糸島市、大刀洗町 補助金交付額・・・1,925(千円) 令和6年度 朝倉市、大刀洗町 補助金交付額・・・2,099(千円)										
担当からのコメント											

11	個性ある地域づくり推進事業(地域づくり戦略プロジェクト事業)										
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	TEL	092-643-3181						
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方									
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	市町村は地域の活性化を図るために、地域の創意と工夫による地域の固有の資源を活かした主体的な地域づくりとともに、地域の活力を高めるために他の市町村との多様な交流連携を推進することが求められている。このため、市町村の個性ある地域づくり及び広域的連携を長期・安定的に支援するための事業である。 市町村が地域づくり計画に基づき実施するモデル的事業と認められる事業で、次に掲げる事業について助成する。 ・ シンボル事業 個性ある地域づくりを推進するための先進的事業又は当該地域づくりのシンボリックな事業と認められるもの（施設等整備事業を含む。） ・ 地域戦略イベント事業 個性ある地域づくりを推進するために実施するイベント事業									
	対象団体 (事業主体)	市町村									
	採択要件	個性ある地域づくりを推進するための事業のうち、特に事業効果が高いと認められる事業又は当該地域づくりを持続可能なものにするための事業であり、県内のモデル的事業となるもの									
	補助主体	()国庫 (○)県単独 ()その他【 】									
	財政支援措置	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>(補助率)</th> <th>(上限額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域づくり戦略プロジェクト事業</td> <td>1/2又は1/3</td> <td>500万円</td> </tr> </tbody> </table> *補助率は市町村の財政力指数、合併の有無により異なる。 ○補助対象経費 (ソフト):謝金、旅費、委託料、需用費、その他知事が必要と認める経費 (ハード):設計監理費、工事費(付帯工事費を含む)、設備費(機械器具購入費等)、その他知事が必要と認める経費				事業名	(補助率)	(上限額)	地域づくり戦略プロジェクト事業	1/2又は1/3	500万円
	事業名	(補助率)	(上限額)								
地域づくり戦略プロジェクト事業	1/2又は1/3	500万円									
ヒア・申請の時期等	要望調査10月頃、ヒアリング11月頃、交付申請・交付決定4月										
根拠法令・要綱等	福岡県地域づくり基金条例、個性ある地域づくり推進事業実施要綱、同補助金交付要綱										
制度創設年度	平成元年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無								
関係省庁等											
最近の実績	令和4年度 宗像市、みやま市、朝倉市、水巻町 補助金交付額・・・9,525(千円) 令和5年度 小郡市、みやま市、宮若市、須恵町 外7市町 補助金交付額・・・23,722(千円) 令和6年度 筑後市、筑紫野市、嘉麻市、遠賀町 外4市町 補助金交付額・・・12,982(千円)										
担当からのコメント											

12	個性ある地域づくり推進事業(移住推進事業)													
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	TEL	092-643-3181									
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方												
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	市町村は地域の活性化を図るため、地域の創意と工夫による地域の固有の資源を活かした主体的な地域づくりとともに、地域の活力を高めるために 他の市町村との多様な交流連携を推進することが求められている。 このため、市町村の個性ある地域づくり及び広域的連携を長期・安定的に支援するための事業である。 市町村が地域づくり計画に基づき実施する移住施策を推進する事業と認められる事業で、次に掲げる事業について助成する。 ア 移住促進ハード事業 空き家や遊休施設を活用した移住促進施設を整備する事業 イ 移住促進ソフト事業 移住促進専用サイトの製作、都市圏でのセミナー、フェアへの出展、交流ツアーの開催、アの対象である施設のPRや施設を活用する事業(保守管理費除く)、移住希望者を増やすためのイベント等を実施する事業												
	対象団体 (事業主体)	市町村												
	採択要件	市町村の創意と工夫により、移住を希望する者に対し、移住先としてそれぞれの地域の魅力を届け、移住の促進に寄与する事業であるもの												
	補助主体	()国庫 (○)県単独 ()その他【 】												
	財政支援措置	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>(補助率)</th> <th>(上限額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移住促進ハード事業</td> <td>1/2</td> <td>500 万円</td> </tr> <tr> <td>移住促進ソフト事業</td> <td>1/2</td> <td>250 万円</td> </tr> </tbody> </table> ○補助対象経費 (ハード):設計監理費、工事費(付帯工事費を含む)、設備費(機械器具購入費等)、その他知事が必要と認める経費 (ソフト):謝金、旅費、委託料、需用費、その他知事が必要と認める経費				事業名	(補助率)	(上限額)	移住促進ハード事業	1/2	500 万円	移住促進ソフト事業	1/2	250 万円
	事業名	(補助率)	(上限額)											
	移住促進ハード事業	1/2	500 万円											
移住促進ソフト事業	1/2	250 万円												
ヒア・申請の時期等	要望調査10月頃、ヒアリング11月頃、交付申請・交付決定4月													
根拠法令・要綱等	福岡県地域づくり基金条例、個性ある地域づくり推進事業実施要綱、同補助金交付要綱													
制度創設年度	平成元年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無											
関係省庁等														
最近の実績	令和4年度 八女市、宗像市、嘉麻市 補助金交付額・・・5,421 (千円) 令和5年度 宗像市 補助金交付額・・・650 (千円) 令和6年度 飯塚市、宗像市 補助金交付額・・・3,389 (千円)													
担当からのコメント														

13	個性ある地域づくり推進事業(広域地域連携事業)										
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	Tel	092-643-3181						
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方									
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	市町村は地域の活性化を図るため、地域の創意と工夫による地域の固有の資源を活かした主体的な地域づくりとともに、地域の活力を高めるために他の市町村との多様な交流連携を推進することが求められている。このため、市町村の個性ある地域づくり及び広域的連携を長期・安定的に支援するための事業である。 個性ある地域づくりを推進するため2以上の市町村が共同で実施する広域的なソフト事業で、次に掲げる事業について助成する。 ア 広域イベント事業 個性ある地域づくりを支援するため実施する広域的なイベント事業 イ 市町村連携事業 圏域会議等により課題を共有し、共通の課題を解決するために実施する連携事業									
	対象団体 (事業主体)	市町村(複数の市町村が組織する協議会等を含む。)									
	採択要件	個性ある地域づくりを推進するための事業のうち、特に事業効果が高いと認められる事業又は当該地域づくりを持続可能なものにするための事業であり、県内のモデル的事業となるもの									
	補助主体	()国庫 (○)県単独 ()その他【 】									
	財政支援措置	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>(補助率)</th> <th>(上限額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域地域連携事業</td> <td>1/2</td> <td>500万円</td> </tr> </tbody> </table> ○補助対象経費の詳細は、個性ある地域づくり事業費補助金交付要綱 別表(第2条関係)を参照				事業名	(補助率)	(上限額)	広域地域連携事業	1/2	500万円
	事業名	(補助率)	(上限額)								
広域地域連携事業	1/2	500万円									
ヒア・申請の時期等	要望調査10月頃、ヒアリング11月頃、交付申請・交付決定4月										
根拠法令・要綱等	福岡県地域づくり基金条例、個性ある地域づくり推進事業実施要綱、同補助金交付要綱										
制度創設年度	平成元年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無								
関係省庁等											
最近の実績	令和4年度 直方市、飯塚市、田川市 補助金交付額・・・1,891(千円) 令和5年度 田川まると博物館プロジェクト推進会議 補助金交付額・・・3,201(千円) 令和6年度 田川まると博物館プロジェクト推進会議 補助金交付額・・・3,201(千円)										
担当からのコメント											

14	地域づくりアドバイザー派遣事業(県実施分・個性ある地域づくり推進事業)				
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	Tel	092-643-3181
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	市町村は地域の活性化を図るため、創意と工夫による地域の固有の資源を活かした主体的な地域づくりとともに、地域の活力を高めるために他の市町村との多様な交流連携を推進することが求められている。このため、市町村の個性ある地域づくり及び広域的連携を長期・安定的に支援するための事業である。 市町村が地域づくりに関する必要な助言・指導を受ける機会を提供することを目的に、地域づくりアドバイザー派遣事業の一部を助成する。			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	市町村が個性ある地域づくりを行うに際し、的確な助言・指導を受けることで当該市町村の個性ある地域づくりがより効果的なもの			
	補助主体	()国庫 (○)県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	補助対象経費:アドバイザーに対する報償費 補助対象限度額:1時間当たり6,000円までとし、1市町村40時間以内、24万円を限度とする。 実施期間:単年度			
	ヒア・申請の時期等	要望調査10月頃、ヒアリング11月頃、交付申請・交付決定4月			
根拠法令・要綱等		個性ある地域づくり推進事業実施要綱、地域づくりアドバイザー派遣事業実施要領			
制度創設年度		平成元年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等					
最近の実績		令和4年度 岡垣町 補助金交付額・・・117(千円) 令和5年度 実績なし 令和6年度 実績なし			
担当からのコメント		アドバイザーに対する報償費のみを県が負担するもので、旅費等は市町村の負担となります。			

15		地域づくり団体活動支援事業(地域づくり団体全国協議会分)			
担当部局名		企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	TEL 092-643-3210
ハード・ソフトの別			()ハード (○)ソフト ()両方		
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	地域づくり団体全国協議会に登録している地域づくり団体(以下「登録団体」という。)が行う自主的・主体的な地域づくり活動を支援するため、登録団体が行う講師等を招聘して開催する研修会等の事業について、登録団体からの申請に基づき、講師等の謝金及び旅費を助成する。			
	対象団体 (事業主体)	地域づくり団体全国協議会の賛助会員(ただし、同年度に「都道府県協議会等体制強化事業」または「地域づくり団体クラウドファンディング活用支援事業」の助成を受けた団体を除く。)			
	採択要件	1 自主的・主体的な地域づくりのために講師等を招聘して開催する研修会の事業(多数の聴講者を対象とし、営利を目的としないもの) 2 自主的・主体的な地域づくりや団体の内部体制の強化等のためにアドバイザー等を招聘して指導もしくは助言を受ける事業 3 令和7年4月1日から令和8年2月28日までの間に実施する事業 ※ 1団体あたり1事業のみとする。			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【地域づくり団体全国協議会】			
	財政支援措置	講師等の派遣にかかる謝金及び旅費の合計額助成(上限額 15 万円) ア 謝金：10 万円を限度とする。 イ 旅費：交通費及び宿泊費(日当は含まない)を対象とし、10 万円を限度とする。			
	ヒア・申請の時期等	令和7年3月～12月 (ただし、助成金の累計額が予算額に達し次第、受付終了)			
根拠法令・要綱等		令和7年度地域づくり団体活動支援事業実施要綱 (地域づくり団体全国協議会)			
制度創設年度		平成19年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		地域づくり団体全国協議会			
最近の実績		令和2年度実績：県内3団体 令和3年度実績：県内2団体 令和4年度実績：県内4団体 令和5年度実績：県内3団体 令和6年度実績：県内3団体			
担当からのコメント		・地域づくりネットワーク福岡県協議会の登録団体となった団体が、地域づくり団体全国協議会の登録団体となることができます。 ・当該事業の申請書は、事業実施予定日の1か月前までに県協議会を通じて、全国協議会に提出する必要があります。			

16	地域づくり団体クラウドファンディング活用支援事業 (地域づくり団体全国協議会分)				
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	Tel	092-643-3210
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	地域づくり団体全国協議会に登録している地域づくり団体(以下「登録団体」という。)の活動資金調達を支援するため、クラウドファンディングの活用に伴う費用の一部を助成する。			
	対象団体 (事業主体)	地域づくり団体全国協議会の賛助会員(ただし、同年度に「地域づくり団体活動支援事業」又は「都道府県協議会等体制強化事業」の助成を受けた団体を除く。)			
	採択要件	以下1～3のすべてに該当する事業 1 自主的・主体的な地域づくりのためにクラウドファンディングを活用し、支援総額が目標金額を達成した事業。 2 令和7年4月1日から令和7年12月31日までにクラウドファンディング企画の支援募集期間が終了する事業。 3 目標金額が30万円以上のもの。 ※ 1団体あたり1事業のみとする。			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【地域づくり団体全国協議会】			
	財政支援措置	目標金額の25%又は25万円のいずれか低い額を上限とし、かつ助成対象経費の100%以下の金額を助成。 助成対象経費の内訳は以下のとおり 1 アドバイザー招聘に要する謝金及び旅費の合計額を助成(上限額15万円) (1) 謝金：10万円を限度とする。 (2) 旅費：交通費及び宿泊費(日当は含まない)を対象とし、10万円を限度とする。 2 クラウドファンディング活用における広報費を助成(上限額15万円) 3 支援に対するリターン品に係る経費に要する2分の1の額を助成(上限額10万円) 4 クラウドファンディング事業者に支払う手数料の2分の1の額を助成(上限額10万円) ※1, 2, 3については、合計額(1+2+3)の上限額15万円			
	ヒア・申請の時期等	令和7年3月～12月 (ただし、助成金の累計額が予算額に達し次第、受付終了)			
根拠法令・要綱等		令和7年度地域づくり団体クラウドファンディング活用支援事業実施要綱 (地域づくり団体全国協議会)			
制度創設年度	平成31年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	地域づくり団体全国協議会				
最近の実績					
担当からのコメント	・ 地域づくりネットワーク福岡県協議会の登録団体となった団体が、地域づくり団体全国協議会の登録団体となることができます。 ・ 当該事業の申請書は、クラウドファンディングの支援募集開始の1か月前までに県協議会を通じて、全国協議会に提出する必要があります。				

17		離島活性化交付金事業			
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	Tel	092-643-3181
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制 度 内 容 (目的・事業概要)	離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、定住促進、交流促進に係るソフト事業を支援する。 【事業内容】 (1) 定住促進事業 ア 産業活性化事業 ・雇用の創出のための戦略産品開発 ・戦略産品の輸送費支援 ・企業誘致に向けた調査、コーディネーター招聘等 イ 定住誘引事業 ・U・J・I ターン希望者のための情報提供等 ウ 流通効率化事業 ・海上輸送、保管等の過程で流通効率化に効果のある機材の導入 エ デジタル技術等新技術活用促進事業 ・デジタル等の新技術導入による地域課題の解決を図る取組を支援 オ 小規模離島等生活環境改善事業 ・人口減少により支障が生じている小規模離島等の住民の生活環境を改善する取組を支援 カ 安全安心向上事業 ・防災力向上のための調査、防災講習の実施等 (2) 交流促進事業 ア 離島における地域情報の発信 イ 交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり ウ 島外住民との交流の実施・繋がりの構築の推進			
	対 象 団 体 (事業主体)	(1) 離島振興対策実施地域をその区域に含む都道府県(以下「都道府県」という。) (2) 離島振興対策実施地域をその区域に含む市町村(当該市町村によって構成される一部事務組合を含む。以下「市町村」という。) (3) 民間団体(都道府県又は市町村に存する経済団体(商工会議所又は商工会、中小企業団体、観光協会、農業協同組合、漁業協同組合等)、民間事業者、その他必要に応じ地域関係者)			

採 択 要 件	1 一般的基準 定量的な成果目標が設定され、成果目標の達成に向けた工程が適切に設定されていること 2 事業別基準 (1)定住促進事業 ア 産業活性化事業 ① 戦略産品開発事業は、離島の産品を利用する事業で、地域における新たな雇用の創出又は労働需要の増加に寄与するものであること ② 輸送支援事業は、離島から本土に移出する際の輸送が対象であって、地域における新たな雇用の創出又は労働需要の増加に寄与するものであること ③ 企業誘致・創業等促進事業は、離島への企業誘致に繋がる事業であって、地域における新たな雇用の創出又は地域経済への波及効果が見込める取組であること イ 定住誘引事業（定住情報の提供） 島の人口減少の抑制又は島への移住人口の増加等に寄与する事業であること ウ 流通効率化事業 ① 対象機材等を活性化計画に基づき異なる業種の複数の者が共同で利用すること ② 対象品目が、活性化計画に基づき離島において移出入される物品であること ③ 対象機材等については、個々の機材の規模、機能等が離島振興計画に沿ったものであり、かつ事業の効果が明確に期待されるものであること エ デジタル技術等新技術活用促進事業 デジタル技術等の新技術を活用する事業で、地域の課題解決に繋がるものであること オ 小規模離島等生活環境改善事業 日常生活に必要な機能が存在しない場合又はそれに準ずる場合にそれらを補完する事業であること カ 安全安心向上事業 離島の防災機能強化に資するものであること (2)交流促進事業 離島の他の地域との交流を通じて、交流人口・関係人口の拡大に寄与する事業であること。また、島外住民との交流の実施・繋がり構築の推進事業は、事業実施後においても当該事業が市町村等において継続して実施される可能性が高いものであること			
	補 助 主 体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】		
	財 政 支 援 措 置	事業実施主体が都道府県、市町村(当該市町村によって構成される一部事務組合を含む。)の場合、要する経費の2分の1以内 事業実施主体が民間団体の場合、要する経費の3分の1以内、かつ地方公共団体の負担額と同額までとする		
	ヒア・申請の時期等	次年度概算要望調査ヒアリング 6月 今年度執行状況・次年度要望調査ヒアリング 10月 次年度本要望調査ヒアリング 2月 事業計画、交付申請書提出 4月		
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	離島活性化交付金事業実施要綱、離島活性化交付金交付要綱、離島活性化交付金事業実施要領			
制 度 創 設 年 度	平成 25 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	

関 係 省 庁 等	国土交通省国土政策局離島振興課
最 近 の 実 績	令和4年度 宗像市 補助金交付額・・・2,866(千円) 令和5年度 宗像市 補助金交付額・・・1,388(千円) 令和6年度 宗像市、新宮町 補助金交付額・・・7,484(千円)
担 当 か ら の コ メ ン ト	本事業の実施にあたっては、市町村が主体となり離島活性化事業計画を作成し、 県に提出し、県は、国土交通大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

18		宝くじ文化公演事業(宝くじおしゃべり音楽館)			
担当部局名		企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	Tel 092-643-3178
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	宝くじの社会貢献広報事業として、地域の人々に上質な音楽を提供し、明るいまちづくりなどコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する。 ①出演者は「春風亭小朝」「小原孝」「島田歌穂」及び「おしゃべり音楽館ポップスオーケストラ」とする。 ②公演時間はおよそ 120 分から 150 分で 2 部構成とし、第 2 部において、出演者と地元合唱団との共演コーナーを設けることができる。			
	対象団体 (事業主体)	市町村(政令市を除く)			
	採択要件	会場は公立の文化施設等で、収容人員が概ね 800 人以上の施設であること。			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)自治総合センター】			
	財政支援措置	・次に掲げる経費以外は原則として(一財)自治総合センターが負担する。 ①会場、会場の設備及び備品使用料(音響、照明を含む) ②運営スタッフ(受付、会場整理、搬入搬出、駐車場、カゲアナ他)の費用及び付随経費 ③ポスターの掲出、チラシの配布に要する経費 ④新聞、広報誌、ウェブサイト(ホームページ)等の広報費 ⑤ケータリング経費 ⑥飾花・花束代 ⑦フルコンサートグランドピアノ使用料及び調律料 ⑧入場券の売り捌き手数料(外部の前売り所を活用する場合についてのみ設定可能であり、売り捌き手数料の 50%は自治総合センターで負担する。) ⑨地元出演者の募集及び参加に関する経費			
	ヒア・申請の時期等	実施前年度の 8 月～9 月頃に申請			
根拠法令・要綱等		宝くじ文化公演事業実施要綱			
制度創設年度		平成 18 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		(一財)自治総合センター			
最近の実績		平成 28 年度 筑紫野市 令和元年度 飯塚市 令和 4 年度 宗像市			
担当からのコメント		＊ 単年度要綱に基づくものであり、年度により若干の変更可能性あり。			

19		宝くじ文化公演事業(宝くじまちの音楽会)			
担当部局名		企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	Tel 092-643-3178
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	宝くじの社会貢献広報事業として、地域の人々に上質な音楽を提供し、明るいまちづくりなどコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する。 事業内容は、「南こうせつ with ウー・ファン〜心のうたコンサート〜」、「岩崎宏美・岩崎良美〜ふれあいコンサート〜」、「岡村孝子 With 三浦和人〜プレミアムな瞬間を重ねて〜」のうちいずれかひとつで2部構成とする。 第2部では、地元合唱団等との共演コーナー(2曲)を設ける。			
	対象団体 (事業主体)	市町村(政令市を除く)			
	採択要件	会場は公立の文化施設等で、収容人員が概ね800人以上の施設であること。			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)自治総合センター】			
	財政支援措置	・次に掲げる経費 <u>以外</u> は原則として(一財)自治総合センターが負担する。 ①会場、会場の設備及び備品使用料(音響、照明を含む) ②運営スタッフ(受付、会場整理、搬入搬出、駐車場、カゲアナ他)の費用及び付随経費 ③ポスターの掲出、チラシの配布に要する経費 ④新聞、広報誌、ウェブサイト(ホームページ)等の広報費 ⑤ケータリング経費 ⑥飾花・花束代 ⑦フルコンサートグランドピアノ使用料及び調律料 ⑧入場券の売り捌き手数料(外部の前売り所を活用する場合についてのみ設定可能であり、売り捌き手数料の50%は自治総合センターで負担する。) ⑨地元出演者の募集及び参加に関する経費			
	ヒア・申請の時期等	実施前年度の8月～9月頃に申請			
根拠法令・要綱等		宝くじ文化公演事業実施要綱			
制度創設年度		平成15年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		(一財)自治総合センター			
最近の実績		平成30年度 小郡市 令和2年度 久留米市(令和3年度に実施延期) 令和3年度 久留米市 令和6年度 大牟田市			
担当からのコメント		* 単年度要綱に基づくものであり、年度により若干の変更可能性あり。			

20		宝くじ文化公演事業(宝くじふるさとワクワク劇場)			
担当部局名		企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	Tel 092-643-3178
ハード・ソフトの別			()ハード (○)ソフト ()両方		
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	宝くじの社会貢献広報事業として、地域の人々に上質な演劇を提供し、明るいまちづくりなどコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する。 事業内容は、第1部 お笑いオンステージ(ベテラン落語家等による演芸ステージ)、第2部 ほのぼのコメディ劇場(プロの喜劇役者が演じる舞台に公開オーディションで選考された地元出演者が参加)の2部構成である。			
	対象団体 (事業主体)	市町村(政令市を除く)			
	採択要件	会場は公立の文化施設等で、収容人員が概ね800人以上の施設であること。			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)自治総合センター】			
	財政支援措置	・次に掲げる経費<u>以外</u>は原則として(一財)自治総合センターが負担する。 ①会場、会場の設備及び備品使用料(音響、照明を含む) ②運営スタッフ(受付、会場整理、搬入搬出、駐車場、カゲアナ他)の費用及び付随経費 ③新聞、広報誌、ウェブサイト(ホームページ)等の広報費 ④地元出演者の募集及び参加に関する経費 ⑤ケータリング経費 ⑥飾花・花束代 ⑦ポスターの掲出、チラシの配布に要する経費 ⑧入場券の売り捌き手数料(外部の前売り所を活用する場合についてのみ設定可能であり、売り捌き手数料の50%は自治総合センターで負担する。)			
	ヒア・申請の時期等	実施前年度8月～9月頃に申請			
根拠法令・要綱等		宝くじ文化公演事業実施要綱			
制度創設年度		平成12年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		(一財)自治総合センター			
最近の実績		平成23年度 朝倉市 令和3年度 柳川市 令和6年度 筑後市			
担当からのコメント		* 単年度要綱に基づくものであり、年度により若干の変更可能性あり。			

21	宝くじ文化公演事業(宝くじ文化公演)				
担 当 部 局 名	企画・地域振興部 市町村振興局	担 当 課 室 名	政策支援課	Tel	092-643-3178
ハ ー ド ・ ソ フ ト の 別		()ハード (○)ソフト ()両 方			
事業の概要	制 度 内 容 (目的・事業概要)	宝くじの社会貢献広報事業として、地域の人々に上質な音楽、演劇及び文化にする講演会等を提供し、明るいまちづくりなどコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する。 事業内容は、次に掲げる事業のうち、自治総合センターと開催地の地方公共団体とが協議して定める。ただし、1事業について連続する2日間で1都道府県内2市町村等が同一内容の公演を開催することを原則とする。 ①交響楽団等による演奏会 ④落語・漫才・奇術等 ②演劇(ミュージカル等を含む) ⑤文化講演会 ③演奏家等によるリサイタル			
	対 象 団 体 (事 業 主 体)	市町村(政令市を除く)			
	採 択 要 件	公立の文化施設等。			
	補 助 主 体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)自治総合センター】			
	財 政 支 援 措 置	・次に掲げる経費以外は原則として(一財)自治総合センターが負担する。 ①会場、会場の設備及び備品使用料(音響、照明を含む) ②運営スタッフ(受付、会場整理、搬入搬出、駐車場、カゲアナ他)の費用及び付随経費 ③新聞、広報誌、ウェブサイト(ホームページ)等の広報費 ④ケータリング経費 ⑤飾花・花束代 ⑥ポスターの掲出、チラシの配布に要する経費 ⑦入場券の売り捌き手数料(外部の前売り所を活用する場合についてのみ設定可能であり、売り捌き手数料の50%は自治総合センターで負担する。) ⑧フルコンサートグランドピアノ使用料及び調律料			
	ヒア・申請の時期等	実施前年度の8月～9月頃に申請			
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	宝くじ文化公演事業実施要綱				
制 度 創 設 年 度	昭和55年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関 係 省 庁 等	(一財)自治総合センター				
最 近 の 実 績	令和2年度 大川市・朝倉市 デーモン閣下&岡本知高 悪魔の森の音楽会 (令和3年度に実施延期) 令和3年度 大川市・朝倉市 名曲歌酔いコンサート 令和4年度 中間市・小郡市 名曲歌酔いコンサート 太宰府市・岡垣町 栗コーダーカルテット ～ファミリー・コンサート～ 令和5年度 大川市・豊前市 三味線コンサート 令和6年度 春日市・遠賀町 博多華丸・大吉公演				
担 当 か ら の コ メ ン ト	＊ 単年度要綱に基づくものであり、年度により若干の変更可能性あり。				

22		“宝くじスポーツフェア”（ドリーム・ベースボール）			
担当部局名		企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	Tel 092-643-3178
ハード・ソフトの別			()ハード (○)ソフト ()両方		
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	タイトルホルダー等の著名な元プロ野球選手からなるドリームチームと開催地チームとの親善試合、野球教室等を全国各地で行い、青少年の健全育成や、明るいまちづくりなどコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する。 事業内容 ①指導者クリニック(120分)※選択制 ②少年少女ふれあい野球教室(概ね120分) ③ふれあい講演会(60分)※選択制 ④ドリーム抽選会(15分) ⑤アトラクション(30分) ⑥親善試合「ドリーム・ゲーム」(7回戦・90分)			
	対象団体 (事業主体)	県及び市町村(政令市を除く。)			
	採択要件	・野球場(収容人員概ね2,000人以上を有するもの) ・主催者は、この事業が円滑に実施されるよう積極的に協力し、特に、広報誌への掲載、ポスター・チラシの掲示・配布等事業の周知宣伝を行い、会場を満員にするよう努力するものとし、開催会場及び関係印刷物に宝くじに関する表示をする等、宝くじの広報を行うこと。			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)自治総合センター】			
	財政支援措置	次に掲げる経費以外は原則として(一財)自治総合センターが負担する。 ①会場及び付帯施設、設備の提供と運営(音響費及び看板製作費、備品レンタル費の一部を除く。) ②運営スタッフの提供 ③参加者、出場者の募集と管理 ④開催告知及び集客(ただし、告知用のポスター、チラシは、(一財)自治総合センターで作成し、提供する) ⑤選手等の送迎(最寄り駅あるいは空港から宿泊地の間等)(ただし、2日間の選手送迎用のバス借り上げ費用は、(一財)自治総合センターにおいて負担) ⑥選手、スタッフの昼食等手配			
	ヒア・申請の時期等	実施前年度の8月～9月に申請			
根拠法令・要綱等		宝くじスポーツフェア実施要綱			
制度創設年度		平成2年度(現要綱は平成16年度から)	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		(一財)自治総合センター			
最近の実績		平成22年度 北九州市、糸島市 平成24年度 宮若市 平成25年度 小郡市 令和5年度 久留米市			
担当からのコメント		開催時期は、日曜日、祝祭日を含む2日間(2日目が休日になるように設定) 開催会場は、野球場、講演会場(野球場に隣接した施設)及び体育館(雨天会場) ＊ 単年度要綱に基づくものであり、年度によって若干の変更可能性あり。			

23		“宝くじスポーツフェア”（はつらつまママさんバレーボール）			
担 当 部 局 名		企画・地域振興部 市町村振興局	担 当 課 室 名	政策支援課	TEL 092-643-3178
ハ ー ド ・ ソ フ ト の 別		()ハード (○)ソフト ()両 方			
事業 の 概 要	制 度 内 容 (目的・事業概要)	バレーボールの世界大会・オリンピック等の出場経験者からなるドリームチームと開催地ママさんチームとの親善試合、バレーボール教室等を全国各地で行い、青少年の健全育成や、明るいまちづくりなどコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する。 事業内容 ①バレーボール指導者クリニック(120分) ②バレーボール教室(120分) ③アトラクション(25分) ④親善試合「フレンドリー・マッチ」(概ね90分) ⑤ドリーム抽選会(10分)			
	対 象 団 体 (事業主体)	県及び市町村(政令市を除く。)			
	採 択 要 件	・2面以上のコート、収容人員が600人以上である公立体育館等 ・主催者は、この事業が円滑に実施されるよう積極的に協力し、特に、広報誌への掲載、ポスター・チラシの掲示・配布等事業の周知宣伝を行い、会場を満員にするよう努力するものとし、開催会場及び関係印刷物に宝くじに関する表示をする等、宝くじの広報を行うこと。			
	補 助 主 体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)自治総合センター】			
	財 政 支 援 措 置	次に掲げる経費以外は原則として(一財)自治総合センターが負担する。 ①会場及び付帯施設・設備の提供と運営 ②運営スタッフの提供 ③参加者、出場者の募集と管理 ④開催告知及び集客(ただし、告知用のポスター、チラシは、(一財)自治総合センターで作成し、提供する) ⑤選手等の送迎(最寄り駅あるいは空港から宿泊地の間等)(ただし、2日間の選手送迎用のバス借り上げ費用は、(一財)自治総合センターにおいて負担) ⑥選手、スタッフの昼食等手配			
	ヒア・申請の時期等	実施前年度の8月～9月に申請			
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等		宝くじスポーツフェア実施要綱			
制 度 創 設 年 度		平成16年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関 係 省 庁 等		(一財)自治総合センター			
最 近 の 実 績		平成21年度 うきは市 平成28年度 行橋市 平成30年度 太宰府市 令和5年度 糸島市			
担 当 か ら の コ メ ン ト		開催時期は、日曜日、祝祭日を含む2日間(2日目が休日になるように設定) 開催会場は、公立体育館等で、バレーボール教室や開会式等では、拡声・BGM等のための音響設備が必要(派遣選手用の男女各控室の確保、男女各シャワールームが必要。) ＊ 単年度要綱に基づくものであり、年度によって若干の変更可能性あり。			

24		“宝くじスポーツフェア”（ドリーム・サッカー）			
担 当 部 局 名		企画・地域振興部 市町村振興局	担 当 課 室 名	政策支援課	Tel 092-643-3178
ハ ー ド ・ ソ フ ト の 別		()ハード (○)ソフト ()両 方			
事業の概要	制 度 内 容 (目的・事業概要)	サッカー元日本代表選手(国際サッカー連盟、アジアサッカー連盟または日本サッカー協会の公式大会に登録された経歴のある男子OB選手)及び元日本代表に準ずる元選手からなるドリームチームと開催地チームとの親善試合、サッカー教室等を全国各地で行い、青少年の健全育成や、明るいまちづくりなどコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する。 事業内容 ①サッカー指導者クリニック(120分) ②少年少女サッカー教室(120分) ③アトラクション(15分) ④親善試合「ドリーム・ゲーム」(75分) ⑤ドリーム抽選会(15分)※親善試合ハーフタイム時に行う			
	対 象 団 体 (事 業 主 体)	県及び市町村(政令市を除く。)			
	採 択 要 件	・概ね3,000人以上収容できるサッカースタジアム ・主催者は、この事業が円滑に実施されるよう積極的に協力し、特に、広報誌への掲載、ポスター・チラシの掲示・配布等事業の周知宣伝を行い、会場を満員にするよう努力するものとし、開催会場及び関係印刷物に宝くじに関する表示をする等、宝くじの広報を行うこと。			
	補 助 主 体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)自治総合センター】			
	財 政 支 援 措 置	次に掲げる経費以外は原則として(一財)自治総合センターが負担する。 ①会場及び付帯施設、設備の提供と運営(音響費を除く。) ②運営スタッフの提供 ③参加者、出場者の募集と管理 ④開催告知及び集客(ただし、告知用のポスター・チラシは、(一財)自治総合センターで作成し、提供する) ⑤選手等の送迎(最寄り駅あるいは空港から宿泊地の間等)(ただし、2日間の選手送迎用のバス借り上げ費用は、(一財)自治総合センターにおいて負担) ⑥選手、スタッフの昼食等手配			
	ヒア・申請の時期等	実施前年度の8月～9月に申請			
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等		宝くじスポーツフェア実施要綱			
制 度 創 設 年 度		平成18年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関 係 省 庁 等		(一財)自治総合センター			
最 近 の 実 績		平成25年度 八女市 令和4年度 春日市			
担 当 か ら の コ メ ン ト		開催時期は、日曜日、祝祭日を含む2日間(2日目が休日になるように設定) 開催会場は、サッカースタジアム及び体育館(雨天会場) * 単年度要綱に基づくものであり、年度によって若干の変更可能性あり。			

25	コミュニティ助成事業(一般コミュニティ助成事業)																						
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	TEL	092-643-3178																		
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方																					
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	(対象事業) 住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等(建築物、消耗品は除く)の整備に関する事業。 (参考例) 芝刈機、除雪機、トレーニング用具、健康管理器具、太鼓、御輿、山車、法被、テント、視聴覚機器、調理用機器、イス・テーブル、各種スポーツ用具、遊具、掲示板、屋外放送設備等																					
	対象団体 (事業主体)	市町村(政令市を除く。)又は市町村が認めるコミュニティ組織																					
	採択要件	・宝くじの社会貢献広報を図るため、当該設備に宝くじ助成の旨を表示するほか、市町村の広報誌等を通じ広報すること。 ・国の補助金及び地方債を充当していないもの。 ・年度内に実施、及び完了するもの。 ・原則として、短期間に消費若しくは破損するような設備等の整備でないもの。																					
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)自治総合センター】																					
	財政支援措置	・1件につき100～250万円(10万円単位)																					
	ヒア・申請の時期等	実施前年度9月～10月																					
根拠法令・要綱等		コミュニティ助成事業実施要綱																					
制度創設年度		昭和47年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無																			
関係省庁等		(一財)自治総合センター																					
最近の実績		<table border="1"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>36件</td> <td>81,400千円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>45件</td> <td>103,000千円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>50件</td> <td>112,300千円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>46件</td> <td>107,600千円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>46件</td> <td>101,700千円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>36件</td> <td>85,400千円</td> </tr> </table>				令和元年度	36件	81,400千円	令和2年度	45件	103,000千円	令和3年度	50件	112,300千円	令和4年度	46件	107,600千円	令和5年度	46件	101,700千円	令和6年度	36件	85,400千円
令和元年度	36件	81,400千円																					
令和2年度	45件	103,000千円																					
令和3年度	50件	112,300千円																					
令和4年度	46件	107,600千円																					
令和5年度	46件	101,700千円																					
令和6年度	36件	85,400千円																					
担当からのコメント		* 単年度要綱に基づくものであり、助成額等について若干の変更可能性あり。																					

26	コミュニティ助成事業(コミュニティセンター助成事業)				
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	TEL	092-643-3178
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	(対象事業) 住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設(コミュニティセンター・自治会集会所等)の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品(一般コミュニティ助成事業との併用は不可)の整備に関する事業。(ただし、土地の整備(取得・造成を含む)、既存施設・中古品の購入、既存の施設又は設備等の修理・修繕・撤去・解体処理・外構工事に要する経費は対象外。)			
	対象団体 (事業主体)	市町村(政令市を除く。)又は市町村が認めるコミュニティ組織			
	採択要件	・宝くじの社会貢献広報を図るため、当該施設又は設備に宝くじ助成の旨を表示するほか、市町村の広報誌等を通じ広報すること。 ・国の補助金及び地方債を充当していないもの。 ・年度内に実施、及び完了するもの。 ・原則として、短期間に消費若しくは破損するような設備等の整備でないもの。			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)自治総合センター】			
	財政支援措置	1件につき対象となる総事業費の5分の3以内に相当する額(10万円単位)ただし、1,500万円を限度。			
	ヒア・申請の時期等	実施前年度9月～10月			
根拠法令・要綱等		コミュニティ助成事業実施要綱			
制度創設年度		昭和47年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		(一財)自治総合センター			
最近の実績		令和元年度	3件	41,800千円	
		令和2年度	3件	44,600千円	
		令和3年度	4件	54,200千円	
		令和4年度	4件	46,700千円	
		令和5年度	4件	54,500千円	
		令和6年度	3件	45,000千円	
担当からのコメント		* 単年度要綱に基づくものであり、助成額等について若干の変更可能性あり。			

27	コミュニティ助成事業(青少年健全育成助成事業)				
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	TEL	092-643-3178
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	(対象事業) 青少年の健全育成に資するため、主として親子で参加する次のソフト事業を対象とする。(ただし、備品は対象外。) ① スポーツ・レクリエーション活動に関する事業 ((一財)自治総合センターが実施している野球、バレーボール、サッカーに関する事業と重複するものは対象外。) ②文化・学習活動に関する事業 ③その他コミュニティ活動のイベント等に関する事業			
	対象団体 (事業主体)	市町村(政令市を除く。)又は市町村が認めるコミュニティ組織			
	採択要件	・宝くじの社会貢献広報を図るため、イベント等ソフト事業のポスター・チラシ・看板等に宝くじ助成の旨を表示するほか、市町村の広報誌等を通じ広報すること。 ・国の補助金及び地方債を充当していないもの。 ・年度内に実施、及び完了するもの。			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)自治総合センター】			
	財政支援措置	・1件につき30～100万円(10万円単位)			
	ヒア・申請の時期等	実施前年度9月～10月			
根拠法令・要綱等		コミュニティ助成事業実施要綱			
制度創設年度		平成11年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		(一財)自治総合センター			
最近の実績		令和元年度 2件 1,600千円 令和4年度 1件 1,000千円			
担当からのコメント		* 単年度要綱に基づくものであり、助成額等について若干の変更可能性あり。			

28	コミュニティ助成事業(共生の地域づくり助成事業)				
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	TEL	092-643-3178
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制 度 内 容 (目的・事業概要)	宝くじの社会貢献広報事業として、地域の創意工夫により、地域の実情に応じて、子ども、女性、高齢者、障がい者など全ての住民にやさしいまちづくりを進めるための先導的な、設備等(建築物、消耗品は除く)の整備に関する事業又はソフト事業に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するものとする。			
	対 象 団 体 (事業主体)	市町村(政令市を除く。)			
	採 択 要 件	・宝くじの社会貢献広報を図るため、施設又は設備等、若しくはイベント等ソフト事業のポスター・チラシ・看板等に宝くじ助成の旨を表示するほか、市町村の広報誌等を通じ広報すること。 ・国の補助金及び地方債を充当していないもの。 ・年度内に実施、及び完了するもの。			
	補 助 主 体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(財)自治総合センター】			
	財 政 支 援 措 置	・1団体につき1,000万円を限度とする。 ただし、ソフト事業の場合は1団体500万円を限度とする。 (助成金は10万円単位) ・用地取得に要する経費は助成の対象としない。			
	ヒア・申請の時期等	実施前年度9月～10月			
根 拠 法 令・要 綱 等		コミュニティ助成事業実施要綱			
制 度 創 設 年 度		平成23年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関 係 省 庁 等		(一財)自治総合センター			
最 近 の 実 績		令和元年度 1件 3,700千円 令和2年度 2件 11,300千円 令和3年度 1件 4,800千円 令和4年度 1件 10,000千円 令和5年度 2件 14,800千円 令和6年度 1件 10,000千円			
担 当 か ら の コ メ ン ト		(一財)自治総合センターが実施している他の事業と重複するものは助成の対象とならない。 ＊ 単年度要綱に基づくものであり、助成額等について若干の変更可能性あり。			

29		環境保全促進助成事業			
担当部局名		企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	Tel 092-643-3178
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	コミュニティ活動の一環として行われる地域環境及び地球環境に係る保全活動・教育啓発の推進を図るための事業に助成を行うことにより環境にやさしい地域づくりの推進を図る。			
	対象団体 (事業主体)	県、市町村、市町村が認めるコミュニティ組織			
	採択要件	・地域環境及び地球環境に係る保全活動・教育啓発の推進を図るためのソフト事業(各種イベント、交流会・発表会及び指導者養成研修会等)であること。 ※書籍類の刊行、備品の購入、及び単発的なクリーン作戦等本事業の趣旨になじまないものは除外する。 ・国の補助金の交付を受けない事業で、助成金の交付決定があった年度に完了すること。			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)自治総合センター】			
	財政支援措置	・助成金の交付(1件につき、次の額。) 対象事業費のうち 県、市町村においては、200万円を限度 市町村が認めるコミュニティ組織においては、100万円を限度 (助成額は10万円単位)			
	ヒア・申請の時期等	実施前年度8月～9月に申請			
根拠法令・要綱等		環境保全促進助成事業実施要綱			
制度創設年度		平成7年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		(一財)自治総合センター			
最近の実績		平成26年度 筑後市 1,700千円 平成28年度 朝倉市 1,000千円 平成29年度 福岡県 600千円 令和3年度 飯塚市 1,000千円 令和6年度 筑後市 1,900千円			
担当からのコメント		＊ 単年度要綱に基づくものであり、年度により若干の変更可能性あり。			

30		シンポジウム助成事業			
担 当 部 局 名		企画・地域振興部 市町村振興局	担 当 課 室 名	政策支援課	Tel 092-643-3178
ハ ー ド ・ ソ フ ト の 別		()ハード (○)ソフト ()両 方			
事業の概要	制 度 内 容 (目的・事業概要)	シンポジウムの事業に助成を行うことにより、活気に満ちた地域社会づくりの推進を図る。 事業内容は、パネルディスカッション(必須)、基調講演、事例発表、展示会等とする。			
	対 象 団 体 (事 業 主 体)	都道府県及び市町村			
	採 択 要 件	・申請件数は、都道府県単位で1件とする。 ・国の補助金の交付を受けない事業で、助成金の交付決定があった年度に完了すること。			
	補 助 主 体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)自治総合センター】			
	財 政 支 援 措 置	1事業につき300万円を限度とする。 (助成額は10万円単位)			
	ヒア・申請の時期等	実施前年度の8月～9月頃に申請			
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等		シンポジウム助成事業実施要綱			
制 度 創 設 年 度		平成22年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関 係 省 庁 等		(一財)自治総合センター			
最 近 の 実 績		令和2年度：朝倉市 600千円 令和3年度：田川市 400千円 令和4年度：春日市 2,600千円 令和5年度：苅田町 1,700千円 令和6年度：北九州市 2,800千円			
担 当 か ら の コ メ ン ト		・会場は公立の文化施設その他適切な施設とし、入場料は無料とすること。 ＊ 単年度要綱に基づくものであり、年度によって若干の変更可能性あり。			

31		地域コミュニティ活性化支援事業補助金																																							
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	Tel	092-643-3178																																				
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方																																							
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	人口減少、高齢化が進む中山間・過疎地域において、将来にわたって地域住民が暮らし続けるためには、買い物、福祉、交通手段などの日常生活に必要な機能・サービスを確保する「小さな拠点」の形成が喫緊の課題となっている。 そのため、小さな拠点の形成について具体的な成果が見込まれる地域住民等の活動を財政支援し、他の地域の参考となる先進事例をつくりあげる。 また、県民が将来に渡って安全・安心に暮らすためにも地域のコミュニティ活性化は県の重要な課題である。 このため、地域コミュニティの運営の負担を軽減するための事業に対して財政支援し、地域コミュニティが抱える担い手不足等の課題を解決し、地域コミュニティの活性化を図る。																																							
	対象団体 (事業主体)	(小さな拠点形成促進事業) 地域運営組織等。ただし、過疎、振興山村、特定農山村、離島、辺地のいずれか又はこれらに準ずると知事が認める地域 (地域コミュニティ運営改善事業) 市町村、地域コミュニティ																																							
	採択要件	【小さな拠点形成促進事業】 地域運営組織等が小さな拠点の形成のために行う地域将来計画の策定のための事業であって、事業効果が高く、当該事業の内容が他の地域にとって参考となる可能性が高いと知事が認めたもの 【地域コミュニティ運営改善事業】 市町村、地域コミュニティが専門家を招聘して、助言・指導を受ける事業																																							
	補助主体	(○)国庫 (○)県単独 ()その他【 】																																							
	財政支援措置	【小さな拠点形成促進事業】 (1) 補助対象経費 謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、及びその他知事が必要と認める経費 (2) 補助率 対象となる経費総額の1/2以内とし、100万円を上限とする。 【地域コミュニティ運営改善事業】 (1) 補助対象経費 謝金、旅費、委託料（専門家の招聘に係る経費に限る）、その他知事が必要と認める経費 (2) 補助率 対象となる経費総額の1/2以内とし、50万円を上限とする。																																							
	ヒア・申請の時期等	(申請期限) 令和7年6月10日(火)																																							
根拠法令・要綱等	地域再生法、地方創生推進交付金実施要綱、地域コミュニティ活性化支援事業実施要綱、小さな拠点形成促進事業補助金交付要綱																																								
制度創設年度	令和元年度	改正・見直し等の予定の有無		(○)有 ()無																																					
関係省庁等	内閣府																																								
最近の実績	<table border="0"> <tr> <td>令和2年度</td> <td>嘉麻市</td> <td>嘉麻市熊ヶ畑地区地域将来計画策定事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>嘉麻市</td> <td>嘉麻市千手・泉河内地域将来計画策定事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>嘉麻市</td> <td>嘉麻市上山田地域将来計画策定事業</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>香春町</td> <td>小さな拠点形成促進事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>嘉麻市</td> <td>嘉麻市足白地域将来計画策定事業</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>実績なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>岡垣町</td> <td>コミュニティ活動支援事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>糸島市</td> <td>行政区支援事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>香春町</td> <td>地域コミュニティ活性化支援事業</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>糸島市</td> <td>行政区支援事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>嘉麻市</td> <td>地域整備事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>香春町</td> <td>住民主体のまちづくり推進事業</td> </tr> </table>					令和2年度	嘉麻市	嘉麻市熊ヶ畑地区地域将来計画策定事業		嘉麻市	嘉麻市千手・泉河内地域将来計画策定事業		嘉麻市	嘉麻市上山田地域将来計画策定事業	令和3年度	香春町	小さな拠点形成促進事業		嘉麻市	嘉麻市足白地域将来計画策定事業	令和4年度	実績なし		令和5年度	岡垣町	コミュニティ活動支援事業		糸島市	行政区支援事業		香春町	地域コミュニティ活性化支援事業	令和6年度	糸島市	行政区支援事業		嘉麻市	地域整備事業		香春町	住民主体のまちづくり推進事業
令和2年度	嘉麻市	嘉麻市熊ヶ畑地区地域将来計画策定事業																																							
	嘉麻市	嘉麻市千手・泉河内地域将来計画策定事業																																							
	嘉麻市	嘉麻市上山田地域将来計画策定事業																																							
令和3年度	香春町	小さな拠点形成促進事業																																							
	嘉麻市	嘉麻市足白地域将来計画策定事業																																							
令和4年度	実績なし																																								
令和5年度	岡垣町	コミュニティ活動支援事業																																							
	糸島市	行政区支援事業																																							
	香春町	地域コミュニティ活性化支援事業																																							
令和6年度	糸島市	行政区支援事業																																							
	嘉麻市	地域整備事業																																							
	香春町	住民主体のまちづくり推進事業																																							
担当からのコメント																																									

32		過疎地域持続的発展支援事業			
担当部局名		企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	Tel 092-643-3182
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	過疎地域における地域人材の育成、ICT等技術の活用等による地域課題に対応するためのソフト事業について、その経費の全部又は一部を補助することにより、過疎地域の持続的発展を支援する。			
	対象団体 (事業主体)	過疎地域市町村 構成市町村の2分の1以上が過疎地域市町村である一部事務組合等			
	採択要件	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条に定める過疎地域持続的発展市町村計画に基づき当該年度に実施するICT等技術活用事業又は人材育成事業のうち、次のいずれかに掲げるものであること。 (1) ICT等技術活用事業にあつては、その目的が次の(ア)～(カ)のいずれかに該当するもの (ア) 産業振興(スモールビジネス振興) (イ) 生活の安心・安全確保対策 (ウ) 集落の維持・活性化対策 (エ) 移住・交流・若者の定住促進対策、田園回帰の促進 (オ) 地域文化伝承対策 (カ) 環境貢献施策の推進 (2) 人材育成事業のうち市町村等が行うものにあつては、都道府県が実施する事業(予定を含む。)と事業内容が重複しないこと。			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他 【】			
	財政支援措置	交付対象経費:調査費、ICT等技術活用事業費、人材育成事業費、市町村等事務費 交付限度額:20,000千円(下限5,000千円) ※人材育成事業における一事業当たりの固定資産購入費に対して交付できる額は、交付限度額の1/2以内の額とし、交付対象経費の総額が交付限度額に満たない事業の場合は、当該交付対象経費総額の1/2以内の額とする。			
	ヒア・申請の時期等	(提案書提出)前年度1月、(申請時期)当該年度5月			
	根拠法令・要綱等	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、 過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱			
制度創設年度	平成22年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	総務省				
最近の実績	平成22年度:宗像市 平成23年度:大牟田市 八女市 令和5年度:田川市				
担当からのコメント	市町村から提出された事業提案書については、総務省において、実践者・民間専門家等を構成員とした評価委員会を開催して審査し、その結果を参考として交付先が決定される。(ヒアリングはなし) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条に定める過疎地域持続的発展市町村計画において当該年度において実施するものとして定められた事業が対象となる。				

33		過疎地域集落再編整備事業(集落等移転事業)			
担当部局名		企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	Tel 092-643-3182
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	過疎地域において人口の著しい減少、高齢化の進展等によりその基礎的条件が著しく低下した集落を基幹集落等に移転する事業(以下「集落移転タイプ」という。)、基礎的な公共サービスの確保が困難な地域に孤立散在する住居を、基幹集落等に移転する事業(以下「へき地点在住居移転タイプ」という。)について、その経費の全部又は一部を補助することにより、過疎地域の持続的発展を支援する。			
	対象団体 (事業主体)	過疎地域市町村			
	採択要件	【集落移転タイプ】 ① 次のいずれかの条件を満たす集落であること。 ・ 交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難であること。 ・ 交通条件が悪く、人口が著しく減少していること。 ・ 交通条件が悪く、高齢化が著しいこと。 ② 全体として移転戸数が概ね5戸以上であること。 ③ 各移転対象集落等にある相当数の戸数(3分の2以上)が移転すること。 ④ 移転戸数のうち、相当の戸数(2分の1以上)が移転先地において団地を形成すること。 【へき地点在住居移転タイプ】 ① 交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難な地域に存する住居であること。 ② 全体として移転戸数が3戸以上であり、移転先において団地を形成すること。			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	交付対象限度額:移転1戸当たり6,144千円 交付対象経費:移転円滑化経費、団地造成費、移転先住宅建設等助成費(利子補給)、生活関連施設整備費、産業基盤施設整備費 交付率:1/2以内 ※市町村負担部分については過疎債の対象となる。			
	ヒア・申請の時期等	(要望調査)前年度1月、(総務省ヒア)前年度2月、(申請時期)当該年度4～5月			
	根拠法令・要綱等	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱			
制度創設年度	平成6年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	総務省				
最近の実績	なし				
担当からのコメント	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条に定め過疎地域持続的発展市町村計画において当該年度において実施するものとして定められた事業が対象となる。				

34		過疎地域集落再編整備事業(定住促進団地整備事業)			
担当部局名		企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	Tel 092-643-3182
ハード・ソフトの別			(○)ハード ()ソフト ()両方		
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	地域における定住を促進するための住宅団地を造成する事業について、その経費の全部又は一部を補助することにより、過疎地域の持続的発展を支援する。			
	対象団体 (事業主体)	過疎地域市町村			
	採択要件	(1) 地域における定住を促進するための住宅団地を整備するものであること。 (2) 5戸以上が団地を形成すること。			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	交付対象限度額:3,877千円に団地内戸数を乗じて得た額 交付対象経費:団地造成費(賃貸分)、生活関連施設整備費、産業基盤施設整備費 交付率:1/2以内 ※市町村負担部分については過疎債の対象となる。			
	ヒア・申請の時期等	(要望調査)前年度1月、(総務省ヒア)前年度2月、(申請時期)当該年度4～5月			
根拠法令・要綱等		過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱			
制度創設年度		平成6年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		総務省			
最近の実績		平成10～11年度:犀川町 55戸 平成11～12年度:稲築町 12戸、上陽町 22戸 平成16年度:黒木町 6戸			
担当からのコメント		過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条に定める過疎地域持続的発展市町村計画において当該年度において実施するものとして定められた事業が対象となる。			

35		過疎地域集落再編整備事業(定住促進空き家活用事業)			
担当部局名		企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	Tel 092-643-3182
ハード・ソフトの別			(○)ハード ()ソフト ()両方		
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	地域における定住を促進するための当該市町村内に点在する空き家を有効活用して住宅を整備する事業について、その経費の全部又は一部を補助することにより、過疎地域の持続的発展を支援する。			
	対象団体 (事業主体)	過疎地域市町村			
	採択要件	(1) 地域における定住を促進するため、当該市町村内に点在する空き家を有効活用し、住宅を整備すること。 (2) 整備する空き家の戸数が3戸以上であること。 ※ ただし、公営住宅、特定優良賃貸住宅、その他市町村が住宅の用に供している住宅は対象から除外。 ※ 定住促進の目的を妨げない限り、整備した空き家を交流滞在等の目的で使用可。			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	交付対象限度額: 4,000 千円に整備戸数を乗じて得た額 交付対象経費: 空き家改修費(新たに取得、又は所有している空き家は譲渡を予定しているものを除く。空き家を借り受けて整備する場合は10年以上の借受が必要。) 交付率: 1/2 以内 ※ 市町村負担部分については過疎債の対象となる。			
	ヒア・申請の時期等	(要望調査)前年度1月、(総務省ヒア)前年度2月、(申請時期)当該年度4～5月			
根拠法令・要綱等		過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱			
制度創設年度		平成19年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		総務省			
最近の実績		なし			
担当からのコメント		過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条に定める過疎地域持続的発展市町村計画において当該年度において実施するものとして定められた事業が対象となる。			

36		過疎地域集落再編整備事業(季節居住団地整備事業)			
担当部局名		企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	Tel 092-643-3182
ハード・ソフトの別			(○)ハード ()ソフト ()両方		
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	漸進的な集落移転を誘導するための季節居住等団地を造成する事業について、その経費の全部又は一部を補助することにより、過疎地域の持続的発展を支援する。			
	対象団体 (事業主体)	過疎地域市町村			
	採択要件	(1) 交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難な地域に 存する住居であること。 (2) 移転先において漸進的な集落移転を誘導するため、冬期間など季節的に居住 等するための団地を形成すること。 (3) 全体として季節的居住等の戸数が3戸以上であること。 ※季節居住の目的を妨げない限り、整備した団地を交流滞在等の目的で使用可。			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	交付対象限度額：4,738 千円(ただし当該団地において高齢者コミュニティセンタ ーの建設を伴わない場合は3,877 千円) に団地内戸数を乗じて 得た額 交付対象経費：団地造成費(賃貸分)、生活関連施設整備費(一定の要件を満たせば 高齢者コミュニティセンターを建設することができる)、産業基盤 施設整備費 交付率：1/2 以内 ※市町村負担部分については過疎債の対象となる。			
	ヒア・申請の時期等	(要望調査)前年度1月、(総務省ヒア)前年度2月、(申請時期)当該年度4～5月			
根拠法令・要綱等		過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、過疎地域持続的発展支援 交付金交付要綱			
制度創設年度		平成12年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		総務省			
最近の実績		なし			
担当からのコメント		過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条に定める過疎地域持続 的発展市町村計画において当該年度において実施するものとして定められた事業 が対象となる。			

37		過疎地域遊休施設再整備事業			
担当部局名		企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	Tel 092-643-3182
ハード・ソフトの別			(○)ハード ()ソフト ()両方		
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興を図るための施設整備事業について、その経費の全部又は一部を補助することにより、過疎地域の持続的発展を支援する。			
	対象団体 (事業主体)	過疎地域市町村 構成市町村の2分の1以上が過疎地域市町村である一部事務組合等			
	採択要件	(1) 現在使用されていない家屋、廃校舎、その他本来の用途を廃止した施設等遊休施設を有効活用するものであること。 (2) 都市部等との人・文化・情報等による地域間交流を図るものであり、交流を図る上で、都市部等との連携が図られているもの。又は、地域の振興に資するものであること。 (3) 一体的なコンセプトによって地域に所在する既存の施設との調和が図られ、またそのような施設と連携して交流事業等を推進するものであること。 (4) 自然環境や街並み景観に配慮したものであること。 (5) 文化、歴史等の地域の特性・魅力を活かしたものであること。			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	交付対象限度額:60,000 千円 交付対象経費:主要施設改修費(庁舎等公用に供する部分を除く)、機能拡張に係る付帯施設・設備費(庁舎等公用に供する部分を除く) 交付率:1/3 以内 ※市町村負担部分については過疎債の対象となる。			
	ヒア・申請の時期等	(要望調査)前年度1月、(総務省ヒア)前年度2月、(申請時期)当該年度4～5月			
根拠法令・要綱等		過疎地域の持続的発展の支援に関する特別特別措置法、過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱			
制度創設年度		平成23年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		総務省			
最近の実績		令和6年度 朝倉市			
担当からのコメント		平成22年度までの「地域間交流施設整備事業」を廃止し、平成23年度から新設された事業。 主要施設の機能拡張のため、付帯施設・設備(アトリエ、ギャラリー、テナント店舗、景観整備施設、情報通信設備等)を整備する場合も対象となる。			

38		過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業			
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	Tel	092-643-3182
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	過疎地域等の集落においては高齢化の進行等により、集落機能の維持や存続が危ぶまれる集落が増加しており、医療や福祉対策、日常生活機能の確保及び空き家や耕作放棄地の増加等の課題が深刻化している。 このような過疎地域等の集落において深刻化する喫緊の課題に対応するため、基幹集落を中心として、周辺の集落との間で「集落ネットワーク圏」を形成し、生活の営み(日常生活支援機能)を確保するとともに、生産の営み(地域産業)を振興するために「地域運営組織等」が行う取組を支援することにより、継続的な集落の維持・活性化を図る。			
	対象団体 (事業主体)	交付対象者：実施要綱第4の対象地域を有する市町村 事業実施主体：集落機能の維持及び活性化に向けた対策に取り組む地域運営組織等			
	採択要件	外部有識者による審査を行い、その審査結果(評価)を踏まえ総務省において判断し選定する。 なお、評価は、以下の項目を基に総合的に行う。 【先進性】 - 先進的な技術を活用した過疎地域等の集落の維持・活性化に資する取組であるか。 【市町村主体性】 - 市町村において、集落ネットワーク圏が直面する課題(日常生活支援機能の確保等)を的確に把握し、当該課題の解決に向けた活動等の方針等を集落ネットワーク圏計画に反映しているか。 【住民主導性】 - 地域住民自らが主体的に参画して企画・立案する取組であるか。 (事業者等への丸投げとなっていないか。) - 地域住民が主体の実施体制となっているか。 (行政主導となっていないか。) 【実現性】 - 事業の実施計画が十分に練られ、実施可能な内容となっているか。 【継続性】 - 次年度以降も継続自主的・発展的な展開が期待できる取組であるか。 【実効性】 - 集落ネットワーク圏の直面する課題に対して効果的な取組であるか。 - 提案事業により基幹集落以外の周辺集落にも効果が波及し、集落ネットワーク圏全体の活性化に繋がることを期待できる取組か。 【適格性】 - 集落単体で解決が困難な課題を集落ネットワーク圏で解決・補完する取組であるか。 - 単なるイベントなど単発的な取組ではないか。 - 施設の設置、維持・改修などハード的な経費が多くを占めていないか。 - 委託費が多くを占めていないか、特段の理由なく再委託を行っていないか。 - 光熱費や燃料費、備品など内部管理的な経費が多くを占めていないか。 - 公序良俗に反するものではないか、特定の個人又は法人等に特別の利益を与えるものではないか。			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			

財 政 支 援 措 置	交付対象限度額:15,000 千円 (下限額は5,000 千円) ただし、以下の事業を実施する場合は、上限額を下記のとおりとする。 ① 専門人材を活用する事業 (20,000 千円) ② I C T等技術を活用する事業 (25,000 千円) ③ 上記①+②を併用する事業 (30,000 千円) ※ ただし、上乘せ分は当該事業のみに充てることができるものとする。 交付対象経費: ○過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業実施計画に基づく事業で次に掲げるものに要する経費。 ただし、食糧費及び建設地方債が充当可能な経費を除く。 ア 産業振興(特産品の開発・販売促進PR 事業等) イ 生活の安全・安心確保対策(有償運送の仕組み構築、日用品・食料品等の買物支援等) ウ 都市と地域の交流・移住促進対策 エ 地域文化伝承対策 オ その他適当と認められるもの		
	ヒア・申請の時期等	(提案書提出)前年度2月、(申請時期)当該年度5月	
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別特別措置法、過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業実施要綱		
制 度 創 設 年 度	平成27年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無
関 係 省 庁 等	総務省		
最 近 の 実 績	平成29年度 那珂川町、新宮町 平成30年度 朝倉市、築上町 令和2年度 築上町 令和4年度 那珂川市、香春町		
担 当 か ら の コ メ ン ト	平成27年度当初で新設。同時に「過疎集落等自立再生対策事業」は廃止。 平成28年度当初より国土交通省「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業」との同時募集となった。		

39	「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業				
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	TEL	092-643-3182
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制 度 内 容 (目的・事業概要)	人口減少や高齢化が先行・加速する地方の条件不利地域において、公益サービス、生活サービス、地域活動等の維持確保を図るため、必要となる既存の施設を活用した施設整備等に所要の補助を行う。			
	対 象 団 体 (事業主体)	対象地域を含む ① 市町村(対象市町村により組織される一部事務組合若しくは広域連合を含む) ② NPO等(「小さな拠点」の形成に資する活動を行うことを目的とする非営利活動法人等若しくは地方公共団体が認定したまちづくり協議会)			
	採 択 要 件	本事業の対象は、次の(1)から(3)までに掲げる条件のいずれにも該当する地域において行うものとする (1) 次のいずれかの地域 ① 離島振興法により指定された離島振興対策実施地域 ② 豪雪地帯対策特別措置法の規定により指定された豪雪地帯 ③ 山村振興法の規定により指定された振興山村 ④ 半島振興法の規定により指定された半島振興対策実施地域 ⑤ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により公示された地域 (2) 次に掲げる条件のいずれにも該当する集落生活圏が形成されている地域 ① 人口規模が1,000人以上であること ② 小さな拠点の中心部から5km程度の距離の範囲内にあること(地域の実情を踏まえ、より広域的な圏域の形成が図られると認められる場合はこの限りではない。) (3) 次に掲げる条件のいずれにも該当する基幹集落が形成されている地域 ① 人口規模が200人以上であること ③ 近傍の都市計画の中心部から15km以上離れていること 事業の実施期間は3か年度以内			
	補 助 主 体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財 政 支 援 措 置	○施設の再編・集約:(市町村が行う場合) 補助対象経費の1/2以内 (NPO等が行う場合) 補助対象経費の1/3以内 地域住民への様々な公益サービス機能を維持確保するため、遊休施設を活用し、ワンストップサービスの実現やサービスコストの低減を図る事業であって以下のいずれかに該当する事業の実施に必要な施設の整備(既存施設を活用するものに限り、設計、付帯設備の整備等を含む。)及び当該施設整備と一体的に行われ、かつ、当該施設整備の前提となる調査等とする。 ① 既存公共施設の再編・集約を図る事業。 ② ①の既存公共施設の再編・集約を図る事業と併せて、「小さな拠点」を含む生活圏において消失し又は消失の可能性のある機能のうち当該生活圏の維持再生に必要な機能を有する施設の整備を図る事業。 ③ ①の既存公共施設の再編・集約を図る事業を伴わず、複数の生活圏必須機能を有する施設の整備を図る事業。(当該生活圏において再編・集約を図る既存公共施設が存在しない場合に限る。) ④ ①の既存公共施設の再編・集約により廃止となる施設の除却、跡地活用のための整地を行う事業。			

	ヒア・申請の時期等	要望調査:事業実施前年度1月頃、申請時期:4月頃		
	根拠法令・要綱等	集落活性化推進事業費補助金交付要綱、集落活性化推進事業実施要領		
	制度創設年度	平成20年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無
	関係省庁等	国土交通省		
	最近の実績	なし		
	担当からのコメント	平成22年度でメニューの1つ「地域ストック再生事業」が廃止された。 平成28年度当初より総務省過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業との同時募集となると同時に、「社会実証実験事業(ソフト経費)」が統合・廃止された。 平成31年度当初より、実施主体にNPO等が追加された。 令和5年度は募集なし。		

40		離島広域活性化事業			
担当部局名		企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	Tel 092-643-3181
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	離島の自立的発展を促進し、島民の生活安定及び福祉向上を図るとともに、地域間の交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、島外人材受入のための住宅やシェアオフィス等の整備、海上輸送費の軽減のための流通効率化関連施設整備、災害時の孤立等を防ぐための防災施設整備等のハード事業を支援する。 【事業内容】 (1) 定住促進住宅整備事業 ・空き家の改修等の人材受入のための施設整備（既存施設の改修等及び新築） (2) 定住誘引施設整備事業 ・シェアオフィス等の整備（既存施設の改修等及び新築） ・交流施設の整備（既存施設の改修等） (3) 流通効率化関連施設整備事業 ・普通倉庫、冷蔵倉庫、荷さばき施設、加工場等の整備 (4) 定住基盤強化事業 ・避難施設の整備 ・防災活動拠点の改修 ・避難路、案内板等簡易な施設の整備等 ・緊急時物資等輸送施設の整備 ・災害応急対策施設の整備 ・感染症対策等の離隔施設への改修等 ・土砂災害特別警戒区域内の住宅改修・建替 【事業期間】 原則として3～5年以内			
	対象団体 (事業主体)	(1) 離島振興対策実施地域をその区域に含む都道府県(以下「都道府県」という。) (2) 離島振興対策実施地域をその区域に含む市町村(当該市町村によって構成される一部事務組合を含む。以下「市町村」という。) (3) 民間団体(都道府県又は市町村に存する経済団体(商工会議所又は商工会、中小企業団体、観光協会、農業協同組合、漁業協同組合等)、民間事業者、その他必要に応じ地域関係者)			
	採択要件	(1) 定住促進住宅整備事業 U・J・Iターナー者又は一時滞在者を受け入れるために必要となる既存施設の改修等であること。 (2) 定住誘引施設整備事業 シェアオフィス等を整備するための既存施設の改修等及び新築であること。交流施設を整備するための既存施設の改修等であること。また、渡船施設周辺の船客待合所においては、離島振興対策実施地域と航路により連絡する地域で施設の整備を行うことができるものとする。 (3) 流通効率化関連施設整備事業 海上輸送、保管、荷さばき、流通加工の過程で流通効率化に効果のある普通倉庫、冷蔵倉庫、荷さばき施設、加工場その他これらに類する施設の整備及びこれらに附属する設備等で当該施設を構成するのに必要なものであって、離島の流通に限定して利用するものを対象とすること。また、離島の流通効率化に資する場合に限り、離島振興対策実施地域と航路により連絡する地域で			

	施設の整備等を行うことができるものとする。 (4) 定住基盤強化事業 以下のいずれかに該当する防災施設の整備等であること。 ① 避難施設の整備 ② 防災活動拠点の改修等 ③ 避難路、案内板等簡易な施設の整備や無電柱化 ④ 緊急時物資等輸送施設の整備 ⑤ 災害応急対策施設の整備 ⑥ 感染症対策等の隔離施設への改修等 ⑦ 土砂災害特別警戒区域内にある住宅の改修及び建替		
補 助 主 体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】		
財 政 支 援 措 置	(1) 都道府県、市町村、一部事務組合…予算の範囲内で各事業の 1/2 以内 (2) 民間団体…予算の範囲内で各事業の 1/3 以内 (ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。) ※流通効率化関連施設整備事業は、民間団体であっても 1/2 以内 ※土砂災害特別警戒区域内の事業は、予算の 11.5% (上限事業費 541 万円)		
ヒア・申請の時期等	次年度概算要望調査ヒアリング 6月 次年度概算要望調査ヒアリング 10月 次年度本要望調査ヒアリング 2月 整備計画、交付申請書提出 4月		
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	社会資本整備総合交付金交付要綱、社会資本整備総合交付金交付申請等要領 離島広域活性化事業実施要領		
制 度 創 設 年 度	令和5年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無
関 係 省 庁 等	国土交通省国土政策局離島振興課、九州地方整備局広域計画課		
最 近 の 実 績	令和6年度	実績なし	
担 当 か ら の コ メ ン ト	本事業の実施にあたっては、市町村が主体となり社会資本総合整備計画を作成し、県に提出し、県は、国土交通大臣に提出して、その承認を受けなければならない。		

41	地域伝統行事お助け隊事業				
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	Tel	092-643-3210
ハード・ソフトの別		() ハード (○) ソフト () 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	○目的 担い手不足により継続が危ぶまれる祭りや風習などの地域の伝統行事について、市町村の区域を超える広域的な応援体制を構築し、担い手となる人材を派遣することで、その継続を支援し地域の活力向上を図るとともに、伝統行事を行っている地域の関係人口を創出する。 ○事業概要 ①専用 HP から、「地域伝統行事お助け隊」として登録を希望する方を県内外から募集、登録 ②伝統行事の実施団体から市町村を通じて要請のあった伝統行事を県が HP に登録 ③伝統行事お助け隊に登録した方は、HP から希望する行事に参加申込 ④申込者の情報を県から市町村へ共有、市町村から申込者へ確認を行い、その結果を基に県から申込者に派遣の決定について連絡 ⑤地域伝統行事お助け隊の人が行事に参加			
	対象団体 (事業主体)	伝統行事実施団体			
	採択要件	○派遣対象となる伝統行事 (1) 国・県・市町村の指定・登録を受けている無形民俗文化財 (2) (1) 以外で世代を超えて受け継がれてきた祭り又は芸能その他の伝統的な行事であって、市町村が今後も継続することが必要と認めるもの ○お助け隊の派遣を要請できる活動は、主に次に掲げる内容のものとする (1) 伝統行事に関する企画調整(行事のスケジュール管理、関係機関との連絡調整など) (2) 伝統行事そのものの担い手(山車の引手、行事の演者など) (3) 伝統行事の運営スタッフ(受付、観客誘導、炊き出し支援、片付けなど) (4) (1)～(3)の他、お助け隊の目的を達成するために必要な活動			
	補助主体	() 国庫 (○) 県単独 () その他【 】			
	財政支援措置				
	ヒア・申請の時期等	随時			
	根拠法令・要綱等	地域伝統行事お助け隊 規約・募集要領・事業実施要領			
制度創設年度	令和5年度	改正・見直し等の予定の有無	(○) 有 () 無		
関係省庁等					
最近の実績	令和5年度 派遣要請：5件、派遣実績：2件(8人) 令和6年度 派遣要請：11件、派遣実績：11件(37人) 令和7年度(～5月31日) 派遣要請：3件、派遣実績：2件(7人)				
担当からのコメント					

42		福岡県市町村振興資金の貸付			
担当部局名		企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	行財政支援課	Tel 092-643-3075
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	市町村の公共施設の整備等、地域振興に資する事業に対して、資金面から支援するため県内市町村等(一部事務組合を含む。)へ貸し付けるものとする。			
	対象団体 (事業主体)	市町村及び市町村で組織する特別地方公共団体(以下「市町村等」という。)			
	採択要件	貸付けの要件(福岡県市町村振興基金条例施行規則第4条) (1) 地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第2項に規定する普通税のうち、市町村民税、固定資産税、軽自動車税及び鉱産税(以下「市町村民税等」という。)の税率が、いずれも標準税率以上であること。 (2) 前年度決算見込みにおける市町村民税等の当該年度分の徴収率がおおむね90パーセント以上であること。 (3) 実質公債費比率が、原則として、25パーセント未満であること。			
	補助主体	()国庫 (○)県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	【一般分】 対象経費:工事費、用地費及び補償費、備品購入費、設計監理費、事務費等 充 当 率:対象事業費の90パーセント以内(ただし、充当率が90%を超える同意等を得た地方債の場合は、当該地方債の充当率) (辺地、離島及び過疎地域施設整備事業は100パーセント以内) 貸付利率:財務省財政融資資金貸付金利と同利率 償還期間:20年以内(うち据置期間2年以内) 償還方法:元利均等年賦償還 【特別分】 対象経費:工事費、用地費及び補償費、備品購入費、設計監理費、事務費等 充 当 率:別途貸付方針により決定 貸付利率:財務省財政融資資金貸付金利の2分の1 償還期間:20年以内(うち据置期間2年以内) 償還方法:元利均等年賦償還			
	ヒア・申請の時期等	申請 1月 貸付決定 3月			
根拠法令・要綱等		福岡県市町村振興基金条例、同施行規則、 福岡県市町村振興資金貸付方針			
制度創設年度		昭和45年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等					
最近の実績		貸付実績 令和4年度 17団体 1,297.5百万円 令和5年度 19団体 1,310.6百万円 令和6年度 19団体 1,567.6百万円			
担当からのコメント		福岡県市町村振興資金貸付方針は年度ごとに定められるため、年度により変更の可能性あり。			

43		地域活性化事業債(地域経済循環の創造)			
担当部局名		企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	行財政支援課	Tel 092-643-3075
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制 度 内 容 (目的・事業概要)	自然、景観、文化、産品等の多様な地域資源、伝統的地場産業、科学技術及び情報通信技術(ICT)等を活用し、産業界、大学等、地域金融機関、自治体(産学金官)の連携・協力関係を基に、自立した力強い地域経済循環を創造するための基盤整備 (対象事業) ① 地域資源活用事業 ・ベンチャー支援、創業支援のための拠点支援施設、貸工場等の整備 ・地域の観光資源を活用し、観光客の誘致等を図るための施設等の整備 等 ② 地域情報通信基盤整備事業 ・公共施設等を接続するネットワークの整備(庁内LANを除く。) ・一定条件に該当する市町村で実施する、デジタル加入者回線設備(簡易局舎の整備を伴うものに限る。)の整備、衛星通信施設の整備、光ファイバの新設、光ファイバの高度化を伴う更新、ケーブルテレビネットワークの光化、ケーブルテレビネットワークの光ファイバの高度化を伴う更新並びに無線アクセス設備の整備 等 ③ 自然再生・地球温暖化対策事業 ・「分散型エネルギー(太陽光、バイオマス等)を活用した施設の整備や高効率照明機器の整備」、「施設の省エネルギー改修」及び「低公害車の導入」のうち、新たに脱炭素化推進事業の対象となるものを除き、令和4年度までに実施設計に着手した事業等 ④ 国土保全対策事業 ・地球環境保全の見地から保全・活用を図る森林の取得及び作業場・林道等施設の整備 ・農地の持つ国土保全の機能を維持するための小規模農地・農道等の整備 等			
	対 象 団 体 (事業主体)	市町村			
	採 択 要 件	原則として ①「箱物」は事業目的達成のため必要不可欠な施設以外は対象外 ① 単独事業のみ対象(自然再生・地球温暖化対策事業、地域情報通信基盤整備事業については一部例外あり)			
	補 助 主 体	()国庫 ()県単独 (○)その他【地方債と地方交付税】			
	財 政 支 援 措 置	・地域活性化事業債を90%充当。 ・同事業債元利償還金については、一律30%を交付税措置。			
	ヒア・申請の時期等	(1次)5月上～中旬ヒアリング (2次)11月中旬ヒアリング			
根 拠 法 令・要 綱 等		地方債同意等基準、地方債同意等基準運用要綱			
制 度 創 設 年 度		平成22年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関 係 省 庁 等		総務省			
最 近 の 実 績		令和4年度 (自然再生・地球温暖化対策事業 12市町村26件) (国土保全対策事業 13市町村19件) (地域資源活用事業 3市町村3件) 令和5年度 (国土保全対策事業 14市町村22件) (地域資源活用事業 5市町村5件) 令和6年度 (国土保全対策事業 10市町村15件)			
担 当 か ら の コ メ ン ト		・平成24年度以前の地域活性化事業債の「循環型社会の形成」、「自給型地域経済の創造を引き継いだもの。 ・地方債同意等基準、地方債同意等基準運用要綱は年度ごとに定められるため、年度により変更の可能性あり。			

44		地域活性化事業債(人材力の活性化)			
担当部局名		企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	行財政支援課	Tel 092-643-3075
ハード・ソフトの別			(○)ハード ()ソフト ()両方		
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	地方への移住者・定住者、地場産業の後継者など、地域を支える人材の育成及び確保を図るための施設の整備 (対象事業) ①Uターン等による地方移住者・定住者向け貸付住宅の整備 ②地場産業後継者の育成・支援施設等の整備 ③NPO サポートセンター、ボランティア支援センター等の共生社会を支える市民活動支援のための施設の整備 ④地域貢献・地域連携を主たる目的とする公立大学、公立短期大学及び公立高等専門学校等の施設(産学連携拠点施設、サテライトキャンパス、地域交流拠点施設、地域連携センター等)の整備(私立大学等の設置者からの買取りは除く。)			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	原則として ①「箱物」は事業目的達成のため必要不可欠な施設以外は対象外 ②単独事業のみ対象			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【地方債と地方交付税】			
	財政支援措置	・地域活性化事業債を90%充当。 ・同事業債元利償還金については、一律30%を交付税措置。			
	ヒア・申請の時期等	(1次)5月上旬～中旬ヒアリング (2次)11月中旬ヒアリング			
根拠法令・要綱等		地方債同意等基準、地方債同意等基準運用要綱			
制度創設年度		平成22年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		総務省			
最近の実績		令和4年度、令和5年度、令和6年度は事業なし			
担当からのコメント		・地方債同意等基準、地方債同意等基準運用要綱は年度ごとに定められるため、年度により変更の可能性あり。			

45	地域活性化事業債(地域の歴史文化資産の活用)				
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	行財政支援課	Tel	092-643-3075
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制 度 内 容 (目的・事業概要)	個性的で誇りに満ちた地域社会の形成に資する地域主導による歴史文化資産の保存・活用を図るための施設等の整備 (対象事業) ① 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 182 条第 2 項の規定により指定された有形文化財、有形民俗文化財等(建造物等又は土地に限る。)同法第 27 条第 1 項等の規定により指定された重要文化財、国宝等(建造物等又は土地に限る。)同法第 57 条第 1 項等の規定により登録された有形文化財、有形民俗文化財等(建造物等又は土地に限る。)の取得、保存及び周辺整備 ② 住民が地域の歴史文化資産とふれあう場等の整備や歴史的建造物・街並みの保存及び周辺整備等			
	対 象 団 体 (事 業 主 体)	市町村			
	採 択 要 件	原則として ①「箱物」は事業目的達成のため必要不可欠な施設以外は対象外 ②単独事業のみ対象			
	補 助 主 体	()国庫 ()県単独 (○)その他【地方債と地方交付税】			
	財 政 支 援 措 置	・地域活性化事業債を90%充当。 ・同事業債元利償還金については、一律30%を交付税措置。			
	ヒア・申請の時期等	(1次)5月上～中旬ヒアリング (2次)11月中旬ヒアリング			
根 拠 法 令・要 綱 等	地方債同意等基準、地方債同意等基準運用要綱				
制 度 創 設 年 度	平成 22 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関 係 省 庁 等	総務省				
最 近 の 実 績	令和4年度(2市町村2件) 令和5年度(3市町村3件) 令和6年度(2市町村2件)				
担 当 か ら の コ メ ン ト	・地方債同意等基準、地方債同意等基準運用要綱は年度ごとに定められるため、年度により変更の可能性あり。				

46	地域活性化事業債 (一億総活躍社会の実現のためのいのちと生活を守る安心の確保)				
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	行財政支援課	TEL	092-643-3075
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	少子高齢化対策、地域の足の確保、集落の再編対策など、地域住民のいのちと生活を守り安心を確保するために必要な基盤整備 (対象事業) ①リハビリテーション施設、看護師等養成所(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条で定めるものを除く。)等の地域の少子高齢化社会を支える保健福祉施設の整備 ②地域住民が公共施設・医療機関・ターミナル等へ移動するための車両の導入 ③集落移転事業、定住促進団地整備事業及び季節居住団地整備事業に伴って必要となる生活環境施設の整備			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	原則として ①「箱物」は事業目的達成のため必要不可欠な施設以外は対象外 ②単独事業のみ対象			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【地方債と地方交付税】			
	財政支援措置	・地域活性化事業債を90%充当。 ・同事業債元利償還金については、一律30%を交付税措置。			
	ヒア・申請の時期等	(1次)5月上～中旬ヒアリング (2次)11月中旬ヒアリング			
根拠法令・要綱等		地方債同意等基準、地方債同意等基準運用要綱			
制度創設年度		平成22年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		総務省			
最近の実績		令和4年度(4市町村4件) 令和5年度(3市町村4件) 令和6年度(1市町村1件)			
担当からのコメント		・地方債同意等基準、地方債同意等基準運用要綱は年度ごとに定められるため、年度により変更の可能性あり。			

47		地域活性化事業債(連携中枢都市圏構想の推進)			
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	行財政支援課	Tel	092-643-3075
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制 度 内 容 (目的・事業概要)	連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、又は連携中枢都市圏形成方針を策定し、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及びその連携市町村の当該ビジョンに明確に位置付けられている、「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」及び「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の取組に真に必要な施設の整備であって、次に掲げる要件をすべて満たす事業対象。 イ 連携中枢都市及び連携市町村が人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するという観点から、次の取組に係る事業を対象とすること。また、(イ)及び(ロ)については、圏域全体に効果が及び、圏域をけん引するために必要な取組を進める上で中核となる施設を連携中枢都市が整備する場合のみ対象。 (イ)圏域全体の経済成長のけん引 ・ 新技術等開発を支援するための施設の整備(圏域の成長のエンジンとなる産業クラスターの形成や新たなイノベーションの実現等に資する施設、新規創業を促進するための拠点支援施設等の整備) ・ 観光拠点施設の整備(海外インバウンド観光に資する施設等であって、新たな雇用の創出や関連ビジネスへの波及効果が期待できる施設等の整備) (ロ)高次の都市機能の集積・強化 ・ 高度医療の提供に資する施設の整備(三次救急医療や先進的がん医療などの高度な医療サービスを提供するための施設整備) ・ アクセス拠点施設の整備(圏域としての競争力を高めていくための拠点となる鉄道駅周辺施設等の整備) ・ 高等教育機関における研究施設の整備(グローバルな人材を集め、将来の圏域を担うリーダーを育てていくための大学等における研究施設の整備) (ハ)圏域全体の生活関連機能サービスの向上 ・ 医療・福祉を確保するための施設の整備(地域医療施設、子育て支援センター等の整備) ・ 公共交通のネットワークを形成するための施設の整備(コミュニティバスターミナル等の整備) ・ 産業振興のための施設の整備(地場産業支援施設、地域観光施設等の整備) *圏域全体の生活関連機能サービスの向上については、「定住自立圏構想の推進」で対象とする事業と同様の事業が対象。 ロ 次に掲げる(イ)から(ニ)までの要件のすべてを満たすこと。 (イ)連携中枢都市圏ビジョンで設定されたKPI(Key Performance Indicator)と実施事業から期待できる効果が明確に結びつけられること。 (ロ)住民の生活実態やニーズに対応して、真に必要な都市機能・生活機能であると認められること。 (ハ)施設等を設置する市町村の住民に加えて、連携協約を締結した市町村の住民の利用にも供されるように、連携中枢都市と連携市町村の役割分担の考え方に沿って設置・利用の在り方が整理されていること。 (ニ)圏域の人口・面積等に応じた適正な規模・配置、施設運営についての見通し及び効率的な運営の配慮が十分になされていること。			
	対 象 団 体 (事業主体)	市町村			

	採 択 要 件	原則として ①「箱物」は事業目的達成のため必要不可欠な施設以外は対象外 ③ 単独事業のみ対象		
	補 助 主 体	()国庫 ()県単独 (○)その他【地方債と地方交付税】		
	財 政 支 援 措 置	・地域活性化事業債を90%充当。 ・同事業債元利償還金については、一律30%を交付税措置。		
	ヒア・申請の時期等	(1次)5月上～中旬ヒアリング (2次)11月中旬ヒアリング		
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等		地方債同意等基準、地方債同意等基準運用要綱		
制 度 創 設 年 度		平成 28 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無
関 係 省 庁 等		総務省		
最 近 の 実 績		実績なし		
担 当 か ら の コ メ ン ト		・地方債同意等基準、地方債同意等基準運用要綱は年度ごとに定められるため、年度により 変更の可能性あり。		

48	地域活性化事業債(定住自立圏構想の推進)				
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	行財政支援課	TEL	092-643-3075
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	定住自立圏形成協定を締結し、又は定住自立圏形成方針を策定し、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の当該ビジョンに明確に位置づけられている、「医療・福祉」、「公共交通」又は「産業振興」に係る基幹的施設やネットワーク形成に資する施設等であって、圏域全体の都市機能・生活機能を確保するために真に必要なものとして、次に掲げる要件のすべてを満たす事業が対象。 ① 施設等を設置する市町村の住民に加えて、協定を締結した市町村の住民の利用にも供されるなど、中心市と近隣市町村の役割分担の考え方に沿って設置・利用の在り方が整理されていること。 ② 圏域の人口・面積等に応じた適正な規模・配置であり、施設運営についての見通し及び効率的な運営の配慮が十分になされていること。			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	原則として ①「箱物」は事業目的達成のため必要不可欠な施設以外は対象外 ① 単独事業のみ対象			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【地方債と地方交付税】			
	財政支援措置	・地域活性化事業債を90%充当。 ・同事業債元利償還金については、一律30%を交付税措置。			
	ヒア・申請の時期等	(1次)5月上～中旬ヒアリング (2次)11月中旬ヒアリング			
根拠法令・要綱等		地方債同意等基準、地方債同意等基準運用要綱			
制度創設年度		平成22年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		総務省			
最近の実績		平成24年度(1市町村1件) 平成26年度(1市町村1件) 令和4年度(1市町村1件)			
担当からのコメント		・地方債同意等基準、地方債同意等基準運用要綱は年度ごとに定められるため、年度により変更の可能性あり。			

49		旧合併特例事業債																							
担当部局名		企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	行財政支援課	Tel 092-643-3075																				
ハード・ソフトの別			()ハード ()ソフト (○)両方																						
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	旧合併特例事業は、旧法(※1)の下で合併した市町村が行う市町村建設計画に基づく事業及び現行法(※2)の下で都道府県の構想に位置付けられた市町村の合併に伴い必要となる事業等又は平成 22 年 3 月 31 日までに合併した市町村において都道府県等が行う交通基盤の整備事業とされ、これに要する経費について、地方債計画において旧合併特例事業債が措置されている。 (対象事業(市町村分のみ記載。県分は省略。)) 1 合併特例債(旧市町村合併特例事業) (1)市町村建設計画に基づく特に必要な事業 (2)上水道事業、下水道事業及び病院事業について、合併に伴う増嵩経費のうち特に必要と認められる経費に対する一般会計からの出費及び補助 (3)市町村振興のための基金造成 2 合併推進債(旧市町村合併推進事業) (1)構想対象市町村の区域において、構想対象市町村が連絡調整して一体的に実施する地方単独事業等 (2)構想に基づき合併した市町村が合併市町村基本計画に基づき実施する国の補助事業又は地方単独事業 ※1 市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40 年法律第 6 号) ※2 市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成 22 年法律第 10 号)による改正前の市町村の合併の特例等に関する法律(平成 16 年法律第 59 号)																							
	対象団体 (事業主体)	県、市町村(合併市町村、構想対象市町村)																							
	採択要件	1 合併特例債:合併年度及びこれに続く 20 か年度(※3)に限る。 ※3 合併市町村が特定被災地方公共団体又は特定被災区域をその区域とする市町村は 25 か年度 2 合併推進債:合併前及び合併年度とこれに続く 15 か年度(※4)に限る。 ※4 合併市町村が特定被災地方公共団体又は特定被災区域をその区域とする市町村は 20 か年度																							
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【地方債と地方交付税】																							
	財政支援措置	1 合併特例債 - 合併特例債を 95%充当(ただし、地方公営企業に対する一般会計からの出資金及び補助金等は 100%) - 同事業債元利償還金については、70%を交付税措置 2 合併推進債 - 合併推進債を 90%充当 - 同事業債元利償還金については、40%を交付税措置(ただし、行政コストの合理化効果の発現に繋がる事業は 50%)																							
	ヒア・申請の時期等	(1次)4月中旬ヒアリング (2次)11月頃ヒアリング																							
根拠法令・要綱等		市町村の合併の特例に関する法律、合併特例事業推進要綱、地方債同意等基準、地方債同意等基準運用要綱																							
制度創設年度		平成 11 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無																					
関係省庁等		総務省																							
最近の実績		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">(合併特例債)</th> <th colspan="2">(合併推進債)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・令和 4 年度</td> <td>11 団体</td> <td>73 件</td> <td>2 団体</td> <td>9 件</td> </tr> <tr> <td>・令和 5 年度</td> <td>11 団体</td> <td>83 件</td> <td>2 団体</td> <td>8 件</td> </tr> <tr> <td>・令和 6 年度</td> <td>10 団体</td> <td>95 件</td> <td>2 団体</td> <td>8 件</td> </tr> </tbody> </table>					(合併特例債)		(合併推進債)		・令和 4 年度	11 団体	73 件	2 団体	9 件	・令和 5 年度	11 団体	83 件	2 団体	8 件	・令和 6 年度	10 団体	95 件	2 団体	8 件
	(合併特例債)		(合併推進債)																						
・令和 4 年度	11 団体	73 件	2 団体	9 件																					
・令和 5 年度	11 団体	83 件	2 団体	8 件																					
・令和 6 年度	10 団体	95 件	2 団体	8 件																					
担当からのコメント		地方債同意等基準、地方債同意等基準運用要綱は、年度ごとに定められるため、年度により変更の可能性あり。																							

50		辺地対策事業債			
担当部局名		企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	行財政支援課	Tel 092-643-3075
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制 度 内 容 (目的・事業概要)	辺地対策事業は、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定め、この計画に基づいて実施する公共的施設の整備事業とされ、これに要する経費について、地方債計画において辺地対策事業債が措置されている。 (対象事業) 1 辺地法(※1)に定める施設等 (1)電灯用電気供給施設 (2)道路及び渡船施設 (3)小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の児童又は生徒の通学を容易にするための自動車、渡船施設又は寄宿舎 (4)診療施設 (5)飲用水供給施設 2 辺地令(※2)に定める施設等 (1)電気通信に関する施設 (2)農道及び林道(常時公共の用に供するものに限る。) (3)小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に勤務する教員等のための住宅 (4)学校給食の実施に必要な施設及び設備 (5)小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に設けられる体育、音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するための施設 (6)公民館その他の集会施設 (7)保育所、幼保連携型認定こども園及び児童館 (8)高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 (9)母子健康包括支援センター (10)下水処理のための施設 (11)消防施設 (12)住民の交通の便に供するための自動車(雪上車を含む。) (13)除雪機械 (14)農林漁家の生活の改善を普及し、又は産業教育の拡充、保健福祉の増進等に資するための総合的な施設 (15)農業(畜産業を含む。)、林業又は漁業の経営の近代化のための施設のうち、共同利用施設その他の施設(共同利用施設及び地方公共団体又は農業協同組合その他の公共的団体が設置する施設(共同利用施設を除く。)) (16)地場産業の振興に資する施設のうち、生産施設、加工施設、流通販売施設その他の施設(生産施設、加工施設、流通販売施設、技能修得施設、試験研究施設) (17)観光又はレクリエーションに関する施設 ※1 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号) ※2 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令(昭和37年政令第301号)			
	対 象 団 体 (事業主体)	辺地を包括する市町村			
	採 択 要 件	辺地対策事業債の対象事業は、辺地法第3条第1項に規定する総合整備計画に定められていることが必要。			

	補 助 主 体	()国庫 ()県単独 (○)その他【地方債と地方交付税】		
	財 政 支 援 措 置	・辺地対策事業債を100%充当(ただし、公営企業債の対象となる施設は50%) ・同事業債元利償還金については、80%を交付税措置		
	ヒア・申請の時期等	(1次)5月上～中旬ヒアリング (2次)11月頃ヒアリング		
根 拠 法 令・要 綱 等		辺地法、辺地令、地方債同意等基準、地方債同意等基準運用要綱		
制 度 創 設 年 度		昭和37年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無
関 係 省 庁 等		総務省		
最 近 の 実 績		・令和4年度 7団体 41件 ・令和5年度 8団体 31件 ・令和6年度 7団体 32件		
担 当 か ら の コ メ ン ト		地方債同意等基準、地方債同意等基準運用要綱は、年度ごとに定められるため、 年度により変更の可能性あり。		

51		過疎対策事業債			
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	行財政支援課	TEL	092-643-3075
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制 度 内 容 (目的・事業概要)	過疎対策事業は、過疎市町村が過疎地域持続的発展市町村計画に基づき実施する事業とされ、そのうち過疎法(※)第14条第1項及び第2項に規定する経費について、地方債計画において過疎対策事業債が措置されている。 (対象事業) (1) 地場産業に係る事業又は観光若しくはレクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資 (2) 交通の確保又は産業の振興を図るため必要な市町村道、農道、林道、漁港関連道及び市町村が管理する都道府県道 (3) 漁港及び港湾 (4) 地場産業の振興に資する施設 (5) 中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所 (6) 観光又はレクリエーションに関する施設 (7) 住民の交通手段の確保又は地域間交流の促進のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両 (8) 電気通信に関する施設 (9) 下水処理のための施設 (10) 一般廃棄物処理のための施設 (11) 火葬場 (12) 公民館その他の集会施設 (13) 消防施設 (14) 保育所及び児童館 (15) 認定こども園 (16) 高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 (17) 障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設 (18) 診療施設 (巡回診療車及び巡回診療船並びに患者輸送車及び患者輸送艇を含む。) (19) 公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 (20) 市町村立の専修学校及び各種学校 (21) 図書館 (22) 集落の整備のための用地及び住宅 (23) 地域文化の振興等を図るための施設 (24) 太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他自然エネルギーを利用するための施設 (25) 林業用として継続的な使用に供される作業路 (26) 農業(畜産業を含む。)、林業又は漁業の経営の近代化のための施設 (27) 商店街振興のために必要な共同利用施設 (28) 住民の交通の便に供するための自動車(雪上車を含む。)及び渡船施設 (29) 除雪機械 (30) 簡易水道施設及び簡易水道施設であった水道施設(平成19年度以降の簡易水道事業統合により、簡易水道施設でなくなったもの) (31) 市町村保健センター及び母子保健センター (32) 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の学校給食の実施に必要な施設及び設備 (33) 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教員又は職員のための住宅 (34) 住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業(ソフト分) ※ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)			
	対 象 団 体 (事業主体)	過疎地域市町村			

	採 択 要 件	過疎対策事業債の対象事業は、過疎法第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に定められていることが必要。		
	補 助 主 体	()国庫 ()県単独 (○)その他【地方債と地方交付税】		
	財 政 支 援 措 置	・過疎対策事業債を100%充当(ただし、公営企業債の対象となる施設は50%、集落再編整備のための住宅は75%) ・同事業債元利償還金については、70%を交付税措置		
	ヒア・申請の時期等	(1次)4月上～中旬ヒアリング (2次)10月頃ヒアリング		
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等		過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、同施行令、地方債同意等基準、地方債同意等基準運用要綱		
制 度 創 設 年 度		昭和45年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無
関 係 省 庁 等		総務省		
最 近 の 実 績		・令和3年度 23団体 529件 (うちソフト分23団体 140件) ・令和4年度 24団体 544件 (うちソフト分23団体 126件) ・令和5年度 23団体 594件 (うちソフト分23団体 156件) ・令和6年度 24団体 551件 (うちソフト分23団体 121件)		
担 当 か ら の コ メ ン ト		地方債同意等基準、地方債同意等基準運用要綱は、年度ごとに定められるため、年度により変更の可能性あり。		

52	中心市街地再活性化特別対策事業				
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	行財政支援課	TEL	092-643-3075
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	(対象事業) ・中心市街地再活性化のための施設整備等を一般単独事業債により実施できる。 ①集客力を高める施設の整備(多目的広場等) ②地域の産業の振興に資する施設の整備(展示施設等) ③良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備 (ポケットパーク等) ④子育て支援や若者の居場所づくりに資する施設の整備(託児所等)			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)第9条第10項の規定に基づく内閣総理大臣の認定を受けた基本計画において位置づけられた事業であること			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【地方債と地方交付税】			
	財政支援措置	・一般単独事業債・一般事業(中心市街地再活性化等特別対策事業)を75%充当 ・同事業債元利償還金については、一律30%を特別交付税措置。			
	ヒア・申請の時期等	(1次)5月中旬ヒアリング (2次)11月中旬ヒアリング			
根拠法令・要綱等		地方債同意等基準、地方債同意等基準運用要綱			
制度創設年度		平成14年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		総務省			
最近の実績		(参考) 地域総合整備事業債「中心市街地再活性化特別対策事業」 平成13年度 (新規分)久留米市 (継続分)なし 平成14年度 (新規分)なし (継続分)久留米市 平成15年度 (新規分)飯塚市 (継続分)久留米市			
担当からのコメント		地方債同意等基準、地方債同意等基準運用要綱は年度ごとに定められるため、年度により変更の可能性あり。			

53		ふるさとものづくり支援事業			
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	行財政支援課	Tel	092-643-3075
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	① 新商品開発等支援補助金 ・企業等が新商品開発、事業化、販路開拓等に取り組む際に必要な経費の補助。 ・補助対象経費:補助対象事業に必要な謝金、旅費、原材料費、機械装置費、工具器具費、委託費、技術指導費、産業財産権導入費、会議事務費、人件費、広報費等 ② 販路開拓支援補助金 ・企業等がこれまでに新商品開発に取り組み、試作品が完成したものの商品化に至っていないものに対し、商品化に向けた市場調査、販路開拓等を実施するために必要な経費の補助。 ・補助対象経費:補助対象事業に必要な謝金、旅費、原材料費、機械装置費、工具器具費、委託費、技術指導費、産業財産権導入費、会議事務費、人件費、広報費。			
	対象団体 (事業主体)	民間事業者(市町村を通じて申請し、(一財)地域総合整備財団が選定する。)			
	採択要件	上記事業内容に沿ったもので、補助を受ける企業等が自ら研究開発、製造又は販売するものであり、将来的に事業化、量産化が可能な特徴ある新商品開発を行うことにより地域産業の育成が図られる事業			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)地域総合整備財団】			
	財政支援措置	① 新商品開発等支援補助金 補助対象経費の2分の1の額又は1,500万円のいずれか少ない方以内の額。 ※補助対象事業が過疎地域・みなし過疎地域(旧過疎地域に限る。)、離島地域、特別豪雪地帯で行われる場合は、10分の7以内の額又は1,500万円のいずれか少ない方以内の額 ※市町村が事業者に対し独自に補助を行う場合、財団は市町村補助額と同等額(補助対象経費の1/10に相当する額を上限)を上乗せして交付することができる。 ② 販路開拓支援補助金 補助対象経費の2分の1の額又は300万円のいずれか少ない方以内の額。 ※補助対象事業が過疎地域・みなし過疎地域(旧過疎地域に限る。)、離島地域、特別豪雪地帯で行われる場合は、10分の7以内の額又は300万円のいずれか少ない方以内の額 ※市町村が事業者に対し独自に補助を行う場合、財団は市町村補助額と同等額(補助対象経費の1/10に相当する額を上限)を上乗せして交付することができる。			
	ヒア・申請の時期等	年1回			
根拠法令・要綱等	ふるさとものづくり支援事業実施要綱				
制度創設年度	平成28年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	(一財)地域総合整備財団				
最近の実績	令和4年度 0件	令和5年度 0件	令和6年度 0件		
担当からのコメント					

54		地域再生マネージャー事業			
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	行財政支援課	TEL	092-643-3075
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	① 外部専門家短期派遣事業 ・地域再生に取り組むにあたり、地域の課題や課題解決に向けた方向性が明確になっていない初期段階で、その解決に向けた地域再生の方向性を明確にするために、外部専門家を市町村に派遣するもの。外部専門家は現地調査(視察、ヒアリング、資料分析等)、課題整理、助言、提言、情報提供等を行う。 ・派遣する外部専門家は、原則として地域再生マネージャーの中から市町村の要望を反映し1件あたり1人を財団が選任する。 ・派遣は、1申請につき1回年。 ② ふるさと再生事業 ・市町村等が、地域再生に取り組もうとする際の課題への対応について、外部専門家を活用して地域住民主体による持続可能な実施体制を構築し、地域資源を活用したビジネスの創出、観光・農林水産業等の振興による地域経済の活性化、地域への移住・定住の促進、関係人口の創出等を図るために実施する事業について、財団がその費用の一部を助成する。 ③ まちなか再生事業 ・市町村等が、まちなか(生活に必要となる機能が相当程度集積する区域)において生じているまちとしての魅力・求心力の低下等の課題への対応について、外部専門家を活用して総合的な見地からまちなかのにぎわい創出など都市機能等の充実を推進し、まちなかの再生を図るために実施する事業について、財団がその費用の一部を助成する。			
	対象団体 (事業主体)	・市町村等			
	採択要件	① 外部専門家短期派遣、②ふるさと再生事業 ・地域再生に取り組もうとする市町村等 ③まちなか再生事業 まちなかにおいて生じているまちとしての魅力・求心力の低下等の課題に取り組む市町村等			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)地域総合整備財団】			
	財政支援措置	① 外部専門家短期派遣事業 外部専門家への謝金及び旅費は、(一財)地域総合整備財団が負担し、外部専門家へ直接支払う。 ② ふるさと再生事業・③まちなか再生事業 市町村が単独で取り組む事業：助成対象経費の3分の2以内(1事業当たり700万円を限度とする) 複数の市町村が共同で取り組む事業：助成対象経費の3分の2以内(1事業当たり1,000万円を限度とする)			
	ヒア・申請の時期等	①外部専門家短期派遣事業：令和6年10月1日～令和7年7月31日 ②ふるさと再生事業：令和6年10月1日～令和6年12月6日 ③まちなか再生事業：令和6年10月1日～令和6年12月6日			
根拠法令要綱等	・地域再生マネージャー事業(外部専門家短期派遣事業)実施要綱 ・地域再生マネージャー事業(ふるさと再生事業)実施要綱 ・地域再生マネージャー事業(まちなか再生事業)実施要綱				
制度創設年度	平成23年度	改正・見直し等の予定の有無		()有 (○)無	
関係省庁等	(一財)地域総合整備財団				

最 近 の 実 績	① 外部人材活用助成 ・令和4年度 2件 令和5年度 2件 令和6年度 0件 ② 外部人材派遣 ・令和4年度 0件 令和5年度 0件 令和6年度 0件
担当からのコメント	

55	無線システム普及支援事業 (携帯電話等エリア整備事業 (基地局施設整備事業))				
担当部局名	企画・地域振興部	担当課室名	情報政策課 デジタル戦略推進室	Tel	092-643-3229
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制 度 内 容 (目的・事業概要)	地理的に条件不利な地域や事業採算上の問題がある地域において携帯電話等を利用可能とするとともに、5G等の高度化サービスの普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。基地局施設を整備する場合に、その整備費用の一部を補助するもの。 <補助金の流れ> 総務省 → 県 → 市町村 (補助金) (補助金)			
	対 象 団 体 (事業主体)	自治体等			
	採 択 要 件	地理的に条件不利な地域 (過疎地、辺地、離島、半島など)			
	補 助 主 体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財 政 支 援 措 置	国 1/2 (複数社参画の場合は国 2/3)			
	ヒア・申請の時期等	例年5月頃現状調査、翌年度の要望調査あり			
根 拠 法 令・要 綱 等		無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱			
制 度 創 設 年 度		平成17年度	改正・見直し等の予定の有無	(○)有 ()無	
関 係 省 庁 等		総務省			
最 近 の 実 績		平成21年度 うきは市(6地区)、川崎町(3地区) 平成22～令和6年度 なし			
担 当 か ら の コ メ ン ト		○ 事業実施のためには、整備する鉄塔施設を利用してサービスを提供するという携帯電話事業者の内諾が必要。 - 事業実施年度の前々年度4月頃 市町村に現状調査(その後、市町村と携帯電話事業者の間で調整) - 事業実施年度の前年度6月頃 市町村に要望調査(事業者の内諾書を添えて市町村から事業計画提出) - 事業実施年度の6月末頃 事業者の確約書を添えて市町村から交付申請書提出 ○ 令和2年度予算以降、非居住エリア(具体的には、道路、活火山、活火山以外の山岳地域にある登山道、自然公園、農林業の作業場等)の不感解消を目的として事業を実施している。(非居住エリアの不感対策を目的に事業実施した結果、居住地にも電波が行き届くケースを補助対象とすることを妨げない。)なお、令和4年度整備分から、5G基地局を整備し、サービスの高度化を図るものについても対象となった。また、令和7年度から、災害等により損壊した基地局施設を復旧する場合及び通信環境の安定性確保のため、施設の高度化に伴う更新をする場合についても対象となった。			

56		地域情報化アドバイザー事業			
担当部局名	企画・地域振興部	担当課室名	情報政策課 デジタル戦略推進室	TEL	092-643-3229
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制 度 内 容 (目的・事業概要)	情報通信技術（ICT）を地域課題の解決に活用する取組に対して、ICT の知見、ノウハウを有する専門家を派遣し、オープンデータ、ビッグデータ、教育、医療・介護・健康、働き方、農林水産業等の各分野やこれらを支える IoT 基盤について、助言・支援等を行うことにより、地域における ICT 利活用や IoT 実装を推進するとともに、地域においてその中核を担える人材の育成を図るもの。 総務省 → 地方公共団体 (人材派遣)			
	対 象 団 体 (事 業 主 体)	・自治体 ・総合通信局又は自治体の推薦を受けた NPO、大学、商工会議所等 ・自治体からの推薦に加え、自治体と共同で事業を実施している地場企業等			
	採 択 要 件	・派遣申請書提出後、総務省の審査を経て派遣決定 ・派遣終了後、実績報告書の提出が必要			
	補 助 主 体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財 政 支 援 措 置	アドバイザーの謝金及び旅費（オンライン会議に対しては謝金）を総務省が負担			
	ヒア・申請の時期等	例年4月から12月までの毎月 (派遣に係る費用総額が予算上限に達し次第、以後の募集を行わない場合がある。)			
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等		地域情報化アドバイザー派遣実施要綱			
制 度 創 設 年 度		平成19年度	改正・見直し等の予定の有無	(○)有 ()無	
関 係 省 庁 等		総務省			
最 近 の 実 績		・地域情報化アドバイザー派遣回数(県含む) 令和元年度 9回 / 令和2年度 6回 / 令和3年度 19回 / 令和4年度 15回 / 令和5年度 16回 / 令和6年度 16回			
担 当 か ら の コ メ ン ト		令和7年度の申請受付時期は以下のとおり 第1期申請期限：令和7年4月30日（水）15時まで 第2期申請期限： 同年5月30日（金）15時まで 第3期申請期限： 同年6月30日（月）15時まで 第4期申請期限： 同年7月31日（木）15時まで 第5期申請期限： 同年8月29日（金）15時まで 第6期申請期限： 同年9月30日（火）15時まで 第7期申請期限： 同年10月31日（金）15時まで 第8期申請期限： 同年11月28日（金）15時まで 第9期申請期限： 同年12月19日（金）15時まで ※ただし、派遣に係る費用総額が予算上限に達し次第、以後の募集を行わない場合がある。			

57		無線システム普及支援事業（高度無線環境整備推進事業）			
担当部局名		企画・地域振興部	担当課室名	情報政策課 デジタル戦略推進室	Tel 092-643-3229
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	5G・IoT環境の実現に向け、地理的に条件不利な地域において、高速・大容量無線局の前提となる伝送路（光ファイバ）の整備を支援する。無線局エントランスまでの光ファイバを整備する場合、その整備費用の一部を補助するもの。また、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に要する経費に関して、その一部を補助。 （平成30年度まで実施されていた「情報通信基盤整備推進補助金」の後継事業） <補助金の流れ> 総務省 → 自治体・第3セクター 総務省 → 社団 → 民間			
	対象団体 (事業主体)	自治体、第3セクター、電気通信事業者等			
	採択要件	地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	自治体が整備する場合：1/3（財政力指数0.5未満の場合1/2、離島4/5）(※) 第3セクター・電気通信事業者が整備する場合：3/4（離島4/5）(※) ※ 詳細な条件は総務省ホームページ参照 https://www.soumu.go.jp/main_content/001002284.pdf			
	ヒア・申請の時期等	例年4月頃に次年度以降の予算活用意向調査あり			
根拠法令・要綱等		無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱			
制度創設年度		平成31年度	改正・見直し等の予定の有無	(○)有 ()無	
関係省庁等		総務省			
最近の実績		令和元年度：宗像市、糸島市 / 令和2年度：新宮町(令和4年度～「離島伝送専用線設備維持管理事業」に係る補助金の交付を受けている)			
担当からのコメント		○ 令和2年度予算以降、新規整備に加え、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、(5G対応等の)高度化を伴う更新を行う場合も補助する。(公設のままの高度化や高度化しない更新は対象外) ○ 令和3年度からは、離島においても、ICTを活用した学校教育、在宅勤務・オンライン診療等を継続的に利用可能とするため、また5G等の高度無線環境を実現し維持するため、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に係る収支赤字の1/2を補助することとされた（「離島伝送専用線設備維持管理事業」※令和7年度まで）。 ○ 令和6年度からは、地方公共団体が保有する設備を民間電気通信事業者に譲渡することを前提として当該設備の高度化に要する経費に関して、一部を補助。 令和7年度当初予算分 公募開始日：令和7年4月18日（金） 第一次締切：同年5月23日（金）12:00（必着）まで 第二次締切：同年6月20日（金）12:00（必着）まで 第三次締切：同年7月18日（金）12:00（必着）まで ※ 第一次締切に申請の案件から交付決定を行う。 ※ 応募多数の場合は、実施内容を調整する場合あり。 ※ 申請を希望する場合は、早めに総務省（九州総合通信局）に相談。			

58		デジタル活用支援推進事業			
担当部局名	企画・地域振興部	担当課室名	情報政策課 デジタル戦略推進室	Tel	092-643-3197
ハード・ソフトの別		() ハード (○) ソフト () 両 方			
事業の概要	制 度 内 容 (目的・事業概要)	・民間企業や地方公共団体などと連携し、デジタル活用に不安のある高齢者等の解消に向けて、オンラインによる行政手続きやサービスの利用方法等に対する助言・相談等を実施する。 類型A 全国展開型(携帯キャリアが携帯ショップ等で実施) 類型B 地域連携型(地元企業・社協等が自治体と連携して公民館等で実施) ※自治体は、類型B 事業者の応募時に、確認書を発行。 類型C 講師派遣型(市町村等の依頼に応じて講師を派遣して講習会を実施)			
	対 象 団 体 (事 業 主 体)	携帯電話キャリア、地元 ICT 企業、社会福祉協議会、シルバー人材センター等			
	採 択 要 件	執行団体の公募に対して事業主体が申請をし、審査を経て交付決定。			
	補 助 主 体	(○) 国庫 () 県単独 () その他【 】			
	財 政 支 援 措 置	補助上限： 【類型A 全国展開型】 「i)、ii)、iii)の合計」、「α型拠点の拠点数に 14 万円を乗じた額と β 型拠点の拠点数に 35 万円を乗じた額の合計」または「1.5 億円」のうち最も小さい額とします。 i) 対面形式の講習会等について、次の算式によって算定した額 受講者数 × 3,500 円 × 対面形式の講習会等のコマ数 ii) 2人以上が受講したオンライン形式の講習会のコマ数に 7,000 円を乗じた額 iii) 1人が受講したオンライン形式の講習会のコマ数に 3,500 円を乗じた額 α 型拠点：「各拠点で実施する対面形式の講習会」(相談会は含めない)を 25 コマ未満実施する拠点 β 型拠点：「a)各拠点で実施する対面形式の講習会」(相談会は含めない)を 25 コマ以上実施する拠点 【類型B 地域連携型】 補助金の上限は、「i)の合計」または「140 万円」のうち小さい額。 i) 対面形式の講習会等の実施コマ数に 30,000 円を乗じた額 ア)申請者が実施したすべての講習会等について、障害者を対象とする講習会等とした場合は、上記に、実施コマ数に 35,000 円を乗じた額を加算。講習会等の実施場所に手話通訳士を確保するなど、具体的に、受講者の障害に配慮し、かつ障害者が 1人以上受講した場合に限る。 イ)講習会当日に受講者が無償で使用するができる貸し出し用スマートフォンの実機を用意して実施した講習会等の実施コマ数に 5,000 円を乗じた額を加算。講習会等の当日に、実施場所において、受講者が無償で利用できる貸し出し用スマートフォンの実機を実際に用意した場合に限る。用途は、スマートフォンの実機(貸し出し用のスマートフォン)の借料に限る。 ウ)特定市町村で実施した講習会等の実施コマ数に 20,000 円を乗じた額を加算。用途は、講習会等の旅費に限る。詳細は旅費規程に基づく。 【類型B 地域連携型 (オンライン TYPE)】 令和7年6月24日時点で公表されていない 総務省資料では近日公開となっている。 (総務省令和7年4月25日公開資料「【令和6年度補正予算デジタル活用支援推進事業】公募要領_v1.1」)			

		【類型C 講師派遣型】 (1) (2) の合計、または (3) のうち最も小さい額 (1) 次の「i)、ii)、iii)、iv)の合計」または、「1日1人につき2万円」のうち小さい額 i) 派遣講師が対面形式の講習会を実施した場合、対面の講師1人1日につき4,000円(移動時間1時間及び講習会当日の事前準備、後片付け等の時間を含む。) ii) 派遣講師がオンライン形式の講習会を実施した場合、オンラインの講師1人1日につき2,000円 iii) 派遣講師1名につき、実施した講習会のコマ数に2,500円を乗じた額 iv) 派遣講師が、特定市町村において、対面形式で講習会を実施した場合、講師1人1日につき、1時間を超える移動時間に2,000円を乗じた額 ※15分未満の端数は切り捨て(例 移動時間2時間40分の場合3,000円) (2) 派遣講師が、特定市町村において、対面形式で講習会を実施した場合、講師1人1日につき、旅費として、20,000円 ※離島(交通手段が船舶又は航空機に限られる場合)において、対面形式で講習会を実施した場合、講師又はアシスタント1人1日につき旅費として50,000円 (3) 全国展開TYPE1,250万円 特定市町村派遣TYPE200万円 事業実績に応じて事業計画変更申請を行い、執行団体が承認した場合は、予算の範囲内で交付決定額の増額を認める。 補助率:10分の10以下。<類型A、B、C共通>		
	ヒア・申請の時期等	令和6年度補正:【類型A 全国展開型】令和7年3月19日～令和7年4月15日 【類型B 地域連携型】令和7年4月25日～令和7年5月23日 【類型C 講師派遣型】令和7年3月19日～令和7年4月15日		
根拠法令・要綱等		情報通信利用促進支援事業費補助金交付規程(利用者向けデジタル活用支援推進事業)(デロイトトーマツテレワークセンター株式会社)		
制度創設年度		令和3年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 ()無
関係省庁等		総務省		
最近の実績		・令和3年度: 全国展開型 NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル(県内116か所) 地域連携型 古賀市、大木町、荻田町(全国120団体) ・令和4年度: 全国展開型 NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル(県内240か所) 地域連携型 太宰府市、みやま市、鞍手町、嘉麻市、荻田町、久留米市、広川町、宗像市、小郡市、小竹町、川崎町、大川市、大刀洗町、大木町、東峰村、八女市(全国110団体) 講師派遣型(派遣先) 筑後市、協働のまち大野城(全国48団体) ・令和5年度: 全国展開型 NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク(県内309か所) 地域連携型 久留米市、大牟田市、八女市、筑後市、小郡市、春日市、宗像市、太宰府市、古賀市、うきは市、嘉麻市、朝倉市、那珂川市、豊前市、篠栗町、芦屋町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、川崎町、福智町、みやこ町(全国709件) 講師派遣型(派遣先) 公益社団法人久留米市シルバー人材センター、吉富町社会福祉協議会、中間市シルバー人材センター(全国136か所) ・令和6年度: 全国展開型 NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク(県内290か所) 地域連携型 須恵町、東峰村、大刀洗町、香春町、みやこ町、築上町(全国308件) 講師派遣型(派遣先) 筑紫野市、那珂川市、宇美町、芦屋町、みやこ町シルバー人材センター、公益社団法人田川地区シルバー人材センター、春日市(全国		

	515 か所)
担当からのコメント	自治体は、類型 B 事業者の応募時に、事業主体に対し確認書を発行することにより、経費の負担なしで事業を実施することができます。

59		DXプロデューサー事業			
担当部局名		企画・地域振興部	担当課室名	情報政策課 デジタル戦略推進室	Tel 092-643-3197
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	デジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進を検討する市町村に対して、DXの知見、ノウハウ等を有する専門家(DXプロデューサー)を派遣し、DX推進に関する課題整理、助言、提言、情報提供等の支援を行うことにより、行政及び地域におけるDXの継続的な推進を図る。 ふくおか電子自治体共同運営協議会 → 市町村 (外部専門人材派遣)			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	・派遣申込書提出後、ふくおか電子自治体共同運営協議会事務局がプロデューサーをマッチングし派遣決定 ・派遣終了後、派遣受入報告書の提出が必要			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【県負担金：1/2、市町村負担金1/2】			
	財政支援措置	DXプロデューサーの謝金及び旅費の1/2を県が負担			
	ヒア・申請の時期等	4月から2月までの毎月 (派遣に係る費用総額が予算上限に達し次第、以後の募集を行わない場合がある。)			
根拠法令・要綱等		ふくおか電子自治体共同運営協議会 DXプロデューサー事業実施要領			
制度創設年度		令和4年度	改正・見直し等の予定の有無		(○)有 ()無
関係省庁等		—			
最近の実績		令和4年度：14団体(87回)派遣 令和5年度：13団体(68回)派遣 令和6年度：14団体(60回)派遣			
担当からのコメント					

60		福岡県生活交通確保対策補助金			
担当部局名	企画・地域振興部	担当課室名	交通政策課	TEL	092-643-3166
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制 度 内 容 (目的・事業概要)	市町村及び法定協議会（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59条）第6条第1項に規定された協議会）（以下、市町村等という）が行う、生活交通確保対策に対して補助を行う。 【補助概要】 (1) 運行費補助金 ① コミュニティバス運行費支援 市町村等が運行するコミュニティバスにより生じた欠損(赤字)額の一部支援 ② コミュニティバス車両減価償却費支援 コミュニティバス車両の取得・更新に係る車両減価償却費相当額の一部支援 ③ 路線バス運行費支援 市町村が路線バスを維持するためにバス事業者に対して補助する経費の一部支援 (2) コミュニティバス実証運行費補助金 市町村等が地域の実情に応じた最適なコミュニティバスの運行を実現するため、住民と一体となって取り組む実証運行経費の一部補助 (3) コミュニティバス利便性向上事業補助金 市町村等が運行するコミュニティバスの利便性向上、利用促進、運行効率化に資することを目的とする新たな取組にかかる経費の一部補助 (4) 官民連携・協働事業補助金 市町村等が、官民の連携・協働により、路線バス等の利便性、持続可能性、生産性を高め、又は新たな交通手段を導入するために行う取組にかかる経費の一部補助 (5) オンデマンド交通システム導入事業補助金 ・市町村等が、コミュニティバス等の充実・利便性向上のため、オンデマンド交通システムを導入・運用する事業にかかる経費の一部補助 ・上記のオンデマンド交通システムを導入したコミュニティバス等の利用増に資するための取組にかかる経費の一部補助 (6) オンデマンド交通車両導入・バス停等整備事業補助金 市町村等が、コミュニティバス等の充実・利便性向上のため、オンデマンド交通システムを導入・運用する際に新たに車両を導入、又はバス停等を整備する事業にかかる経費の一部補助 (7) オンデマンド交通運行費補助金 市町村等が、オンデマンド交通システムを利用するコミュニティバス等を運行する事業のうち、収益が費用に達していないものに対する一部補助			
	対 象 団 体 (事 業 主 体)	市町村等 ※(1)③路線バス運行費支援は市町村のみ			
	採 択 要 件	(1) ①-1 路線定期運行 収支率25%以上の路線 ①-2 デマンド交通 乗合率が1.5人/1便以上の路線 ②新規車両導入・更新 路線の新規開設・拡充・運行回数増加のために車両を新規に取得又は安全な輸送の確保のために車両を更新し運行するコミュニティバス等			

		③路線バス 市町村が、広域運行の用に供する路線バスを確保するため、1日当たりの輸送量が15人以上ののうち、市町村と交通事業者で協議した上で生産性向上に取り組むものであり、交通事業者に対し支援しているもの (2) コミュニティバス実証運行補助金 ・地域の実情に応じた最適で持続可能な運行（運行形態、経路、便数、運賃）を実現するため、市町村又は法定協議会と地域住民が一体となってコミュニティバスの実証的な運行を行うもの ・あらかじめ設定した目標の達成状況や利用の実態に応じ、随時検証を行いながら運行内容を見直すもの ・デジタル技術を活用するもの ・次のいずれかに該当するもの ①新たに運行を開始するもの ②路線の追加・延長を行うもの（追加・延長した部分に限る。） ③運行形態（路線定期運行、デマンド交通（オンデマンド交通を含む。）等）を異なる運行形態へ見直すもの (3) コミュニティバス利便性向上事業補助金 コミュニティバスの利便性向上、利用促進、運行効率化に資することを目的とする新たな取組であること。 （事業例） ・鉄道、路線バスとの接続を考慮したコミュニティバスのダイヤ見直しに係る広報 ・路線バスとタイアップしたバス「無料キャンペーン」による乗継利用の促進 ・タクシーと連携した割引による乗継利用の促進（往路：コミュニティバス、復路：タクシー） ・路線の新規開設、拡充、運行回数の増加のために新たに導入する停留所施設の整備 ・待合環境改善等、乗客の利便性向上のために改修する停留所施設の整備 (4) 官民連携・協働事業補助金 市町村又は法定協議会が、官民の連携・協働により、路線バス等の利便性、持続可能性、生産性を高め、又は新たな交通手段を導入するために行う取組であること。 （事業例） ・交通DXに資するデジタル機器（キャッシュレス決済端末、バスロケーションシステム、スマートバス停等）導入に対する助成 ・民間送迎バスの車両や運転者を活用した取組に対する助成 ・路線バスの待合環境の改善に資するバス停改修（上屋やベンチの整備等）に対する助成 ・車体内やバス停等への広告料減免に対する助成 ・路線バスの利用促進に資するサブスクリプション商品や無料・格安乗車券等に対する助成 ・路線バスの運転者確保に対する助成 (5) オンデマンド交通システム導入事業補助金 ・オンデマンド交通システムの導入を開始した年度のみ。 ・地方債の充当がなされているものは、当該補助事業の対象外。また、他の補助金等の交付を受けている場合、補助金の交付限度額は他の補助金等と合計して補助対象経費の1/2を超えない範囲とする。ただし、新型コロナウイルス感染症に係る国、県及び市町村等の補助金、交付金等の交付については、この限りではない。
--	--	--

	(6) オンデマンド交通車両導入・バス停等整備事業補助金 ・オンデマンド交通システムの導入を開始した年度のみ。 (7) オンデマンド交通運行費補助金 ・導入開始年度から起算して、2年度目及び3年度目。 ※ (1)～(4)、(6)、(7) いずれの場合も、他の補助金等の交付（新型コロナウイルス感染症に係る国・県及び市町村等の補助金を除く）及び地方債の充当がなされているものは、当該補助事業の対象外
補 助 主 体	()国庫 (○)県単独 ()その他【 】
財政支援措置	(1) コミュニティバス運行欠損額補助 ①路線定期運行 補助率 1/5 ①デマンド交通 補助率 1/5 ②新規車両導入・更新 車両価格×1/5（償却率）×1/2（補助率）×1/12×新規に取得又は更新した車両による、補助対象期間内の運行月数 （補助対象限度額） 30人乗以上:1,300万円 29人乗以下18人乗以上 :1,200万円 17人乗以下11人乗以上 :500万円 10人乗以下 :350万円 ③路線バス運行費補助額補助 補助率 1/10 (2) コミュニティバス実証運行補助 ・運行費 補助率 1/2 ・新規車両導入 車両価格×1/5（償却率）×1/2（補助率）×1/12×新規に取得した車両による、補助対象期間内の運行月数 （補助対象限度額） 30人乗以上:1,300万円 29人乗以下18人乗以上 :1,200万円 17人乗以下11人乗以上 :500万円 10人乗以下 :350万円 ・調査・広報費 補助率 1/2（上限25万円） (3) 利便性向上事業費補助 補助率 1/2 (4) 官民連携・協働事業補助 補助率 1/2（上限：1/4） (5) オンデマンド交通システム導入事業補助金 ・オンデマンド交通システム導入費 （補助率）1/2 ・オンデマンド交通システム月額使用料 （補助率）1/2 ・生産性向上の取組に必要な経費 （補助率）1/2 (6) オンデマンド交通車両導入・バス停等整備事業補助金 ・車両の導入 （補助対象限度額） 30人乗以上:1,300万円 29人乗以下18人乗以上:1,200万円

	17人乗り以下11人乗り以上:500万円 10人乗り以下:350万円 (補助率) 1/2 ・バス停等の整備 (補助対象限度額) 1,000万円 (補助率) 1/2 (7) オンデマンド交通運行費補助金 次のア又はイのいずれか少ない額 ア 運行により生じた欠損額 イ 市町村又は法定協議会が、交通事業者又は特定非営利活動法人等に対して交付する額 ただし欠損額を算定するにあたって以下の額は除く ・営業外収益及び営業外費用 ・運行計画等を策定するための協議会等の運営費及び乗降調査等の委託費 ・運送費の「その他経費」、一般管理費の「その他」のうち勘定科目の内容が明確でないもの (補助率) 1/5 (1)～(4)及び(7)について、1市町村（当該市町村が設置する法定協議会を含む。）が1会計年度内に受けることのできる補助金の額は、合計で 1,000 万円を限度とする。 (5)～(7)に掲げる補助対象事業について、1市町村（当該市町村が設置する法定協議会を含む。）が1会計年度内に受けることのできる補助金の額は、合計で 1,000 万円を限度とする。			
	ヒア・申請の時期等	(1) 令和7年度交付申請期限：11月20日 (2)(3)(4)(5)(6)(7) 随時申請受付 ※令和8年度分の要望調査：7月頃、各市町村へ照会予定		
根拠法令・要綱等		福岡県生活交通確保対策補助金交付要綱		
制度創設年度	平成23年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		国土交通省		
最近の実績	令和6年度交付額（交付市町村数） (1) コミュニティバス運行費補助 64,643千円(17市町) (2) 車両減価償却費補助 5,193千円 (6市町) (3) 路線バス運行費補助 21,024千円(10市町) (4) コミュニティバス実証運行補助 20,204千円(4市) (5) 利便性向上事業補助 4,244千円 (6市町) (6) 官民連携・協働事業補助 2,098千円 (1市) ・オンデマンド交通システム導入事業補助金 令和3年度 7,836千円 (4市) 令和4年度 6,732千円 (5市) 令和5年度 1,291千円 (2市町) ・オンデマンド交通車両導入・バス停等整備事業補助金 令和5年度 2,806千円 (2町) ・オンデマンド交通運行事業補助金 令和5年度 31,307千円 (6市町) 令和6年度 45.976千円 (7市町)			

担当からのコメント	○令和7年度から以下のとおり補助制度の見直しを行っています。 (1) オンデマンド交通システム導入事業補助金の補助率変更 ・ オンデマンド交通システム導入費の補助率を 1/6 から 1/2 に変更 ○各市町村の積極的な活用をお願いいたします。
------------------	--

61	福岡県自転車魅力発信事業費補助金				
担当部局名	企画・地域振興部	担当課室名	交通政策課	Tel	092-643-3084
ハード・ソフトの別		() ハード (○) ソフト () 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	(目的) 自転車の魅力を体験する機会の提供を行う市町村等を支援することにより、県内における自転車の活用を推進する。 (対象事業) 以下の条件に該当し、自転車の魅力を体験する機会を提供するために実施されるイベントに対して助成を行う。 ・新規性を加えた事業であること (新たに実施又は拡充するもの) ・県内で実施する事業であること ・ソフト事業であること ・当該年度の3月末日までに実施する事業であること ・イベント時に、県の取組等についての情報発信に協力可能であること			
	対象団体 (事業主体)	・市町村 ・市町村が構成員に含まれる協議会・任意団体 (市町村が参加する実行委員会等)			
	採択要件	・他の補助金 (国及び県の補助事業等) の交付を受けていない事業			
	補助主体	() 国庫 (○) 県単独 () その他 【】			
	財政支援措置	○補助率 補助対象経費の2分の1以内、補助上限は、500千円。 ただし、補助額とその他の収入等の合計額が総事業費を超過するときは、補助額から当該超過分を差し引くものとする。 ○補助対象経費 ・謝金 ・旅費 (市町村職員に係るものを除く。) ・需用費 (消耗品費、印刷製本費等。) ・役務費 (広告宣伝費、手数料、保険料等。) ・委託料 ・使用料及び賃借料 ・その他知事が必要と認める経費			
	ヒア・申請の時期等	随時申請受付 ※事業実施は3月末日まで			
根拠法令・要綱等	福岡県自転車魅力発信事業費補助金交付要綱				
制度創設年度	令和4年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無		
関係省庁等	国土交通省				
最近の実績	令和6年度交付実績 ・726,500円 (2市) ・850,000円 (2団体)				

担当からのコメント	令和6年度より、補助対象経費を拡大し、イベント参加者へのノベルティ配布等にも活用できるようになりました。 また、令和7年度より、一部様式を簡素化し、申請手続きを容易にしています。各市町村等の積極的な活用をお願いいたします。
------------------	---

62	近未来 MaaS 福岡モデル創出事業費補助金				
担当部局名	企画・地域振興部	担当課室名	交通政策課	TEL	092-643-3794
ハード・ソフトの別		() ハード () ソフト (○) 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	【補助概要】 MaaS 導入事業補助金 MaaS を推進する会議体が、地域公共交通の利用促進や地域振興を図るため、地域の実情に応じた MaaS 実証実験を新たに実施するための事業			
	対象団体 (事業主体)	市町村、法定協議会又は MaaS を推進する会議体			
	採択要件	・他の補助金等の交付及び地方債の充当がなされている事業は補助対象外とする。ただし、新型コロナウイルス感染症に係る国、県及び市町村等の補助金、交付金等の交付については、この限りではない。 ・新型コロナウイルス感染症に係る国、県及び市町村等の補助金、交付金等を充当する場合は、補助対象経費から当該補助金額を除くものとする。			
	補助主体	() 国庫 (○) 県単独 () その他 【】			
	財政支援措置	MaaS 導入事業補助金 ・地域住民向けデジタル乗車券造成費 (補助対象限度額) 1 市町村、法定協議会又は MaaS を推進する会議体につき 1 4 5 万円 (補助率) 1 / 2 ・アプリ連携に要するシステム開発・改修費 (補助対象限度額) 1 申請あたり 2 4 0 万円 (補助率) 1 0 / 1 0			
	ヒア・申請の時期等	随時申請受付			
根拠法令・要綱等		近未来 MaaS 福岡モデル創出事業費補助金交付要綱			
制度創設年度		令和5年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無	
関係省庁等		内閣府、国土交通省			
最近の実績		令和6年度交付額(会議体) ・MaaS 導入事業補助金 2 7 8 千円(2会議体)			
担当からのコメント		○令和7年度から、補助対象者を「MaaS を推進する会議体」から「市町村、法定協議会又は MaaS を推進する会議体」に拡大しています。 ○各市町村の積極的な活用をお願いいたします。			

63	福岡県鉄道駅バリアフリー化促進費補助金					
担当部局名	企画・地域振興部	担当課室名	交通政策課	Tel	092-643-3693	
ハード・ソフトの別		(○) ハード () ソフト () 両方				
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	(目的) まちづくりの拠点である鉄道駅をバリアフリー化することで、高齢者、障がい者、妊産婦等、地域住民をはじめとする利用者の移動上及び施設利用上の利便性及び安全性の向上を図る。 (対象事業) 国の補助制度に基づき鉄道事業者が行う鉄道駅のバリアフリー化に資する事業に係る設計費、工事費（段差の解消、転落防止設備の整備、視覚障がい者誘導用ブロックの整備、バリアフリースイールの設置、情報提供案内板の整備等）				
	対象団体 (事業主体)	・鉄道事業者に対し補助を行う市町村（政令指定都市を除く）				
	採択要件	国の補助制度に基づき鉄道事業者が行う鉄道駅のバリアフリー化に資する事業				
	補助主体	() 国庫 (○) 県単独 () その他 【】				
	財政支援措置	○補助率（補助率は上限。利用する国の補助金や鉄道事業者等の条件によって異なる）				
			補助率	補助限度額 (1設備(※)あたり)		
		(1) 補助対象の駅が基本構想に位置付けられた駅である場合	1/4	30,000 千円		
		(2) 補助対象の駅が基本構想に位置付けられた駅でない場合				
①鉄道事業者が甘木鉄道株式会社又は平成筑豊鉄道株式会社の場合		2/9				
②鉄道事業者が①以外の場合	1/6	20,000 千円				
	※ ・エレベーターは、1基を1設備とする。 ・ホームの転落防止設備は、ホーム1線を1設備とする。 ・それ以外の設備は、1駅分を1設備とする。					
ヒア・申請の時期等	随時申請受付					
根拠法令・要綱等	福岡県鉄道駅バリアフリー化促進費補助金交付要綱					
制度創設年度	令和6年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無			
関係省庁等	国土交通省					
最近の実績						
担当からのコメント	○令和6年度に創設した補助制度です。まちづくりの拠点である鉄道駅を、誰もが安心して使えるものにしませんか。 ○各市町村の積極的な活用をお願いいたします。 ○ご不明な点は、気軽にお問合せください。					

64		自治体国際協力促進事業(モデル事業)			
担当部局名		企画・地域振興部	担当課室名	国際政策課	Tel 092-643-3200
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	地方自治体の持つ専門知識、人材等を活用した国際協力活動など、地方自治体等が行う国際協力事業の中から先駆的な役割を果たす事業を「モデル事業」として認定し、積極的に支援をするとともに、広く紹介することにより、自治体が行う国際協力活動の一層の推進を図る。			
	対象団体 (事業主体)	(1) 地方自治体(都道府県、市区町村) (2) 地域国際化協会(総務大臣に認定を受けた地域国際化協会) (3) NGO(いわゆる市民等により自発的に組織された非営利団体) ただし、NGO にあつては、地方自治体又は地域国際化協会(以下「地方自治体等」という。)と連携して事業を実施する NGO に限るものとし、その事業に対する助成は、当該地方自治体等の申請に基づき、当該地方自治体等を通じて行うものとする。			
	採択要件	1 助成対象事業(以下「モデル事業」という。)は次の基準に適合するものとする。 (1) 地方自治体若しくは地域国際化協会又は地方自治体と NGO 若しくは地域国際化協会と NGO が連携して実施する国際協力事業(事前調査事業を含む) (2) 新規事業または事業内容の拡充が図られる継続事業であり、事業趣旨・内容等が他の自治体等のモデルケースとなりえる先駆的事业であること 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項のいずれかに該当する事業は、助成の対象としない。 (1) 国及びこれに準ずる機関からの助成を受けている事業 (2) 単なる資金供与だけの事業 (3) モデル事業の実施に要する経費(次項各号に掲げる経費を除く)の総額(ただし、助成対象団体が参加者負担等を徴する場合には、総額から参加者負担等の収入を控除した額)が 100 万円以下の事業 (4) その他協会の助成事業としてふさわしくないと協会が認める事業 3 モデル事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費については助成対象としない。(1) 補助金、(2) 他用途に転用可能な備品整備等、(3) 職員等の人件費、光熱水費、家賃、定期刊行物発行に要する経費等、助成対象団体の通常運営に要する経常の経費、(4) 交際費			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)自治体国際化協会】			
	財政支援措置	単年度ごとに、モデル事業の実施に要する経費の総額以内の額で、次の金額を限度とする。 (1) 1 事業につき 300 万円 (2) 複数の地方自治体等が共同で行う事業については、その事業を実施する団体の数にかかわらず、1 事業につき 500 万円			
	ヒア・申請の時期等	募集通知 8 月上旬頃、申請書提出期限 10 月末頃、内定 2~3 月			
	根拠法令・要綱等	自治体国際協力促進事業(モデル事業)助成要綱			
制度創設年度	平成 8 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	総務省				
最近の実績	令和 4 年度 北九州市 「タイ王国ウボンラチャタニ県における廃プラスチックを含む都市ゴミの適正管理推進事業」 豊前市 「台湾の大学のサテライトキャンパス(豊前校)誘致による人材育成とまちづくり事業」 令和 5 年度 北九州市 「タイ王国ウボンラチャタニ県における廃プラスチックを含む都市ごみの適正管理推進事業」 令和 6 年度 北九州市 「インドネシア共和国スラバヤ市における廃棄物管理能力向上事業」 令和 6 年度 北九州市 「ベトナム国ハイフォン市における浸水被害軽減のための組織強化プロジェクト」				
担当からのコメント	(一財)自治体国際化協会のホームページにおいて、標記事業の概要や過去の助成対象事業の実績等がご覧いただけます。 http://www.clair.or.jp/j/cooperation/model/index.html				

65		多文化共生のまちづくり促進事業			
担当部局名		企画・地域振興部	担当課室名	国際政策課	Tel 092-643-3200
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制 度 内 容 (目的・事業概要)	グローバル化が進展し、日本に居住する外国人住民が定住傾向にある中で、文化的背景を異にする人々が共生・協働する社会の構築を推進するために、地方公共団体及び総務大臣に認定を受けた地域国際化協会(以下「地域国際化協会」という。)が行う多文化共生施策に要する経費について、予算の範囲内において地方公共団体及び地域国際化協会に対し、多文化共生のまちづくり促進事業助成金を交付する。			
	対 象 団 体 (事業主体)	都道府県、市区町村及び地域国際化協会、NPO 及び自治体国際化協会が認める法人格を有する団体(地方公共団体、地域国際化協会と連携をして事業を実施する団体に限る)			
	採 択 要 件	助成対象事業は、助成対象団体が実施する多文化共生を推進する事業のうち、特に重要性、必要性が高く、他団体の範となる事業で、次に掲げるものとする。 (1)医療・保健・福祉支援事業 (2)防災支援事業 (3)教育支援事業 (4)労働環境整備事業 (5)居住・生活支援事業 (6)外国人住民の自立と社会参画支援事業 (7)上記(1)～(6)の事業実施にあたり必要となる情報の多言語化や日本語学習支援事業 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、助成の対象としない。 (1) 助成対象団体が従来から実施している事業の財源の組替えを主とするもの。 (2) 助成対象団体が従来から実施している事業で参加者負担等の軽減を主とするもの (3)単なる資金供与だけのもの (4) 国やこれに準ずる機関からの助成を受けているもの (5)その他、協会の助成対象事業としてふさわしくないと協会が認めるもの ※次に掲げる経費については助成対象としない。なお、委託費に計上する場合も同様とする。 (1)補助金、負担金等 (2)他用途に転用可能な備品整備費 (3)工事を伴う施設整備費 (4)職員等の人件費、光熱水費、家賃、定期刊行物発行に要する経費など、助成対象団体の通常運営に要する経常的経費 (5)積立金及び預金(計画的な積み立てを含む。)			
	補 助 主 体	()国庫 ()県単独 (○)その他 【(一財)自治体国際化協会】			
	財 政 支 援 措 置	助成金は、助成対象経費の総額の範囲内の額とし、その上限額は次のとおりとする。 (1)都道府県及び指定都市にあっては、1 団体あたり 400 万円とする。 (2)市区町村(指定都市を除く。)、地域国際化協会にあっては、1 団体あたり 300 万円とする。 (3)複数の助成対象団体が共同で行う事業については、その事業を実施する団体の数にかかわらず、1 事業あたり 400 万円とする。 全ての団体にあたり、50 万円をその下限額とする。			
	ヒア・申請の時期等	募集通知 8 月上旬、申込書提出期限 9 月下旬、内定・通知 2～3 月			
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等		多文化共生のまちづくり促進事業実施要綱			
制 度 創 設 年 度		平成 24 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関 係 省 庁 等		総務省			
最 近 の 実 績		平成 30 年度 福岡市 「やさしい日本語」推進事業 (公財)北九州国際交流協会 多文化共生ソーシャルワークの導入による多文化共生の地域づくり推進システム検討事業 平成 31 年度 北九州市教育委員会「外国人市民の図書館利用促進事業」 令和 2 年度 古賀市「外国人向け生活情報支援冊子作成事業」 令和 3 年度 古賀市「多文化共生推進・日本語交流事業」 令和 6 年度 小郡市「地域と協働した外国にルーツをもつ子どもへの学習サポート」			
担当からのコメント		(一財)自治体国際化協会のホームページにおいて、標記事業の概要等がご覧いただけます。(https://www.clair.or.jp/j/multiculture/kokusai/page_8.html)			

66		コミュニティ助成事業(地域国際化推進助成事業)			
担当部局名		企画・地域振興部	担当課室名	国際政策課	Tel 092-643-3201
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	宝くじの社会貢献広報事業として、地域の国際化の推進等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する。			
	対象団体 (事業主体)	市(区)町村(政令指定都市は除く)が認めるコミュニティ国際交流組織			
	採択要件	助成対象事業は、以下の要件をすべて満たすもの (1)国内で実施する事業で、宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるものであること。(海外での記念行事や海外へのスタディツアー渡航費等、海外で実施する事業は対象外とする。) (2)公共性を有し、かつ、地域の国際化に資するもので他の団体の模範となるものであること。 (3)国やこれに準ずる機関(独立行政法人等)からの助成を受けないものであること。			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)自治総合センター】			
	財政支援措置	200万円を限度とする			
	ヒア・申請の時期等	募集通知 8月頃、申請書提出期限 11月頃、 助成決定通知 翌年4月			
根拠法令・要綱等		コミュニティ助成事業実施要綱			
制度創設年度		平成23年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		総務省			
最近の実績		平成25年度 田川市(福岡県立大学と共に歩む会) ・大学交流を核とした国際学術・文化・市民交流 平成26年度 岡垣町(岡垣国際交流協会) ・シンポジウム、茶会、パネル展示会の開催 久留米市(公益財団法人 久留米観光コンベンション国際交流協会) ・多言語ウェブページ作成事業 平成27年度 岡垣町(岡垣国際交流協会) ・音楽祭の開催 平成28年度 太宰府市(太宰府市国際交流協会) ・留学生との運動会を実施 岡垣町(岡垣町国際交流協会) ・伝統文化や食についての冊子製作 令和3年度 小郡市(おごおり国際交流協会) ・おごおり多文化共生推進大会事業の実施 令和4～6年度 応募無し			
担当からのコメント		平成23年度より新たに開始された事業です。 (一財)自治総合センターのウェブサイトにおいて、平成23年度以降の助成対象事業がご覧になれます。 (https://www.jichi-sogo.jp/lottery/comunity)			

67		地域国際化推進活動支援事業			
担当部局名		企画・地域振興部	担当課室名	国際政策課	TEL 092-643-3201
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	県内に活動基盤を置く民間団体が行う、県民主体の草の根国際交流活動を促進し、地域の国際化を推進することを目的として、その活動を支援する。			
	対象団体 (事業主体)	以下のすべての要件を備える団体 (1)福岡県内に活動の基盤を有しているもの (2)国又は地方公共団体から定期的に助成を受けていないこと (3)非営利団体であること (4)政治活動又は宗教活動に関係しないもの (5)暴力団員でないこと又は暴力団員と密接に関係しないもの			
	採択要件	支援対象事業(県内で4月1日から翌年3月20日までに実施されるもの) (1)在住外国人(留学生含む)との交流事業・在住外国人(留学生含む)生活相談等支援事業 (2)青少年の国際理解を目的とした事業 (3)地域住民との多文化共生を目的とした国際理解・交流事業 (4)その他、地域の国際化推進に寄与する活動			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(公財)福岡県国際交流センター】			
	財政支援措置	1件あたりの経費支援額は、対象経費合計の1/2以内の額とし、20万円を限度とする			
	ヒア・申請の時期等	随時(原則として事業実施の4ヶ月前までに申請書を提出すること) ※交付決定額の合計が当該年度予算の上限に達した場合、受付を終了する。			
根拠法令・要綱等		地域国際化推進活動支援事業実施要綱			
制度創設年度		平成2年度	改正・見直し等の予定の有無		()有 (○)無
関係省庁等		(公財)福岡県国際交流センター			
最近の実績		平成29年度 1,758,500円(10件) 平成30年度 1,109,000円(6件) 令和2年度 109,000円(1件) 令和3年度 601,000円(4件) 令和4年度 312,000円(2件) 令和5年度 327,000円(2件) 令和6年度 908,950円(5件)			
担当からのコメント		[お問い合わせ先] (公財)福岡県国際交流センター 〒810-0001 福岡市中央区天神 1-1-1 アクロス福岡 8F TEL: 092-725-9204 ホームページ: https://fief.or.jp/about/cultural/understanding/support/			

68		経済活動助成事業(海外販路開拓支援・インバウンド支援)			
担当部局名	企画・地域振興部	担当課室名	国際政策課	Tel	092-643-3200
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制 度 内 容 (目的・事業概要)	近年、地方公共団体の多くは、海外での活動において地元産品の販路開拓支援を行っている。また、海外観光客誘致に対する意欲も、訪日外客数の増加に伴い、一層の高まりを見せている。一般財団法人自治体国際化協会は、地方公共団体の販路開拓に対するニーズの高まりを受け、海外事務所等の機能を活用しながら、地方公共団体の国際化支援のため、助成とサポートが一体となった事業を実施する。			
	対 象 団 体 (事業主体)	都道府県及び市区町村			
	採 択 要 件	1 助成対象事業は、助成対象団体が実施する事業のうち、事業実施によって将来的に経済効果が見込まれ、他の地方公共団体の取組の参考となることが見込まれる事業で、以下のいずれにも該当するものとする。 (1) 地方公共団体の地元産品等の海外における販売促進のために実施する事業又は当該地方公共団体への海外観光客の誘致促進のために実施する事業 (2) 原則として新規事業とし、継続事業であっても特色が示せる事業 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項のいずれかに該当する事業は、助成の対象としない。 (1) 国・地方公共団体及びこれに準ずる機関からの助成を受けている事業 (2) 単なる資金供与だけの事業 (3) 事業の実施に要する経費(次項各号に掲げる経費を除く)の総額が200万円以下の事業 (4) その他協会の助成事業としてふさわしくないと協会が認める事業 3 次に掲げる経費については助成対象としない。 (1) 補助金、(2) 職員旅費、(3) 他用途に転用可能な備品整備等、(4) 工事を伴う施設整備等、(5) 経常的経費			
	補 助 主 体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)自治体国際化協会】			
	財 政 支 援 措 置	助成額は、助成対象経費の1/2以内の額で、次の金額を上限とする。 ①主として海外で行う事業 1事業あたり500万円 ②主として日本国内で行う事業 1事業あたり300万円			
	ヒア・申請の時期等	募集通知8月頃、申込書提出期限 10月末頃、内定 2月頃 決定通知 3月頃			
	根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	経済活動助成事業(海外販路開拓支援・インバウンド支援)実施要綱			
制 度 創 設 年 度	平成22年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関 係 省 庁 等	総務省				
最 近 の 実 績	(インバウンド支援) 平成27年度 北九州市「日本海瀬戸内海連携 欧州クルーズ客搬誘致事業」 豊前市「海外への豊前魅力発信事業」 (海外販路開拓支援) 令和5年度 飯塚市「ベトナム販路開拓事業」				
担 当 か ら の コ メ ン ト	(一財)自治体国際化協会のホームページにおいて、標記事業の概要や過去の助成対象事業の実績等がご覧いただけます。 (https://economy.clair.or.jp/activity/grant/)				

69		国際交流支援事業			
担当部局名		企画・地域振興部	担当課室名	国際政策課	Tel 092-643-3200
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	地域の国際化を推進するために、地方公共団体及び総務大臣に認定を受けた地域国際化協会が主体的に行う国際交流事業のうち、特に重要性、必要性の高い事業について、予算の範囲内において地方公共団体及び地域国際化協会に対し助成金を交付する。			
	対象団体 (事業主体)	都道府県、市区町村及び地域国際化協会			
	採択要件	助成対象事業は、助成対象団体が新規に実施する国際交流事業のうち、交流の拡大や発展が見込まれ、地域住民等の幅広い参画が見込まれる事業で次の各号のいずれかに該当する事業とする。ただし、継続的に行われている事業であっても他の地方公共団体及び地域国際化協会のモデルとなり得る先駆的な事業であれば対象とする。 (1) 姉妹提携又は友好提携に関する記念事業 (2) 文化、芸術又は研究に関する交流事業 (3) 青少年交流に関する事業 (4) 国際会議に関する事業 (5) その他地域の特色を活かした交流事業 ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は、助成対象としない。 (1) 単なる資金供与だけの事業 (2) 国、地方公共団体及びこれらに準ずる機関からの助成を受けている事業 (3) 事業実施に係る助成対象経費が 200 万円以下の事業 (4) その他協会の助成事業としてふさわしくないと協会が認める事業			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)自治体国際化協会】			
	財政支援措置	助成対象経費は、助成対象となる事業に要する経費(ただし、助成対象団体が参加者負担等を徴する場合には、総額から参加者負担等の収入を控除した額)とする。 ただし、次に掲げる経費は助成対象としない。なお、委託費に計上する場合も同様とする。 (1) 補助金 (2) 職員旅費 (3) 他用途に転用可能な備品整備等 (4) 工事を伴う施設整備等 (5) 職員等の人件費、光熱水費、家賃、定期刊行物発行に要する経費など、助成対象団体の通常運営に要する経常的経費 (6) 積立金及び預金(周年事業等に対する計画的な積み立てを含む。) 助成額は、助成対象経費の総額の 1/2 以内の額で、次の金額を上限とする。 (1) 主として海外で行う事業 1 事業あたり 500 万円 (2) 主として日本国内で行う事業 1 事業あたり 300 万円			
	ヒア・申請の時期等	募集通知 8 月頃、申請書提出期限 10 月末頃、内定・通知 3 月頃			
根拠法令・要綱等		国際交流支援事業実施要綱			
制度創設年度		平成 24 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		総務省			
最近の実績		平成 31 年度 北九州市「未来につなげる！広げる！」米国姉妹都市交流（アメリカ）福岡市「中国広州市友好都市交流 40 周年事業」（中国） 令和 2 年度 北九州市「アジア低炭素センター開設 10 周年成果発表会事業」 令和 3 年度 北九州市「アジア低炭素センター開設 10 周年成果発表会事業」 令和 4 年度 福岡市「アメリカ・オークランド市との姉妹都市締結 60 周年事業及びフランス・ボルドー市との姉妹都市締結 40 周年記念事業」 令和 5 年度 北九州市「北九州市制 60 周年記念 姉妹友好都市との青少年交流事業」			
担当からのコメント		(一財)自治体国際化協会のホームページにおいて、標記事業の概要等がご覧いただけます。(https://www.clair.or.jp/j/exchange/shien/page-5.html)			

70	ふくおか地域貢献活動サポート事業補助金				
担当部局名	人づくり・県民生活部	担当課室名	社会活動推進課	Tel	092-643-3938
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	福岡県が進める NPO や企業、行政などの多様な主体が互いに支え合い、共に助け合う「共助社会」の実現のため、地域の課題を解決するために多様な主体が協働で取り組む社会貢献活動を支援する。			
	対象団体 (事業主体)	NPO、行政、地域コミュニティ、企業などの多様な主体を構成員に含む団体(協議体)			
	応募要件	【事業】以下の要件をすべて満たす事業であること ・多様な主体が協働し、地域課題の解決にあたる事業であること ・自由で先進的な発想や専門的なノウハウ等を活かした公益性の高い事業であること 【協議体】以下の条件をすべて満たすこと ・代表者、副代表、監事、会計責任者が定められていること ・事業の事務手続きを適正かつ効率的に行うため、一定の事項を定めた協議体の規約その他の規程が作成されていること ・行政やその外郭団体が協議体の代表団体でないこと ・代表者が同一である団体又は資本関係がある団体のみで構成されていないこと 【協議体の代表団体】以下の要件をすべて満たすこと ・福岡県内に事務所等を有すること ・活動を行う主たる区域が福岡県内で、原則として応募の日までに1年にわたり継続的に活動していること ・事業案の遂行に必要な組織・人員を有すること ・組織の運営に関する規則(定款、規約、会則等)、予算及び決算書類を整備していること。 ・宗教活動又は政治活動を主たる目的としない団体であること。 ・特定の公職者(その候補者を含む。)又は政党を推薦、支持、又は反対することを目的としない団体であること。 ・暴力団、暴力団員が役員や被雇用者である団体、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体のいずれかに該当する団体ではないこと。			
	補助主体	()国庫 (○)県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	☐ 補助率 補助対象経費の10分の10 ☐ 1件あたりの補助限度額 50万円 ☐ 補助対象経費区分 社会貢献活動費、情報発信費 ☐ 費目 謝金、旅費、消耗品・材料購入費(1個当たりの単価が5万円未満のものに限る)、委託費、通信運搬費、保険料、使用料、人件費及び知事が認めたその他の経費			
ヒア・申請の時期等	【R7年度】 ・企画案を募集(4月25日締切) ・採択事業決定(6月上旬～中旬予定) ・補助金交付決定(6月中旬～下旬予定)				

根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	・福岡県共助社会づくり基金条例 ・福岡県共助社会づくり基金実施要綱 ・福岡県共助社会づくり基金実施要領 ・ふくおか地域貢献活動サポート事業補助金交付要綱		
制 度 創 設 年 度	平成 25 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無
関 係 省 庁 等			
最 近 の 実 績	H29 年度採択事業数:29 事業 H30 年度採択事業数:24 事業 H31 年度採択事業数:19 事業 R2 年度採択事業数:16 事業 R3 年度採択事業数:17 事業 R4 年度採択事業数:12 事業 R5 年度採択事業数:21 事業 R6 年度採択事業数:22 事業		
担 当 か ら の コ メ ン ト	・コラボステーション福岡のホームページにおいて、詳しい内容や応募要項がご覧になれます。(https://www.csf.pref.fukuoka.lg.jp/subsidies)		

71	地域伝統芸能等保存事業				
担当部局名	人づくり・県民生 活部	担当課室名	文化振興課	Tel	092-643-3382
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制 度 内 容 (目的・事業概要)	地域の伝統芸能等(伝統芸能、伝統技能、祭り、伝説、神話、民話、習俗等)を映像に記録・保存・収蔵・発信するとともに、地域伝統芸能等の発表の場等としての公演を開催することにより、地域住民の新しいふるさとづくりへの取り組みや地方公共団体の文化を通じた地域づくりの向上に寄与することを目的とする。			
	対 象 団 体 (事業主体)	市町村 (地方フェスティバルは、市町村が 1/2 以上出資している指定管理者・公益法人を含む)			
	採 択 要 件	○地方フェスティバル事業 地方公共団体が実施する、伝統芸能等を保存・継承するための公演 ○映像記録保存事業 各地域の、失われつつあり記録に残されていない伝統芸術等の記録・保存 ○保存・継承活動委支援事業 市区町村が実施する、伝統芸能等の保存・継承活動団体等への支援			
	補 助 主 体	()国庫 ()県単独 (○)その他 【(一財)地域創造】			
	財 政 支 援 措 置	○地方フェスティバル事業 助成対象事業経費の 1/2 以内(上限 50 万円) ○映像記録保存事業 助成対象事業経費の 2/3 以内(上限 200 万円) ○保存・継承活動委支援事業 助成対象事業経費の 1/2 以内(上限 30 万円)			
	ヒア・申請の時期等	前年度 9 月			
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等		地域伝統芸能等保存事業保存・継承活動支援事業助成要綱			
制 度 創 設 年 度		平成 11 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関 係 省 庁 等		(一財)地域創造、総務省			
最 近 の 実 績		○保存・継承活動委支援事業 令和 3 年度…福津市 令和 4 年度…福津市、久留米市 令和 5 年度…福津市 令和 6 年度…福津市、久留米市 ○映像記録保存事業 令和 3 年度…直方市 令和 4 年度…直方市 ※政令市を除く(政令市へは「地域創造」から直接連絡があり、県を経由していません)			
担当からのコメント		・次年度以降の継続的な地域伝統芸能等の保存・継承活動につながるものであること。			

72		芸術文化振興基金助成金(民俗文化財の保存活用活動)			
担当部局名		人づくり・県民生 活部	担当課室名	文化振興課	Tel 092-643-3382
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	全国各地域に伝承されている伝統的な民俗芸能や祭り・年中行事等の民俗文化財の保存・活用を図り、地域の文化の振興に資する活動を支援する。			
	対象団体 (事業主体)	市町村、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、NPO法人、 その他法人、実行委員会			
	採択要件	・事業主体が自ら主催 ・次に掲げる民俗文化財を保存・活用した特色あるまちづくりによる地域の文化の 振興に資する活動 ①民俗文化財の公開 ②民俗文化財の広域的な交流 ③民俗文化財の復活・復元等による伝承 ④民俗文化財の記録作成による保存活用 ・原則として、国または地方公共団体が指定・登録した民俗文化財及び記録作成等の 措置を講ずべきとした無形の民俗文化財が対象。			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(独法)日本芸術文化振興会】			
	財政支援措置	助成金の額は自己負担金の範囲。 助成対象経費の2分の1以内の定額。 振興会の予算の範囲内。			
	ヒア・申請の時期 等	前年度10月募集、11月申請、当該年度4月内定			
根拠法令・要綱等		芸術文化振興基金助成金交付要綱、文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱			
制度創設年度		平成2年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		文化庁			
最近の実績		○平成24年度 今津人形芝居保存会(今津人形芝居の公開) ○平成26年度 八女津媛神社浮立保存会(八女津媛神社の浮立の伝承・公開) 川渡り神幸祭みこしをかつぐ会(川渡り神幸祭みこしをかつぐ会デジタル映像記 録事業) ○令和元年度 八女津媛神社浮立保存会(八女津媛神社の浮立の伝承・公開)			
担当からのコメント		・講演・シンポジウム等は原則として対象にならない。 ・文化庁の補助対象となる地方公共団体が主催する活動は、助成の対象にならない。			

73		地域の文化・芸術活動助成事業			
担当部局名		人づくり・県民生 活部	担当課室名	文化振興課	Tel 092-643-3382
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	豊かな地域づくりの推進を目指し、地方公共団体等の自主事業のプロデュース能力の向上、公立文化施設の利活用等を図るため、地方公共団体等が自主的に実施する、創造的で文化的な芸術活動の地域における環境づくりを支援する。創造、連携、研修、公立文化施設活性化計画支援の4つのプログラムで構成する。 ○助成対象分野…音楽、演劇・ダンス、伝統芸能、美術、その他(映画・映像等)			
	対象団体 (事業主体)	○地方公共団体 ○地方公共団体が1/2以上出資している指定管理者・公益財団法人			
	採択要件	○創造プログラム…自主性、発展性、新規性 ○連携プログラム…自主性、連携による運営能力の向上効果新規性 ○研修プログラム…実践的な研修 ○公立文化施設活性化計画支援プログラム…公立文化施設の政策評価			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)地域創造】			
	財政支援措置	○創造プログラム 助成対象事業経費から入場料等収入を控除した額の1/2以内、上限1,000万円 ○連携プログラム 助成対象事業経費から入場料等収入を控除した額の2/3以内、上限500万円 ○研修プログラム 助成対象事業経費の2/3以内、上限200万円 ○公立文化施設活性化計画支援プログラム 助成対象事業経費の2/3以内、上限200万円			
	ヒア・申請の時期等	照会 前年8月、申請・ヒアリング9月、内定1月末頃、決定4月			
根拠法令・要綱等		地域の文化・芸術活動助成事業助成要綱			
制度創設年度		平成6年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		(一財)地域創造、総務省			
最近の実績		令和4年度実施 ○創造プログラム…(公財)宗像ユリックス 令和5年度実施 ○連携プログラム…柳川市 ○創造プログラム…(公財)宗像ユリックス 令和6年度実施 ○連携プログラム…久留米市 ○創造プログラム…那珂川市			
担当からのコメント		・開催会場は、公立文化施設又は開催に最適と判断される施設です。 ・公演・展覧会等の開催に際しては、適正な入場料を徴する必要があります。			

74		文化遺産総合活用推進事業			
担当部局名		人づくり・県民生 活部	担当課室名	文化振興課	Tel 092-643-3382
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産を活用し、伝統行事・伝統芸能の公開や後継者養成等、地域の特色ある総合的な取組を支援し、文化振興とともに地域経済の活性化を推進することを目的とする。 ※ H23～24「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」として実施。 H25～28「文化遺産を活かした地域活性化事業」に名称変更 H29～上記事業名に名称変更			
	対象団体 (事業主体)	実行委員会等			
	採択要件	・地域の文化遺産次世代継承事業 地域の文化遺産に関する情報発信、人材育成、普及啓発、継承、記録作成、調査研究事業 ・世界遺産活性化事業 世界文化遺産に関する情報発信、人材育成、普及啓発、調査研究事業			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他 ☒			
	財政支援措置	予算の範囲内において定額			
	ヒア・申請の時期等	1月申請、4月内示			
根拠法令・要綱等		文化芸術振興基本法			
制度創設年度		平成23年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		文化庁			
最近の実績		○令和3年度 福岡県の文化遺産を活かした地域活性化事業 ・京築神楽の里推進協議会(京築地域「文化の力」による地域活性化プロジェクト) ・ふくおか文化遺産ウィーク事業実行委員会(ふくおか文化遺産ウィーク事業) ○令和5年度 ・ふくおか歴史資源活用協議会 ・伝統文化実行委員会(小郡市) ○令和6年度 ・ふくおか歴史資源活用協議会 ・伝統文化実行委員会(小郡市)			
担当からのコメント		地方公共団体毎に各事業実施主体の申請や補助金の受け入れを取りまとめる統括的実行委員会の設置が必要			

75	芸術文化振興基金助成金 (地域文化施設公演・展示活動(文化会館公演活動))				
担当部局名	人づくり・県民生活部	担当課室名	文化振興課	TEL	092-643-3382
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	地域の文化施設の活動の充実を図り、地域の文化の振興に資する文化会館等の文化施設が行う公演活動を支援する。			
	対象団体 (事業主体)	市町村、大学、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、NPO法人、その他法人、実行委員会			
	採択要件	・事業主体が自ら主催 ・地域性を活かした特色ある活動、記念的な活動、地域の住民が多様な芸術文化に親しむ環境の醸成に資する特別な活動等			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(独法)日本芸術文化振興会】			
	財政支援措置	助成金の額は自己負担金の範囲。 助成対象経費の2分の1以内の定額。 振興会の予算の範囲内。			
	ヒア・申請の時期等	前年度10月募集、11月申請、当該年度4月内定			
根拠法令・要綱等		芸術文化振興基金助成金交付要綱、文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱			
制度創設年度		平成2年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		文化庁			
最近の実績		○令和2年度実施 (公財)直方文化青少年協会(ギンギラ太陽's × 劇団ショーマンシップ Reace Hill 天狗と呼ばれた男 ～岡部平太物語～)等 ○令和5年度実施 (公財)那珂川市教育文化振興財団 (公財)宗像ユリックス ○令和7年度実施 (公財)那珂川市教育文化振興財団 (公財)宗像ユリックス (公財)筑後市文化振興公社			
担当からのコメント		公演等を伴わないコンクール、コンテスト、シンポジウム、講演会、ワークショップ、セミナー等のみの活動は助成の対象にならない。			

76	芸術文化振興基金助成金 (地域文化施設公演・展示活動(美術館展示活動))				
担当部局名	人づくり・県民生活部	担当課室名	文化振興課	TEL	092-643-3382
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	地域の文化施設の活動の充実を図り、地域の文化の振興に資する美術館等の文化施設が行う展示活動を支援する。			
	対象団体 (事業主体)	市町村、大学、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、NPO法人、その他法人、実行委員会、指定管理者			
	採択要件	・事業主体が自ら主催 ・絵画、彫刻、工芸、デザイン、書、建築、写真、漫画、文化財等の美術展示活動 ・地域性を活かした特色ある活動、地域の住民が多様な芸術文化に親しむ環境の醸成に資する特別な活動等			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(独法)日本芸術文化振興会】			
	財政支援措置	・助成金の額は自己負担金の範囲。 ・助成対象経費の2分の1以内の定額。 ・振興会の予算の範囲内。			
	ヒア・申請の時期等	前年度10月募集、11月申請、当該年度4月内定			
根拠法令・要綱等		芸術文化振興基金助成金交付要綱、文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱			
制度創設年度		平成2年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		文化庁			
最近の実績		○平成27年度実施 福岡市博物館(特別展 新・奴国展)等 ○平成28年度実施 朝倉市甘木歴史資料館(九州絞り大全ー甘木絞りと博多絞りを中心にー)等 ○平成29年度実施 福岡県立美術館 (没後50年 中村研一展) 等 ○令和4年度実施 福岡市美術館			
担当からのコメント		・展示作品の販売を行うもの、当該美術館等の所蔵品のみの展示、常設展は助成の対象とならない。 ・展示等を伴わないコンクール、コンテスト、シンポジウム、講演会、ワークショップ、セミナー等のみの活動は助成の対象とならない。			

77	芸術文化振興基金助成金 (歴史的集落・町並み、文化的景観保存活用活動)				
担当部局名	人づくり・県民生 活部	担当課室名	文化振興課	TEL	092-643-3382
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制 度 内 容 (目的・事業概要)	城下町、門前町、宿場町等の歴史と伝統をもった集落・町並み、文化的景観の保存・活用を図り、地域の文化の振興に寄与する活動を支援する。			
	対 象 団 体 (事業主体)	市町村、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、NPO 法人、その他法人、実行委員会			
	採 択 要 件	助成対象地区 (1) 伝統的建造物群保存対策調査又は文化的景観保護促進事業の調査事業(いずれも文化庁国庫補助事業)及びこれに準じる調査実施地区又は調査中の地区 (2) (1)に該当しない場合であっても、地域住民と地元市町村が一体となって景観等の保存・活用を行っている地域で、当該地域で行われる当該活動について市町村の支援が認められる地区 上記(1)及び(2)の地区における以下の活動(文化庁補助事業と重複しないこと) ・ 歴史的集落・町並み、文化的景観等の保存・活用に直接資するセミナー等の催し物、資料収集、資料の作成・展示活動等の普及啓発活動 ・ 伝統的建造物群保存対策調査及びこれに準じる調査実施地区において(1)の活動を継承発展させるうえで必要最小限の範囲で行われる保存建物の保全・補修 ・ (1)の活動に関連して行われる必要最小限の景観保存に資する活動			
	補 助 主 体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(独法)日本芸術文化振興会】			
	財 政 支 援 措 置	・助成金の額は自己負担金の範囲。 ・助成対象経費の2分の1以内の定額。 ・振興会の予算の範囲内。			
	ヒア・申請の時期等	前年度10月募集、11月申請、当該年度4月内定			
	根拠法令・要綱等	芸術文化振興基金助成金交付要綱、文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱			
制 度 創 設 年 度	平成2年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関 係 省 庁 等	文化庁				
最 近 の 実 績	○平成26年度実施 ハカタ・リバイバル・プラン(「博多百年町家へようこそ!」プロジェクトⅡ) ○平成27年度実施 ハカタ・リバイバル・プラン(「博多百年町家へようこそ!」プロジェクトⅢ) ○平成28年度実施 ハカタ・リバイバル・プラン(eco musée はかた博物館)				
担当からのコメント	・保存計画策定、地区住民説明会、行政担当職員研修会などの活動で、本来直接行政経費をもって行われるべきものと認められる活動は対象とならない。 ・当該地区が重要伝統的建造物保存地区に選定されている場合には、保存建物の内装の一部のみとなります。				

78		伝統文化親子教室事業			
担当部局名		人づくり・県民生 活部	担当課室名	文化振興課	Tel 092-643-3382
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	次世代を担う子供たちが親とともに、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、華道、茶道等の伝統文化・生活文化に関する活動を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供する取組を支援し、伝統文化・生活文化の継承・発展と、子供たちの豊かな人間性の涵養に資することを目的とする。 ※平成25年度まで「文化遺産を活かした地域活性化事業」の補助対象事業となっていた「伝統文化親子体験教室事業」が、単独事業となったもの			
	対象団体 (事業主体)	○教室実施型 特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、NPO法人、その他法人 ○地域展開型 地方公共団体			
	採択要件	○教室実施型 ・伝統文化親子教室 伝統文化・生活文化に関する活動を体験・修得できる取組及び、修得した技芸等の成果を披露する発表会や地域で開催される行事等へ参加する取組が対象。 ・「放課後子供教室」及び「土曜日の教育活動」と連携した取組 文部科学省の「放課後子供教室」及び「土曜日の教育活動」に参加している子供たちを対象として、伝統文化・生活文化に関する活動を体験する機会を提供する取組 ○地域展開型 複数の我が国又は地域の伝統文化等を親子で体験するとともに、当該伝統文化等の歴史や内容、地域との関係等についても理解することができる取組等			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【】			
	財政支援措置	○教室実施型 事業ごと 上限50万円 1申請団体当たり上限100万円 ○地域展開型 支援経費 150万円程度			
	ヒア・申請の時期等	○教室実施型 4月申請、7月内示 ○地域展開型 1月公募開始 4月中旬頃契約締結			
根拠法令・要綱等		文化芸術振興基本法			
制度創設年度		平成23年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		文化庁			
最近の実績		○令和4年度 前田祇園山笠保存会 等 ○令和5年度 前田祇園山笠保存会 等 ○令和6年度 前田祇園山笠保存会 等			
担当からのコメント		教室実施型は地方公共団体毎に各事業実施主体の申請や補助金の受け入れを取りまとめる統括的実行委員会の設置が必要			

79	劇場・音楽堂等機能強化推進事業 (劇場・音楽堂等機能強化総合支援事業)				
担当部局名	人づくり・県民生活部	担当課室名	文化振興課	Tel	092-643-3382
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	我が国の実演芸術の水準を向上させる牽引力のあるトップレベルの劇場・音楽堂等が行う、国際的水準の実演芸術の創造発信(公演事業)や、人材育成事業又は普及啓発事業に対し、総合的に支援する。			
	対象団体 (事業主体)	劇場・音楽堂等を設置する者又は運営する者であって、次の要件を満たす者。 ・地方公共団体 ・法人格を有する者 ・主催公演の芸術的内容に関する責任者(芸術監督等)を配置していること ・実演芸術に関する利用者が年間10万人以上であること 等			
	採択要件	(1) 助成の対象となる事業計画 劇場・音楽堂等が自ら主催し、経費を負担して行うもので、国際水準の実演芸術の創造発信による我が国の実演芸術水準の向上、劇場・音楽堂等の人材力・組織力の飛躍的な向上、劇場・音楽堂等による地域活性化など、劇場・音楽堂等を取り巻く固有の課題や我が国の社会的課題の解決に資すると認められる5年間の事業計画を助成対象とする。 (2) バリアフリー・多言語対応に関する取組(別枠支援)			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他			
	財政支援措置	助成対象経費の2分の1以内、かつ自己負担金の範囲内 上限 7,000万円 バリアフリー・多言語対応については、助成対象経費の範囲内 上限 200万円			
	ヒア・申請の時期等	照会11月、申請12月、決定4月			
根拠法令・要綱等		「劇場・音楽堂等機能強化総合支援事業」募集案内			
制度創設年度	平成25年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等		文化庁			
最近の実績		○平成29年度 (公財)北九州市芸術文化振興財団(北九州芸術劇場) ○平成30年度 (公財)北九州市芸術文化振興財団(北九州芸術劇場)			
担当からのコメント		文化庁から実施団体への事業委託により実施			

80	劇場・音楽堂等機能強化推進事業(共同制作支援事業)				
担当部局名	人づくり・県民生活部	担当課室名	文化振興課	TEL	092-643-3382
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	実演芸術の創造発進力を高めることを目的として、複数の劇場・音楽堂等が複数又は単一の実演芸術団体等と共同して行う実演芸術の新たな創造活動に対し支援する。			
	対象団体 (事業主体)	劇場・音楽堂等を設置する者又は運営する者であって、次の要件を満たす者。 ・地方公共団体 ・法人格を有する者 ・主催公演の芸術的内容に関する責任者(芸術監督等)を配置していること ②実演芸術団体			
	採択要件	(1) 助成の対象となる事業 複数の劇場・音楽堂等と複数又は単一の実演芸術団体とが、企画段階から共同で制作する公演であり、共同する各劇場・音楽堂等において上演されること。 (2) バリアフリー・多言語対応に関する取組(別枠支援)			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他			
	財政支援措置	助成対象経費の2分の1以内、かつ自己負担金の範囲内 バリアフリー・多言語対応については、助成対象経費の範囲内 上限 250万円			
	ヒア・申請の時期等	照会 11月、申請 12月、決定 4月			
根拠法令・要綱等		「共同制作支援事業事業」募集案内			
制度創設年度		平成25年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		文化庁			
最近の実績		該当なし			
担当からのコメント		文化庁から実施団体への事業委託により実施			

81	劇場・音楽堂等機能強化推進事業 (地域の中核劇場・音楽堂等活性化事業)				
担当部局名	人づくり・県民生 活部	担当課室名	文化振興課	Tel	092-643-3382
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	地域における実演芸術の振興を牽引するリーダー的役割を担う劇場・音楽堂等が中心となり、地域住民や実演芸術団体とともに取り組む、優れた実演芸術の創造活動(公演事業)、人材養成事業又は普及啓発事業に対し、活動別に支援する。			
	対象団体 (事業主体)	①劇場・音楽堂等を設置する者又は運営する者であって、次の要件を満たす者。 ・地方公共団体 ・法人格を有する者 ※指定管理者制度を導入している場合は、設置者及び指定管理者の連盟で応募 ②設置者、運営者、地方公共団体、実演芸術団体等で構成された実行委員会			
	採択要件	○劇場・音楽堂等が主体となっていく、創造性及び企画性が高く、かつ、特色ある国際的水準の実演芸術の公演事業(公演事業) ○劇場・音楽堂等が主体となっていく、実演芸術に係る人材養成のための事業(人材養成事業) ○劇場・音楽堂等が主体となっていく、実演芸術の普及啓発のための事業(普及啓発事業) ○バリアフリー・多言語対応に関する取組(別枠支援)			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他			
	財政支援措置	①「公演事業」「人材育成事業(人材交流、大学等との連携以外)」「普及啓発事業」 助成対象経費の2分の1以内、かつ自己負担金の範囲内 ※交付を受けようとする要望額の下限額及び上限額は以下のとおり 公演事業 : 500万円以上～4,000万円以下 人材養成事業 : 100万円以上～4,000万円以下 普及啓発事業 : 100万円以上～4,000万円以下 バリアフリー・多言語対応については、助成対象経費の範囲内 上限 50万円			
	ヒア・申請の時期等	照会 11 月、申請 12 月、決定 4 月			
根拠法令・要綱等	「地域の中核劇場・音楽堂等活性化事業」募集案内				
制度創設年度	平成 25 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	文化庁				
最近の実績	○令和 5 年度 (公財) 北九州市芸術文化振興財団 等 ○令和 6 年度 (公財) 北九州市芸術文化振興財団 等 ○令和 7 年度 (公財) 北九州市芸術文化振興財団 (公財) アクロス福岡 久留米市				
担当からのコメント	文化庁から実施団体への事業委託により実施				

82		劇場・音楽堂等機能強化推進事業 (劇場・音楽堂等間ネットワーク強化事業)			
担当部局名		人づくり・県民生活部	担当課室名	文化振興課	Tel 092-643-3382
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	劇場・音楽堂等相互の連携・協力を促進するとともに、国民がその居住する地域にかかわらず等しく実演芸術を鑑賞できるよう、劇場・音楽堂等又は実演芸術団体が企画制作する実演芸術の巡回公演に対し支援する。			
	対象団体 (事業主体)	①劇場・音楽堂等を設置する者又は運営する者であつて、次の要件を満たす者。 ・地方公共団体 ・法人格を有する者 ②実演芸術団体			
	採択要件	(1) 助成の対象となる事業 劇場・音楽堂等又は実演芸術団体が主体となって企画・制作する質の高い実演芸術の公演を、複数の都道府県内の劇場・音楽堂等を巡回して実施するもの (2) バリアフリー・多言語対応に関する取組 (別枠支援) 障がい者や外国人を含むあらゆる人が、等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備を図るため、バリアフリー・多言語対応に対して、上記とは別枠で支援するもの。			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他			
	財政支援措置	(1) 本体事業 助成の対象となる事業に要する旅費、運搬費の合計額 (2) バリアフリー・多言語対応 助成対象経費の範囲内で、(1)とは別に、年間50万円を上限			
	ヒア・申請の時期等	照会11月、申請12月、決定4月			
根拠法令・要綱等		「劇場・音楽堂等間ネットワーク構築支援事業地域の中核劇場・音楽堂等活性化事業」募集案内			
制度創設年度		平成25年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		文化庁			
最近の実績		○平成30年度 (公財) 公益財団法人福岡市文化芸術振興財団 舞踊「不思議の国のアリス」 ○令和元年度 久留米市 演劇「グレーテルとヘンゼル」 ○令和2年度 久留米市 演劇「キッズ・プログラム「二分間の冒険」			
担当からのコメント		文化庁から実施団体への事業委託により実施			

83		文化芸術創造拠点形成事業			
担当部局名		人づくり・県民生 活部	担当課室名	文化振興課	Tel 092-643-3382
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	2020 東京大会とその後を見据え、地方公共団体が主体となって取り組む文化芸術事業を支援することにより、地方公共団体の文化芸術の企画・実施能力を全国規模で向上させるとともに、多様で特色ある文化芸術の振興を図り、ひいては地域の活性化に寄与することを目的とする。			
	対象団体 (事業主体)	地方公共団体			
	採択要件	○文化芸術創造拠点形成事業 対象分野:音楽、演劇、舞踊、美術、メディア芸術、障害者芸術等 対象分野を中心とした地域の文化芸術資源を活用した文化事業 ○地域における文化施策推進体制の構築促進 地方公共団体が専門性を有する組織を活用した文化芸術政策の企画立案・遂行、地域の文化芸術への助成、調査研究等を実施する体制の構築を促進する取組			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他 【】			
	財政支援措置	○文化芸術創造拠点形成事業 補助対象経費の 1/2 以内かつ自己負担額の 5 倍以内、原則上限 3 千万円 ○地域における文化施策推進体制の構築促進 補助対象経費の 1/2 以内かつ自己負担額の 5 倍以内、原則上限 2 千万円			
	ヒア・申請の時期等	申請 1 月、審査結果通知 3 月下旬			
根拠法令・要綱等		文化芸術振興費補助金(文化芸術創造拠点形成事業)交付要綱			
制度創設年度		平成 29 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		文化庁			
最近の実績		○文化芸術創造拠点形成事業 ・令和 4 年度 久留米市 ・令和 5 年度 久留米市 ・令和 7 年度 久留米市			
担当からのコメント		文化庁が事務委託事業者を介して実施			

84	「ふくおか県芸術文化祭」地域文化芸術創造事業				
担当部局名	人づくり・県民生活部	担当課室名	文化振興課	Tel	092-643-3383
ハード・ソフトの別		() ハード (○) ソフト () 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	1 目的 各地で活動する文化団体等による新しい取組を支援することにより、地域文化芸術の創造や発展につなげ、地域に根ざした文化芸術活動として定着させる。 2 助成の対象となる事業 地域文化芸術の創造や発展につながる新たな取組を行う事業。原則として有料公演。 3 助成の対象となる文化芸術の範囲 芸術、メディア芸術、伝統芸能、民俗芸能、芸能、生活文化、国民娯楽、伝統工芸			
	対象団体 (事業主体)	文化団体等が中心となって地元団体等と実行委員会を組織し、原則として1事業につき1実行委員会を組織するもの。 ただし、次の(1)～(6)の要件をすべて満たすもの。 (1) 福岡県内に活動の本拠を有する団体を中心となるもの (2) 当該事業を企画・実行するために組織されたもの (3) 経理及び監査に係る体制が明確になっていること (4) 意思を決定し、執行する組織が確立していること (5) 宗教活動、政治活動を目的としていないこと (6) 構成団体が暴力団又は暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有しないこと			
	採択要件	1 実施時期 10月～12月 (「ふくおか県芸術文化祭」開催期間内) 2 審査項目 書類による審査を、以下の項目に照らして実施。 ①企画内容 ア 事業の目的及び内容が助成の趣旨に合致していること イ 実現性の高い具体的な事業内容であること ウ 出演者や作品等の一定以上の技術水準が認められること エ 実施団体及び事業の今後の発展に期待が持てること ②魅力・独創性 オ 新規性の高い取組が含まれていること カ 参加者の関心を惹くような工夫がなされていること ③社会性 キ 広く様々な人々に鑑賞・体験の機会を提供し、県民の文化芸術への関心を高めるものであること ④計画性 ク 3か年の各年の成果目標と目標達成のための具体的な取組が明確であること ⑤運営 ケ 事業を遂行するための実施体制(経理、監査体制を含む)が整っていること コ 事業の予算積算等が適正であること			
	補助主体	() 国庫 (○) 県単独 () その他【】			

	財 政 支 援 措 置	1 事業への助成額 助成対象経費の総額から入場料収入を差し引いた1/2の額又は総事業費（助成対象経費+助成対象外経費）から入場料、参加料及びその他の収入（他団体からの補助金、協賛金等）を除いた額のいずれか小さい額以内で、70万円を上限とし、予算の範囲内で決定。 2助成期間 原則3年間。ただし、各年度で審査を行うため、3年連続の助成を保証するものではない。		
	ヒア・申請の時期等	実施前年度の1月末から2月末		
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等				
制 度 創 設 年 度		令和6年度	改正・見直し等の予定の有無	(○) 有 () 無
関 係 省 庁 等				
最 近 の 実 績		令和6年度：宗像国際芸術文化交流フェスティバル、能楽公演『水都（suito）柳川能』、第51回久留米ちくご大歌舞伎、劇団ショーマンシップ公演「大正くるま浪漫～矢野倅一の挑戦」、日本海の神々～宗像の女神と越の女神～、箏曲宮城会九州支部 第49回福岡部会定期演奏会、第九をうたうバイ i n たがわ2024、悠久の時を超える シネマコンサート2024、久留米第九2024」 令和7年度：創作能”むなかた” 宗像神話海の調べ、第20回竹の里フェスタ2025in那珂川、ふくおか共創舞台、ふくこいアジア祭り、博多伝統芸能振興会博多芸妓支援（第三十一回「博多をどり」）、コールマイン未来構想展、ミリカローデン那珂川グランドオープン記念 e-スタ演劇プロジェクトミュージカル「裂田溝」		
担 当 か ら の コ メ ン ト		・本助成事業は「福岡県ふくおか県芸術文化祭実行委員会」が実施。		

85	安全・安心まちづくり推進事業 (市町村安全・安心まちづくり団体支援事業補助金)				
担当部局名	人づくり・県民生活部	担当課室名	生活安全課	TEL	092-643-3124
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	安全・安心まちづくり団体等による犯罪の防止のための自主的な活動に対して市町村が行う支援に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する (1)市町村安全・安心まちづくり団体等物資提供事業 市町村が補助事業を実施するために必要な下記「財政支援措置 1、3」に掲げる経費に対し1市町村あたり10万円を上限に補助金を交付する。 (2)市町村安全・安心まちづくり団体補助金交付事業 安全・安心まちづくり団体が行う下記「財政支援措置」に掲げる経費に対し市町村が補助金を交付した額に対し1団体あたり5万円を上限に補助金を交付する。			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	・市町村における補助事業が、交付決定日から交付決定した年度の3月31日までの期間内に補助事業を実施し、完了できるもの。 ・市町村が補助金を交付する団体は、継続的かつ計画的に、活動を行うことができる安全・安心まちづくり団体であること。 ※営利を目的とした事業、団体等の構成員等で特定の者を対象としたもの、及び県外で実施する事業、その他補助の目的にそぐわない事業は補助の対象としない。			
	補助主体	()国庫 (○)県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	次の各項に掲げる経費に対して補助を行う。 1 防犯活動用品購入費 (帽子、ベスト、ジャンパー、腕章、タスキ、ステッカー、のぼり旗、拡声器、懐中電灯、青色回転灯、わんわんパトロール用リードなど) 2 研修会費(会議室使用料、講師謝金など) 3 啓発用品購入費(看板、防犯ブザー、パンフレット等の製作・購入費など) 4 防犯図上訓練又は安全マップ作成に係る経費			
	ヒア・申請の時期等	5月中旬～9月上旬			
根拠法令・要綱等	福岡県市町村安全・安心まちづくり団体支援事業補助金交付要綱				
制度創設年度	令和5年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	なし				
最近の実績	R5年度 9市町、R6年度 10市町				
担当からのコメント	・R4年度に事業終了した安全・安心まちづくり団体事業補助金に代わり、市町村に対して補助する制度です。				

86		安全・安心まちづくり推進事業 (防犯対策カメラ設置支援事業補助金)			
担当部局名		人づくり・県民生活部	担当課室名	生活安全課	Tel 092-643-3124
ハード・ソフトの別		(○) ハード () ソフト () 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	市町村及び地域団体が、安全で安心して暮らすことができる犯罪のない地域社会づくりを推進することを目的に、防犯カメラを設置する事業に係る経費の一部を補助する (1) 市町村防犯カメラ直接設置事業 市町村が街頭犯罪防止対策を目的として自ら防犯カメラを設置する事業 (2) 市町村防犯カメラ設置促進補助事業 地域団体が行う街頭犯罪防止対策を目的とした防犯カメラを設置する事業に対し、市町村が補助金交付要綱を独自に制定した上で補助する事業 ※地域団体…町内会、自治会その他の地域的な共同活動を行う団体で、次に掲げる全ての要件を満たす団体をいう。 ア 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。 イ 活動を行う地域の多数の世帯・住民で構成されていること。 ウ 活動を行う地域の世帯・住民が自由に加入できること。 エ 規約、代表者等を定めていること。			
	対象団体 (事業主体)	市町村 (地域団体への間接補助を含む)			
	採択要件	(1) 防犯カメラ及び録画装置の性能については、設置場所、条件に応じて十分な性能を有するものであること。 (2) 防犯カメラの撮影対象範囲については、道路、公園等の公共空間を撮影するものであること。 (3) 別に定める「福岡県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿って管理及び運用がなされること。 (4) 防犯カメラ設置者は、当該設置場所の所有者等の同意又は許可を得ること。 (5) 補助事業の一部を賃貸借契約により実施する場合は、その契約期間は5年以上とすること。 (6) 防犯カメラの設置地域については、次の要件のいずれかを満たす地域であること。 ア 過去において性犯罪又は性犯罪に発展するおそれのある声掛けや痴漢などの前兆事案が発生し、防犯カメラの設置に関する地域住民の要望がある地域 イ 「登下校防犯プラン」に基づく通学路の緊急合同点検等により把握された危険箇所に関して、「登校又は下校時に子どもが一人で歩く区間」であり、防犯カメラの設置に関する地域住民の要望がある地域 ウ その他ア又はイに掲げる地域に準ずるものとして、知事が認める地域			
	補助主体	() 国庫 (○) 県単独 () その他【 】			
	財政支援措置	・市町村 (直接補助) : 2分の1以内 (上限20万円/1台) ※ネットワーク型カメラによる庁舎内管理を行う場合は、補助対象経費の2分の1以内で上限30万円を上乗せする ・地域団体 (間接補助) : 市町村補助額を除いた経費の2分の1以内 (上限5万円/1台)			
ヒア・申請の時期等	直接・間接補助 5月中旬～10月上旬				
根拠法令・要綱等		福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金交付要綱			
制度創設年度		令和2年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無	
関係省庁等		なし			
最近の実績		R4年度 14市町 77台 R5年度 19市町 117台 R6年度 19市町 126台			
担当からのコメント		H28～R1年度まで実施していた福岡県性犯罪防止対策防犯カメラ設置支援事業補助金を再構築し、対象要件を性犯罪だけでなく街頭犯罪まで広げた事業。			

87		安全・安心まちづくり推進事業 (安全・安心まちづくりアドバイザー登録・派遣事業)			
担当部局名		人づくり・県民生活部	担当課室名	生活安全課	Tel 092-643-3124
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	先駆的な活動に取り組む防犯リーダー、防犯設備や「まちづくり」に関する専門知識を有する専門家及び有識者等を「安全・安心まちづくりアドバイザー」として委嘱し、地域で活動に取り組む皆さんの悩みや課題の解決、活動の活性化及び安全・安心まちづくりに関する知識の習得等を図るため、地域の活動団体等からの要請に基づき派遣する。			
	対象団体 (事業主体)	① 防犯活動等に取り組み、または取り組もうとする地域の団体等 (グループ、自治会、防犯団体、老人会、婦人会、学校、PTA、NPO等) ② 官民が連携して防犯活動等に取り組むために組織された団体 (まちづくり推進協議会等) ③ 地域と連携して防犯活動等に取り組み、または取り組もうとする事業者等 ④ 地域防犯活動の活性化に寄与する活動を行う市町村			
	採択要件	アドバイザーの派遣は、次の要件を満たすものとする。 (1) 県民を対象に、次のいずれかの目的で開催されるものであること。 ①活動方法及び運営方法の事例検討を通して、団体活動の活性化のためのノウハウ等の習得 ②防犯環境指針に基づく防犯環境設計の知識習得 ③防犯意識醸成のための防犯に関する知識習得 ④地域住民等によるワークショップ方式による安全マップづくり ⑤官民が連携して取り組むために設置された組織による安全・安心まちづくりのための活動 ⑥その他、安全・安心まちづくりの普及のために知事が適当と認めた事業 (2) おおむね10名以上の参加者を見込んで実施されるものであること。 (3) 営利目的、政治思想や宗教の教義等を広める目的で開催されるものでないこと。 (4) 参加者から費用を徴する場合は、徴する費用が社会通念上適正であること。 (5) 事業所が実施する場合は、社会貢献活動の一環として行うものであること。			
	補助主体	()国庫 (○)県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	アドバイザーの派遣に要する経費(講師謝金、交通費)は県が負担する。			
	ヒア・申請の時期等	随時受付			
	根拠法令・要綱等	福岡県安全・安心まちづくりアドバイザー登録・派遣事業実施要綱			
制度創設年度	平成20年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	なし				
最近の実績	令和4年度 派遣件数 31件 令和5年度 派遣件数 69件 令和6年度 派遣件数 62件				
担当からのコメント	・研修会、講演会等の日時、内容、アドバイザーなどが決まったら、県へ申請してください。アドバイザーとの日程調整やアドバイザーの選定などの事前相談も可能ですので、気軽にお問い合わせください。				

88	消費者行政推進事業(地方消費者行政強化交付金)				
担当部局名	人づくり・県民生 活部	担当課室名	生活安全課	Tel	092-643-3193
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制 度 内 容 (目的・事業概要)	市町村の消費者行政推進のために必要な経費を交付し、消費者行政推進に向けた市町村の取組を支援することにより、地域の消費者の安全で安心な消費生活の実現及び地域の活性化に資することを目的とする。			
	対 象 団 体 (事業主体)	市町村			
	採 択 要 件	(推進事業) 1. 消費生活相談機能整備・強化事業 2. 消費生活相談員養成事業 3. 消費生活相談員等レベルアップ事業 4. 消費生活相談体制整備事業 5. 市町村等の基礎的な取組に対する支援事業 6. 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 7. 消費者安全法第47条第2項に基づく法定受託事務 (強化事業) 1. 重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化 2. 国の重要政策に係る消費生活相談員等レベルアップ事業 3. 靈感商法を含めた悪質商法対策事業			
	補 助 主 体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財 政 支 援 措 置	上記事業に係る経費を、予算の範囲内で交付する。 推進事業 定額 強化事業 定額、1/2又は1/3			
	ヒア・申請の時期等	随時			
根 拠 法 令・要 綱 等	福岡県補助金等交付規則、 福岡県消費者行政推進事業補助金交付要綱				
制 度 創 設 年 度	平成21年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関 係 省 庁 等	消費者庁				
最 近 の 実 績	令和4年度 78,454千円(50市町村) 令和5年度 71,035千円(51市町村) 令和6年度 57,220千円(51市町村)				
担当からのコメント					

89	飲酒運転撲滅対策事業 (飲酒運転撲滅活動アドバイザー登録・派遣事業)				
担当部局名	人づくり・県民生活部	担当課室名	生活安全課	TEL	092-643-3167
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	県が、飲酒運転撲滅活動に関する高い見識と経験を有する人材を「福岡県飲酒運転撲滅活動アドバイザー」として登録し、飲酒運転撲滅に取り組む市町村、学校、地域団体、事業者、特定事業者等の求めに応じ派遣する。			
	対象団体 (事業主体)	市町村、地域団体、事業者及び特定事業者等			
	採択要件	アドバイザーの派遣は、次の要件を満たすものとする。 (1) 県民を対象に、次のいずれかの目的で開催されるものであること。 ① 飲酒運転の実態と結果の重大性及び交通法規に関する知識の習得による、飲酒運転撲滅意識の醸成 ② アルコールが身体に及ぼす影響や、問題飲酒行動の早期認識と対処の方法に関する知識の習得による、飲酒運転防止効果の増進 ③ その他、飲酒運転撲滅活動の推進のための知事が適当と認めた事業 (2) おおむね 30 名以上の参加者を見込んで実施されるものであること。 (3) 営利目的、政治思想や宗教の教義等を広める目的で開催されるものでないこと。			
	補助主体	()国庫 (○)県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	アドバイザーの派遣に要する経費(講師謝金、交通費)は県が負担する。			
	ヒア・申請の時期等	随時受付			
根拠法令・要綱等		福岡県飲酒運転撲滅活動アドバイザー登録・派遣事業実施要綱			
制度創設年度		平成 24 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		なし			
最近の実績		令和 4 年度 派遣回数 78 件 約 18,000 名受講 令和 5 年度 派遣回数 77 件 約 15,000 名受講 令和 6 年度 派遣回数 87 件 約 16,000 名受講			
担当からのコメント		・研修会、講演会等の日時などが決まったら、県へ申請してください。アドバイザーとの日程調整やアドバイザーの選定などの事前相談も可能ですので、気軽にお問い合わせください。			

90	交通安全団体組織強化事業(高齢者運転免許自主返納等支援事業)				
担当部局名	人づくり・県民生活部	担当課室名	生活安全課	TEL	092-643-3167
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	市町村が行う高齢者の運転免許自主返納等支援事業に要する経費の一部を県が助成する。			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	平成28年4月1日以降に運転免許の自主返納(個人番号カードの免許情報記録の抹消を含む)をした高齢者(当該自主返納をした日において70歳以上の者に限る。)及び令和2年4月1日以降に期限切れ失効により運転経歴証明書の交付(個人番号カードへの運転経歴情報の記録を含む)を受けた高齢者(当該失効日において70歳以上の者に限る。)に対して、市町村が購入した乗車券(電車又はバスの回数乗車券その他知事が認めるものをいう。)を交付する事業			
	補助主体	()国庫 (○)県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	・補助対象経費…乗車券の購入に要する経費(同一人に対し乗車券を複数回交付する場合にあっては、初回の交付に係るものに限る。) ・補助率…2分の1 ・補助限度額…対象となる高齢者1人につき2,500円			
	ヒア・申請の時期等	全市町村に対し、調査を実施			
根拠法令・要綱等		市町村高齢者運転免許自主返納等支援事業補助金交付要綱			
制度創設年度	28年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等		なし			
最近の実績		令和4年度 43団体 令和5年度 47団体 令和6年度 47団体			
担当からのコメント					

91	性暴力根絶条例施行事業 (性暴力対策アドバイザー登録・派遣事業)				
担当部局名	人づくり・県民生活部	担当課室名	生活安全課	TEL	092-289-9395
ハード・ソフトの別		() ハード (○) ソフト () 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例(平成31年福岡県条例第19号)」の規定に基づき、学校、大学、事業所等に、性暴力に関する専門的な知識及び経験を有する専門家等を派遣し、性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育、研修を実施する。			
	対象団体 (事業主体)	(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 (2) 学校教育法第1条に規定する大学及び高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校 (3) 福岡県及び福岡県内の地方公共団体並びにそれらの外郭団体 (4) 事業所 (5) 地域の団体等(グループ、自治会、防犯団体、老人会、婦人会、PTA、NPO等)			
	採択要件	アドバイザーの派遣は、次の要件を満たした団体等に対し行うものとする。 (1) 県民を対象に、性暴力の根絶に向けた知識及び具体的方策等の習得を目的で開催されるものであること。 (2) おおむね10名以上の参加者を見込んで実施されるものであること。 (3) 営利目的、政治思想や宗教の教義等を広める目的で開催されるものでないこと。 (4) 参加者から費用を徴する場合は、その費用が社会通念上適正であること。			
	補助主体	(○) 国庫 () 県単独 () その他【 】			
	財政支援措置	アドバイザーの派遣に要する経費(講師謝金、交通費)は県が負担する。			
	ヒア・申請の時期等	随時受付			
根拠法令・要綱等		福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例「福岡県性暴力対策アドバイザー登録・派遣事業」実施要綱			
制度創設年度		令和2年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無	
関係省庁等		なし			
最近の実績		令和4年度 派遣箇所数 516 箇所 受講者数 約 123,000 名受講 令和5年度 派遣箇所数 566 箇所 受講者数 約 116,000 名受講 令和6年度 派遣箇所数 608 箇所 受講者数 約 130,000 名受講			
担当からのコメント		・研修会、講演会等の日時などが決まったら、県へ申請してください。アドバイザーとの連絡調整やアドバイザーの選定などの事前相談も可能ですので、気軽にお問い合わせください。			

92	総合型地域スポーツクラブ創設支援事業				
担当部局名	人づくり・県民生活部スポーツ局	担当課室名	スポーツ振興課	Tel	092-643-3515
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	市町村が、総合型クラブの創設のために設立された非営利の団体が行う総合型クラブの創設に関する活動に対して補助を行う事業。			
	対象団体 (事業主体)	市町村 (総合型地域スポーツクラブの設立を目指す団体)			
	採択要件	総合型地域スポーツクラブの設立のために設立された非営利の団体が行う総合型クラブの創設に関する次にあげる活動に対して補助を行う。 a, 設立準備委員会の開催 b, 広報活動 c, 設立総会の開催 d, その他総合型クラブ創設に必要な活動(クラブ活動会員獲得のためのスポーツイベントの開催など)			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(独)日本スポーツ振興センター】			
	財政支援措置	【助成金】 1, 1件当たりの助成対象経費限度額は上限額は1,200千円 2, 1件当たりの助成金の額は助成対象経費限度額に10分の9を乗じて得た額を限度とする。(助成金の限度額は1,080千円)			
	ヒア・申請の時期等	助成初年度(創設事業を含む。)から継続した2か年度又は総合型クラブが設立された日(総合型クラブの設立総会において設立が承認された日をいう。)までのいずれか短い期間。			
根拠法令・要綱等		独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成交付要綱			
制度創設年度	平成16年度	改正・見直し等の予定の有無	(○)有 ()無		
関係省庁等		文部科学省			
最近の実績		令和7年度現在(4/1) 47市町村83クラブが設立			
担当からのコメント		・ 総合型地域スポーツクラブとは、県民が、身近な地域でスポーツに親しむことの出来る新しいタイプのスポーツクラブで①子どもから高齢者まで(多世代)②様々なスポーツを愛好する人々が(多世代)③初心者からトップレベルまで、それぞれの趣向・レベルに合わせて参加できる(多志向)という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブである。			

93	市町村等体験活動支援事業補助金				
担当部局名	人づくり・県民生活部	担当課室名	青少年育成課	TEL	092-643-3615
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	市町村が多様な主体と連携して行う体験活動支援事業又は市町村から推薦を受けた地域団体が行う体験活動支援事業に対して補助し、福岡県内の子どもたちに様々な体験・交流をさせる取組の推進を通じて、青少年の「生き抜く力」を育成することを目的とする。			
	対象団体 (事業主体)	市町村又は地域団体			
	採択要件	主な要件は以下のとおり ●原則として、次のいずれかに該当する事業とする。 (ア) 自然体験活動 (イ) 科学体験活動 (ウ) スポーツ・文化芸術体験活動 (エ) 職場体験活動 (オ) 交流を目的とする活動 (カ) 社会奉仕体験活動 (キ) 体験活動と併せて実施するボランティア人材養成事業 ●市町村においては、市町村民会議、NPO、自治会、まちづくり協議会、企業、学生ボランティア等と連携すること。また、地域団体においては、市町村の協力を得ること。 ●参加者は原則として、中学生以下の子どもとすること。(事業内容によっては保護者同伴可) ●申請初年度は新規又は拡充事業であること。 ●子どもが10人以上参加すること。			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(公社)福岡県青少年育成県民会議】			
	財政支援措置	(1) 補助対象経費 自然遊び、キャンプ、農業体験、科学体験などの体験活動に要する経費のうち、県民会議会長が認める経費(報償費、旅費、食糧費、使用料、賃借料等) (2) 補助率 (ア) 市町村の場合、補助対象経費の2分の1以内とし、400,000円(政令指定都市については行政区あたり400,000円)又は市町村が支出した額のうち、いずれか少ない額を上限とする。 (イ) 地域団体の場合、補助対象経費の10分の10以内とし、50,000円を上限とする。ただし、1市町村(政令指定都市については区)あたり2団体までとする。 (ウ) (ア)と(イ)を合わせた補助金額の上限は、400,000円とする。			
	ヒア・申請の時期等	第1次公募 4月1日～5月31日 第2次公募 6月16日～8月15日 第3次公募 9月上旬～11月上旬			
根拠法令・要綱等	市町村等体験活動支援事業補助金交付要綱				
制度創設年度	令和5年度	改正・見直し等の予定の有無		()有 (○)無	
関係省庁等	(公社)福岡県青少年育成県民会議				

最 近 の 実 績	令和6年度 採択件数20市町 北九州市 市内4か所の地域の公園でのプレーパーク（4回） 福岡市 子どもたちが自主的に企画・実施する体験活動実施団体への補助 大牟田市 折り紙ヒコーキ大会、わくわく！子どもまつり 久留米市 アドベンチャーキャンプ 柳川市 発掘体験、折り紙ヒコーキ大会、ニュースポーツ等 八女市 サマーキャンプ、チャレンジウォーク 筑後市 サマーキャンプ、ウィンターキャンプ等、折り紙ヒコーキ大会 大川市 プレーパーク（9回）、プレワーカー養成講座等（7回） 筑紫野市 青少年の育成に賛同する体験活動実施団体のへ補助 福津市 コミュニティ・フェスタ（プロ歌手との合唱、科学体験・工作体験等） 宇美町 段ボール遊び、牛乳パック作品づくり、絵手紙作成、折り紙ヒコーキ体験等 新宮町 火起こしなどの自然体験学習、勾玉づくり等 水巻町 火起こしや野外調理などの自然体験学習 岡垣町 長野県を訪問し、文化・環境・生活習慣の異なる子どもたちとの交流 遠賀町 活動体験教室（農業）、ほたるビオトープづくり体験 桂川町 郷土カルタを通じた交流体験 筑前町 ドローン、VR、YouTuber、プログラミング体験 大木町 小学生宿泊自然体験（ジュニアリーダー育成） 添田町 自然体験活動（そえだSUMMER キャンプ） 上毛町 通学合宿（共同での生活体験）
担当からのコメント	※本補助金予算：28,800千円（400千円×72市区町村）

94	市町村人財育成支援事業補助金				
担当部局名	人づくり・県民生 活部	担当課室名	青少年育成課	Tel	092-643-3402
ハード・ソフトの別		() ハード (○) ソフト () 両方			
事業の概要	制 度 内 容 (目的・事業概要)	市町村又は市町村が主体となって構成若しくは共催する実行委員会が行う人財育成のための事業に対して補助し、講義、体験、グループワーク等からなるプログラムの実施により、未来の地域リーダーを育成することを目的とする。			
	対 象 団 体 (事 業 主 体)	市町村又は市町村が主体となって構成若しくは共催する実行委員会			
	採 択 要 件	主な要件は以下のとおり ●参加者は原則として中学生とする。なお、中学生のほかに、小学生、高校生も参加者とすることは可能。 ●講義、体験、グループワーク等を通じ、参加者自ら課題を見つけ、学び、考え、判断して、解決に向けて行動し、意見を表明できる力を育むことで、将来、地域をはじめ様々な場で活躍する人財を育成するものであること。また、体験活動を行う場合、活動の中にリーダーとしての心構えを学ぶことやグループワークを取り入れることなどにより、上記の能力を育むものとする。こと。 ●事業の内容は、グループワーク及びその後の発表等を通じて、他者と対話し自己の考えを深める時間を設けること。 ●事業に参加する子ども及びその保護者が負担する費用は無償又は低廉とすること。 ●県民会議会長が別途指定する方法により事業成果の報告を行うこと。 ●参加実人数が5名以上の活動とすること。			
	補 助 主 体	() 国庫 () 県単独 (○) その他【(公社)福岡県青少年育成県民会議】			
	財 政 支 援 措 置	(1) 補助対象経費 県民会議会長が認める経費(報償費、旅費、消耗品費、委託料 等)。 (2) 補助率 補助対象経費から参加費等の収入を控除した額の2分の1以内。補助金額の上限は、単独市町村 900,000 円、政令指定都市及び中核市 2,900,000 円、複数市町村 3,200,000 円。			
	ヒア・申請の時期等	第1次公募 4月1日～5月31日 第2次公募 6月16日～8月15日 第3次公募 9月上旬～11月上旬(予定)			
	根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	市町村人財育成支援事業補助金交付要綱			
制 度 創 設 年 度	令和7年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無		
関 係 省 庁 等	(公社)福岡県青少年育成県民会議				
最 近 の 実 績	なし				
担当からのコメント	本補助金予算 11,736,000 円				

95		人生 100 年時代づくり・地域創生ソフト事業 (令和3年度まで：長寿社会づくりソフト事業（特定事業）)			
担 当 部 局 名		保健医療介護部	担 当 課 室 名	保健医療介護総務課	TEL 092-643-3239
ハ ー ド ・ ソ フ ト の 別		()ハード (○)ソフト ()両 方			
事業の概要	制 度 内 容 (目的・事業概要)	人口減少・少子高齢化の進展に対処するための施策及び東京圏の人口集中を是正し、地方で安心して、子どもを生み育て、暮らすことができる環境を確保するための施策の実現に資するために行う事業（全てを委託する事業は対象外） ① 雇用・就業対策事業 ② 健康づくり推進事業 ③ 介護保険制度等充実支援事業 ④ 医療対策事業 ⑤ 福祉対策事業 ⑥ 学習・社会参加活動促進事業 ⑦ 住宅・生活環境事業 ⑧ 高齢者社会研究開発のための事業 ⑨ こども・若者・子育て支援事業 ⑩ 地方移住・関係人口創出事業 ⑪ その他 ※令和4年度より「長寿社会づくりソフト事業」から「人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業」に名称変更している。			
	対 象 団 体 (事 業 主 体)	市町村			
	採 択 要 件	国または地方公共団体の補助金を受けていない事業 ※採択にあたっては(公財)地域社会振興財団が審査を行う。			
	補 助 主 体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(公財)地域社会振興財団】			
	財 政 支 援 措 置	1団体1件まで、1件3百万円まで			
	ヒア・申請の時期等	実施前年度11月頃県に通知され、その後各市町村へ連絡			
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等		地域医療等振興事業費交付金交付事業実施規程			
制 度 創 設 年 度		平成 元年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関 係 省 庁 等		(公財)地域社会振興財団			
最 近 の 実 績		(令和3年度) 八女市 (令和4年度) 八女市 (④) 福津市、芦屋町 (⑥) 筑後市 (⑨) (令和5年度) 遠賀町 (①) 八女市 (④) 吉富町、芦屋町 (⑤) 小郡市、筑後市 (⑥) 福津市 (⑨)			
担 当 か ら の コ メ ン ト		・地域医療等振興事業費交付金交付事業実施規程に基づき、毎年度、対象事業の交付方針を決定するため対象事業は変更の可能性あり。 ・事業申請、実施報告等は県を経由して行うこととなっている。			

96	福岡県ワンヘルス啓発施設設備等整備事業費補助金				
担当部局名	保健医療介護部	担当課室名	ワンヘルス総合推進課	Tel	092-643-3622
ハード・ソフトの別		(○) ハード () ソフト () 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	(対象事業) 令和5年度より、福岡県ワンヘルス推進基本条例第9条に定めるワンヘルス実践の基本方針に従った行動及び活動や環境の実例を、施設利用者が学び、又は体験できる施設を「福岡県ワンヘルス啓発施設」として認定している。 この認定を受けた、あるいは認定を受けようとする施設について、施設利用者のワンヘルスの理解促進に資する設備の整備に係る経費に対して補助を行う。			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	・補助事業を実施する施設が「福岡県ワンヘルス啓発施設」の認定を受けている、もしくは受ける見込みであること。 ・補助事業を実施する施設を活用して、住民にワンヘルスの理念の普及啓発に取り組むこと。 ・整備する設備は、新たに整備、既存設備の改修のいずれも可とするが、いずれの場合もワンヘルスに関係するものであること。			
	補助主体	() 国庫 (○) 県単独 () その他 【】			
	財政支援措置	・補助対象経費は、福岡県ワンヘルス啓発施設の認定を受けた、あるいは認定を受けようとする施設において係る整備費のうち、利用者のワンヘルスの理解促進に資する経費 ・補助率は対象経費の2分の1以内 ・補助上限額は125万円			
	ヒア・申請の時期等	整備を実施する年度中に申請			
根拠法令・要綱等		福岡県ワンヘルス啓発施設設備整備事業費補助金交付要綱 福岡県ワンヘルス啓発施設設備等整備事業費補助金 Q&A (20230518) 福岡県ワンヘルス啓発施設認定要綱			
制度創設年度		令和5年度	改正・見直し等の予定の有無	(○) 有 () 無	
関係省庁等		なし			
最近の実績		令和5年度 直方市 福智山ろく花公園 令和6年度 添田町 フォレストアドベンチャー・添田 みやま市 清水山荘・森の小径			
担当からのコメント		・福岡県ワンヘルス啓発施設の認定については、「福岡県ワンヘルス啓発施設認定要綱」を参照すること。 ・「福岡県ワンヘルス啓発施設設備等整備事業費補助金 Q&A」については、随時更新を行う予定である。			

97	地域猫活動支援事業				
担当部局名	保健医療介護部	担当課室名	生活衛生課	Tel	092-643-3281
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	飼い主のいない猫の過剰繁殖やトラブル防止のため、地域の合意のもとに行う不妊去勢手術や給餌場・トイレの整備など猫を適正に管理する地域猫活動に取り組む市町村に対し、次の支援を行う。 ・技術的支援(個別協議実施、啓発資料作成、サポーター派遣等) ・市町村助成(不妊去勢手術費、資材購入費、動物愛護団体を通じた導入支援事業の実施) ・福岡県動物愛護センターにおける地域猫専用の不妊去勢手術室の設置			
	対象団体 (事業主体)	市町村(北九州市、福岡市、久留米市を除く。)			
	採択要件	・活動地域を認定すること。 ・活動予定地域での活動者の役割分担等を明記した事業計画を作成すること。 ・地域猫活動に要する保護器等の資材を準備すること。 ・飼い主のいない猫の不妊去勢手術により過剰繁殖を防止すること。 ・猫の給餌やトイレの管理を行い快適な生活環境の保持増進に努めること。			
	補助主体	()国庫 (○)県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	【技術的支援】 ・個別協議等の実施 ・啓発資料の提供 ・サポーター派遣 ・動物愛護団体を通じた導入支援の実施 【市町村助成】 ・不妊去勢手術費、猫除け装置等の資材購入費の助成			
	ヒア・申請の時期等	実施前年度3月にヒア、追加募集を行う年度もあり			
根拠法令・要綱等		福岡県地域猫活動支援事業補助金交付要綱			
制度創設年度		平成26年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		環境省(住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン)			
最近の実績		実施年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 実施 11市町 13市町 18市町 16市町 手術 185匹 240匹 224匹 894匹			
担当からのコメント		・地域猫活動地域を認定し、活動に係る支援を行う市町村に対し、活動地域の飼い主のいない猫の不妊去勢手術費等を助成する。 令和6年度 不妊去勢手術費 2分の1補助 資材購入費 2分の1補助(上限額10万円)			

98	とびうめネットを活用した救急医療 DX 推進事業				
担当部局名	保健医療介護部	担当課室名	医療指導課	Tel	092-643-3396
ハード・ソフトの別		(○) ハード () ソフト () 両方			
事業の概要	制 度 内 容 (目的・事業概要)	(事業の目的) 福岡県医師会診療情報ネットワーク「とびうめネット」を活用し、市町村が保有する国保レセプトデータや後期高齢者医療の健診情報等（以下「データ等」という。）を救急搬送時に医療機関や救急隊等の救急医療関係者間で共有する体制を構築することで、迅速かつ適切な医療の提供を実現する。 (事業の概要) 以下の事業に対し、補助金を交付するもの。 ・市町村が保有するデータ等を公益社団法人福岡県医師会へ提供する事業 ・住民のデータ等の提供に係る同意を得る事業			
	対 象 団 体 (事 業 主 体)	市町村			
	採 択 要 件	本事業の取組みのため、県と連携・協力協定を締結すること。			
	補 助 主 体	(○) 国庫 () 県単独 () その他 【】			
	財 政 支 援 措 置	・対象経費は、事業開始に必要な初期費用（専用端末購入費や専用回線工事敷設費、登録申込書作成費） ・補助率は、対象経費の 10 分の 10 ・補助額は、1 市町村当たり 100 万円を上限とする。			
	ヒア・申請の時期等				
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等		とびうめネットを活用した救急医療 DX 推進事業費補助金要綱			
制 度 創 設 年 度		令和6年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無	
関 係 省 庁 等		公益社団法人福岡県医師会			
最 近 の 実 績		(協定を締結した自治体) ・大牟田市（令和5年1月） ・大川市（令和6年2月） ・北九州市（令和6年4月） ・みやま市（令和6年4月） ・行橋市（令和6年7月） ・荏田町（令和6年7月） ・みやこ町（令和6年7月）			
担当からのコメント		・単年度要綱に基づくものであり、期間の延長等の変更可能性あり			

99		へき地医療施設等運営費補助事業			
担当部局名		保健医療介護部	担当課室名	医療指導課医師・看護職員確保対策室	TEL 092-643-3330
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	市町村等が運営するへき地診療所、巡回診療車及び患者輸送車の運営費に対して補助することにより、へき地における住民の医療を確保するもの。			
	対象団体 (事業主体)	へき地診療所等を運営する市町村、公的医療機関等			
	採択要件	・へき地診療所運営事業 国庫補助を受けて設置したへき地診療所(国民健康保険直営診療所を除く。)又はへき地において当該地域(へき地診療所整備基準に定める地域)唯一の医療機関として住民の医療確保を担当している診療所の運営事業 ・へき地巡回診療車運営事業 無医地区等に対する巡回診療を行う巡回診療車の運行事業 ・へき地患者輸送車運行事業 へき地の患者を最寄の医療機関まで輸送する患者輸送車の運行事業			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	・へき地診療所運営事業 1) 補助率・・・2/3 2) 対象経費・・・事務費、研究費、医療費、伝送装置経費 ・へき地巡回診療車運営事業 1) 補助率・・・1/2 2) 対象経費・・・人件費、需用費、委託料等 ・へき地患者輸送車運行事業 1) 補助率・・・1/2 2) 対象経費・・・人件費、需用費、委託料等			
	ヒア・申請の時期等	交付申請 9 月			
根拠法令・要綱等		医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱、へき地保健医療対策等実施要綱			
制度創設年度		昭和 60 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		厚生労働省			
最近の実績		補助事業者 北九州市(藍島診療所)、福岡市(玄界診療所)、新宮町(相島診療所)、みやこ町(やまびこ診療所)、東峰村(村立診療所、村立鼓診療所)、八女市(矢部診療所)、社会医療法人天神会(辺春診療所) ・令和 4 年度実績 補助金交付計・・・88,736 千円 ・令和 5 年度実績 補助金交付計・・・92,214 千円 ・令和 6 年度実績 補助金交付計・・・84,559 千円			
担当からのコメント					

100		へき地医療施設等施設整備費補助事業			
担当部局名		保健医療介護部	担当課室名	医療指導課医師・看護職員確保対策室	Tel 092-643-3330
ハード・ソフトの別			(○)ハード ()ソフト ()両方		
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	市町村等が行うへき地診療所の施設整備事業に対して補助することにより、無医地区等における住民の医療を確保するもの。			
	対象団体 (事業主体)	へき地診療所等を市町村、公的医療機関等			
	採択要件	・市町村等がへき地診療所及びその医師住宅等の新築、買収、増築、改築(老朽度が著しいため、診療行為に支障を来しているものに限る。)及び改修(既存のへき地診療所の改修は除く。)に係る施設整備事業 ・都道府県知事の指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院に係る施設整備事業			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	・へき地診療所施設整備事業 1)補助率・・・1/2 2)対象経費・・・療所、医師住宅、看護師住宅の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費及び買収に要する経費※ ただし、既存のへき地診療所における改修は補助の対象外。 ・へき地医療拠点病院施設整備事業 1)補助率・・・1/2 2)対象経費・・・検査・放射線・手術部門、病棟、医師住宅の新築、増築及び改築に要する工事費又は工事請負費 ・非常用自家発電設備及び給水設備整備事業 1)補助率・・・0.33 2)対象経費・・・非常用自家発電、受水槽、給水設備の整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費。非常用自家発電設備の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費又は工事請負費。			
	ヒア・申請の時期等	事業計画調査前年度 10 月 交付申請 5 月			
根拠法令・要綱等		医療施設等施設整備費補助金交付要綱			
制度創設年度		昭和 54 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		厚生労働省			
最近の実績		・令和 4 年度実績 実績なし ・令和 5 年度実績 実績なし ・令和 6 年度実績 実績なし			
担当からのコメント					

101	へき地医療設備整備費補助事業																															
担当部局名	保健医療介護部	担当課室名	医療指導課医師・看護職員確保対策室	TEL	092-643-3330																											
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方																														
事業の概要	制 度 内 容 (目的・事業概要)	市町村等が行うへき地診療所の医療機器、巡回診療車及び患者輸送用マイクロバス等の整備事業に対して補助することにより、無医地区等における住民の医療を確保するもの。																														
	対 象 団 体 (事業主体)	へき地診療所等を運営する市町村、無医地区が所在する市町村、公的医療機関等																														
	採 択 要 件	①へき地診療所(国民健康保険直営診療所を含む。)設備整備事業 ②へき地患者輸送車整備事業 ③へき地巡回診療車整備事業 ④へき地・離島診療支援システム設備整備事業																														
	補 助 主 体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】																														
	財 政 支 援 措 置	・補助率 1/2 ・対象経費 ①へき地診療所として必要な医療機器購入費 ②患者輸送用マイクロバス、又はワゴン車等の購入費 ③巡回診療用自動車及び積載する医療機械器具購入費 ④へき地・離島における診療支援に必要な画像伝送・受信システム、テレビ会議システム及び附属機器等の購入費																														
	ヒア・申請の時期等	事業計画調査前年度 10 月 交付申請 67 月																														
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	医療施設等設備整備費補助金交付要綱																															
制 度 創 設 年 度	昭和 54 年度	改正・見直し等の予定の有無		()有 (○)無																												
関 係 省 庁 等	厚生労働省																															
最 近 の 実 績	・令和 4 年度 <table border="0"> <tr> <td>八女市</td> <td>補助金交付……</td> <td>1,980 千円</td> </tr> <tr> <td>新宮町</td> <td>補助金交付……</td> <td>660 千円</td> </tr> <tr> <td>宗像市</td> <td>補助金交付……</td> <td>2,948 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>補助金交付計……</td> <td><u>5,588 千円</u></td> </tr> </table> ・令和 5 年度 <table border="0"> <tr> <td>新宮町</td> <td>補助金交付……</td> <td>2,200 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>補助金交付計……</td> <td><u>2,200 千円</u></td> </tr> </table> ・令和 6 年度 <table border="0"> <tr> <td>宗像市</td> <td>補助金交付……</td> <td>1,402 千円</td> </tr> <tr> <td>新宮町</td> <td>補助金交付……</td> <td>3,534 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>補助金交付計……</td> <td><u>4,936 千円</u></td> </tr> </table>					八女市	補助金交付……	1,980 千円	新宮町	補助金交付……	660 千円	宗像市	補助金交付……	2,948 千円		補助金交付計……	<u>5,588 千円</u>	新宮町	補助金交付……	2,200 千円		補助金交付計……	<u>2,200 千円</u>	宗像市	補助金交付……	1,402 千円	新宮町	補助金交付……	3,534 千円		補助金交付計……	<u>4,936 千円</u>
八女市	補助金交付……	1,980 千円																														
新宮町	補助金交付……	660 千円																														
宗像市	補助金交付……	2,948 千円																														
	補助金交付計……	<u>5,588 千円</u>																														
新宮町	補助金交付……	2,200 千円																														
	補助金交付計……	<u>2,200 千円</u>																														
宗像市	補助金交付……	1,402 千円																														
新宮町	補助金交付……	3,534 千円																														
	補助金交付計……	<u>4,936 千円</u>																														
担当からのコメント																																

102	老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業)				
担当部局名	保健医療介護部	担当課室名	高齢者地域包括ケア推進課	Tel	092-643-3248
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	高齢者の介護、介護予防、生活支援、老人保健及び健康増進等に関わる先駆的、試行的な事業に対して補助を行い、老人保健福祉サービスの一層の充実や介護保険制度の基盤の安定化に資することを目的とする。			
	対象団体 (事業主体)	県、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む)、厚生労働大臣が特に必要と認めた法人等			
	採択要件	高齢者の介護、介護予防、生活支援、老人保健及び健康増進等に関わる先駆的、試行的な事業等			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他()			
	財政支援措置	・国庫 10/10 ・対象事業 ・介護保険制度の推進、定着のための支援事業 ・高齢者の自立支援及び元気高齢者づくりのための調査研究等事業 ・その他高齢者の保健福祉の推進のための特別事業 ・実施期間 単年度			
	ヒア・申請の時期等	県、国ヒアリング(3～4月)、内示(6月)			
根拠法令・要綱等		老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)交付要綱			
制度創設年度	平成2年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等		厚生労働省			
最近の実績	令和2年度採択状況 市町村 0件 令和3年度採択状況 市町村 0件 令和4年度採択状況 市町村 0件 令和5年度採択状況 市町村 0件 令和6年度採択状況 市町村 0件				
担当からのコメント					

103		浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)																			
担当部局名		環境部	担当課室名	廃棄物対策課	Tel 092-643-3398																
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方																			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	【目的】 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽を市町村が設置主体となって整備促進することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。 【事業概要】 地域を単位として浄化槽の計画的な整備を図るため、市町村が設置主体となって浄化槽の整備を行うのに必要な費用を助成する事業。																			
	対象団体 (事業主体)	市町村																			
	採択要件	・事業の全体計画において、事業実施地域内の全戸に戸別の浄化槽又は変則浄化槽を整備する事業であるか、若しくは浄化槽を全戸に戸別に設置するよりもその地域の一部について共同浄化槽を設置して戸別の浄化槽又は変則浄化槽と共同浄化槽を組み合わせ整備の方が経済的・効率的な場合は浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽を整備する事業であること。 ・本事業に整備された浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽については、設置完了後1年以内に接続し、使用を開始すること。 ・設置後の浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽の適正な維持管理を確実に確保するための住民等の協力体制が整っていること。 ・市町村は、浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽の管きよの接続状況を把握し、未接続等の場合にあっては、その解消に努めること。 ・市町村の公営企業として実施し、本事業により整備された浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽の維持管理については、特別会計により経理し、適正な料金の徴収が確実と見込まれるものであること。 *国と県では補助対象範囲が一部異なる。																			
	補助主体	(○)国庫 (○)県単独 ()その他【 】																			
	財政支援措置	国 基準額の1/3を限度 (環境配慮防災まちづくり浄化槽整備事業は1/2を限度) (単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の撤去費)基準額の1/3を限度 (単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の配管費)基準額の1/3を限度 県 基準額の7.5%限度																			
	ヒア・申請の時期等	随時																			
根拠法令・要綱等		循環型社会形成推進交付金交付要綱、地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱、福岡県浄化槽整備事業補助金交付要綱																			
制度創設年度		平成6年度	改正・見直し等の予定の有無		()有 (○)無																
関係省庁等		環境省、福岡県																			
最近の実績		(国庫のみ) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施市町村</th> <th>浄化槽設置基数</th> <th>交付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>5市町</td> <td>168基</td> <td>71,251千円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>5市町</td> <td>175基</td> <td>64,344千円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>6市町</td> <td>163基</td> <td>64,473千円</td> </tr> </tbody> </table>				年度	実施市町村	浄化槽設置基数	交付金額	令和4年度	5市町	168基	71,251千円	令和5年度	5市町	175基	64,344千円	令和6年度	6市町	163基	64,473千円
年度	実施市町村	浄化槽設置基数	交付金額																		
令和4年度	5市町	168基	71,251千円																		
令和5年度	5市町	175基	64,344千円																		
令和6年度	6市町	163基	64,473千円																		
担当からのコメント		詳細は施設第一係までお問い合わせください。																			

104		浄化槽設置整備事業(個人設置型)																			
担当部局名		環境部	担当課室名	廃棄物対策課	Tel 092-643-3398																
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方																			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	【目的】 市町村が浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。 【事業概要】 市町村が雑排水対策を促進する必要がある地域において、浄化槽の計画的な整備を図るため、その設置又は改築を行う者に対し、設置又は改築に要する費用を助成するのに必要な費用を助成する事業。平成 29 年度から単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去費及び配管費を補助。																			
	対象団体 (事業主体)	市町村																			
	採択要件	・市町村が雑排水処理を促進する必要がある地域において実施すること。 ・法定検査の実施の確保に努めること。 ・浄化槽の設置完了後 1 年以内に使用を開始すること。 ・市町村は浄化槽の接続状況を把握し、未接続の浄化槽がある場合には、その解消に努めること。 ＊国と県では補助対象範囲が一部異なる。																			
	補助主体	(○)国庫 (○)県単独 ()その他【 】																			
	財政支援措置	国 基準額の 1/3 を限度 (環境配慮防災まちづくり浄化槽整備事業は 1/2 を限度) (単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の撤去費) 基準額の 1/3 を限度 (単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の配管費) 基準額の 1/3 を限度 県 (本体・工事費設置費) 基準額の 1/3 を限度 (単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の撤去費 (国庫を活用しない場合)) 基準額の 1/2 を限度 (単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の撤去費 (国庫を活用する場合)) 基準額の 1/3 を限度 (単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の配管費 (国庫を活用しない場合)) 基準額の 1/2 を限度 (単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の配管費 (国庫を活用する場合)) 基準額の 1/3 を限度 ＊ただし、撤去費及び配管費については、合併処理浄化槽への転換に伴うものについて対象																			
	ヒア・申請の時期等	随時																			
根拠法令・要綱等	循環型社会形成推進交付金交付要綱、 地方創生污水处理施設整備推進交付金交付要綱、福岡県浄化槽整備事業補助金交付要綱																				
制度創設年度	昭和 62 年度	改正・見直し等の予定の有無		()有 (○)無																	
関係省庁等	環境省、福岡県																				
最近の実績	(国庫のみ) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施市町村</th> <th>浄化槽設置基数</th> <th>交付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 4 年度</td> <td>47 市町村</td> <td>2,138 基</td> <td>287,256 千円</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年度</td> <td>44 市町村</td> <td>1,974 基</td> <td>349,025 千円</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年度</td> <td>41 市町村</td> <td>1,872 基</td> <td>295,296 千円</td> </tr> </tbody> </table>					年度	実施市町村	浄化槽設置基数	交付金額	令和 4 年度	47 市町村	2,138 基	287,256 千円	令和 5 年度	44 市町村	1,974 基	349,025 千円	令和 6 年度	41 市町村	1,872 基	295,296 千円
年度	実施市町村	浄化槽設置基数	交付金額																		
令和 4 年度	47 市町村	2,138 基	287,256 千円																		
令和 5 年度	44 市町村	1,974 基	349,025 千円																		
令和 6 年度	41 市町村	1,872 基	295,296 千円																		
担当からのコメント	市町村が個人に対して浄化槽の設置に要する費用を助成した場合に、市町村に対して国や県が助成するものであり、直接個人に対する助成ではありません。詳細は施設第一係までお問い合わせ下さい。																				

105	高度化事業				
担当部局名	商工部	担当課室名	中小企業振興課	TEL	092-643-3423
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制 度 内 容 (目的・事業概要)	中小企業者が連携・共同して経営基盤の強化や環境改善に取り組む下記の事業に対して、専門家を活用した診断・助言及び施設整備に対する融資を行うことにより支援する。 ① 中小企業者が連携・共同して経営基盤の強化等を図るために、組合を設立するなどして施設を整備する事業(例：工場団地やショッピングセンターの建設、商店街の整備等) ② 第3セクターや商工会等が、中小企業者の経営基盤の強化等を支援するために施設を整備する事業(例：起業化支援センターの整備等) ※対象施設は、土地、建物、構築物、設備で、資産計上されるもの(県が着工を許可する以前に取得、造成又は整備した施設は原則として対象外)			
	対 象 団 体 (事業主体)	上記①：事業協同組合、商店街振興組合等(事業によっては組合員企業も対象) 上記②：公益法人(第3セクター等)、商工会、市町村等 ※次の者は対象外。 ・大企業又は大企業とみなされる中小企業者 ・高度化資金を借りた者で、現在償還猶予や延滞をしている者 ・風俗営業及び性風俗特殊営業を行う者 ・暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者			
	採 択 要 件	1 事業主体が上記①②のいずれかに該当すること。 2 (独)中小企業基盤整備機構が定める事業に該当すること。 3 上記事業における個別の貸付要件に該当すること。 4 事業計画書作成段階で県の診断助言を受けていること。 5 金融機関による債務の保証であって知事が適当と認めるものを受け、及び知事が適当と認める物件を担保として提供すること。			
	補 助 主 体	()国庫 ()県単独 (○)その他【県、(独)中小企業基盤整備機構】			
	財 政 支 援 措 置	1 貸付対象施設に係る整備資金の原則として80%以内を貸付。 2 年利1.0%(令和7年度に貸付決定を受けたものに適用) ※上記事業の個別の無利子貸付要件に該当する場合は無利子を適用 3 償還期間 20年以内(うち据置期間3年以内。)			
	ヒア・申請の時期等	事業実施予定の前々年度の11～12月に借入希望調査表を提出			
	根 拠 法 令・要 綱 等	独立行政法人中小企業基盤整備機構法、福岡県中小企業高度化資金貸付規則他			
制 度 創 設 年 度	昭和31年度	改正・見直し等の予定の有無	(○)有 ()無		
関 係 省 庁 等	独立行政法人 中小企業基盤整備機構、中小企業庁				
最 近 の 実 績	<上記①に該当するもの> 令和3年度 九州ガス事業協同組合、中九州ガス事業協同組合 令和4年度 九州ガス事業協同組合、中九州ガス事業協同組合 令和5年度 中九州ガス事業協同組合 令和6年度 中九州ガス事業協同組合 <上記②に該当するもの> 平成6、7年度 (公財)福岡県中小企業振興センター				
担当からのコメント	上記財政支援措置のとおり、長期かつ低利(条件を満たせば無利子)で融資を受けられるほか、事業内容によっては税制上の優遇措置が受けられます。また、計画作成、貸付後のアドバイスなどのサポートを受けられます。				

106	移動スーパー参入促進事業				
担当部局名	商工部	担当課室名	中小企業振興課	TEL	092-643-3420
ハード・ソフトの別		() ハード () ソフト (○) 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	【事業概要】 日常の買い物が不便な地域において、「移動スーパー」に取り組もうとする事業者に対し、事業参入に必要な経費の一部を補助する。 【補助対象事業】 ①「移動スーパー」の実施（直営型） 地元スーパーが自社で車両購入し、自社の商品を移動販売。 ② 移動販売事業者がスーパーと連携して実施する「移動スーパー」（連携型） 移動販売事業者が車両購入し、地元スーパーの商品を引き受け移動販売。			
	対象団体 (事業主体)	中小企業者（地元スーパー、移動販売事業者）			
	採択要件	・買い物が困難な地域を巡回し、地域の求めに応じて、食料品や日用品などを販売する「移動スーパー」に参入するために必要な経費であること。 ・市町村からの補助が受けられること。			
	補助主体	() 国庫 (○) 県単独 () その他 【】			
	財政支援措置	(1) 補助率 1／3（県1/3、市町村1/3、事業者1/3） (2) 補助額 150万円以内 (3) 対象経費 車両購入費・改造費、借料・損料、備品費、委託費、広報費、雑役務費等			
	ヒア・申請の時期等	(1) 市町村へ年度末（2月ごろ）に次年度の要望調査を実施。 (2) 随時受付			
根拠法令・要綱等		・福岡県移動スーパー参入促進費補助金交付要綱			
制度創設年度		令和2年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無	
関係省庁等					
最近の実績					
担当からのコメント		・本事業の活用には、市町村からの補助が必要な点をご留意ください。 （県補助は市町村補助と同額以内）			

107		がんばる商店街応援事業			
担当部局名	商工部	担当課室名	中小企業振興課	Tel	092-643-3420
ハード・ソフトの別		() ハード () ソフト (○) 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	【事業概要】 後継者不足、施設の老朽化、来街者の減少などの課題に直面している商店街に対し、その課題解決に向けた支援を行う。 【補助対象事業】 下記に該当する取組を支援 (1) 商店街の地域力向上 後継者対策、空き店舗への出店者募集など (2) 商店街の安全確保対策 老朽化した商店街共同施設の改修、防災機能の強化など (3) 商店街の賑わい創出 集客のための取組、商店街の情報発信など			
	対象団体 (事業主体)	商店街、商工会議所、商工会 等			
	採択要件	・商店街の活性化に寄与する取組みであること ・市町村からの補助が受けられること			
	補助主体	() 国庫 () 県単独 (○) その他 【※申請中のため、採択されれば国庫及び県、不採択であれば県単独】			
	財政支援措置	補助率 1/3以内 (※)、補助限度額 5,000千円 ※市町村補助と同額以内			
	ヒア・申請の時期等	随時受付			
	根拠法令・要綱等	福岡県がんばる商店街応援事業費補助金交付要綱			
制度創設年度	令和7年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無		
関係省庁等	内閣府 ※申請中				
最近の実績					
担当からのコメント	・本事業の活用には、市町村からの補助が必要な点をご留意ください。 (県補助は市町村補助と同額以内)				

108		農商工連携アドバイザー事業			
担当部局名	商工部	担当課室名	スタートアップ推進課	Tel	092-643-3449
ハード・ソフトの別		() ハード (○) ソフト () 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	中小企業者と農林漁業者が連携し、お互いのノウハウや技術を活用して、新商品・新サービスの開発や販路開拓を行う取組(=農商工連携)について、専門知識と豊富な経験を有する農商工連携アドバイザーがきめ細かな支援を実施する。			
	対象団体 (事業主体)	中小企業者、農林漁業者			
	採択要件				
	補助主体	() 国庫 (○) 県単独 () その他 【】			
	財政支援措置	農商工連携アドバイザーが無料で指導・助言を実施する。			
	ヒア・申請の時期等				
根拠法令・要綱等					
制度創設年度	平成24年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無		
関係省庁等		(公財)福岡県中小企業振興センター			
最近の実績		令和6年度は、68件の商品開発・改良を支援。			
担当からのコメント					

109	産業団地整備促進事業				
担当部局名	商工部	担当課室名	企業立地課	Tel	092-643-3442
ハード・ソフトの別		() ハード (○) ソフト () 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	企業誘致のための市町村が行う産業団地の整備に向けた調査、アドバイザー活用等に対する助成 ①産業団地となる適地選定のための可能性調査等に対する助成 ②基本設計や地質等各種調査・測量等に対する助成 ③産業団地開発に係るアドバイザー活用経費（人件費）に対する助成			
	対象団体 (事業主体)	市町村（政令市除く）			
	採択要件	①の場合：団地整備に係る意思決定前・対外的な公表前が条件 ②の場合：団地整備に係る意思決定後・対外的な公表後が条件			
	補助主体	() 国庫 (○) 県単独 () その他 【】			
	財政支援措置	[補助率] 1／2以内 [補助上限額] ① 5,000千円 ② 10,000千円（補助上限に達さない場合でも原則1回/用地） ③ 1,500千円			
	ヒア・申請の時期等	随時			
根拠法令・要綱等		福岡県産業団地整備促進補助金交付要綱			
制度創設年度	令和4年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無		
関係省庁等					
最近の実績		令和4年度 7市町（8件） 30,507千円 令和5年度 3市町（7件） 26,536千円 令和6年度 5市 （6件） 23,784千円			
担当からのコメント					

110		遊休公共不動産活用促進事業			
担当部局名		商工部	担当課室名	企業立地課	Tel 092-643-3442
ハード・ソフトの別		() ハード () ソフト (○) 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	遊休公共不動産を企業誘致の受け皿として活用するための整備費・調査費等に対する助成 ①施設活用に必要な改修・整備（パーテーション設置、OAフロア敷設、IT環境整備等）に対する助成 ②土地活用に必要な整備・調査等（敷地進入口拡張、敷地内道路整備、地下水・地質調査、用地測量等）に対する助成			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	①の場合は立地企業決定が条件（②の場合は企業決定は不要）			
	補助主体	() 国庫 (○) 県単独 () その他 【】			
	財政支援措置	[補助率] 1/2以内 [補助上限額] 5,000千円（①原則1回/フロア、②2回/土地）			
	ヒア・申請の時期等	随時			
根拠法令・要綱等		福岡県遊休公共不動産活用促進補助金交付要綱			
制度創設年度		令和3年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無	
関係省庁等					
最近の実績		令和4年度 2市 8,827千円 令和5年度 1市 1,481千円 令和6年度 2市町 4,179千円			
担当からのコメント					

111	大川インテリア産業新事業促進事業（『頑張る企業』支援事業）				
担当部局名	商工部	担当課室名	観光政策課	Tel	092-643-3454
ハード・ソフトの別		() ハード () ソフト (○) 両方			
事業の概要	制 度 内 容 (目的・事業概要)	【事業目的】 大川地区の木工業及びインテリア関連事業を営む企業が、新事業展開や新分野進出及び商品力強化、新商品開発並びに需要開拓を目的として行う事業に要する経費の一部を補助することにより、地域経済を支える中小企業等の競争力を高め、もって、大川地区のインテリア産業の振興を寄与することを目的とする。 【補助事業内容】 【補助対象事業A】 ・新事業展開及び新分野進出に関する事業 ・商品力強化や新商品開発に関する事業 ・需要開拓に関する事業 ・副業人材活用に関する事業 ・インテリア技術等を活かし、他産業・異業種との連携によって、新たな商品開発等に取り組む事業 ・その他、上記の事業に準じ、大川インテリア産業新事業促進事業として認められる事業 【補助対象事業B（海外販路開拓型）】 ・海外向け新商品開発や商品力強化事業 ・販路開拓・拡大のための海外展示会への出展等に関する事業			
	対 象 団 体 (事業主体)	福岡県内に本社を置き、大川地区（大川市、柳川市、筑後市、久留米市、八女市、みやま市、大木町、広川町）においてインテリア産業（関連業務を含む。）を営む中小企業・小規模事業者。			
	採 択 要 件	・本事業の目的を理解し、大川地区のインテリア産業の振興につながる事業を行うこと。 ・同様の内容で国又は県の補助事業を受けていないこと。			
	補 助 主 体	() 国庫 () 県単独 (○) その他【Aは県、大川市が補助、B・Cは大川市が補助】			
	財 政 支 援 措 置	補助率 補助対象経費の2／3以内 【補助対象事業A】 補助上限額 100万円 【補助対象事業B（海外販路開拓型）】 補助上限額 200万円			
	ヒア・申請の時期等	受付期間：令和7年5月1日～令和7年5月30日			
	根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	福岡県地場産業等活性化補助金交付要綱			
制 度 創 設 年 度	平成22年度	改正・見直し等の予定の有無		() 有 (○) 無	
関 係 省 庁 等					
最 近 の 実 績	令和4年度 応募事業者34社 採択事業者27社 令和5年度 応募事業者23社 採択事業者18社 令和6年度 応募事業者26社 採択事業者22社				
担当からのコメント	本事業の目的である新事業展開や新分野進出及び商品力強化、新商品開発、需要開拓並びに副業人材活用、他産業との連携による新商品開発、海外向け新商品開発、販路開拓、拡大を視野に入れた海外展示会への出展等の事業を計画し、本事業の審査委員会において、審査を行い、適当と認められる事業者が補助対象事業者として採択されます。				

112	福岡県宿泊税交付金																
担当部局名	商工部	担当課室名	観光政策課	Tel	092-643-3419												
ハード・ソフトの別		() ハード () ソフト (○) 両方															
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	【事業概要】 市町村がそれぞれの地域の現状と課題を踏まえ、創意工夫を凝らした観光振興施策を実施できるよう、宿泊税を活用した財政的支援を行うことで、県全体の観光の底上げを図る。 【交付対象事業】 ① 令和2年度以降新たにまたは拡充して実施する観光振興事業 ② ①の事業のうち、令和3年度以降に継続して実施する事業 ③ ①または②の事業を実施するため、基金（新規・既存は問わない）に積み立てる事業															
	対象団体 (事業主体)	県内市町村（独自に宿泊税を課す市町村を除く）															
	採択要件																
	補助主体	() 国庫 (○) 県単独 () その他【 】															
	財政支援措置	【予算額】 令和7年度当初予算：420,223 千円 【配分基準】 ア. 宿泊者数による配分と、宿泊者の一定割合が宿泊地以外の県内他地域を訪問していることから、イ. 旅行者数による配分を行う。 ① 予算配分のウェイト <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>配分項目</th> <th>ウェイト</th> </tr> <tr> <td>ア. 宿泊者数</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>イ. 旅行者数</td> <td>20%</td> </tr> </table> ② 市町村への配分（最小交付額50万円） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>③ 配分項目</th> <th>指標</th> </tr> <tr> <td>ア. 宿泊者数</td> <td>観光庁の「宿泊旅行統計調査」を用いて、県が算出した市町村ごとの宿泊者数 ※令和4年度以降は、宿泊税納税実績</td> </tr> <tr> <td>イ. 旅行者数</td> <td>県が実施した「観光ビッグデータ調査」に基づく市町村ごとの旅行者数</td> </tr> </table>				配分項目	ウェイト	ア. 宿泊者数	80%	イ. 旅行者数	20%	③ 配分項目	指標	ア. 宿泊者数	観光庁の「宿泊旅行統計調査」を用いて、県が算出した市町村ごとの宿泊者数 ※令和4年度以降は、宿泊税納税実績	イ. 旅行者数	県が実施した「観光ビッグデータ調査」に基づく市町村ごとの旅行者数
	配分項目	ウェイト															
	ア. 宿泊者数	80%															
イ. 旅行者数	20%																
③ 配分項目	指標																
ア. 宿泊者数	観光庁の「宿泊旅行統計調査」を用いて、県が算出した市町村ごとの宿泊者数 ※令和4年度以降は、宿泊税納税実績																
イ. 旅行者数	県が実施した「観光ビッグデータ調査」に基づく市町村ごとの旅行者数																
ヒア・申請の時期等	①交付内示額のお知らせ 3月末（暫定分）・7月（通年分） ②交付申請（歳出予算計上時期に応じて提出） 〔当初予算：5月中旬、6月補正：6月中旬、9月補正：9月中旬、12月補正：12月中旬、2月補正：2月中旬〕 ③実績報告 翌年度の4月10日																
根拠法令・要綱等	福岡県宿泊税交付金交付要綱																
制度創設年度	令和2年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無														
関係省庁等																	
最近の実績	政令市を除く58市町村へ交付																
担当からのコメント	申請の際は、予算額及び令和2年度以降の新規・拡充事業であることが確認できる根拠資料（予算書や対外的な予算公表資料等）を添付してください。																

113	サイクルステーション整備事業				
担当部局名	商工部	担当課室名	観光振興課	TEL	092-643-3446
ハード・ソフトの別	(○) ハード () ソフト () 両方				
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	【事業概要】 本県の自転車による観光（サイクルツーリズム）の振興の一環として、自転車観光客の受入環境を整備するため、県内市町村、観光協会及び観光関連事業者が取り組むサイクルスタンド等の整備に関する事業に対し、補助を行うもの。 【補助事業内容】 ① 市町村及び観光協会（以下、「市町村」等）が、下記の補助対象設備を設置する当該市町村内の事業者（事業所、自治会、特定非営利活動法人及びその他活動団体）に対し、補助を行うもの。 ② 市町村等が事業者として対象設備の設置を行うもの。 ③ 観光関連事業者が対象設備の設置を行うもの。 【対象設備】 ・ サイクルスタンド ・ フロアポンプ（空気入れ） ・ 自転車用工具（タイヤレバー、六角レンチ、プラスドライバー）			
	対象団体 (事業主体)	市町村、観光協会、観光関連事業者			
	採択要件	対象設備のうち、少なくともサイクルスタンドを購入し、設置すること。ただし、すでにサイクルスタンドを保有している場合は、その他の対象設備のみの購入及び設置も可能とする。			
	補助主体	() 国庫 (○) 県単独 () その他【 】			
	財政支援措置	補助率 1/2 以内 (ただし、①、③においては事業者、②においては、設置場所につき1万8千円を上限とする。)			
	ヒア・申請の時期等	申請期間 令和7年4月21日～令和8年2月27日			
根拠法令・要綱等	福岡県サイクルスタンド整備等補助金交付要綱				
制度創設年度	令和元年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無		
関係省庁等					
最近の実績	令和4年度 計9件、令和5年度 計5件、令和6年度 計2件				
担当からのコメント	整備が完了した施設を、「福岡サイクルステーション」として認定します。認定後は、目印となるのぼり・ステッカーを交付します。さらに、本県のサイクルツーリズム専用サイト「CYCLE&TRAILFUKUOKA（サイクルアンドトレイルフクオカ）」にて紹介します。				

114		サイクリストに優しい宿整備事業			
担当部局名	商工部	担当課室名	観光振興課	Tel	092-643-3446
ハード・ソフトの別		(○) ハード () ソフト () 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	【事業概要】 本県の自転車による観光（サイクルツーリズム）の振興の一環として、自転車観光客の受入環境を整備するため、県内宿泊事業者等が取り組むサイクリストに優しい宿整備に関する事業に対し補助を行うもの。 【補助事業内容】 ① 宿泊事業者及び民泊事業者が、その施設内外において、宿泊者が持ち込んだ自転車を施錠ができる場所もしくは客室に保管を可能とする整備を行うもの ② 宿泊事業者および民泊事業者が以下の対象設備の設置を行うもの 【対象設備】 ・ フロアポンプ（空気入れ） ・ 自転車用工具（タイヤレバー、六角レンチ、プラスドライバー）			
	対象団体 (事業主体)	宿泊事業者および民泊事業者 ※宿泊事業者（旅館業法第3条第1項の許可を受けて行う同法第2条第2項から第4項の営業に係る施設を運営する事業者。） ※民泊事業者（住宅宿泊事業法第3条第1項の届出により行う同法第2条第3項の事業に係る施設を運営する事業者。）			
	採択要件	以下のいずれかの事業であること。 ① 宿泊事業者及び民泊事業者が、その施設内外において、宿泊者が持ち込んだ自転車を施錠ができる場所もしくは客室に保管を可能とする整備を行うこと。もの ② 宿泊事業者および民泊事業者が以下の対象設備の設置を行うもの ・ フロアポンプ（空気入れ） ・ 自転車用工具（タイヤレバー、六角レンチ、プラスドライバー）			
	補助主体	() 国庫 (○) 県単独 () その他【 】			
	財政支援措置	補助率 1/2 以内 (ただし、宿泊施設につき5万円を上限とする)			
	ヒア・申請の時期等	申請期間 令和7年4月21日～令和8年2月27日			
根拠法令・要綱等		福岡県サイクルスタンド整備等補助金交付要綱			
制度創設年度	令和2年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無		
関係省庁等					
最近の実績		令和4年度 計5件、令和5年度 計0件、令和6年度 計1件			
担当からのコメント		整備が完了した施設を、「福岡県サイクリストに優しい宿」として認定します。 認定後は、目印となるのぼり・ステッカーを交付します。さらに、本県のサイクルツーリズム専用サイト「CYCLE&TRAILFUKUOKA（サイクルアンドトレイルフクオカ）」にて紹介します。			

115		サイクルゲートウェイ整備事業			
担当部局名		商工部	担当課室名	観光振興課	TEL 092-643-3446
ハード・ソフトの別		(○) ハード () ソフト () 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	【事業概要】 本県の自転車による観光(サイクルツーリズム)の振興の一環として、自転車観光客の受入環境を整備するため、県内市町村、観光協会及び観光関連事業者が取り組むサイクルゲートウェイの整備に関する事業に対し、補助を行うもの。 【補助事業内容】 ① 市町村等が、対象設備を設置する当該市町村内の事業者(事業所、自治会、特定非営利活動法人及びその他活動団体)に対し、補助を行うもの。 ② 市町村又は観光協会が事業者として対象設備の設置を行うもの。 ③ 観光関連事業者が対象設備の設置を行うもの。 【対象設備】 ・ 更衣室等着替えスペースを提供するための設備 ・ コインロッカー等荷物預かりサービスを提供するための設備			
	対象団体 (事業主体)	市町村、観光協会、観光関連事業者			
	採択要件	対象設備購入により、「福岡サイクルスポット認定制度実施要領」における「福岡サイクルゲートウェイ」の必須要件を全て満たすこと。 ※補助金を受領した時点で「福岡サイクルゲートウェイ」の必須要件を全て満たさない場合は、補助対象外			
	補助主体	() 国庫 (○) 県単独 () その他【 】			
	財政支援措置	補助率 1/2以内 (ただし、1事業者につき30万円を上限とする。)			
	ヒア・申請の時期等	申請期間 令和7年4月21日～令和8年2月27日			
根拠法令・要綱等		福岡県サイクルスタンド整備等補助金交付要綱			
制度創設年度		令和5年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無	
関係省庁等					
最近の実績		令和5年度 計0件、令和6年度 計0件			
担当からのコメント		整備が完了した施設を、「福岡サイクルゲートウェイ」として認定します。 認定後は、本県のサイクルツーリズム専用サイト「CYCLE&TRAILFUKUOKA(サイクルアンドトレイルフクオカ)」にて紹介します。			

116	サイクルツーリズムを通じた新たな旅行需要創出支援事業				
担当部局名	商工部	担当課室名	観光振興課	Tel	092-643-3446
ハード・ソフトの別		() ハード () ソフト (○) 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	【事業概要】 本県の自転車による観光（サイクルツーリズム）の振興の一環として、県内市町村、観光協会及び事業者が取り組むサイクルツーリズムを通じた新たな旅行需要を創出すると認められた事業に対し、補助を行うもの。 【補助事業内容】 ① バス（観光バスを含む）、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶等において、自転車を車内外又は船内外に積載して移動可能とする事業の新規実施又は事業拡充 ② レンタサイクル・シェアサイクル事業の新規実施又は事業拡充 ③ レンタサイクル・シェアサイクルを活用した新たなサービスの提供（貸出場所以外での返却や、返却された自転車の再配置を行うサービスの提供等			
	対象団体 (事業主体)	市町村、観光協会、県内に本社（個人事業者においては住所）又は営業所を置く事業者			
	採択要件	以下の要件のいずれかの事業であること。 ① バス（観光バスを含む）、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶等において、自転車を車内外又は船内外に積載して移動可能とする事業の新規実施又は事業拡充 ② レンタサイクル・シェアサイクル事業の新規実施又は事業拡充 ③ レンタサイクル・シェアサイクルを活用した新たなサービスの提供（貸出場所以外での返却や、返却された自転車の再配置を行うサービスの提供等			
	補助主体	() 国庫 (○) 県単独 () その他【 】			
	財政支援措置	補助率 1/2以内 (ただし、1件につき100万円を上限とする。)			
	ヒア・申請の時期等	申請期間 令和7年4月21日～令和8年2月27日			
根拠法令・要綱等		福岡県サイクルスタンド整備等補助金交付要綱			
制度創設年度	令和4年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無		
関係省庁等					
最近の実績	令和4年度 計6件、令和5年度 計4件、令和6年度 計2件				
担当からのコメント					

117	地域のサイクリングイベントの国際化支援事業				
担当部局名	商工部	担当課室名	観光振興課	Tel	092-643-3446
ハード・ソフトの別		() ハード () ソフト (○) 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	【事業概要】 本県の自転車による観光（サイクルツーリズム）の振興の一環として、県内市町村、観光協会及び事業者が取り組むサイクリングイベントの国際化に関する事業に対し、補助を行うもの。 【補助対象事業（例）】 ・ インバウンド対応サポートライダー・通訳の配置 ・ 外国語対応エントリーフォーム・ウェブサイト作成 - スタート地点会場・エイドステーションの外国語看板製作			
	対象団体 (事業主体)	市町村、観光協会、県内事業者			
	採択要件	福岡県内で開催されるサイクリングイベントで以下のすべてに該当するもの。 ① サイクリングイベントの国際化を図るものであること。 ② 設定されるコースが福岡県内を通るものであること。 ただし、北九州市内及び福岡市内のみを対象とするコースを除く。 ④ 100km以上のコースを設定していること。 ② 概ね3年以内に、インバウンドの参加者を全体参加者の1割以上となるよう目指すこと。			
	補助主体	() 国庫 (○) 県単独 () その他【 】			
	財政支援措置	補助率 1/2 以内 (補助対象経費の総額の1/2の額又は総事業費(補助対象経費+補助対象外経費)から参加料、寄付金その他の収入額を控除した額のいずれか小さい額以内で、100万円を上限とする。)			
	ヒア・申請の時期等	申請期間 令和7年4月21日～令和8年2月27日			
根拠法令・要綱等		福岡県サイクルスタンド整備等補助金交付要綱			
制度創設年度	令和6年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無		
関係省庁等					
最近の実績		令和6年度 計2件			
担当からのコメント					

118		新たな観光地域づくり事業			
担当部局名	商工部	担当課室名	観光振興課	TEL	092-643-3446
ハード・ソフトの別		() ハード () ソフト (○) 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	【事業概要】 県内の観光資源の魅力向上、周遊促進、さらなる誘客、旅行消費額の拡大を図るため、県が指定する広域観光エリア内において、観光関連事業者及び広域観光エリア内の複数市町村で構成される協議体が実施する新商品・サービスの開発や受入環境整備、観光消費促進に関する事業等に対し補助を行うもの。 【補助事業内容】 ① 新商品、サービスの開発及び当該商品、サービスの提供に必要となる施設整備又は物品購入 ② インバウンド対応（外国語表記の案内板設置、多言語翻訳機器設置、多言語パンフレット制作、キャッシュレス決済端末の導入 等） ③ イベント・キャンペーン等の新規実施又は拡充 ④ エリアへの誘客が特に高いと認められるイベント・キャンペーン等の新規実施又は拡充 ⑤ 広域観光エリア事業に関連するプロモーション等の実施 ⑥ その他知事が必要と認めたもの			
	対象団体 (事業主体)	以下の市町域（広域観光エリア）内で対象事業を実施する観光関連事業者及び広域観光エリア内の複数市町村で構成される協議体 ① 宗像市・古賀市・福津市・芦屋町・岡垣町 ② 八女市・筑後市・広川町 ③ 飯塚市、嘉麻市、桂川町 ④ 行橋市、豊前市、荻田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町 ⑤ 久留米市、うきは市、朝倉市 ⑥ 東峰村、添田町			
	採択要件	申請した事業計画等について、県が設置する審査委員会で広域観光エリアの魅力向上や周遊・滞在時間及び観光消費額の増加に資するものと認められること。			
	補助主体	() 国庫 (○) 県単独 () その他【 】			
	財政支援措置	補助率 1/2以内 補助上限額 【補助事業内容】のうち、④以外は200万円、④は500万円			
	ヒア・申請の時期等	申請期間 第1期：令和7年8月29日（金）から令和7年9月12日（金）まで 第2期：令和7年9月16日（火）から令和7年10月17日（金）まで ※補助事業の実施期間は令和7年2月末までとなります。 ※各期において予算が無くなり次第、募集を終了します。			
根拠法令・要綱等		新たな観光地域づくり補助金交付要綱			
制度創設年度	令和2年度	改正・見直し等の予定の有無		() 有 (○) 無	
関係省庁等					
最近の実績		令和4年度 計23件、令和5年度 計23件、令和6年度 計16件			
担当からのコメント					

119	地域資源活用価値創出推進事業（地域活性化型）				
担当部局名	農林水産部	担当課室名	農山漁村振興課	TEL	092-643-3503
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域住民が生き生きと暮らしていける環境の創出を行うためのきっかけをつくり、農山漁村について広く知ってもらうことを入口に、農的関係人口の創出、二拠点居住・移住・定住の実現を図り、農山漁村の活性化を推進する。 【事業内容】 1 活動計画策定事業 ①アドバイザーを活用したワークショップ等を通じた地域の活動計画の策定 ②地域の活動計画に掲げられた取組の体制構築及び実証活動等 2 農山漁村関わり創出事業 ①農山漁村に興味がある多様な人材が関わるができる仕組み構築 ②農山漁村の地域づくりを担う人材農村プロデューサーの育成支援 3 農山漁村情報発信事業 ①農業・農村の有する多様な価値に係る理解醸成のための情報発信			
	対象団体 (事業主体)	1の事業にあつては、地域協議会（構成員に市町村を含むこと） 2の事業にあつては、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、民間企業			
	採択要件	1の事業にあつては、農林水産業及びその基盤となる農山漁村の振興を図る取組であること。自立的かつ発展的な取組であつて、地域の維持及び活性化に対する効果が見込まれること 等 2の事業にあつては、農林水産業及びその基盤となる農山漁村の振興を図る取組であること。対象者の農山漁村への理解を深める取組であること。等 ※ 詳細は、実施要領(農林水産省ホームページに記載)をご覧ください			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	・交付率 定額 ・助成額 (1) 活動計画策定事業 事業開始年度は上限 500 万円（事業内容や事業開始経過年度で変更あり） (2) 農山漁村関わり創出事業 1 事業実施主体当たり 6,000 万円			
	ヒア・申請の時期等	公募期間 前年度2月頃			
根拠法令・要綱等	農山漁村振興交付金交付等要綱、要領				
制度創設年度	平成30年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	農林水産省				
最近の実績	なし				
担当からのコメント	・平成30年度より地域活性化対策として柱立てされたもの。				

120		ICT 活用ソフト等導入推進事業			
担 当 部 局 名		農林水産部	担 当 課 室 名	農山漁村振興課	Tel 092-643-3505
ハ ー ド ・ ソ フ ト の 別		() ハード () ソフト (○) 両 方			
事業の概要	制 度 内 容 (目的・事業概要)	デジタル情報やICTによるスマート林業を推進し、効率的な森林管理等の実現を図るため、以下の対策を実施する。 【事業内容】 ①レーザ計測機器整備：レーザ計測や森林情報の解析に必要なレーザスキャナ(UAV 搭載型又は地上型) の導入への支援 ②路網線形設計支援ソフト整備：レーザ計測データを活用した路網線形設計ソフトウェア導入への支援 ③3次元設計ソフト整備：林道整備等において、3次元点群データを活用して設計を行うソフトウェアの導入への支援 ④ICT生産管理ソフト等整備：森林資源管理・木材生産管理の効率化に向けたソフトウェア、測位・通信機器の導入及び技術カスタマイズや操作研修への支援			
	対 象 団 体 (事 業 主 体)	市町村、林業経営体等			
	採 択 要 件	事業計画内容が県が定める福岡県 ICT 活用ソフト等導入推進事業補助金交付要綱に適合すること。 ※事業ごとに補助率や要件等を定める。			
	補 助 主 体	(○) 国庫 () 県単独 () その他 【】			
	財 政 支 援 措 置	・補助率 定額、1/2 以内 ・補助対象 森林の計測・解析に必要なドローンや地上レーザスキャナ導入、路網線形設計支援ソフト整備、3次元設計ソフト整備			
	ヒア・申請の時期等	要望調査 1月頃			
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等		福岡県森林資源デジタル管理推進対策事業補助金交付要綱等			
制 度 創 設 年 度		令和5年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無	
関 係 省 庁 等		林野庁			
最 近 の 実 績		・令和5年度 福岡県広域森林組合が路網線形設計支援ソフトを導入			
担 当 か ら の コ メ ン ト		最新のデジタル技術の導入・活用により、資源管理や生産管理のスマート林業化が推進され、効率的な森林管理や生産管理の実現が図られる。			

121	中山間地域活性化応援事業				
担当部局名	農林水産部	担当課室名	農山漁村振興課	Tel	092-643-3503
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	【目的】 中山間地域の住民と都市部等の住民との交流を推進し、県内中山間地域の活性化を目的とする。 【事業概要】 中山間地域の集落等からの要請に対し、都市住民等を対象として中山間地域でのボランティア活動に従事する「中山間応援サポーター」を派遣し、共同で活動する。			
	対象団体 (事業主体)	県内中山間市町村 (県、市町村)			
	採択要件	・支援活動の対象は集落等が共同で行う活動であり、原則として「集落等だけでは実施が困難な活動」。 ・支援活動を通じて、集落等とサポーターとの交流の促進に繋げること。			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【基金】			
	財政支援措置	交付率 定額			
	ヒア・申請の時期等	随時（市町村が実施予定日の1ヶ月前までに県へ依頼）			
根拠法令・要綱等		なし			
制度創設年度		平成28年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等					
最近の実績		R4 活動回数：12回 サポーター参加者：159名 R5 活動回数：15回 サポーター参加者：204名 R6 活動回数：24回 サポーター参加者：246名			
担当からのコメント		○主な支援活動 ア 集落道の草刈り、用水路の清掃等の環境保全活動 イ 植栽・下刈り等の森林保全活動 ウ 水源地の管理補助 エ 農作業の手伝い オ 伝統芸能の実施サポート カ 集落の祭り又は地域行事の運営補助 キ 集落等で作られた特産品のPR活動 ク その他中山間地域の集落等の維持・活性化を図るうえで必要な活動			

122	マイスター派遣事業				
担当部局名	農林水産部	担当課室名	農山漁村振興課	Tel	092-643-3503
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	【目的】 中山間地域の活性化に向けた取組を行う組織を支援し、地域の活性化を目的とする。 【事業概要】 中山間地域の活性化に向けた取組を行う組織からの要望に対し、適切な指導や講習を行う専門のマイスターを派遣して、地域の活性化の取組を支援する。			
	対象団体 (事業主体)	地域活性化グループ、市町村等 (福岡県中山間地域活性化協議会)			
	採択要件	中山間地域において、地域活性化への取組に対し意欲的であり、地域興しマイスターの受入体制が整っていること。			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【基金】			
	財政支援措置	交付率 定額			
	ヒア・申請の時期等	要望調査 前年度7月頃			
根拠法令・要綱等		なし			
制度創設年度		平成17年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等					
最近の実績		R4 松尾百笑村 他2団体 R5 山川東部校区まちづくり協議会 他3団体 R6 大島地区コミュニティ運営協議会 他3団体			
担当からのコメント		地域興しマイスターは、「高付加価値農業」、「地域資源保全管理」、「都市農村交流」、「高齢者・地域福祉対策」、「女性活動」の分野を専門としています。			

123	県営中山間地域農村活性化総合整備事業				
担当部局名	農林水産部	担当課室名	農山漁村振興課	Tel	092-643-3551
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	農業の生産条件等が不利な地域の実情を踏まえ、農業を中心とした地域の活性化に意欲のある地域を対象として、それぞれの地域の立地条件に沿った農業の展開方向を探り、農業生産基盤、農村生活環境基盤等の整備を総合的にを行い、農業農村の活性化を図るとともに、定住の促進、国土・環境の保全等に資することを目的とする。 〔事業体系〕 農村集落基盤再編・整備事業 (中山間地域総合整備型) { 集落型 一般型 生産基盤型 生活環境型			
	対象団体 (事業主体)	県内中山間市町村(県、市町村)			
	採択要件	(1)過疎、山振、離島、半島、特農、棚田法の指定を受けた市町村又は準ずる市町村 (2)農用地の主傾斜が1/100以上の面積が50%以上かつ林野率50%以上 (3)事業要件 ①農村集落基盤再編・整備事業(中山間地域総合整備型) (ア)集落型 ※()書きは団体営 一般型:2以上の生産基盤整備に係る受益面積の合計が60(20)ha以上 生産基盤型:ほ場整備事業に係る受益面積の合計が20(10)ha以上 生活環境型:農村生活環境整備事業を中心に実施 (イ)広域連携型:市町村全域から複数市町村に及ぶ一般型 ②中山間地域農業農村総合整備事業 ・農業生産基盤整備事業、農村振興環境整備事業を一体的に実施するもので、かつ - 農業生産基盤整備事業を行うもので、2以上の事業を実施するもの ・受益面積の合計が10ha以上			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	(1)補助率 県営:国(55%)、県(30%) (2)融通措置 分担金に対し農林漁業金融公庫資金を融通 (3)地財措置 負担金に対し一部公共事業債、辺地及び過疎対策事業債が充当			
	ヒア・申請の時期等	1年目:事業計画策定、2年目:事業計画ヒア(5月)、3年目:掲載申請(11月)			
根拠法令・要綱等	農山漁村地域整備交付金実施要綱・要領、中山間地域農業農村総合整備事業実施要綱・要領(農林水産省)				
制度創設年度	平成2年度(交付金) 令和2年度(補助金)	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	農林水産省				
最近の実績	・令和3年度 (県営) 実施市町村 八女市 ・令和4年度 (県営) 実施市町村 八女市 ・令和5年度 (県営) 実施市町村 八女市 ・令和6年度 (県営) 実施市町村 八女市				
担当からのコメント	・事業種類及び内容 (1)農業生産基盤整備事業 ①農業用排水施設整備 ②農道整備 ③ほ場整備 ④農用地開発 ⑤農地防災 ⑥客土 ⑦暗渠排水 ⑧農用地の改良又は保全 等 (2)農村生活環境整備 ①農業集落道整備 ②営農飲雑用水施設整備 ③農業集落排水施設整備 ④農業集落防災安全施設整備 ⑤用地整備 ⑥活性化施設整備 ⑦集落環境管理施設整備 ⑧交流施設基盤整備 ⑨情報基盤施設整備 ⑩市民農園等整備 ⑪生態系保全施設等整備 ⑫交換分合 ⑬特認事業 等 ・農村振興基本計画は市町村で必ず作成して下さい。 ・農山漁村地域整備交付金事業で、農山漁村地域整備計画に掲載され対象事業に位置づけられていることが必要です。				

124		地域用水環境整備事業			
担当部局名		農林水産部	担当課室名	農山漁村振興課	Tel 092-643-3551
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	近年の農業水利施設は、農村地域の都市化及び混住化の進展、農家構造の変化により、集落による施設管理機能の低下や水質の悪化、景観の損壊、親水機能の低下といった問題が生じている。 このため、農村地域に広範に存在する水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全管理または整備と一体的に、施設の有する多面的機能の維持増進に資する施設の整備を行うことを目的に水環境整備事業を行うものである。			
	対象団体 (事業主体)	県、市町村、土地改良区、県知事が適当と認める者			
	採択要件	(1) 事業実施が適当と認められること。 (2) 施設の適正な管理が行われると認められること。 (3) 総事業費が5千万円以上。			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	(1) 補助率 県 営: 国(50%)、県(25%) (2) 実施期間 標準工期 5年			
	ヒア・申請の時期等	1年目: 事業計画策定、2年目: 事業計画ヒア(5月)、3年目: 掲載申請(11月)			
根拠法令・要綱等		農山漁村地域整備交付金実施要綱、要領(農林水産省) 水利施設保全高度化事業実施要綱、要領(農林水産省)			
制度創設年度		平成3年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		農林水産省			
最近の実績		・H30、R1、R2、R3は実施箇所なし ・令和4年度: (県営) 実施市町村 朝倉市、久留米市外3市町 ・令和5年度: (県営) 実施市町村 朝倉市、久留米市 ・令和6年度: (県営) 実施市町村 朝倉市、久留米市			
担当からのコメント		1. 本事業を行うにあたっては、地域一体となった農業水利施設の維持・保全体制が図られるよう努めてください。 2. 地域住民のニーズに沿った、地域用水の在り方について精査されますようお願いいたします。 3. 農村環境計画もしくは田園環境マスタープランを策定しておかなければなりません。 ○農山漁村地域整備交付金事業で、農山漁村地域整備計画に掲載され対象事業に位置づけられていることが必要です。			

125		農地環境整備事業			
担当部局名		農林水産部	担当課室名	農山漁村振興課	Tel 092-643-3551
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	近年の社会情勢の急激な変化に伴い、中山間地域においては耕作放棄地が急激な拡大傾向を示している。 しかし、これら地域の中にあっても今後とも営農を継続し土地の生産性の向上を図っていく農地も相当量存在していることから、長期的に営農の再開が見込めない耕作放棄地を含む区域(保全管理区域)と、今後とも営農を継続し土地の生産性の向上を図る農地の区域(生産区域)とに計画的に区分し、耕作放棄に伴う悪影響の除去等と優良農地を保全するための措置を計画的かつ一体的に進める。			
	対象団体 (事業主体)	県内市町村 (県、市町村)			
	採択要件	(1)過疎、山振、離島、半島、特農、棚田法の指定を受けた市町村又は準ずる市町村 (2)生産区域農地面積/実施区域農地面積が7割程度確保できること (3)生産区域における生産基盤整備に係る受益面積が10ha以上			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	(1)補助率 県営:国(55%)、県(30%) (2)実施期間 標準工期 5年 (3)融通措置 分担金に対し農林漁業金融公庫資金を融通 (4)地財措置 負担金に対し一部公共事業債、辺地及び過疎対策事業債が充当			
	ヒア・申請の時期等	1年目:事業計画策定、2年目:事業計画ヒア(5月)、3年目:掲載申請(11月)			
根拠法令・要綱等		農山漁村地域整備交付金実施要綱、要領(農林水産省)			
制度創設年度		平成4年度	改正・見直し等の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		農林水産省			
最近の実績		H29以降実施箇所なし。			
担当からのコメント		①農業用排水施設整備 ②農道整備 ③ほ場整備 ④農用地開発 ⑤暗渠排水 ⑥農用地の改良又は保全事業 ⑦高付加価値農業基盤整備 ⑧附帯事業 ⑨用地整備 ⑩市民農園等整備 ⑪生態系保全施設整備 ⑫遊水池整備 ⑬土地改良施設の撤去及び跡地整備 ⑭交換分合 ⑮特認事業 ・市町村にて農村環境計画もしくは田園環境整備マスタープランを策定しておかなければなりません。 ・農山漁村地域整備交付金事業で、農山漁村地域整備計画に掲載され対象事業に位置づけられていることが必要です。			

126		農業集落排水事業			
担当部局名		農林水産部	担当課室名	農山漁村振興課	Tel 092-643-3551
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	(目的) 農村地域における資源循環の促進を図りつつ、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設若しくはそれらの循環利用を目的とした施設を整備し、もって生産性の高い農業の実現、活力ある農村社会の形成及び資源循環型社会の構築に資する。 (事業概要) 汚水、汚泥又は雨水を処理する施設若しくはそれらの循環利用を目的とした施設及びこれに附帯する施設の整備又は改築。			
	対象団体 (事業主体)	(事業主体) 市町村等			
	採択要件	(1) 整備対象地域: 農業振興地域(これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む)内の農業集落地域。 (2) 処理対象汚水: し尿、生活雑排水等の汚水、汚泥、雨水。(重金属等の有害物質を含むおそれのある工場排水等は含めない。) (3) 処理対象人口: 原則としておおむね 1,000 人程度に相当する規模以下を単位とする。(これ以上の規模を計画する場合は、下水道担当部局と協議調整を行うものとする。) (4) 補助対象: 受益戸数がおおむね 20 戸以上、末端の受益戸数は 2 戸以上。 (5) 処理水質: BOD=20mg/l 以下、SS=50mg/l 以下(各種上乘せ基準等がある場合はこれによる。)			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	補助率(団体営) 国 (50%)、県 (0~7.5%)			
	ヒア・申請の時期等	1 年目: 事業計画策定、2 年目: 事業計画ヒア(5 月)、3 年目: 掲載申請(11 月)			
	根拠法令・要綱等	農山漁村地域整備交付金実施要綱、要領(農林水産省) 汚水処理施設整備交付金交付要綱・要領(内閣府) 農村整備事業実施要綱・要領(農林水産省)			
制度創設年度	昭和 58 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	内閣府・農林水産省				
最近の実績	H29 年度 10 地区 (福岡市、古賀市、糸島市、朝倉市、遠賀町) H30 年度 9 地区 (福岡市、古賀市、糸島市、朝倉市、直方市、小竹町) R1 年度 8 地区 (久留米市、直方市、筑紫野市、古賀市、朝倉市、みやま市、小竹町、みやこ町) R2 年度 8 地区 (久留米市、直方市、筑紫野市、古賀市、朝倉市、みやま市、小竹町、みやこ町) R3 年度 4 地区 (朝倉市、大刀洗町、小竹町) R4 年度 6 地区 (朝倉市、大刀洗町、小竹町、直方市) R5 年度 4 地区 (朝倉市、大刀洗町、小竹町、直方市) R6 年度 3 地区 (朝倉市、小竹町、直方市)				
担当からのコメント	1. 市町村が作成する農業集落排水資源循環促進計画に基づき事業を実施するものです。 2. 市町村にて農村環境計画もしくは田園環境整備マスタープランを策定しておかなければなりません。				

127		県営農村総合整備事業			
担当部局名		農林水産部	担当課室名	農山漁村振興課	Tel 092-643-3551
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	地域農業の健全な発展および、景観が優れ、豊かで住みやすい農村となるように、中山間地域を含めて、地域自らが考え設定する個性ある農村振興の目標の達成が図れるよう、農業生産基盤の整備と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境整備、その他福祉の向上を総合的に推進するために集落基盤再編事業等を実施する。			
	対象団体 (事業主体)	県、市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合その他農業法人、運営方針及び運営資金の調達方法が事業主体として適当と認められる団体			
	採択要件	(1) 農村振興基本計画が作成されている区域であること (2) 農業振興地域の整備に関する法律に基づき指定された農業振興地域であること (3) 事業計画区域において、農業生産基盤の整備及び農村生活環境の整備を総合的に行うものであること (4) 県営中山間地域農村活性化総合整備事業を参照			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	補助率(県営)：国 50%、県 25%、地元 25%			
	ヒア・申請の時期等	1 年目：事業計画策定、2 年目：事業計画ヒア(5 月)、3 年目：掲載申請(11 月)			
根拠法令・要綱等		農山漁村地域整備交付金実施要綱、要領(農林水産省)			
制度創設年度		平成 28 年度 (再編)	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		農林水産省			
最近の実績		平成 29 年度 平成 30 年度 令和元年度 令和 2 年度 令和 3 年度 令和 4 年度 令和 5 年度 令和 6 年度	地区数(県営) 14 地区 地区数(県営) 14 地区 地区数(県営) 13 地区 地区数(県営) 12 地区 地区数(県営) 11 地区 地区数(県営) 14 地区 地区数(県営) 11 地区 地区数(県営) 12 地区		
担当からのコメント		1. 農村振興基本計画は市町村で必ず作成して下さい。 2. 集落基盤再編事業は、農業生産基盤と生活環境基盤の整備を総合的に行うものであることから、各々1 つ以上の工種を選択してください。また、中山間地域で行うものは、各々2 つ以上の工種を選択してください。 3. 市町村にて農村環境計画もしくは田園環境整備マスタープランを策定しておかなければなりません。 4. 農山漁村地域整備交付金事業で、農山漁村地域整備計画に掲載され対象事業に位置づけられていることが必要です。			

128	田んぼの学校事業				
担当部局名	農林水産部	担当課室名	農山漁村振興課	TEL	092-643-3503
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	【目的】 田植えや稲刈り体験等を通じて、農業や農村地域の持つ役割や重要性、保全活動の必要性を理解してもらうために実施。 【事業概要】 県内の都市部の小学生を対象に「田植え体験、稲刈り体験」を実施する。また、自然豊かな農村・里山地域には様々な生きものが生息していることを理解してもらうため「生きもの調査」を実施する。			
	対象団体 (事業主体)	県内小学校2校程度 (福岡県)			
	採択要件	北九州市・福岡市の教育委員会からの推薦			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【基金】			
	財政支援措置	交付率 定額			
	ヒア・申請の時期等	推薦依頼 前年度2～3月頃			
根拠法令・要綱等		なし			
制度創設年度	平成20年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等					
最近の実績	令和4年度 : 3校 (5～6月 田植え、生きもの調査 10月 稲刈り) 令和5年度 : 2校 (6月 田植え、生きもの調査 10月 稲刈り) 令和6年度 : 2校 (6月 田植え、生きもの調査 10月 稲刈り)				
担当からのコメント	平成20年度より県内の教育委員会及び教育事務所等と連携して実施しています。 小学校5年生若しくは4年生を対象としています。				

129	農山漁村振興交付金(山村活性化対策)				
担当部局名	農林水産部	担当課室名	農山漁村振興課	TEL	092-643-3503
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	農林水産業及びその基盤となる農山漁村の振興を図るものであって、地域資源を活用して山村の所得や雇用の増大を図るために行う以下の取組を支援。 1 山村活性化対策事業 (1) 地域資源の賦存状況・利用形態等の調査 (2) 地域資源を活用するための合意形成、組織づくり、人材育成 (3) 地域資源の消費拡大や販売促進、付加価値向上等を図る取組 2 商談会開催事業 (1) 商談会開催支援 (2) 山村振興セミナー支援			
	対象団体 (事業主体)	1 は、振興山村を有する市町村又はこれを構成員に含む地域協議会 2 は、非特定営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、民間企業			
	採択要件	1 は、事業の実施対象が振興山村であって、山村振興法に基づき山村振興計画が作成され、山村振興に取り組んでいる地区であること。 2 は、(1) 具体的な事業内容が①商談会開催支援、②山村振興セミナー支援の全てに取組む事業であること。 (2) インターネットシステムを構築するものとし、山村地域のサイト利用者へのサポートも含んだ取組であること。 (3) 新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえインターネット活用型に変更するなど安全性・利便性の向上に取り組むものであること。 詳細は要領で確認してください。			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	・実施期間 1 の事業 原則として3年間を上限 2 の事業 原則として1年間を上限 ・補助率 定額(上限1,000万円/1 振興山村 ただし2 の事業の上限は別途定める)			
	ヒア・申請の時期等	要望調査 前年度1月頃			
根拠法令・要綱等		農山漁村振興交付金交付等要綱、要領			
制度創設年度		平成28年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		農林水産省			
最近の実績		なし			
担当からのコメント		・国が実施する公募型の事業です。 ・事業主体は 提案書を九州農政局に提出し、審査を経て、採択事業が決定されます。 ・事業の実施結果は、国において評価され、公表されます。			

130	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型））				
担当部局名	農林水産部	担当課室名	食の安全・地産地消課	Tel	092-643-3575
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制 度 内 容 (目的・事業概要)	農山漁村の活性化と所得向上を図るため、地域における実施体制の整備、観光コンテンツの磨き上げ、国内外へのプロモーション等を支援するとともに、滞在施設等の整備等を一体的に支援 【事業概要】 1 農泊推進事業 (1)農泊地域創出タイプ 農泊を観光ビジネスとして持続的に活動できる体制の確立等 (2)農泊地域経営強化タイプ 単価の引き上げ、高付加価値化を目指す新たな取組み等 2 人材活用事業 (1)研修生タイプ 地域協議会の事務局業務などを担う地域外の人材（研修生）を活用する取組 (2)専門家タイプ 地域内に無い専門的知識を持つ人材（専門家）を活用する取組 3 農家民宿転換促進費 旅行者の受入拡大を図るため、農家民泊から農家民宿へ転換する取組 4 市町村・中核法人実施型 古民家、廃校舎等を活用した滞在、体験施設の整備 5 農家民宿経営者等実施型 旅館業法に基づく簡易宿所の営業許可取得に必要な整備、質向上のための整備 6 広域ネットワーク推進事業 国内外の旅行者、旅行業者等に農泊地域の魅力を効果的に情報発信する取組等			
	対 象 団 体 (事業主体)	1 地域協議会、農業協同組合、森林組合等 2 地域協議会、農業協同組合、森林組合等 3 地域協議会と農家民泊経営者等との連携体 4 市町村、地域協議会の中核となる法人、農業協同組合等 5 地域協議会と農家民泊経営者等との連携体 6 都道府県、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人等			
	採 択 要 件	1 農泊を観光ビジネスに資する取組として実施すること。等 2 農泊推進事業と併せて実施すること。等 3 農家民泊経営者等実施型の事業を併せて実施すること。等 4 事業実施主体となる団体等が農泊実施の中心的な役割を担っていること。等 5 農泊実施のための地域協議会及び中心的な役割を担う法人が設立済みであること。等 6 都道府県単位での調査・研究、普及・啓発及びこれらを通じた人と情報のネットワーク組織を構築し、一定水準の農泊の取組を行っている地域を選定する取組であること。等			
	補 助 主 体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財 政 支 援 措 置	・補助率 1、2、3、6は定額 但し助成額の上限あり 4、5は1/2以内 但し助成額の上限あり			
	ヒア・申請の時期等	公募期間 前年度2月頃			
	根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	農山漁村振興交付金交付要綱、要領			
制 度 創 設 年 度	平成29年度	改正・見直し等の予定の有無	(○)有 ()無		

関 係 省 庁 等	農林水産省
最 近 の 実 績	八女市、うきは市
担 当 か ら の コ メ ン ト	・国が実施する公募型の事業です。 ・事業主体は 提案書を九州農政局に提出し、審査を経て、採択事業が決定されます。 ・事業の実施結果は、国において評価され、公表されます。

131	農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）				
担当部局名	農林水産部	担当課室名	農山漁村振興課	Tel	092-643-3503
ハード・ソフトの別		☐ ハード ☐ ソフト ☐ 両方			
事業の概要	制度内容 （目的・事業概要）	地域の特色をいかした多様な取組により中山間地域等の振興を図る取組を支援。 1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業 (1) 中山間地農業ルネッサンス推進支援 中山間地域等の特色を活かした創意工夫あふれる取組および地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組。 (2) 元気な地域創出モデル支援 農業生産活動を地域活性化につなげる優良事例を創出するための中山間地農業を元気にする新たな取組。 2. 農村型地域運営組織形成推進事業 (1) 農村型地域運営組織モデル形成支援 将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用、生活支援にかかる調査、計画作成、実証事業等の取組。 (2) 農村型地域運営組織形成伴走支援 全国単位における各地域の取組に関するプラットフォームの整備や都道府県単位における中間支援組織の育成等を通じた伴走支援体制を構築する取組。			
	対象団体 （事業主体）	都道府県、市町村、地域協議会			
	採択要件	中山間地農業ルネッサンス事業に定める中山間地域等に該当する地域を対象とした取組であって、当該地域において中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定していること。			
	補助主体	☐ 国庫 ☐ 県単独 ☐ その他【 】			
	財政支援措置	交付率：定額			
	ヒア・申請の時期等	要望調査 前年度1月頃			
根拠法令・要綱等		農山漁村振興交付金交付等要綱、要領			
制度創設年度		平成29年度	改正・見直し等の予定の有無	☐ 有 ☐ 無	
関係省庁等		農林水産省			
最近の実績		令和5年度 古賀市他2地域協議会が事業実施 令和6年度 古賀市他4地域協議会が事業実施			
担当からのコメント		・1. (1) および(2)のうち営農戦略・販売戦略作成、新規作物・高収益作物の導入および高付加価値化・販売力強化の取組はマーケット調査と併せて実施しなければなりません。(ただし、既にマーケット調査を行っている場合はこの限りではありません。) 			

132	中山間地域活力創出推進事業				
担当部局名	農林水産部	担当課室名	農山漁村振興課	Tel	092-643-3503
ハード・ソフトの別		() ハード () ソフト (○) 両方			
事業の概要	制 度 内 容 (目的・事業概要)	中山間地域において、農業を営みながら他の仕事にも携わり、双方で生活に必要な所得を確保する「半農半X」というライフスタイルを提案し、中山間地域への移住定住を進めることで、就農・就業による地域の振興を図る。 (1) 支援体制づくり 半農半Xを推進するための地域協議会の設立やその運営を支援。 (2) 半農支援 半農半X希望者および実践者の就農を支援。 (3) 受け皿整備 半農半X希望者および実践者を受け入れるための地域の環境整備を支援。			
	対 象 団 体 (事 業 主 体)	地域協議会			
	採 択 要 件	(1) 市町村や農業協同組合、地元農家等で組織する地域協議会が半農半X希望者および実践者を受け入れるための支援計画を作成し、計画に位置付けられた取組を行うこと。 (2) 半農支援の対象は中山間地域外からの移住者であること。			
	補 助 主 体	() 国庫 (○) 県単独 () その他【 】			
	財 政 支 援 措 置	補助率：1／2以内			
	ヒア・申請の時期等	申請時期：6月、7月予定			
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等		福岡県農山漁村振興等総合対策事業費補助金交付要綱			
制 度 創 設 年 度		令和3年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無	
関 係 省 庁 等		なし			
最 近 の 実 績		令和4年度 福岡市他4地域協議会が事業実施 令和5年度 福岡市他4地域協議会が事業実施			
担 当 か ら の コ メ ン ト		・ 移住、就農、就業等に関係する部署や機関、および地域の連携をお願いします。			

133	農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）				
担当部局名	農林水産部	担当課室名	農山漁村振興課	TEL	092-643-3503
ハード・ソフトの別		() ハード () ソフト (○) 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、粗放的な土地利用等を総合的に支援 【事業概要】 最適土地利用総合事業 地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想を策定し、その実現に必要な農用地保全のための活動、基盤整備や周辺環境を整備する取組			
	対象団体 (事業主体)	市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、地域協議会、地域運営組織又は農地中間管理機構（ただし、満たすべき要件がある。最適土地利用対策実施要領参照のこと）			
	採択要件	(1) 中山間地域等における複数集落において実施すること (2) 営農を続けて守るべき農地と粗放的利用を行う農地等に区分し、実証的な取組を行った上で、土地利用構想を事業開始から3年以内に策定すること (3) 農用地の粗放的利用の取組を1つ以上行うこと (4) 農用地保全に関する目標の達成に向けて取り組むこと			
	補助主体	(○) 国庫 () 県単独 () その他【 】			
	財政支援措置	最適土地利用推進事業については定額（上限1,000万円/年） 最適土地利用整備事業については事業費の5.5/10（上限2,000万円/年） ※詳細な交付率については、実施要領別表1（農林水産省ホームページ）をご覧ください。			
	ヒア・申請の時期等	一定の時期に受付（農林水産省HPに公表）			
根拠法令・要綱等		農山漁村振興交付金交付等要綱、要領			
制度創設年度	令和5年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無		
関係省庁等		農林水産省			
最近の実績		なし			
担当からのコメント		令和5年度から「最適土地利用総合対策」として柱立てされたもの。			

134		地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）			
担当部局名		農林水産部	担当課室名	農山漁村振興課	Tel 092-643-3503
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	【目的】 農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を新分野で活用した商品・サービスの開発、デジタル技術の活用に係る専門的な知識を有する人材の派遣・育成等を支援 【事業概要】 1. 地域資源活用・地域連携推進支援事業 ・地域資源を活用した付加価値の創出に必要な経営戦略策定、販路開拓、ビジネスアイデアの創出、研究・実証事業等の取組を支援 2. 地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業 ・都道府県サポートセンターを設置し、地域資源を活用した付加価値の創出に係る経営改善等の多様な課題を抱える事業者への専門家派遣等を実施			
	対象団体 (事業主体)	1は農林漁業者等、公益社団・財団法人他 2は都道府県			
	採択要件	事業実施計画を作成すること等。 ※事業内容により異なるため、詳しくは担当課にお問い合わせください。			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	・交付率 1は1/2等			
	ヒア・申請の時期等	1は前年度2月頃要望調査を実施 2は随時受付			
	根拠法令・要綱等	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 農山漁村振興交付金交付等要綱、要領			
制度創設年度	平成28年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	農林水産省				
最近の実績	令和4年度 なし 令和5年度 12事業者へ専門家派遣を実施 令和6年度 12事業者へ専門家派遣を実施				
担当からのコメント	事業の活用にあたっては担当課へご相談ください。				

135	薬用作物の産地化を通じた中山間地域振興事業				
担当部局名	農林水産部	担当課室名	農山漁村振興課	Tel	092-643-3503
ハード・ソフトの別		() ハード () ソフト (○) 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	【事業目的】 薬用作物の国産需要の高まりを受け、薬用作物の生産拡大および新たな品目の開拓を推進し、薬用作物の産地化による中山間地域の活力向上を図る。 【事業概要】 薬用作物の生産拡大支援 1. 産地形成の推進 新規作付に必要な農地の土壌改良や資材整備に対する初期費用の一部を助成 2. 乾燥拠点の整備 薬用作物の生産拡大に対応するため、品質確保に必要な乾燥拠点の整備経費を助成			
	対象団体 (事業主体)	薬用作物の栽培に新規で取り組まれる方(生産者団体、生産者)			
	採択要件	1. 作付計画の作成や、農薬使用量や施肥量、乾燥条件などを定めた製薬会社の基準に沿った生産物の生産、生薬原料の取扱業者等への出荷等を実施すること 2. 施設整備計画を作成し、地域における薬用作物の乾燥拠点として使用すること			
	補助主体	() 国庫 (○) 県単独 () その他【】			
	財政支援措置	1. 補助率：定額 2. 補助率：1／2以内			
	ヒア・申請の時期等	前年度8～9月頃要望調査、5月ヒアリング予定			
	根拠法令・要綱等	福岡県農山漁村振興等総合対策事業費補助金交付要綱			
	制度創設年度	令和6年度	改正・見直し等の予定の有無	(○) 有 () 無	
	関係省庁等	なし			
	最近の実績	なし			
担当からのコメント	薬用作物の産地化を目指しておりますので、事業採択された方は、新規導入希望者への作付け助言をお願いします。				

136		まちむら交流活動企画支援事業（まちむら交流事業）			
担当部局名		農林水産部	担当課室名	食の安全・地産地消課	Tel 092-643-3575
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	【目的】 都市(まち)と農山漁村(むら)の共生社会づくりを目的とする。 【事業概要】 都市(まち)と農山漁村(むら)の共生社会づくりを推進するために、「まち」と「むら」の交流に取り組む活動企画を公募して、支援する。			
	対象団体 (事業主体)	地域活動団体、NPO 等			
	採択要件	・「まち」と「むら」の交流活動に積極的に取り組んでいる組織が実施するもの。 ・活動を当該年度に実施し、当該年度2月までに完了するもの。 ・福岡県暴力団排除条例に基づき、会員が暴力的組織の構成員等に該当しないこと。			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【基金】			
	財政支援措置	交付率 定額(助成額上限 20 万)			
	ヒア・申請の時期等	募集時期 12 月～翌年1月頃			
根拠法令・要綱等		なし			
制度創設年度		平成14年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等					
最近の実績		令和元年度 13 団体 令和2年度 11 団体 令和3年度 16 団体	令和4年度 11 団体 令和5年度 9 団体 令和6年度 9 団体		
担当からのコメント		まちむら交流活動企画支援は、都市(まち)と農山漁村(むら)の共生社会づくりを推進するために平成14年度からスタートした事業です。			

137	まちむら交流活動企画支援事業（むら応援団育成事業）																
担当部局名	農林水産部	担当課室名	食の安全・地産地消課	Tel	092-643-3575												
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方															
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	【目的】 都市(まち)と農山漁村(むら)の共生社会づくりを目的とする。 【事業概要】 都市(まち)と農山漁村(むら)の共生社会づくりを推進するために、都市と農山漁村でパートナーシップの関係を構築し、自立・継続して交流活動に取り組むための仕組みや組織づくりの企画を公募して、支援する。															
	対象団体 (事業主体)	地域活動団体、NPO 等															
	採択要件	・「まち」と「むら」の交流活動に積極的に取り組んでいる組織が実施するもの。 ・活動を当該年度に実施し、当該年度2月までに完了するもの。 ・福岡県暴力団排除条例に基づき、会員が暴力的組織の構成員等に該当しないこと。															
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【基金】															
	財政支援措置	交付率 定額(助成額上限 40 万)															
	ヒア・申請の時期等	募集時期 12 月～翌年1月頃															
根拠法令・要綱等		なし															
制度創設年度		平成23年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無													
関係省庁等																	
最近の実績		<table border="0"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>8 団体</td> <td>令和4年度</td> <td>9 団体</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>7 団体</td> <td>令和5年度</td> <td>8 団体</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>6 団体</td> <td>令和6年度</td> <td>8 団体</td> </tr> </table>				令和元年度	8 団体	令和4年度	9 団体	令和2年度	7 団体	令和5年度	8 団体	令和3年度	6 団体	令和6年度	8 団体
令和元年度	8 団体	令和4年度	9 団体														
令和2年度	7 団体	令和5年度	8 団体														
令和3年度	6 団体	令和6年度	8 団体														
担当からのコメント		むら応援団育成企画支援は、都市(まち)と農山漁村(むら)の持続的・発展的な共生社会づくりを推進するために平成23年度からスタートした事業です。															

138		活力ある高収益型園芸産地育成事業			
担当部局名		農林水産部	担当課室名	園芸振興課	Tel 092-643-3488
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	園芸農業の生産額の増大と持続的な発展を図るため、先進技術の導入や省力機械等の整備を進め、収益性が高く活力ある園芸産地を育成する。 1 産地競争力強化・消費者評価向上 販売促進活動等の実施、トレーサビリティシステムの導入 2 重点品目産地強化対策 重点品目の産地強化に必要な生産及び流通施設等の整備 3 雇用型経営推進対策 雇用労力を活用し、一定規模以上の経営面積を実現するために必要な生産及び流通施設等を整備 4 中山間地域対策 中山間地域の条件を活かした園芸農業の振興に必要な生産及び流通施設等の整備 5 省エネルギー化推進対策 燃料の削減に必要な生産施設の整備 6 6次産業化推進対策 6次産業化の取組みに必要な生産及び加工処理施設の整備 7 夏期の高湿対策 生産性の向上を目的とした夏期の高湿対策に必要な資材の整備 8 施設長寿命化対策 法定耐用年数を超過したハウスや果樹棚等の改修・補強に対する支援 9 果樹緊急対策 優良品種への改植等に伴う省力機械や果樹棚等の整備			
	対象団体 (事業主体)	市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、営農集団、第3セクター等			
	採択要件	1 受益戸数は3戸以上又は認定農業者個人 2 受益者は、市町村が認定農業者として認定した者、又は事業を実施し3年以内に認定農業者になることが見込まれる者 3 市町村又は農業協同組合の園芸農業振興計画が策定されていること。等			
	補助主体	()国庫 (○)県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	補助率 1/3 以内又は 1/2 以内 実施期間 令和5～7年度			
	ヒア・申請の時期等	要望調査 前年9月、計画協議 4月～、交付決定 6月～			
根拠法令・要綱等		福岡県園芸農業等総合対策事業費補助金交付要綱			
制度創設年度		平成12年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等					
最近の実績		令和4年度 事業費補助金額計 1,410,192千円 令和5年度 事業費補助金額計 1,292,622千円 令和6年度 事業費補助金額計 1,109,680千円			
担当からのコメント					

139		6次産業化発展事業			
担当部局名		農林水産部	担当課室名	園芸振興課	Tel 092-643-3489
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	【目的及び概要】 福岡県内の農山漁村の地域資源を活用した6次化商品の改良等により、農林漁業者等の所得向上、併せて県内農林水産物の認知度の向上に資することを目的とする。専門家等の指導を受けて、6次化商品のブラッシュアップに要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。 【補助対象事業】 商品の改良に要する経費（試作品作成費、パッケージデザインに係る経費等）			
	対象団体 (事業主体)	(農林漁業者支援) 県内の法人格を有する農林漁業事業体、農林漁業協同組合等			
	採択要件	(農林漁業者支援) ・既に県産農林水産物を使った6次化商品を自ら販売していること。 ・県主催「ふくおか6次化商品セレクション」に当該事業で改良した商品を出品すること。 ※その他具体的な基準、要件は、お問い合わせください。			
	補助主体	()国庫 (○)県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	・補助率 事業費の1/2以内 ・補助金上限額 農林漁業者支援 750千円 ・実施期間 R4～R6			
	ヒア・申請の時期等	農林漁業者支援 要望調査前年9月、承認申請6月～			
根拠法令・要綱等		福岡県6次産業化発展事業費補助金交付要綱			
制度創設年度		令和4年度	改正・見直し等の予定の有無		(○)有 ()無
関係省庁等		なし			
最近の実績		令和4年度 事業費補助金額計 3,380千円 令和5年度 事業費補助金額計 2,752千円 令和6年度 事業費補助金額計 1,484千円			
担当からのコメント		事業実施年度の翌年度から3ヶ年間、計画目標の達成状況について成果報告の提出を求めます。			

140	産地生産基盤パワーアップ事業				
担当部局名	農林水産部	担当課室名	園芸振興課 水田農業振興課	Tel	092-643-3488 092-643-3472
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	収益力向上に計画的に取り組む産地に対して、省力機械・施設等の生産条件の整備等を進め、収益性が高い産地を育成する。			
	対象団体 (事業主体)	農業者、営農集団、農業生産法人、農業協同組合等			
	採択要件	地域で産地パワーアップ計画が作成され、その中で地域の中心的な経営体として位置付けられていること。 【産地パワーアップ計画の要件】 1 実施要綱で定める成果目標の基準を満たしていること。 (1)生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 (2)販売額の10%以上の増加 (3)契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%とすること (4)需要減が見込まれる品種・品目から需要が見込まれる品目・品種への転換率100% (5)新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上等 (6)労働生産性の10%以上の向上 (7)農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること 2 品目毎の地域の栽培面積が一定以上であること。 ()は中山間地域等の場合 水稲 50(10)ヘクタール 麦 30(10)ヘクタール 大豆 20(10)ヘクタール 果樹 10ヘクタール 露地野菜 10(5)ヘクタール 施設野菜 5(3)ヘクタール 露地花き 5(3)ヘクタール 施設花き 3(2)ヘクタール 茶 10(5)ヘクタール 等			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	補助率:1/2以内等 補助対象:整備事業(低コスト耐候性ハウス、集出荷貯蔵施設等) 生産支援事業(機械リース、生産資材、果樹同一品種への改植)			
	ヒア・申請の時期等	未定			
	根拠法令・要綱等	産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱			
	制度創設年度	平成28年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等	農林水産省				
最近の実績	令和4年度	補助金額計	462,349千円		
	令和5年度	補助金額計	149,513千円		
	令和6年度	補助金額計	513,795千円		
担当からのコメント					

141		水田農業担い手機械導入支援事業			
担当部局名		農林水産部	担当課室名	水田農業振興課	TEL 092-643-3472
ハード・ソフトの別			(○)ハード ()ソフト ()両方		
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	【目的】 農地の集約化や生産コストの低減に取り組む担い手の育成を推進し、競争力ある水田農業を確立する。 【事業概要】 法人化を目指す集落営農組織や認定農業者が、経営規模の拡大や生産コストの低減を図るために必要な田植機、トラクター、コンバイン等の高性能農業機械の導入及び改修を支援			
	対象団体 (事業主体)	地域水田農業ビジョンまたは人・農地プラン若しくは地域計画の目標地図に位置づけられている集落営農組織、農地所有適格法人及び認定農業者、種子生産団体、農業協同組合等			
	採択要件	(主なもの) ・農業機械の効率的な活用による生産コスト低減の目標値を定める。 ・実施地区が農用地区域であり、面積が組織等は概ね 20ha 以上、個人は概ね 15 ha 以上 ・集落営農組織は、事業実施年度の翌々年度までに法人化が見込まれること			
	補助主体	()国庫 (○)県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	補助率 県 1/3 以内 市町村 1/6 以上 (農業協同組合は県 1/3 のみ)			
	ヒア・申請の時期等	要望調査・前年度 8～9 月 申請・5 月～10 月(2 回程度)			
根拠法令・要綱等		福岡県農業振興対策事業費補助金交付要綱			
制度創設年度		平成 14 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等					
最近の実績		【令和 2 年度実績】 98 件 (補助額) 220,064 千円 【令和 3 年度実績】 91 件 (補助額) 213,862 千円 【令和 4 年度実績】 98 件 (補助額) 207,405 千円 【令和 5 年度実績】 86 件 (補助額) 193,368 千円 【令和 6 年度実績】 77 件 (補助額) 147,869 千円			
担当からのコメント		事業実施年度の翌年度から 3 ヶ年間、計画目標の達成状況について事業成果報告を求めることとしています。			

142		農地利用効率化等支援交付金			
担当部局名		農林水産部	担当課室名	水田農業振興課	TEL 092-643-3474
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制 度 内 容 (目的・事業概要)	地域において目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿等を策定し、その実現に向けて、経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設の導入等を支援する。			
	対 象 団 体 (事業主体)	(1) 融資主体支援タイプ:市町村 ・融資主体型補助事業:融資を受ける際の自己資金分の一部を補助 (助成対象者 地域計画のうち目標地図に位置付けられた者) ※なお、経営体が、担保や保証人なしで融資を受けられるよう、国が農業信用基金協会に対し助成する制度(追加的信用供与補助事業)も設置。 (2) 地域農業構造転換支援タイプ:市町村 (助成対象者 地域計画のうち目標地図に位置付けられた者) (3) 被災農業者支援タイプ:市町村 ＊国が災害対策を実施する場合のみ支援 ・融資等活用型補助事業 (助成対象者 被災した農業者(市町村が被災した施設を有すると認める者)) ※なお、経営体が、担保や保証人なしで融資を受けられるよう、国が農業信用基金協会に対し助成する制度(追加的信用供与補助事業)も設置。 (4) 条件不利地域支援タイプ:市町村 (助成対象者 農家3戸以上が構成員に含まれる団体かつ、農家が全体の議決権の過半を占めるなど、団体の活動を実質的に支配すると認められる農事組合法人等)			
	採 択 要 件	(1) 融資主体支援タイプ ・地域計画が策定されている地域であること。 (2) 地域農業構造転換支援タイプ ・将来像が明確化された地域計画が策定されている地域であること (3) 被災農業者支援タイプ ・融資又は地方公共団体の補助を受けていること。 (4) 条件不利地域支援タイプ ・農業振興地域かつ農家1戸当たりの農地面積 0.5ha 未満かつ農地面積 0.5ha 未満の農家が5割を占める地域等であること。 ・個々の施設等の受益農家が3戸以上であること。			
	補 助 主 体	(○)国 ()県単独 ()その他【 】			
	財 政 支 援 措 置	補助率 (1) 融資主体支援タイプ ・融資主体型補助事業:3/10 以内 ※追加的信用供与補助事業:定額 (2) 地域農業構造転換支援タイプ ・地域農業構造転換型補助事業:3/10 以内、定額 (3) 被災農業者事業支援タイプ ・融資等活用型補助事業:3/10 以内 ※追加的信用供与補助事業:定額 (4) 条件不利地域支援タイプ ・条件不利地域型補助事業:1/2 以内 ※農業用機械の導入は1/3 以内			
	ヒア・申請の時期等	要望調査 前年度は2月			
根 拠 法 令・要 綱 等		実施要綱 農地利用効率化等支援交付金			
制 度 創 設 年 度		平成 25 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関 係 省 庁 等		農林水産省			
最 近 の 実 績		令和4年度 遠賀町および嘉麻市	11,639 千円 (被災農業者支援型を除く)		
		令和5年度 上毛町および遠賀町	11,673 千円 (被災農業者支援型を除く)		
		令和6年度 築上町	3,162 千円 (被災農業者支援型を除く)		
担当からのコメント		・実施年度から目標年度まで、毎年、成果目標の達成状況及び点検結果を報告			

143	強い農業づくり交付金（産地基幹施設等支援タイプ・卸売市場等支援タイプ）																				
担当部局名	農林水産部	担当課室名	水田農業振興課 園芸振興課	Tel	092-643-3473 092-643-3488																
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方																			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	県内の水田農業及び園芸農業の維持・発展のためには、先進技術の導入などにより、生産出荷の拡大や安定を図る必要がある。 このため、共同利用施設の条件整備を行う。																			
	対象団体 (事業主体)	県、農業協同組合、営農集団、農地所有適格法人等																			
	採択要件	【主なもの】 (1) 要綱で定める成果目標の基準を満たしていること。 (2) 品目毎の地域の栽培面積が一定以上であること。(産地基幹施設等支援タイプのみ) ()は中山間地域等の場合 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>水稻</td> <td>50(10)ヘクタール、</td> <td>麦</td> <td>30(10)ヘクタール</td> </tr> <tr> <td>大豆</td> <td>20(10)ヘクタール、</td> <td>露地果樹</td> <td>10(10)ヘクタール</td> </tr> <tr> <td>露地野菜</td> <td>10(5)ヘクタール、</td> <td>施設野菜</td> <td>5(3)ヘクタール</td> </tr> <tr> <td>露地花き</td> <td>5(3)ヘクタール、</td> <td>施設花き</td> <td>3(2)ヘクタール</td> </tr> </table> 等				水稻	50(10)ヘクタール、	麦	30(10)ヘクタール	大豆	20(10)ヘクタール、	露地果樹	10(10)ヘクタール	露地野菜	10(5)ヘクタール、	施設野菜	5(3)ヘクタール	露地花き	5(3)ヘクタール、	施設花き	3(2)ヘクタール
	水稻	50(10)ヘクタール、	麦	30(10)ヘクタール																	
	大豆	20(10)ヘクタール、	露地果樹	10(10)ヘクタール																	
	露地野菜	10(5)ヘクタール、	施設野菜	5(3)ヘクタール																	
露地花き	5(3)ヘクタール、	施設花き	3(2)ヘクタール																		
補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】																				
財政支援措置	【食料システム構築支援タイプ】 補助率：1/2 以内 補助対象：整備事業（ハード）、栽培新技術、出荷規格等の実証（ソフト） 【産地基幹施設等支援タイプ】 補助率：1/2 以内 補助対象：整備事業（乾燥調製施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設等） 【卸売市場等支援タイプ】 補助率：4/10 以内 補助対象：整備事業（売場施設、貯蔵・保管施設、衛生施設等）																				
ヒア・申請の時期等	要望調査：前年度 8 月 ヒアリング：前年度 1 月 採択申請：前年度 2 月																				
根拠法令・要綱等	強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱																				
制度創設年度	平成 17 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無																		
関係省庁等	農林水産省																				
最近の実績	令和 4 年度（令和 3 年度繰越分含む）JA みなみ筑後他 2 件 386,574 千円 令和 5 年度（令和 4 年度繰越分含む）北九州青果株式会社 他 1 件 744,427 千円 令和 6 年度（令和 5 年度繰越分含む）JA 福岡八女 202,319 千円																				
担当からのコメント	・実施年度から目標年度まで、毎年成果目標等の達成状況を報告。 ・目標年度の翌年度に点検評価。																				

144		農地の大区画化・集約化推進事業			
担当部局名		農林水産部	担当課室名	水田農業振興課	Tel 092-643-3474
ハード・ソフトの別		() ハード (○) ソフト () 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	地域計画の達成・実現に向けて、農地の大区画化の取組を推進し、機械の大型化・スマート農業機械の導入等による生産の効率化につなげることにより、農業の生産性向上を推進する。			
	対象団体 (事業主体)	地域計画の目標地図に位置付けられた経営体			
	採択要件	地域の将来の農業の在り方や将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標、方針を定めた地域計画に基づき、畦畔除去などにより農地の大区画化に取り組むものとする。			
	補助主体	() 国庫 (○) 県単独 () その他【 】			
	財政支援措置	畦畔除去、給排水施設修繕、進入路拡大など大区画化に必要な簡易な整備に対し、10a 当たり 50 千円以内			
	ヒア・申請の時期等	要望調査：7 月、交付申請：8 月～9 月			
根拠法令・要綱等		福岡県農業振興対策事業費補助金交付要綱			
制度創設年度		令和3年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無	
関係省庁等					
最近の実績		【令和4年度実績】(簡易整備事業) 筑紫野市ほか6市町 計14地区 (対象農地面積) 2,542a (補助金額) 13,419 千円 【令和5年度実績】(簡易整備事業) 筑紫野市ほか3市町 計10地区 (対象農地面積) 1,561a (補助金額) 7,685 千円 【令和6年度実績】(簡易整備事業) 筑紫野市ほか6市町 計21地区 (対象農地面積) 4,240a (補助金額) 18,639 千円			
担当からのコメント		畦畔除去に加えて、給排水設備の修繕や進入路拡大の工事費も助成対象。			

145	新基本計画実装・農業構造転換支援事業				
担当部局名	農林水産部	担当課室名	水田農業振興課 園芸振興課	TEL	092-643-3473 092-643-3488
ハード・ソフトの別		(○) ハード () ソフト () 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	県内の水田農業及び園芸農業の維持・発展のためには、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化が必要である。 このため、老朽化した共同利用施設の整備を行う。			
	対象団体 (事業主体)	県、市、農業協同組合、営農集団、農地所有の各法人等			
	採択要件	【主なもの】 (1) 要綱で定める成果目標の基準を満たしていること (2) 品目毎の地域の栽培面積が一定以上であること。 () は中山間地域等の場合 水稻 50(10)ヘクタール、 大豆 20(10)ヘクタール、 露地野菜 10(5)ヘクタール、 露地花き 5(3)ヘクタール、 麦 30(10)ヘクタール 露地果樹 10(10)ヘクタール 施設野菜 5(3)ヘクタール 施設花き 3(2)ヘクタール			
	補助主体	(○) 国庫 () 県単独 () その他【 】			
	財政支援措置	【共同利用施設の再編集約・合理化】 補助率：1/2 以内 補助対象：整備事業（乾燥調製施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設等） 【再編集約・合理化のさらなる加速化】 補助率：1/2 以内（ただし、国庫補助額の 1/10 以内） 補助対象：整備事業（乾燥調製施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設等） ※県が継足補助する場合に限り、県の継足の 1/2 以内を補助。			
	ヒア・申請の時期等	要望調査：前年度 8 月 ヒアリング：前年度 12 月 採択申請：前年度 2 月			
根拠法令・要綱等	新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱				
制度創設年度	令和 6 年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無		
関係省庁等	農林水産省				
最近の実績	なし				
担当からのコメント	・実施年度から目標年度まで、毎年成果目標等の達成状況を報告。 ・目標年度の翌年度に点検評価。				

146		福岡県畜産振興総合対策事業									
担 当 部 局 名		農林水産部		担 当 課 室 名		畜産課		Tel		092-643-3496	
ハ ー ド ・ ソ フ ト の 別				()ハード		()ソフト		(○)両 方			
事業の概要	制 度 内 容 (目的・事業概要)		収益性の高い、ゆとりある畜産経営体の確立とともに、安全で安心できる畜産物の生産及び地域資源の循環利用体制の構築を促進するため、新技術の導入や生産拡大に必要な施設機械等の整備を進め、畜産の振興を総合的に推進する。 1 生産振興対策 飼養規模拡大及びスマート農業の導入に必要な施設機械等の整備、酪農関係施設の長寿命化、自給飼料生産拡大、優良家畜及び和牛子牛の導入等 2 環境保全対策 地域資源の循環利用の促進に必要な堆肥化施設等の整備 3 畜産物流通対策 安全で安心な畜産物の消費拡大 4 家畜衛生対策 海外悪性伝染病の発生に備えた対策								
	対 象 団 体 (事 業 主 体)		市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、営農集団等								
	採 択 要 件		事業種類ごとに個別要件を設定 例) (事業種類により異なるので、詳細は別途確認が必要) 1 受益 認定農業者等 2 その他 飼養規模の拡大又は畜産物の生産量の増加等を要件とする事業あり								
	補 助 主 体		()国庫 (○)県単独 ()その他【 】								
	財 政 支 援 措 置		補助率 1/3～1/2 以内、定額 実施期間 事業種類毎に異なる								
	ヒア・申請の時期等		要望調査前年8月、計画協議4月～、交付決定6月～								
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等			福岡県畜産振興総合対策事業費補助金交付要綱								
制 度 創 設 年 度			平成 18 年度		改正・見直し等の予定の有無		()有 (○)無				
関 係 省 庁 等			なし								
最近の実績	事 業 内 容	令和 6 年度		令和 5 年度		令和 4 年度					
		実施箇所	補助金	実施箇所	補助金	実施箇所	補助金				
		畜舎等整備による環境改善	21 カ所	38,108 千円	113 カ所	201,730 千円	166 カ所	361,026 千円			
最近の実績	ブランド畜産物の消費拡大対策	2 ブランド	6,168 千円	2 ブランド	6,652 千円	2 ブランド	9,072 千円				
担 当 か ら の コ メ ン ト		畜産関係の県単独事業を一本化し、各種事業をメニューにしました。 事業ごとに採択要件や補助対象等が異なるので、事業内容については、各農林事務所畜産担当係へ問い合わせてください。									

147	地方創生道整備推進交付金・農山漁村地域整備交付金 ・森林環境保全整備事業				
担当部局名	農林水産部	担当課室名	農村森林整備課	Tel	092-643-3568
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	森林整備の基盤となる林道の整備。			
	対象団体 (事業主体)	市町村、森林組合			
	採択要件	※地方創生道整備推進交付金→地域再生計画に登載されていること ※農山漁村地域整備交付金→福岡県農山漁村地域整備計画に登載されていること ※森林環境保全整備事業→森林環境保全整備事業計画に登載されていること ・林道開設 ①地域森林計画に記載された林道 ②林道規程に規定する自動車道 ③利用区域内森林面積が森林管理道 50ha 以上、林業専用道 10ha 以上 ・舗装 ①地域森林計画に記載された林道 ②林道規程に規定する自動車道の 舗装 ③1 箇所の事業費が 2,400 万円以上 ④利用区域が、幹線:500ha 以上(過疎地域又は振興山村地域は 200ha 以上)、その他 50ha 以上(過 疎地域 30ha 以上) ・改良 ①地域森林計画に記載された林道 ②林道規程に規定する自動車道の 改良 ③1 箇所の事業費が 900 万円以上 ④改良効果指数が、幹線 1.2 以上、その他 0.9 以上 ⑤利用区域内森林面積が、幹線 500ha 以上(振 興過疎地域又は振興山村地域は 200ha 以上)、その他 50ha 以上(過疎 地域 30ha 以上) ・点検診断、保全整備 林道台帳に登載された、既設林道の橋梁、トンネル及びその他重要な 施設を対象に健全性や耐震性に係る点検診断、保全整備を実施。			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	・林道開設 国:45%、50% 県:5%以内 ・舗装 国:1 / 3 50% 県:10%以内、5%以内 ・改良 国:30%、50% 県: 10%以内、5%以内 ・点検診断・保全整備 国:50% 県:5%以内			
	ヒア・申請の時期等	事業計画提出 8 月末、林野庁ヒア 2 月、交付申請 4 月、交付決定 5 月			
	根拠法令・要綱等	福岡県林道事業補助金等交付要綱			
制度創設年度	平成 29 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	内閣府、農林水産省				
最近の実績	令和 4 年度 開設・改良・舗装・点検診断等 28 路線 43,237 千円 令和 5 年度 開設・改良・舗装・点検診断等 45 路線 41,864 千円 令和 6 年度 開設・改良・舗装・点検診断等 65 路線 67,683 千円				
担当からのコメント	林道の整備により森林整備のコスト低減が図られ、山村の生活環境の改善、地域産業の振興も図られる。				

148	農村環境整備事業																																			
担当部局名	農林水産部	担当課室名	農村森林整備課	TEL	092-643-3511																															
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方																																		
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	国庫補助の対象とならない小規模なかんがい排水施設やほ場整備、農道、集落道路、集落排水、ため池等の整備と一体的に安全施設、親水施設、植栽、修景施設等を実施して、農業集落周辺的生活環境を整備する。																																		
	対象団体 (事業主体)	市町村、土地改良区、土地改良区連合、土地改良事業団体連合会、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第1項の認可を受けた者及びその他知事が適当と認めるもの																																		
	採択要件	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>受益面積</th> <th>規模</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①かんがい排水</td> <td>1ha以上5ha未満</td> <td>—</td> <td rowspan="3">—</td> </tr> <tr> <td>②ほ場整備</td> <td>満(中山間地域等:0.5ha以上)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>③農道</td> <td>—</td> <td>施工延長=200m以上1,000m未満 全幅員=3.0m以上</td> </tr> <tr> <td>④ため池</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>50万円以上 3,000万円以下</td> </tr> <tr> <td>⑤農業集落道整備</td> <td>—</td> <td>施工延長=50m以上 全幅員=2.5m以上</td> <td rowspan="2">150万円以上 3,000万円以下</td> </tr> <tr> <td>⑥農業集落排水施設整備</td> <td>—</td> <td>施工延長=50m以上</td> </tr> </tbody> </table>				工 種	受益面積	規模	事業費	①かんがい排水	1ha以上5ha未満	—	—	②ほ場整備	満(中山間地域等:0.5ha以上)	—	③農道	—	施工延長=200m以上1,000m未満 全幅員=3.0m以上	④ため池	—	—	50万円以上 3,000万円以下	⑤農業集落道整備	—	施工延長=50m以上 全幅員=2.5m以上	150万円以上 3,000万円以下	⑥農業集落排水施設整備	—	施工延長=50m以上						
		工 種	受益面積	規模	事業費																															
		①かんがい排水	1ha以上5ha未満	—	—																															
		②ほ場整備	満(中山間地域等:0.5ha以上)	—																																
		③農道	—	施工延長=200m以上1,000m未満 全幅員=3.0m以上																																
		④ため池	—	—	50万円以上 3,000万円以下																															
		⑤農業集落道整備	—	施工延長=50m以上 全幅員=2.5m以上	150万円以上 3,000万円以下																															
⑥農業集落排水施設整備	—	施工延長=50m以上																																		
※ため池以外は農業振興地域内であること。																																				
補助主体	()国庫 (○)県単独 ()その他【 】																																			
財政支援措置	補助率 県:40%以内(但し、ため池及びかんがい排水、ほ場整備、農道の工種の中山間地域等直接支払交付金の交付対象地域にあっては50%以内)																																			
ヒア・申請の時期等	採択申請時期:当該事業の実施を希望する年度の4月末日ごろ。																																			
根拠法令・要綱等	福岡県農村整備総合事業補助金交付要綱																																			
制度創設年度	平成5年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無																																	
関係省庁等	なし																																			
最近の実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度実績</th> <th>令和5年度実績</th> <th>令和6年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かんがい排水</td> <td>: 103 地区</td> <td>102 地区</td> <td>90 地区</td> </tr> <tr> <td>ほ場整備</td> <td>: 3 地区</td> <td>2 地区</td> <td>0 地区</td> </tr> <tr> <td>農道</td> <td>: 15 地区</td> <td>15 地区</td> <td>12 地区</td> </tr> <tr> <td>農業集落道整備</td> <td>: 0 地区</td> <td>2 地区</td> <td>1 地区</td> </tr> <tr> <td>農業集落排水施設整備</td> <td>: 6 地区</td> <td>4 地区</td> <td>6 地区</td> </tr> <tr> <td>ため池</td> <td>: 14 地区</td> <td>19 地区</td> <td>19 地区</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>141 地区</td> <td>計 144 地区</td> <td>計 128 地区</td> </tr> </tbody> </table>					令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	かんがい排水	: 103 地区	102 地区	90 地区	ほ場整備	: 3 地区	2 地区	0 地区	農道	: 15 地区	15 地区	12 地区	農業集落道整備	: 0 地区	2 地区	1 地区	農業集落排水施設整備	: 6 地区	4 地区	6 地区	ため池	: 14 地区	19 地区	19 地区	計	141 地区	計 144 地区	計 128 地区
	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績																																	
かんがい排水	: 103 地区	102 地区	90 地区																																	
ほ場整備	: 3 地区	2 地区	0 地区																																	
農道	: 15 地区	15 地区	12 地区																																	
農業集落道整備	: 0 地区	2 地区	1 地区																																	
農業集落排水施設整備	: 6 地区	4 地区	6 地区																																	
ため池	: 14 地区	19 地区	19 地区																																	
計	141 地区	計 144 地区	計 128 地区																																	
担当からのコメント	国庫補助事業を補完する本事業の実施により、農業生産性の向上、農地の荒廃防止、災害の防止及び農村環境の保全が図られ、農村地域の発展に結び付く効果があり、本事業への要望は毎年多い状況である。																																			

149		農地耕作条件改善事業・流域湛水減災対策事業（流域治水対策事業）			
担当部局名		農林水産部	担当課室名	農村森林整備課	Tel 092-643-3510
ハード・ソフトの別			(○)ハード ()ソフト ()両方		
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	水田の貯留機能を活用した田んぼダム導入のための農業用施設整備（排水柵、水門、水路など）に対して支援する事業			
	対象団体 (事業主体)	農地中間管理機構、市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者等の組織する団体			
	採択要件	【農地耕作条件改善事業】 （国庫） ・水田貯留機能向上計画を作成 ・農地耕作条件改善計画を作成 ・1地区当たりの事業費（ハード事業）200万以上 ・1地区当たりの受益者数、農業者2人以上 ・すでに基盤整備された農地の50%以上、田んぼダムを実施 【流域湛水減災対策事業（流域治水対策事業）】 （県単独） ・受益面積が一団地1ha以上（中山間地域等は、0.5ha以上） ・受益戸数2戸以上 ・現況が水田利用可能農地（地目：田）の25%以上、田んぼダムを実施 ・総事業費10万円以上			
	補助主体	(○)国庫 (○)県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	【農地耕作条件】 国：50%(55%)、県：25%(20%) ※()は中山間地域等 【流域湛水減災】 県：1/3以内			
	ヒア・申請の時期等	採択申請時期：当該事業の実施を希望する前年度の1月ごろ。 【農地耕作条件】 当該事業の実施を希望する年度の5月ごろ。 【流域湛水減災】			
	根拠法令・要綱等	福岡県農業農村整備事業補助金交付要綱、福岡県農村整備総合事業補助金交付要綱			
制度創設年度	令和5年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等		農林水産省			
最近の実績		【流域湛水減災】 令和6年度実績：3法人			
担当からのコメント		流域治水の一端を担う「田んぼダム」の導入を支援するため、令和5年度に創設された事業であり、本事業の活用により地域の浸水被害リスクの軽減を図る。			

150	林業・木材産業循環成長対策交付金				
担当部局名	農林水産部	担当課室名	林業振興課	Tel	092-643-3537
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	森林資源の循環利用を推進するとともに、森林の適正な管理と、森林資源の持続的な利用を一層推進するため、以下の対策を一体的に実施する。 【事業内容】 ①森林整備・林業等振興整備交付金： 間伐材生産、路網整備・機能強化、低コスト再造林、高性能林業機械、木材加工流通施設、木質バイオマス利用促進施設、特用林産振興施設、木造公共建築物への支援等 ②森林整備・林業等振興推進交付金：森林資源保全対策（林野火災予防策）、林業経営体育成対策（林業機械リース）への支援 ③森林の集約化モデル地域実証事業：集約化モデルの実証に向けた取組に要する経費への支援			
	対象団体 (事業主体)	市町村、森林組合、農業協同組合、育成経営体、森林所有者の協業体等(事業種目により異なる)			
	採択要件	事業計画内容が、県が定める林業・木材産業構造改革プログラムに記載された目標と整合すること。 事業計画で定める定量的目標が、林業・木材産業構造改革プログラムに示された目標値を上回っていること等。 ※その他、施設ごとに上限建設費などを定める。			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	・交付率 3.75%～2/3 以内、定額 ・交付対象 高性能林業機械導入、特用林産物活用施設整備、木材処理加工流通施設整備、木造公共施設整備、森林の集約化モデル地域実証事業等			
	ヒア・申請の時期等	要望調査 7～9 月頃			
根拠法令・要綱等		福岡県林業・木材産業循環成長対策交付金交付要綱等			
制度創設年度		平成 25 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		林野庁			
最近の実績		R6 実績 ・林業・木材産業生産基盤強化対策（現：森林整備・林業等振興整備交付金） 1 地域 など			
担当からのコメント		本事業では、高性能林業機械の導入・特用林産物活用施設の整備・木材加工流通施設の整備・木造公共施設等の整備など、川上から川下までの一体的な整備が図れます。			

151	農山漁村地域整備交付金事業(漁業集落環境整備事業)				
担当部局名	農林水産部 水産局	担当課室名	水産振興課	TEL	092-643-3566
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	【目的】 水産業の振興と水産物の安定的供給の確保を図る上で、水産業の持続的発展の基礎たる役割を果たしている漁村の生活環境の改善や漁村の活性化等を推進していくことを目的とする。 【事業内容】 ① 衛生関連施設 漁業集落排水施設整備、水産飲雑用水施設整備、地域資源利活用基盤整備 等 ② 防災関連施設 漁業集落道整備、防災安全施設整備、緑地・広場施設整備 等			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	① 対象集落要件:漁港背後の漁業依存度又は漁家比率が一位の漁業集落 ② 人口要件:人口 300 人以上、5,000 人以下(離島は 50 人以上、5,000 人以下) 但し、漁業集落排水施設整備については、人口 100 人以上 5,000 人以下 ③ 事業費要件:総事業費が 3 千万円以上			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	補助率 国:50%、県:0% 補助対象 下水道(漁業集落排水施設)・道路(漁業集落道路) 上水道(水産飲雑用水施設)			
	ヒア・申請の時期等	概算要望:6 月、実施要望:翌年 2 月、内示:4 月、交付決定:6 月			
根拠法令・要綱等		農山漁村地域整備交付金実施要綱、実施要領			
制度創設年度	昭和 53 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等		農林水産省			
最近の実績		令和 4 年度 実績なし 令和 5 年度 実績なし 令和 6 年度 実績なし			
担当からのコメント		本事業は、道路、下水道整備といった漁村の骨格を形成する事業から、災害時において避難所となる緑地、広場施設の整備事業、また、集排水施設の老朽化等の改築事業まで、幅広く漁村の集落環境を整備することができます。			

152		地方創生道整備推進交付金事業			
担当部局名		県土整備部	担当課室名	道路維持課	Tel 092-643-3657
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	地域の重要なインフラである道路(市町村道)、農道(広域農道)、林道の一体的整備により地域の再生を図ることを目的とする。			
	対象団体 (事業主体)	全市町村			
	採択要件	対象事業(道路、農道、林道)のうち、種類の異なる2以上の事業計画を記載した「地域再生計画」が内閣府から認定されたもの			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【国による交付金の交付】			
	財政支援措置	補助率 1/2(市町村道) * 地方債の適用については、公共事業等債の充当が可能。要件に適合すれば、過疎債、辺地債、合併特例債も対象			
	ヒア・申請の時期等	要望調査 前年6月頃、地域再生計画申請 1月、交付申請 4月			
根拠法令・要綱等		地域再生法、地方創生道整備推進交付金交付要綱、地方創生道整備推進交付金交付要領			
制度創設年度		平成17年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		内閣府(国土交通省)			
最近の実績		事業実施市町村 令和4年度 嘉麻市 令和5年度 嘉麻市 令和6年度 なし			
担当からのコメント		詳細については、道路維持課市町村道係へお問い合わせ下さい。			

153		社会資本整備総合交付金事業			
担当部局名	県土整備部	担当課室名	道路維持課	Tel	092-643-3657
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	地方公共団体が行う道路を中心とした社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全等を図ることを目的とする。			
	対象団体 (事業主体)	全市町村			
	採択要件	交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全等を図るため地方公共団体が作成した道路を中心とした社会資本の整備その他の取組に関する計画に基づく事業 ・基幹事業(計画の目標を実現するために実施する道路の改築等の事業) ・関連社会資本整備事業(計画の目標を実現するために、基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備事業) ・効果促進事業(計画の目標を実現するために、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等)			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【国による交付金の交付】			
	財政支援措置	基幹事業、関連社会資本整備事業、効果促進事業 交付金(国費率) 5(※5.5)/10(財政力に応じた引き上げ率を適用) ※重点配分対象事業の場合			
	ヒア・申請の時期等	概算要望 前年6月頃、本要望 前年9月頃、改要望 1月頃、交付申請 4月			
根拠法令・要綱等		社会資本整備総合交付金交付要綱			
制度創設年度		平成22年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		国土交通省			
最近の実績		事業実施市町村数 令和4年度 19市町村 令和5年度 19市町村 令和6年度 14市町村			
担当からのコメント		詳細については、道路維持課市町村道係へお問い合わせ下さい。			

154		防災・安全交付金事業			
担当部局名	県土整備部	担当課室名	道路維持課	Tel	092-643-3657
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	地方公共団体が行う道路を中心とした社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全等を図ることを目的とする。			
	対象団体 (事業主体)	全市町村			
	採択要件	交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全等を図るため 地方公共団体が作成した道路を中心とした社会資本の整備その他の取組に関する 計画に基づく事業のうち、命と暮らしを守るインフラの再構築と生活空間の安全確保等に資する事業 ・基幹事業(計画の目標を実現するために実施する道路の改築等の事業) ・関連社会資本整備事業(計画の目標を実現するために、基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備事業) ・効果促進事業(計画の目標を実現するために、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等)			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【国による交付金の交付】			
	財政支援措置	基幹事業、関連社会資本整備事業、効果促進事業 交付金(国費率) 5(※5.5)/10(財政力に応じた引き上げ率を適用) ※重点配分対象事業の場合			
	ヒア・申請の時期等	概算要望 前年6月頃、本要望 前年9月頃、改要望 1月頃、交付申請 4月			
根拠法令・要綱等		社会資本整備総合交付金交付要綱			
制度創設年度		平成24年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		国土交通省			
最近の実績		事業実施市町村数 令和4年度 28市町村 令和5年度 34市町村 令和6年度 38市町村			
担当からのコメント		詳細については、道路維持課市町村道係へお問い合わせ下さい。			

155		防災・安全交付金事業(都市基盤河川改修事業)			
担当部局名		県土整備部	担当課室名	河川整備課	Tel 092-643-3671
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	近年の都市化の進展に伴う都市水害の増大に対処し、地域行政との関連を踏まえたきめ細かい治水対策を進めるため、地域に密着した行政主体である市が施工主体となって河川改修を実施する事業に対して補助を行う。			
	対象団体 (事業主体)	福岡市、北九州市			
	採択要件	指定区間内の一級河川又は二級河川においては、その施行の場所より上流の流域面積が概ね30km ² を越えない改良工事又は周辺の地域における市街地の整備と関連して施行する必要がある改良工事とし、指定区間外の一級河川においては、周辺の地域における市街地の整備と関連して施行する必要がある堤防の側帯の整備及び樹林帯の設置を行う改良工事。			
	補助主体	(○)国庫 (○)県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	国は、県が市に対し事業費の1/3を補助する場合に、当該市に対し1/3を補助する。			
	ヒア・申請の時期等	予算要望:事業実施前年度の5月頃、 実施認可:事業実施年度の4月頃			
根拠法令・要綱等		社会資本整備総合交付金交付要綱、地方財政法第16条			
制度創設年度		平成22年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		国土交通省			
最近の実績		令和4年度:(北九州市)笹尾川、江川、割子川、板櫃川、金山川、紫川、相割川、神嶽川 (福岡市)周船寺川、水崎川、金屑川 令和5年度:(北九州市)笹尾川、金剛川、江川、割子川、板櫃川、金山川、紫川、相割川、神嶽川 (福岡市)周船寺川、水崎川、金屑川 令和6年度:(北九州市)笹尾川、金剛川、江川、割子川、板櫃川、金山川、紫川、相割川、神嶽川 (福岡市)周船寺川、金屑川			
担当からのコメント		実施にあたっては社会資本総合整備計画を策定する必要があるため、新規事業実施を希望される市は、可能な限り早い段階で県土整備部河川整備課と協議を行ってください。都市基盤河川改修事業の他、指定区間内の一級河川又は二級河川において、市が実施できる河川事業として統合河川環境整備事業、床上浸水対策特別緊急事業があります。詳細については県土整備部河川整備課にお尋ね下さい。			

156		防災・安全交付金事業(総合流域防災事業(準用河川))			
担当部局名		県土整備部	担当課室名	河川整備課	Tel 092-643-3671
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	(総合流域防災事業) 個々の事業規模が小さいこと等から個別箇所ごとの予算管理を行う必要性が低い事業について、流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等に対し国が交付を行う制度を定めることにより、豪雨災害等に対し流域一体となった総合的な防災対策を推進する。			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	総事業費が概ね4億円以上24億円以内の準用河川に係る河川改修等であって、次のいずれかに要件に該当するもの。 1 当該河川工事によって氾濫被害が防止されることとなる区域内に60ha以上の農地、50戸以上の家屋又は5ha以上の宅地が存するもの。 2 過去3ヶ年に氾濫被害が3回以上発生した区域に関するもの。 3 宅地開発、区画整理、土地改良等の事業に関連して、当該河川改修が必要となるもの。 4 下水道又は農業用の水路からの排水を処理するため必要となるもの。 また、事業計画に準用河川改修事業計画を記載するものとする。			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	国は、市町村に対し、改修事業に要する費用の1/3を補助する。			
	ヒア・申請の時期等	予算要望:事業実施前年度の5月頃、 実施認可:事業実施年度の4月頃			
根拠法令・要綱等		社会資本整備総合交付金交付要綱、地方財政法第16条			
制度創設年度		平成17年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		国土交通省			
最近の実績		令和4年度:(久留米市)安武川 令和5年度:(久留米市)安武川 令和6年度:(久留米市)安武川			
担当からのコメント		実施にあたっては社会資本総合整備計画を策定する必要があるため、新規事業実施を希望される市町村は、可能な限り早い段階で県土整備部河川整備課と協議を行ってください。(尚、政令市事業にあつては制度上、県との協議を要しますが、運用として県土整備部河川整備課と協議を行うようお願いいたします。) 総合流域防災事業の他、準用河川において、市町村が実施できる河川事業として統合河川環境整備事業があります。詳細については県土整備部河川整備課にお尋ね下さい。			

157		流域治水協働推進事業			
担当部局名		県土整備部	担当課室名	河川整備課	Tel 092-643-3691
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制 度 内 容 (目的・事業概要)	流域治水の取組を促進するため、市町村や民間事業者が実施する雨水貯留浸透施設（公園、ため池、グラウンド等）の整備に対して財政支援を行う。			
	対 象 団 体 (事業主体)	市町村			
	採 択 要 件	(調査への支援) 雨水貯留浸透施設の整備に係る調査等で、整備の事業計画を流域治水プロジェクトに記載、又は記載の予定であること等。 (整備への支援) 雨水貯留浸透施設の整備が、国の流域貯留浸透事業の採択を受けた事業であること等。			
	補 助 主 体	(○)国庫【整備への支援のみ】 (○)県単独 ()その他【 】			
	財 政 支 援 措 置	(調査への支援) 補助対象：市町村 補助率：1/2 を上限 (整備への支援) 補助対象：市町村※ 補助率：1/3 を上限 ※市町村の助成を受けて民間事業者が行う事業を含む			
	ヒア・申請の時期等	事業の着手前			
根 拠 法 令・要 綱 等		福岡県流域治水協働推進事業（調査費）補助金交付要綱 福岡県流域治水協働推進事業（整備費）補助金交付要綱			
制 度 創 設 年 度		令和5年度	改正・見直し等の予定の有無		()有 (○)無
関 係 省 庁 等		国土交通省			
最 近 の 実 績		令和5年度 調査費：朝倉市 整備費：福岡市 令和6年度 調査費：無し 整備費：福岡市、大牟田市			
担 当 か ら の コ メ ン ト		整備への支援にあたっては、国の「流域貯留浸透事業」の採択を受ける必要があるため、新規事業実施を検討される市町村は、可能な限り早い段階で県土整備部河川整備課流域治水担当と協議を行ってください。 詳細については県土整備部河川整備課流域治水担当にお尋ね下さい。			

158		防災・安全交付金事業(流域貯留浸透事業)			
担当部局名		県土整備部	担当課室名	河川整備課	Tel 092-643-3671
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	近年、局地的豪雨の頻発により浸水被害が多発していることを踏まえ、地方公共団体が主体となり流域対策を実施し総合的な治水対策を推進する。			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	一級河川又は二級河川の流域内において、貯留機能若しくは浸透又はその両方の機能をもつ施設の整備等を行う事業で、通常の河道改修方式と比較して経済的であるもので次のいずれかの要件に該当するもの。ただし、施工を行う同一都道府県内における全ての河川において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表されていること。 1 公共施設等若しくは民間の施設又はその敷地を 500 m²以上の貯留機能若しくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ構造とする事業。 2 都道府県又は市区町村が既成市街地内の個人の住宅の敷地内等に、貯留・浸透機能を持つ簡易な施設を設置する事業。 3 新規の住宅開発において対象施設を、一団地内における対象施設を合わせた規模及び能力が「要件1」と同等の貯留・浸透機能を持つ構造とする事業。 4 既設の暫定調整池、池沼又は溜め池で、河川管理者若しくは地方公共団体が公共施設として管理する施設又は民間の施設を改良する事業。			
	補助主体	(○)国庫 (○)県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	県は、国が市に対し事業費の3分の1を補助する場合に、当該市に対し1/3を上限に補助する。			
	ヒア・申請の時期等	予算要望:事業実施前年度の5月頃、 実施認可:事業実施年度の4月頃			
	根拠法令・要綱等	社会資本整備総合交付金交付要綱、地方財政法第16条			
制度創設年度	昭和58年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	国土交通省				
最近の実績	令和4年度:(福岡市)樋井川 令和5年度:(福岡市)樋井川 令和6年度:(福岡市)樋井川、(大牟田市)大牟田川				
担当からのコメント	実施にあたっては社会資本総合整備計画を策定する必要があるため、新規事業実施を希望される市は、可能な限り早い段階で県土整備部河川整備課と協議を行ってください。 流域貯留浸透事業の他、市町村が実施できる雨水貯留・浸透に関する事業として総合流域防災事業があります。詳細については県土整備部河川整備課にお尋ね下さい。				

159	防災・安全交付金事業(通常砂防事業(ふるさと砂防事業))				
担当部局名	県土整備部	担当課室名	砂防課	Tel	092-643-3679
ハード・ソフトの別		(○) ハード () ソフト () 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	地域社会の安全で快適な生活基盤づくりを推進するとともに、市町村の砂防事業に対する理解を深めるため、個々の自然・社会特性を考慮しつつ、地域に密着した砂防事業を展開し、地域の発展に資することを目的とする。			
	対象団体 (事業主体)	施工主体は県知事であるが、協議のうえ市町村長に委ねる。			
	採択要件	多岐にわたるため割愛			
	補助主体	(○) 国庫 () 県単独 () その他【 】			
	財政支援措置	事業費配分 国 1/2 県 1/2 事業実施は市町村で、県との委託協定に基づき実施			
	ヒア・申請の時期等	ヒア:随時(事業実施は次年度)、 申請:事業実施前年度 5 月くらい			
根拠法令・要綱等		砂防法			
制度創設年度		平成6年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無	
関係省庁等		国土交通省			
最近の実績		北九州市 清滝川 ふるさと砂防事業(通常砂防事業) 事業費 (内国費 内県費) H10 年度 30,000 千円(15,000 千円 15,000 千円) H11 年度 100,000 千円(50,000 千円 50,000 千円) H12 年度 135,000 千円(67,500 千円 67,500 千円) ※H13～R6 は実績なし			
担当からのコメント		詳細については、砂防課砂防係までお願いします。			

160	都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金)				
担当部局名	建築都市部	担当課室名	都市計画課	TEL	092-643-3714
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制 度 内 容 (目的・事業概要)	市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を生かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業。			
	対 象 団 体 (事業主体)	市町村、市町村都市再生協議会			
	採 択 要 件	【区域要件】 ① 立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、かつ、都市再生整備計画の区域が以下のいずれかの区域に定められているもの。 ・市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場から半径500mの範囲内の区域。(いずれもピーク時運行本数(片道)が3本以上を満たすもの。)など。 ② 観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市再生整備計画において記載されている当該市町村における都市のコンパクト化の方針と齟齬がない区域(市街化区域等を除く)。 ③ 地域生活拠点：都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、以下の要件のいずれかの区域(基幹市町村の都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分) ・基幹市町村と連携市町村が共同して作成した広域的な立地適正化の方針において連携市町村の拠点として位置付けられた区域など ④ 産業促進区域(市町村が都市再生整備計画に位置付ける区域(市街化区域等外を含む))であり、以下のいずれかの区域 ・半導体等の戦略分野に関する国策的プロジェクトに関連する区域など			
	補 助 主 体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財 政 支 援 措 置	補助率 国 おおむね40% 市町村 おおむね60%			
	ヒア・申請の時期等	概算要望6月頃、本要望1月頃、交付申請4月又は進捗状況に応じて			
	根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	都市再生特別措置法、社会資本整備総合交付金交付要綱			
制 度 創 設 年 度	平成16年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関 係 省 庁 等	国土交通省				
最 近 の 実 績	令和4年度 柳川市ほか7市町(8地区) 109,202千円(国費) 令和5年度 柳川市ほか5市町(6地区) 177,900千円(国費) 令和6年度 柳川市ほか3市町(4地区) 107,680千円(国費)				
担当からのコメント	平成22年度から社会資本整備総合交付金の一部に移行しています。				

161		市街地再開発事業			
担当部局名		建築都市部	担当課室名	都市計画課	TEL 092-643-3714
ハード・ソフトの別			(○)ハード ()ソフト ()両方		
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	持続可能な都市づくりを推進するため、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るもの。			
	対象団体 (事業主体)	市街地再開発組合等			
	採択要件	・高度利用地区、都市再生特別地区等の区域内であること。 ・区域内の耐火建築物の割合が 1/3 以下であること。 ・土地の利用状況が著しく不健全であること。 ・土地の高度利用を図ることが、都市機能の更新に貢献すること。			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【国庫+県費】			
	財政支援措置	・補助率 国 1/3 県 1/6 市町村 1/6(組合施行の場合) ・補助対象 調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費			
	ヒア・申請の時期等	・概算要望 6 月頃、本要望 1 月頃、交付申請 4 月又は進捗状況に応じて			
根拠法令・要綱等		・都市再開発法 ・社会資本整備総合交付金交付要綱			
制度創設年度		昭和 44 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		国土交通省			
最近の実績		令和 2 年度 JR 久留米駅前第二街区 (久留米市・組合施行) ほか 1 地区 503, 400 千円(国費) 令和 3 年度 JR 久留米駅前第二街区 (久留米市・組合施行) ほか 1 地区 236, 356 千円(国費) 令和 4 年度 JR 久留米駅前第二街区 (久留米市・組合施行) ほか 1 地区 9, 000 千円(国費) 令和 5 年度 JR 久留米駅前第二街区 (久留米市・組合施行) ほか 1 地区 634, 624 千円(国費) 令和 6 年度 JR 久留米駅前第二街区 (久留米市・組合施行) ほか 1 地区 662, 830 千円 (国費)			
担当からのコメント		平成 22 年度から社会資本整備総合交付金の一部に移行しています。			

162		優良建築物等整備事業			
担当部局名		建築都市部	担当課室名	都市計画課	Tel 092-643-3714
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行うもの。			
	対象団体 (事業主体)	民間事業者等			
	採択要件	優良再開発型 : 地方拠点都市地域等で、1000 m ² 以上の地区面積及び3階の上の耐火建築物等であること。 市街地住宅供給型 : 国による認定を受けた中心市街地活性化基本計画の区域内で、500 m ² 以上の地区面積及び3階以上の耐火建築物等であること。 既存ストック再生型 : 300 m ² 以上の地区面積及び3階以上の耐火建築物等であること。 都市再構築型 : 都市機能誘導区域内で、300 m ² 以上の地区面積であること。 その他、各型において規定される敷地、地権者数、住戸数及び施設の用途などの要件を満たすこと。			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	・補助率 国 1/3 市町村 1/3 (民間事業者施行の場合) ・補助対象 調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費			
	ヒア・申請の時期等	・概算要望6月頃、本要望1月頃、交付申請4月又は進捗状況に応じて			
根拠法令・要綱等		・社会資本整備総合交付金交付要綱			
制度創設年度		平成6年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		国土交通省			
最近の実績		平成27年度 新世界地区(久留米市・民間施行)ほか2地区 264,034千円(国費) 平成28年度 新世界地区(久留米市・民間施行)ほか2地区 196,883千円(国費) 平成29年度～令和6年度 実績なし			
担当からのコメント		平成22年度から社会資本整備総合交付金の一部に移行しています。			

163		公共団体等区画整理事業			
担当部局名		建築都市部	担当課室名	都市計画課	TEL 092-643-3714
ハード・ソフトの別			(○)ハード ()ソフト ()両方		
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	土地区画整理事業の手法を用いて、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行い、都市基盤施設と宅地を一体的・総合的に整備することにより、健全な市街地の造成を図るため、公共団体が施行する土地区画整理事業における都市計画道路の整備を対象に補助を行う。			
	対象団体 (事業主体)	地方公共団体			
	採択要件	- 面積5ha以上(ただし、地区条件により2ha以上の場合あり)であること。 - 街路事業の採択基準に適合する都市計画道路の新設又は改築を含む地区であること。 - 補助基本額が3億円以上の地区であること。			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	補助率 国 1/2 市町村 1/2			
	ヒア・申請の時期等	概算要望6月頃、本要望1月頃、交付申請4月又は進捗状況に応じて			
根拠法令・要綱等		土地区画整合法、公共団体等区画整理補助事業実施要領、社会資本整備総合交付金交付要綱			
制度創設年度		昭和50年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		国土交通省			
最近の実績		令和4年度 筑紫野市筑紫駅西口土地区画整理事業ほか2地区 51,046千円(国費) 令和5年度 大野城市下大利駅東地区土地区画整理事業ほか1地区 37,561千円(国費) 令和6年度 大野城市下大利駅東地区土地区画整理事業ほか1地区 46,486千円(国費)			
担当からのコメント		平成22年度から社会資本整備総合交付金の一部に移行しています。			

164	組合等区画整理事業				
担当部局名	建築都市部	担当課室名	都市計画課	TEL	092-643-3714
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	土地区画整理事業の手法を用いて、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行い、都市基盤施設と宅地を一体的・総合的に整備することにより、健全な市街地の造成を図るため、土地区画整理組合等の施行する土地区画整理事業における都市計画道路の整備を対象に補助を行う。			
	対象団体 (事業主体)	土地区画整理組合等			
	採択要件	・都市計画事業として施行されるものであること。 ・面積 10ha 以上(ただし、地区条件により 2ha 以上の場合あり)であること。 ・街路事業の採択基準に適合する都市計画道路の新設又は改築を含む地区であること。 ・補助基本額が 3 億円以上の地区であること。 ・施行後の公共用地率が 25%以上であること。 ・20ha 未満の地区にあつては、用地買収方式事業費が総事業費の 1/3 以上であること。			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	・補助率 国 1/2 県 1/3 市町村 1/6			
	ヒア・申請の時期等	概算要望 6 月頃、本要望 1 月頃、交付申請 4 月又は進捗状況に応じて			
根拠法令・要綱等		土地区画整理法、組合等区画整理補助事業実施要領、社会資本整備総合交付金交付要綱、			
制度創設年度	昭和 45 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等		国土交通省			
最近の実績		平成 28 年度 糸島市前原東土地区画整理事業 90,330 千円(国費) 平成 29 年度～令和 4 年度 実績なし 令和 5 年度 新宮町三代土地区画整理事業 58,742 千円(国費) 令和 6 年度 新宮町三代土地区画整理事業 241,242 千円(国費)			
担当からのコメント		平成 22 年度から社会資本整備総合交付金の一部に移行しています。			

165		土地区画整理事業調査			
担当部局名		建築都市部	担当課室名	都市計画課	Tel 092-643-3714
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	早急に土地区画整理事業に着手する必要があると認められる区域において、土地区画整理事業調査を行い、土地区画整理の事業化を促進することを目的とする。 ・まちづくり基本調査(まちづくりの基本構想作成) ・区画整理事業調査(事業計画案の作成) ・区画整理促進調査(事業化のための必要な調査等)			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	・次のいずれかの条件を満たす地区 1) 市街化区域又は市街化区域の区分を行わない都市計画区域内の用途地域内 2) 大規模なプロジェクト等に伴い緊急に調査を必要とする区域			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	・補助率 国 1/3 市町村 2/3			
	ヒア・申請の時期等	概算要望6月頃、本要望1月頃、交付申請4月又は進捗状況に応じて			
根拠法令・要綱等		土地区画整理法、土地区画整理事業調査要綱			
制度創設年度		平成10年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		国土交通省			
最近の実績		平成27年度 遠賀川駅南地区 11,400千円(国費) 平成28年度 遠賀川駅南地区 17,500千円(国費) 平成29年度～令和6年度 実績なし			
担当からのコメント					

166	都市再生区画整理事業				
担当部局名	建築都市部	担当課室名	都市計画課	TEL	092-643-3714
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	空洞化が進行する中心市街地や防災上危険な密集市街地など都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地等において、都市基盤の整備と併せて街区の再編を行う土地地区画整理事業に対して補助を行うことにより、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を行うことを目的とする。			
	対象団体 (事業主体)	市町村、土地地区画整理組合等			
	採択要件	○都市基盤整備タイプ ・一般地区：次の要件を全て満たす地区 1) 直前の国勢調査に基づく DID に係る地区(重点地区は DID 内。但し、都市機能誘導区域にあっては見込みを含む。) 2) 市町村の都市計画に関する基本方針、都市再生整備計画、立地適正化計画等法に基づく計画に位置付け 3) 施行前の公共用地率 15%未満(幹線道路等を除く。) ・重点地区：一般地区の要件に加え、次のいずれかの重点地区に該当する地区 [安全市街地形成重点地区] [拠点市街地形成重点地区] [歴史的風致維持向上重点地区] [都市機能誘導重点地区] ※面積要件 指定容積率(予定含む)/100×(施行面積) ≥ 2.0ha ○空間再編賑わい創出タイプ ※平成 30 年度追加 ・次の要件を全て満たす地区 1) 直前の国勢調査に基づく DID 内(見込みを含む。)かつ都市機能誘導区域内 2) 施行前の公共用地率 20%未満(幹線道路等を除く。) 3) 事業計画に誘導施設整備区が定められた土地地区画整理事業を施行する地区 ※面積要件 指定容積率(予定含む)/100×(施行面積) ≥ 0.5ha			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	・補助率 ○都市基盤整備タイプ ・一般地区 国 1/3 市町村 2/3 ・重点地区 国 1/2 市町村 1/2 ○空間再生賑わい創出タイプ 国 1/2 市町村 1/2			
	ヒア・申請の時期等	概算要望 6 月頃、本要望 1 月頃、交付申請 4 月又は進捗状況に応じて			
	根拠法令・要綱等	土地地区画整理法、都市再生推進事業制度要綱、社会資本整備総合交付金交付要綱			
制度創設年度	平成 12 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	国土交通省				
最近の実績	令和 4 年度 筑紫野市筑紫駅西口土地地区画整理事業 17,500 千円(国費) 令和 5 年度 実績なし 令和 6 年度 大野城市下大利駅東土地地区画整理事業 7,149 千円(国費)				
担当からのコメント	・公共団体等・組合等土地地区画整理事業との併用が可能です。 ・都市再生整備計画事業の基幹事業としての活用も可能です。 ・平成 22 年度から社会資本整備総合交付金の一部に移行しています。				

167		緊急防災空地整備事業			
担当部局名		建築都市部	担当課室名	都市計画課	Tel 092-643-3714
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	既成市街地で土地区画整理事業が予定されている地区において、将来的に公共施設に充当する用地を防災空地として緊急に整備し、市街地の早急な防災性向上を図るとともに、引き続き実施する土地区画整理事業において、公共施設充当用地として活用し、土地区画整理事業の促進を図ることを目的とする。			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	土地区画整理事業を実施することが確実と見込まれる地区のうち、減価補償地区となることが見込まれる地区で、以下の各号に該当する区域に存する地区 イ)土地区画整理事業に関する都市計画が決定された地区 ロ)直前の国勢調査に基づく DID 地区内又は隣接する地区であって一定の条件を満たす地区			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	・補助率 国 1/2 市町村 1/2			
	ヒア・申請の時期等	概算要望 6 月頃、本要望 1 月頃、交付申請 4 月又は進捗状況に応じて			
根拠法令・要綱等		土地区画整理法、都市再生推進事業制度要綱			
制度創設年度		平成 12 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		国土交通省			
最近の実績		本県での実績は現在のところありません。			
担当からのコメント					

168	土地区画整理関連事業				
担当部局名	建築都市部	担当課室名	都市計画課	TEL	092-643-3714
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	市町村が行う土地区画整理事業で県道の改良を含む事業について、当該県道の築造に要する費用の一部を補助することにより、土地区画整理事業の推進を図るとともに健全な市街地の形成を促進する。			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	・土地区画整理事業区域内における都市計画決定された県道であること。			
	補助主体	()国庫 (○)県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	・補助額 $\text{県} P = \frac{B}{A} \times C \times \frac{1}{10}$ P:限度額 A:都市計画道路事業費(用買方式による算定額) B:県道事業費(用買方式による算定額) C:当該年度国庫補助基本額			
	ヒア・申請の時期等	交付申請7月又は進捗状況に応じて			
根拠法令・要綱等	土地区画整理法 福岡県公共団体施行土地区画整理事業費補助金交付要綱				
制度創設年度	昭和47年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等					
最近の実績	令和3年度 筑紫野市筑紫駅西口地区 2,700千円 令和4年度 筑紫野市筑紫駅西口地区 900千円 令和5～6年度 実績なし				
担当からのコメント					

169	土地区画整理事業貸付金				
担当部局名	建築都市部	担当課室名	都市計画課	TEL	092-643-3714
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	土地区画整理事業を施行する組合、個人施行者、区画整理会社等に対し、資金の一部を貸し付けることにより、組合等の金利負担の軽減や保留地処分促進を図り、円滑な土地区画整理事業を推進するもの。			
	対象団体 (事業主体)	土地区画整理組合、個人施行者、区画整理株式会社等			
	採択要件	・DID 内又はこれに隣接し、かつ住居系用途地域、商業系用途地域又は工業系用途地域の区域内の事業であること。 ・0.4ha 以上かつ 200/容積率(%)ha 以上であること。(空間再編賑わい創出事業型は 0.2ha 以上、100/容積率(%)ha 以上。) ・幅員 9m(防災や市街地の計画的な整備改善に資する場合若しくは景観計画区域内は 6m、面積 5ha 以上の事業にあつては 8m)以上の道路の整備を含むこと。 ・施行後の公共用地率が 15%以上であること。 ※上記要件は既成市街地の場合。新市街地は別途要件。			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	・貸付金 国 1/2 県 1/2(県貸付の場合) 国 1/2 市町村 1/2(市町村貸付の場合)			
	ヒア・申請の時期等	概算要望 6 月頃、本要望 1 月頃、交付申請 4 月又は進捗状況に応じて			
根拠法令・要綱等		土地区画整理法、都市開発資金の貸付に関する法律、福岡県組合等土地区画整理資金貸付金貸付規程			
制度創設年度		昭和 40 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		国土交通省			
最近の実績		平成 27 年度 大野城乙金第二土地区画整理組合 250,000 千円(国費) 平成 28 年度～令和 6 年度 実績なし			
担当からのコメント		土地区画整理事業に要する費用(支払利息等を除く)の 1/2(県貸付の場合は 1/3)以内			

170		特殊地下壕等対策事業			
担当部局名		建築都市部	担当課室名	都市計画課	Tel 092-643-3714
ハード・ソフトの別			(○)ハード ()ソフト ()両方		
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	市街地に現存する特殊地下壕で、陥没等が顕著で危険度が増し、放置し難い場合、又は都市災害復旧事業に伴い埋戻し、防災処理等が必要となった場合に対策を実施し、民生の安定を図り公共の福祉を確保する。			
	対象団体 (事業主体)	地方公共団体			
	採択要件	・戦時中に旧軍、地方公共団体その他これらに準ずるものが築造した防空壕であること。 ・1箇所当たりの事業費が2,000千円以上のもの			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	補助率 国 1/2 市町村 1/2			
	ヒア・申請の時期等	概算要望6月頃、本要望1月頃、交付申請4月又は進捗状況に応じて			
根拠法令・要綱等		特殊地下壕等対策事業実施要領			
制度創設年度		平成10年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		国土交通省			
最近の実績		平成24年度 大牟田市 2,283千円(国費) 平成25年度～令和6年度実績なし			
担当からのコメント		令和8年度までの事業です。			

171	暮らし・にぎわい再生事業				
担当部局名	建築都市部	担当課室名	都市計画課	TEL	092-643-3714
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区等について、都市機能のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備を行う事業。			
	対象団体 (事業主体)	地方公共団体、民間事業者等			
	採択要件	・国による認定を受けた中心市街地活性化基本計画の区域内であること。 ・敷地面積は1000㎡以上であること。 ・公益施設(社会福祉施設、地域交流施設、教育文化施設、医療施設等)を含むこと。 ・3階以上の耐火建築物等であること。			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	・補助率 国 1/3 市町村 2/3 (地方公共団体施行の場合) 国 1/3 市町村 1/3 (民間事業者施行の場合) ・補助対象 調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費等			
	ヒア・申請の時期等	・概算要望6月頃、本要望1月頃、交付申請4月又は進捗状況に応じて			
根拠法令・要綱等		・社会資本整備総合交付金交付要綱			
制度創設年度	平成19年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等		国土交通省			
最近の実績		平成27年度 六ツ門地区(久留米市・民間施行)地区 368,611千円(国費) 平成28年度～令和6年度実績なし			
担当からのコメント		平成22年度から社会資本整備総合交付金の一部に移行しています。			

172		まちづくり専門家派遣制度			
担当部局名		建築都市部	担当課室名	都市計画課	Tel 092-643-3712
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	良好なまちなみの形成や美しいまちづくりを行おうとする自主的な地域住民団体等や市町村を支援するため、各地域で抱えているまちづくりに関する諸問題・課題に応じて、県で登録している各専門分野の「まちづくり専門家」を派遣する制度です。			
	対象団体 (事業主体)	市町村長が派遣が必要であると認めたまちづくり協議会、市町村 まちづくり協議会:良好なまちなみ形成やまちづくり等の推進のために、活動しようとする地域・地区内住民の相当部分の支援を得、かつ、活動の成果を地域・地区内に反映させることができると認められる組織			
	採択要件	市町村長が、市町村の街並み整備手法の活用によるまちづくりに有益であると認めるとき 街並み整備手法:景観計画の策定、景観協定又は建築協定の締結、地区計画の決定、景観整備事業、市街地再開発事業、人にやさしいまちづくり事業、まちづくり交付金事業、土地区画整理事業及び住環境整備事業等			
	補助主体	()国庫 (○)県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	・専門家の報償費は、県が負担します。 (専門家の旅費及び会場費は市町村又は派遣申請団体で負担・準備をお願いします。) ・1団体に対し3回/年(総時間15時間以内)			
	ヒア・申請の時期等	・専門家派遣意向調査 3月頃 ・申請時期 派遣必要状況に応じて			
根拠法令・要綱等		・福岡県美しいまちづくり条例 ・福岡県まちづくり専門家派遣制度要綱			
制度創設年度		平成13年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		無			
最近の実績		令和4年度:筑後市 令和5年度:筑後市、春日市、宗像市 令和6年度:筑後市、糸島市、宗像市			
担当からのコメント		まちづくり専門家の登録の御希望があれば、検討しますので御連絡ください。			

173		まちなかウォークブル推進事業			
担当部局名		建築都市部	担当課室名	都市計画課	Tel 092-643-3714
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	都市再生整備計画事業等において、車中心から人中心の空間に転換するまちなかの歩ける範囲の区域における、街路・公園・広場等の既存ストックの修復・利活用を重点的・一体的に支援するもの。			
	対象団体 (事業主体)	市町村、民間事業者等			
	採択要件	都市再生整備計画事業の施行地区、かつ、滞在快適性向上区域			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	補助率 国 おおむね1/2 市町村 おおむね1/2			
	ヒア・申請の時期等	概算要望6月頃、本要望1月頃、交付申請4月又は進捗状況に応じて			
根拠法令・要綱等		都市再生特別措置法、都市再生推進事業制度要綱、社会資本整備総合交付金交付要綱			
制度創設年度		令和2年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		国土交通省			
最近の実績		令和4年度 柳川市ほか1市(2地区) 73,777千円(国費) 令和5年度 柳川市ほか1市(2地区) 257,300千円(国費) 令和6年度 柳川市ほか2市(4地区) 517,371千円(国費)			
担当からのコメント		ハコモノ・住宅の新設等は補助対象外になります。			

174	都市構造再編集集中支援事業				
担当部局名	建築都市部	担当課室名	都市計画課	TEL	092-643-3714
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	立地適正化計画に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。			
	対象団体 (事業主体)	市町村、民間事業者等			
	採択要件	・都市再生整備計画の区域が立地適正化計画の「都市機能誘導区域内」及び「居住誘導区域内」に定められている地区 ・水辺とまちが融合した良好な空間形成を推進する計画（水辺まちづくり計画）がある場合は、都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する水辺の区域 ・空き地等が発生して外部不経済が発生する可能性がある市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している区域 ・立地適正化計画に基づいて複数の施設の機能を集約する統廃合を行うことにより、誘導施設又は広域連携誘導施設を整備する場合			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	補助率 国 おおむね1／2（都市機能誘導区域内、地域生活拠点内） 市町村 おおむね1／2（都市機能誘導区域内、地域生活拠点内） 国 おおむね45％（居住誘導区域内等） 市町村 おおむね55％（居住誘導区域内等）			
	ヒア・申請の時期等	概算要望6月頃、本要望1月頃、交付申請4月又は進捗状況に応じて			
	根拠法令・要綱等	都市再生特別措置法、都市構造再編集集中支援事業費補助交付要綱			
制度創設年度	令和2年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	国土交通省				
最近の実績	令和4年度 久留米市ほか8市町(10地区) 2,709,100千円(国費) 令和5年度 久留米市ほか9市町(10地区) 1,557,300千円(国費) 令和6年度 久留米市ほか10市町(12地区) 1,395,585千円(国費)				
担当からのコメント	都市再生整備計画に位置付けられた事業のうち立地適正化計画に基づく事業を個別支援制度化しています。				

175		都市防災総合推進事業			
担当部局名		建築都市部	担当課室名	都市計画課	Tel 092-643-3714
ハード・ソフトの別		() ハード () ソフト (○) 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	避難地・避難路等の公共施設整備や、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を支援する。			
	対象団体 (事業主体)	地方公共団体、防災街区整備推進機構など			
	採択要件	・災害の危険性が高い区域を含む市街地、大規模地震発生の可能性の高い地域、重点密集市街地を含む市、DID 地区、政令市、激甚災害による被災地であること。 ・市街地の防災性の向上及び被災地の早期復興を図るため、都市の防災構造化、住民の意識向上、被災地における復興まちづくり等を総合的に推進する事業であること。			
	補助主体	(○) 国庫 () 県単独 () その他【 】			
	財政支援措置	補助率 国 1／2 (用地費は 1／3) 又は 2／3 市町村 1／2 (用地費は 2／3) 又は 1／3			
	ヒア・申請の時期等	概算要望 6 月頃、本要望 1 月頃、交付申請 4 月又は進捗状況に応じて			
根拠法令・要綱等		都市防災推進事業制度要綱			
制度創設年度		平成 12 年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無	
関係省庁等		国土交通省			
最近の実績		令和 4 年度 朝倉市 143,100 千円 (国費) 令和 5 年度 朝倉市 14,618 千円 (国費) 令和 6 年度 福津市 22,630 千円 (国費)			
担当からのコメント		事業目的、施工地区で補助率が変わる場合があります。			

176		街なか公共不動産活用促進事業			
担当部局名		建築都市部	担当課室名	都市計画課	Tel 092-643-3713
ハード・ソフトの別		() ハード (○) ソフト () 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	街なかの有効に利用されていない公共不動産を活用した民間主導のまちづくりを促進させることにより、さらなる民間投資を呼び込むなど、魅力的なまちづくりを進め、持続的な都市機能の誘導につなげることを目的としている。 市町村から集約した物件情報を「街なか遊休公共不動産情報」として作成し、県ホームページへの掲載等を行うことで民間事業者向けにPRしている。			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	街なか遊休公共不動産情報における「街なか」は、以下のいずれかに該当するもの。 1. 用途地域が定められている地域 2. 鉄道駅から1km以内もしくはバス停留場から500m以内の区域 3. 離島においては旅客ターミナルから1km以内の区域			
	補助主体	() 国庫 () 県単独 () その他【国庫+県費】			
	財政支援措置	以下の項目について、無料にて実施。 ・県のホームページ掲載等による遊休公共不動産情報の広報。 ・公共遊休不動産の事業活用等に対する助言やスキーム事例の紹介。			
	ヒア・申請の時期等	申請時期：年に数回の調査の他、随時受付			
根拠法令・要綱等					
制度創設年度		令和2年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無	
関係省庁等					
最近の実績		令和7年6月時点で、21市町にわたる計42件分の「街なか遊休公共不動産情報」をホームページに掲載。			
担当からのコメント		今年度以降に関しても広報活動に力を入れていくほか、公共遊休不動産の活用実績データの収集、共有などもおこなってまいります。 県ホームページへの物件掲載や公共遊休不動産の活用に関するご相談など随時受け付けておりますので、お気軽にお問い合わせください。 (URL : https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/public-realestate.html)			

177		景観改善推進事業			
担当部局名		建築都市部	担当課室名	都市計画課	Tel 092-643-3712
ハード・ソフトの別		() ハード () ソフト (○) 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	景観計画を策定する市区町村に対する総合的な支援を行うとともに景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援を行うことで、歴史的なまちなみや自然景観など、地域の個性や特性を活かした景観形成を図り、地域住民にとって住みよい環境を整備するとともに、内外からの観光客の訪問先となる魅力あるまちづくりを推進し、地域活性化や観光立国の実現等を図る。			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	次のいずれかの要件を満たす市町村 a) 景観に関係のある計画等 (※1) を定めている市町村 (※1) ・古都保存法に基づく歴史的風土保存計画 ・歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画 ・文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区・重要文化的景観 ・観光圏整備法に基づく観光圏整備計画 ・棚田地域振興法に基づく棚田地域振興活動計画 ・「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づく主要な観光地 ・都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域 ・景観法に基づく景観計画 b) 立地適正化計画策定または策定に向けた具体的取組を開始・公表している市町村			
	補助主体	(○) 国庫 () 県単独 () その他【 】			
	財政支援措置	【補助対象事業】 1) 景観計画策定・改定に要する経費 2) 景観計画策定・改定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動に要する経費 3) 重点地区内の景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に要する経費 【補助率】 ○上記 1)、2) : 事業主体が a) かつ b) に該当する場合 1 / 2 ○上記 1)、2) : 事業主体が a) に該当する場合 1 / 3 ○上記 3) : 事業主体が a) に該当する場合 1 / 3			
	ヒア・申請の時期等	交付申請 進捗状況に応じて			
根拠法令・要綱等		景観改善推進事業費補助金交付要綱、景観改善推進事業制度要綱			
制度創設年度		令和2年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無	
関係省庁等		国土交通省			
最近の実績		令和4年度添田町：1,218 千円（国費） 令和5年度春日市：2,951 千円（国費）、宗像市：2,700 千円（国費） 令和6年度実績なし			
担当からのコメント		「具体的な取組を開始・公表」とは、下記の取組を広報やホームページ等で公表していることを指します。 ・計画作成の着手 ・計画案の住民からの意見聴取（パブリックコメント、公聴会、アンケート等） ・計画案の議会における報告・説明			

178	美しいまちづくり推進事業				
担当部局名	建築都市部	担当課室名	都市計画課	Tel	092-643-3712
ハード・ソフトの別		(○) ハード () ソフト () 両方			
事業の概要	制 度 内 容 (目的・事業概要)	県民、企業、県・市町村が連携し、県内の道路や公園、庁舎などの公共施設の花修景を進めることで、県内の美しい景観まちづくり及び花き産業の振興を目指す市町村を支援する制度。			
	対 象 団 体 (事 業 主 体)	市町村			
	採 択 要 件	花による美しいまちづくりの取り組みで、パートナー花壇(※1)、おもてなし花壇(※2)として花修景をする花壇の新設、既存花壇の改修をするにあたり必要となる工事費、及びフラワーポットの購入費が対象。 (※1) ボランティア団体、個人、企業等が維持管理する、道路や公園、公共施設の外構、私有地の外構等、道路沿いの花壇 (※2) 企業の協賛金により市町村が維持管理する花壇			
	補 助 主 体	() 国庫 (○) 県単独 () その他 【】			
	財 政 支 援 措 置	補助限度額 ・ パートナー花壇 1㎡あたり 12.6 万円 ・ おもてなし花壇 1㎡あたり 16.2 万円 上限を超えるものについては市町村負担			
	ヒア・申請の時期等	令和7年度 7月頃：ヒアリング、8月頃：交付申請			
根拠法令・要綱等		美しいまちづくり推進費補助金交付要綱			
制 度 創 設 年 度	令和6年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無		
関 係 省 庁 等		無			
最 近 の 実 績		令和6年度：直方市、柳川市、岡垣町、遠賀町、吉富町			
担当からのコメント		多くのご要望があった場合は、「花による美しいまちづくり」に対する取り組み状況やご要望される花壇の内容等を考慮し選定します。			

179		バリアフリー環境整備促進事業																																
担当部局名		建築都市部	担当課室名		建築指導課	TEL 092-643-3720																												
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方																																
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	高齢者及び障害者（以下「高齢者等」という。）に配慮したまちづくりの推進を図り、高齢者等の社会参加を促進するため、市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備、高齢者等の利用に配慮した建築物の整備等を行う事業。 対象事業： ① 基本構想及びバリアフリー環境整備計画の作成（直接補助） ② バリアフリー環境整備計画に係る移動システム等の整備（直接補助／間接補助） ③ バリアフリー法第 19 条による認定特定建築物の移動システム等の整備（間接補助） ④ バリアフリー法第 2 条による特別特定建築物等の既存建築物バリアフリー改修（直接補助／間接補助） ※移動システム等…動く通路、スロープ、エレベータその他の高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設及びこれと一体的に整備される広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ、身体障害者用駐車施設等の公衆のために公開された空間をいう。																																
	対象団体 (事業主体)	地方公共団体(民間事業者等への間接補助も可能)																																
	採択要件	認定特定建築物等整備事業及び既存建築物バリアフリー改修事業 ・三大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区域 ・人口 5 万以上の市 ・厚生労働省事業等の実施市町村 ・都市機能誘導区域内であって、公共交通機関から一定距離の範囲内の区域 ・基本構想、移動等円滑化促進方針又はバリアフリー条例の区域 移動システム等整備事業 上記区域内で、かつ、公共的な特定建築物又は専ら高齢者等が利用する施設の整備又は整備予定の区域で、高齢者等の快適かつ安全な移動を確保する必要性が高い区域																																
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】																																
	財政支援措置	<table border="1"> <tr> <th>【負担率】</th> <th>国</th> <th>地方</th> <th>民間</th> </tr> <tr> <td>直接補助</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>間接補助</td> <td>1/3</td> <td>1/3</td> <td>1/3</td> </tr> </table>					【負担率】	国	地方	民間	直接補助	1/3	2/3	—	間接補助	1/3	1/3	1/3																
	【負担率】	国	地方	民間																														
直接補助	1/3	2/3	—																															
間接補助	1/3	1/3	1/3																															
ヒア・申請の時期等	・概算要望 6 月頃、本要望 11 月頃 ・交付申請 随時																																	
根拠法令・要綱等	・社会資本整備総合交付金交付要綱																																	
制度創設年度	平成 6 年度	改正・見直し等の予定の有無		()有 (○)無																														
関係省庁等	国土交通省																																	
最近の実績	<table border="1"> <tr> <th></th> <th>H13</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17～28</th> <th>H29～R6</th> </tr> <tr> <td>対象事業①</td> <td>飯塚市 筑紫野市</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>大野城市</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>対象事業②</td> <td>福岡市 宗像市</td> <td>福岡市</td> <td>福岡市</td> <td>福岡市</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>対象事業③</td> <td>—</td> <td>北九州市</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>							H13	H14	H15	H16	H17～28	H29～R6	対象事業①	飯塚市 筑紫野市	—	—	—	大野城市	—	対象事業②	福岡市 宗像市	福岡市	福岡市	福岡市	—	—	対象事業③	—	北九州市	—	—	—	—
	H13	H14	H15	H16	H17～28	H29～R6																												
対象事業①	飯塚市 筑紫野市	—	—	—	大野城市	—																												
対象事業②	福岡市 宗像市	福岡市	福岡市	福岡市	—	—																												
対象事業③	—	北九州市	—	—	—	—																												
担当からのコメント																																		

180		住宅・建築物安全ストック形成事業(がけ地近接等危険住宅移転事業)																												
担当部局名	建築都市部	担当課室名	建築指導課	TEL	092-643-3720																									
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方																												
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	がけ崩れ、土石流、地すべり、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転に対して支援を行う。 【補助対象】 (1) 除却等費 ・危険住宅の除却等に要する費用で撤去費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費等 (2) 建設助成費 ・危険住宅に代わる新たな住宅の建設(購入を含む)及び改修のため、金融機関等から融資を受けた場合の利子に相当する額(借入利率:年8.5%を限度) (3) 事業推進経費 ・事業計画の策定、対象地域の調査等に要する費用 【補助要件】 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">対象区域</th> <th colspan="2">危険住宅</th> </tr> <tr> <th>既存不適格の住宅</th> <th>その他の住宅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>福岡県建築基準法施行条例第5条により、建築が制限される範囲</td> <td>昭和49年6月以前から左記の制限範囲内に建っている既存の住宅</td> <td rowspan="7"> 建築後の大規模地震、台風等により安全上又は生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示等を行った住宅。 ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から六月を経過している住宅に限る。 </td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>急傾斜地崩壊危険区域</td> <td rowspan="3">左記の区域を指定する以前から区域内に建っている既存の住宅</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>土砂災害特別警戒区域</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>地区計画の区域 ※</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>浸水被害防止区域</td> <td>浸水被害防止区域について定められた許可基準に適合しない既存の住宅</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>土砂災害特別警戒区域に指定される見込みのある区域</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>過去3年間に災害救助法の適用を受けた区域</td> </tr> </tbody> </table> ※浸水被害に関する建築制限を定めているものに限る				対象区域		危険住宅		既存不適格の住宅	その他の住宅	1	福岡県建築基準法施行条例第5条により、建築が制限される範囲	昭和49年6月以前から左記の制限範囲内に建っている既存の住宅	建築後の大規模地震、台風等により安全上又は生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示等を行った住宅。 ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から六月を経過している住宅に限る。	2	急傾斜地崩壊危険区域	左記の区域を指定する以前から区域内に建っている既存の住宅	3	土砂災害特別警戒区域	4	地区計画の区域 ※	5	浸水被害防止区域	浸水被害防止区域について定められた許可基準に適合しない既存の住宅	6	土砂災害特別警戒区域に指定される見込みのある区域		7	過去3年間に災害救助法の適用を受けた区域
		対象区域		危険住宅																										
				既存不適格の住宅	その他の住宅																									
		1	福岡県建築基準法施行条例第5条により、建築が制限される範囲	昭和49年6月以前から左記の制限範囲内に建っている既存の住宅	建築後の大規模地震、台風等により安全上又は生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示等を行った住宅。 ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から六月を経過している住宅に限る。																									
		2	急傾斜地崩壊危険区域	左記の区域を指定する以前から区域内に建っている既存の住宅																										
		3	土砂災害特別警戒区域																											
		4	地区計画の区域 ※																											
		5	浸水被害防止区域	浸水被害防止区域について定められた許可基準に適合しない既存の住宅																										
		6	土砂災害特別警戒区域に指定される見込みのある区域																											
		7	過去3年間に災害救助法の適用を受けた区域																											
対象団体 (事業主体)	市町村																													
採択要件	社会資本整備総合交付金交付要綱に規定された事業計画に定められたもの																													
補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【国庫+県費】																													
財政支援措置		限度額		交付率																										
	除却等費	国:33千円/㎡(木造)、47千円/㎡(非木造) 県:975千円/戸		国:1/2 県:1/4 市町村:1/4																										
	建設助成費	[通常] 4,210千円/戸 (建物3,250千円、土地960千円) [特殊地域] 7,318千円/戸 (建物4,650千円、土地2,060千円、敷地造成608千円)																												
	事業推進経費	限度額なし		国:1/2 市町村:1/2																										
ヒア・申請の時期等	・概算要望6月頃、本要望11月頃 ・交付申請 随時																													
根拠法令・要綱等	・社会資本整備総合交付金交付要綱 ・福岡県がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱																													
制度創設年度	昭和48年度	改正・見直し等の予定の有無		()有 (○)無																										
関係省庁等	国土交通省																													
最近の実績		R4	R5	R6																										
	除却等費	北九州市、八女市、添田町	—	北九州市、福岡市、八女市、糸島市、添田町																										
	建物助成費	—	—	福岡市、八女市																										
担当からのコメント																														

181	住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物アスベスト改修事業)				
担当部局名	建築都市部	担当課室名	建築指導課	TEL	092-643-3720
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	アスベストによる被害の未然防止を図り、住宅・建築物のアスベスト対策を促進するため、アスベスト対策の計画的実施の誘導に関する事業並びにアスベスト含有調査及びアスベスト除去等に関する事業。 1. アスベスト含有調査等に関する事業(直接補助/間接補助) 住宅・建築物の吹付け建材について行うアスベスト含有調査等に要する費用の補助 2. アスベスト除去等に関する事業(直接補助/間接補助) 住宅・建築物の吹付けアスベストの除去等に要する費用の補助 3. アスベスト対策の計画的実施の誘導に関する事業(直接補助/間接補助)			
	対象団体 (事業主体)	地方公共団体(民間事業者等への間接補助も可能)			
	採択要件	1. 含有調査等 【補助対象】「吹付け建材のうち、アスベスト含有の可能性のあるもの」が施工されている建築物 【採択要件】建築物石綿含有建材調査者による調査に基づき実施するもの 2. 除去等 【補助対象】「吹付けアスベスト」又は「吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が建築材料の重量の0.1%を超えるもの」が施工されている建築物 【採択要件】アスベスト除去に関する作業計画の策定等にあたり、「(特定)建築物石綿含有建材調査者」が行うとともに、当該計画等に基づく現場体制に基づき実施すること 3. 計画的実施 アスベスト改修整備実施計画に定められた取組方針に基づき行うもの			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	1. 含有調査等 ・直接補助(10/10) ・間接補助(補助額の10/10) ※原則25万円/棟を限度 2. 除去等 ・直接補助(1/3) ・間接補助(1/3または地方公共団が補助する額の1/2のいずれか低い方の額) 3. 計画的実施の誘導 ・直接補助(1/2) ・間接補助(1/3または地方公共団が補助する額の1/2のいずれか低い方の額) ※市町村所有の公共建築物は令和5年度まで ※民間建築物は令和7年度まで			
	ヒア・申請の時期等	・概算要望6月頃、本要望11月頃 ・交付申請 随時			
根拠法令・要綱等	・社会資本整備総合交付金交付要綱				
制度創設年度	平成17年度	改正・見直し等の予定の有無		()有 (○)無	
関係省庁等	国土交通省				
最近の実績		R4	R5	R6	
	含有調査等費	北九州市、久留米市	北九州市、福岡市	北九州市	
	除去等	北九州市、福岡市	北九州市	北九州市	
担当からのコメント					

182	住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物耐震改修事業)				
担当部局名	建築都市部	担当課室名	建築指導課	Tel	092-643-3721
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業を行う地方公共団体等に対し、国が必要な助成を行うもの			
	対象団体 (事業主体)	地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、耐震改修支援センター			
	採択要件	耐震改修又は建替えについて下記の要件あり 戸建住宅 :耐震診断の結果倒壊の危険性が有り、耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となること。 建築物・マンション:災害時に重要な機能を果たす建築物等であること。 耐震診断の結果倒壊の危険性が有り、耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となること。			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	耐震診断 (限度額あり) 民間事業者等が実施する場合 国 1/3、地方 1/3 地方公共団体が実施する場合 国 1/3 耐震改修 (限度額あり) 民間事業者等が実施する場合 国 11.5%、地方 11.5% 地方公共団体が実施する場合 国 11.5% 避難所等建築物については、補助率をかさ上げ 民間事業者等が実施する場合 国 1/3、地方 1/3 地方公共団体が実施する場合 国 1/3 耐震化の促進に関する事業(パンフレット作成、セミナー開催等) 民間事業者等が実施する場合 国 1/3、地方 1/3 地方公共団体が実施する場合 国 1/2			
	ヒア・申請の時期等	・概算要望 6 月頃、本要望 11 月頃 ・交付申請 随時			
根拠法令・要綱等		・社会資本整備総合交付金交付要綱			
制度創設年度		平成 17 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		国土交通省			
最近の実績 (事業実施時の市町村名)		令和 6 年度 福岡県、北九州市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、筑後市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、糸田町、川崎町、大任町、福智町、荻田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町			
担当からのコメント		大規模な地震による被害軽減のため、耐震化の促進を図ることが重要です。			

183		狭あい道路整備等促進事業			
担当部局名		建築都市部	担当課室名	建築指導課	Tel 092-643-3720
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	狭あい道路 ^(※1) の解消による安全な住宅市街地の形成や建築確認・不動産取引時のトラブル防止による建築活動の円滑化を図るため、国が地方公共団体に対して、狭あい道路の調査・測量、データベースの構築・運営等(ソフト事業)及び狭あい道路の拡幅整備に係る用地取得・分筆・登記、拡幅工事等(ハード事業)に要する費用を補助する制度。 (※1) 狭あい道路:以下のもの(幅員4m以上で整備済みの路線を除く)。 ① 建築基準法第42条第2項又は第3項の指定を受けた道路 ② 建築基準法上の指定を受けていない通路 ③ 建築基準法上の種別、位置が明確でない道路			
	対象団体 (事業主体)	地方公共団体(民間事業者等への間接補助も可能)			
	採択要件	1. 狭あい道路情報整備等事業(ソフト事業) : 令和10年度まで 【補助対象】狭あい道路に係る調査・測量・分筆・登記に要する費用、指定道路図 ^(※2) 等の図書の作成・データベースの構築・運営・公開に要する費用、計画策定・普及啓発の費用 【採択要件】補助を受けて作成した指定道路図等のインターネットでの公開 2. 狭あい道路拡幅整備事業(ハード事業) : 令和10年度まで 【補助対象】狭あい道路の拡幅整備のために必要な道路の測量・調査・設計・分筆・登記・用地取得・築造・舗装等の費用、門・塀等の工作物の除却・移設・新設費用 他の接道敷地との共同化、敷地の一部道路化及び敷地の路地状部分の拡幅等のために必要な敷地の測量・調査・設計・分筆・登記・用地の取得(利子相当分に限る)・築造・舗装・補償・土地を供出するための門・塀等の除却・移設、老朽建築物の除却 【採択要件】狭あい道路拡幅整備促進計画の作成 (※2) 指定道路図:特定行政庁が指定した建築基準法上の道路(42条2項道路、位置指定道路など)の位置を地図上に表示したもの。			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	【負担率】	国	地方	民間
		直接補助	1/2	1/2	—
		間接補助	1/3	1/3	1/3
ヒア・申請の時期等	・概算要望6月頃、本要望11月頃 ・交付申請 随時				
根拠法令・要綱等	・社会資本整備総合交付金交付要綱				
制度創設年度	平成21年度	改正・見直し等の予定の有無		()有 (○)無	
関係省庁等	国土交通省				
最近の実績		令和6年度			
	狭あい道路情報整備等事業	—			
	狭あい道路拡幅整備事業	大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、筑紫野市、太宰府市、うきは市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、新宮町、大刀洗町、大木町、広川町、吉富町			
		※上表は、政令市を除く。			
担当からのコメント					

184	福岡県大規模建築物耐震改修促進事業												
担当部局名	建築都市部	担当課室名	建築指導課	TEL	092-643-3721								
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方											
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられた民間の大規模建築物のうち、耐震診断の結果、耐震性が不足していると判断されたものに対し、耐震改修工事費を補助することにより、所有者の負担を軽減して耐震化を促進する。											
	対象団体 (事業主体)	市町村											
	採択要件	耐震改修促進法附則第3条第1項により耐震診断を義務付けられた建築物の所有者が実施する耐震改修又は建替えに要する経費に係る補助金交付要綱を策定済みであること。 (補助対象建築物) ①耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。 ②耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となること。 ③建築基準法令に違反していないもの(耐震関係規定以外の建築基準法令の違反がある建築物は、違反是正が行われることが確実であると認められるものを含む。)であること。											
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【国庫+県費】											
	財政支援措置	・補助率:市町村が所有者に補助する金額の1/2を市町村に補助 【負担割合】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> <th>所有者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>33.3%</td> <td>5.75%</td> <td>5.75%</td> <td>55.2%</td> </tr> </tbody> </table> 【限度額】 ・耐震改修:補助対象となる建築物の延べ面積に57,000円/㎡を乗じて得た額 ※ただし、免震工法等特殊な工法による場合は、93,300円/㎡ ・建替え:従前の建築物の延べ面積に57,000円/㎡を乗じて得た額				国	県	市町村	所有者	33.3%	5.75%	5.75%	55.2%
	国	県	市町村	所有者									
33.3%	5.75%	5.75%	55.2%										
ヒア・申請の時期等	・交付申請 随時												
根拠法令・要綱等	・耐震改修促進法、福岡県大規模建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱												
制度創設年度	平成28年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無										
関係省庁等	国土交通省												
最近の実績	令和6年度 北九州市												
担当からのコメント													

185	ブロック塀等撤去促進事業																			
担当部局名	建築都市部	担当課室名	建築指導課	Tel	092-643-3720															
ハード・ソフトの別		(○) ハード () ソフト () 両方																		
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	災害時における通学路や避難路等の安全と通行を確保するため、地震による倒壊の危険性が高いブロック塀の撤去を促進する市町村に対して、その経費の一部を補助することで安全・安心のまちづくりを推進する事業。																		
	対象団体 (事業主体)	市町村																		
	採択要件	通学路や避難路のほか市町村長が災害時の安全や通行を確保する必要があると認める道路に面する高さ1m以上のブロック塀等で、著しく危険と判断されたもの※の全て又は一部を撤去する工事費 ※日本建築学会作成の診断カルテで40点未満のもの（その他市町村長が災害時に安全上支障があると認めて市町村要綱で定めるものを含む。）																		
	補助主体	() 国庫 () 県単独 (○) その他【国庫+県費】																		
	財政支援措置	【補助率】 国：除却等に要する費用の1/3又は市町村が補助する額の1/2のいずれか低い方、かつ8万円/m 県：国庫補助金を除く市町村負担額の1/2（上限4万円） ■事業スキーム（補助対象工事費24万円、市町村補助率2/3の場合）																		
	ヒア・申請の時期等	概算要望6月頃、本要望11月頃 ・交付申請 随時																		
根拠法令・要綱等		・社会資本整備総合交付金交付要綱 ・福岡県ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱																		
制度創設年度	平成30年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無																	
関係省庁等		国土交通省																		
最近の実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施市町村数</td> <td>49</td> <td>50</td> <td>45</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>403</td> <td>423</td> <td>373</td> <td>370</td> </tr> </tbody> </table> ・補助事業は、県内全市町村が実施（令和7年4月1日時点）						R3	R4	R5	R6	実施市町村数	49	50	45	51	件数	403	423	373	370
	R3	R4	R5	R6																
実施市町村数	49	50	45	51																
件数	403	423	373	370																
担当からのコメント	安全・安心のまちづくりのため、当該事業を積極的にご活用ください。																			

186		交通結節点整備に関する事業			
担当部局名		建築都市部	担当課室名	公園街路課	Tel 092-643-3725
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	交通機関間の円滑な乗り換え、鉄道による市街地分断の解消、駅周辺の放置自転車問題やバリアフリー化への対応等のため、駅前広場、自由通路、駐車場等を整備し、道路と鉄道等の交通施設との結節性の向上を図る。			
	対象団体 (事業主体)	地方公共団体			
	採択要件	・都市計画道路の都市計画決定がなされていること。 ・交通結節点の対象要件を満足すること。等 ※街路交通事業事務必携(令和5年版P389～)参照			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	・街路事業 国費率 1/2 ・都市・地域交通戦略推進事業 国費率 1/3 - 国費率 1/2 (立地適正化計画に位置付けられた事業のみ)			
	ヒア・申請の時期等	次年度補助事業概算予算要望時 5月頃			
根拠法令・要綱等		道路法第56条、 都市局所管国庫補助金交付申請等要領			
制度創設年度		—	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		国土交通省都市局街路交通施設課			
最近の実績		春日原駅地区 (春日市) 白木原駅地区 (大野城市) 下大利駅地区 (大野城市) JR二日市駅地区(筑紫野市) ※上記箇所はすべて「交通結節点改善事業」で実施。			
担当からのコメント		・事業実施にあたっては、具体的な整備計画の策定及びそれに基づく整備が必要となります。 ・平成22年度より社会資本整備総合交付金に移行しており、新規要望時には整備計画の作成が必要です。 ・国費率については、重点配分対象項目や財政力指数に伴うかさ上げが適用される場合がありますので、詳細については公園街路課街路係にお問合せ下さい。			

187	自転車駐車場整備事業				
担当部局名	建築都市部	担当課室名	公園街路課	TEL	092-643-3725
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制 度 内 容 (目的・事業概要)	通勤・通学・買い物等のための自転車利用の増大にともない駅周辺の自転車の大量放置が大きな社会問題となってきたのを受け、自転車駐車場の整備を促進し、この問題に対処する。			
	対 象 団 体 (事業主体)	地方公共団体			
	採 択 要 件	【都市・地域交通戦略推進事業】 都市・地域における安全で円滑な交通を確保し、魅力ある都市・地域の将来像を実現するため、徒歩、自転車、自動車、公共交通の適正分担が図られた交通体系を確立することを目的に、地方公共団体が策定した「立地適正化計画」等に位置づけられた自転車駐車場を整備するもの。 【道路（街路）事業】 都市計画道路整備に関する事業等として、地方公共団体が実施する駐車場（道路附属物）を整備するもの。 ※街路交通事業事務必携（令和5年版P620～）参照			
	補 助 主 体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財 政 支 援 措 置	・都市・地域交通戦略推進事業 国費率 1/3 （立地適正化計画の居住誘導区域内で人口密度 40 人/ha 以上の区域の場合は 1/2） ・道路（街路）事業 国費率 1/2			
	ヒア・申請の時期等	次年度補助事業概算予算要望時 5月頃			
	根拠法令・要綱等	道路法第56条、 都市局所管国庫補助金交付申請等要領			
制 度 創 設 年 度	昭和53年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関 係 省 庁 等	国土交通省都市局街路交通施設課				
最 近 の 実 績	なし				
担当からのコメント	平成22年度より社会資本整備総合交付金に移行しており、新規要望時には整備計画の作成が必要です。 国費率については、重点配分対象項目や財政力指数に伴うかさ上げが適用される場合がありますので、詳細については公園街路課街路係にお問合せ下さい。				

188		都市公園等事業			
担当部局名		建築都市部	担当課室名	公園街路課	Tel 092-643-3757
ハード・ソフトの別			(○)ハード ()ソフト ()両方		
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	都市公園等事業は、都市公園法第2条第1項第1号に規定する都市公園、農山漁村地域の生活環境の向上に資する特定地区公園(カントリーパーク)の整備等の整備を行うことにより、安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を推進し、豊かな国民生活の実現等を図る事業である。			
	対象団体 (事業主体)	県内市町村			
	採択要件	都市公園事業 ・全体事業費が1箇所当たり2.5億円以上 ・原則として面積が2ha以上 (ただし、防災公園、住宅宅地関連公共施設整備及び面的整備事業における公共施設管理者負担金にかかる都市公園を除く) ・一の市町村の区域内における公園・緑地の都市計画区域内住民一人当たりの敷地面積の合計が10㎡未満、DID地域内で5㎡未満 等 官民連携賑わい拠点創出事業 ・都市公園法に基づく公募設置管理制度に基づき選定された者、もしくは公園施設設置管理協定制度に基づき実施する者(民間事業者等)が行う、飲食店、売店等の収益施設と園路、広場等の公共部分を一体整備する事業で整備される公共部分 都市公園ストック再編事業 ・下記の計画を策定している都市における都市公園の機能や配置の再編 ・①立地適正化計画②緑の基本計画(子育て支援、高齢社会対応等の課題に対応した都市公園の機能や配置の再編に関する方針が位置づけられている計画に限る) 等 市民農園等整備事業 ・低炭素まちづくり計画、立地適正化計画、都市農業の振興に関する計画、緑の基本計画に基づく計画であること 等 中心市街地活性化広場公園整備事業 ・中心市街地活性化基本計画に位置づけられた地区を含む地区、又は都市再生特別措置法に基づく都市機能誘導区域 ・3か所以上 等			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	用地買収に関しては、これに係る費用の1/3を、施設整備に係る費用については、当該費用の1/2を国が補助する。			
	ヒア・申請の時期等	要望調査6月、本要望11月、交付申請随時			
	根拠法令・要綱等	都市公園法			
制度創設年度	昭和30年	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	国土交通省 都市局				
最近の実績	令和6年度：糸島市、久山町、那珂川市、行橋市、吉富町、春日市、宗像市				
担当からのコメント	平成22年度より社会資本整備総合交付金に移行しており、新規要望時には整備計画の作成が必要です。				

189		都市公園安全・安心対策事業			
担当部局名		建築都市部	担当課室名	公園街路課	Tel 092-643-3757
ハード・ソフトの別			()ハード ()ソフト (○)両方		
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	都市公園安全・安心対策事業とは、大規模地震に備えた市街地の防災性の向上、公園施設の戦略的な機能保全・向上対策による安全性の確保、都市公園の適正な管理による公園利用者の安全・安心の確保、公園施設に係るトータルコストの低減等、都市公園における安全・安心対策事業を実施し、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備等を行う事業である。			
	対象団体 (事業主体)	県内市町村			
	採択要件	都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業 - 都市公園法施行令第31条各号に定める公園施設の整備のうち、地域防災計画又は地震防災緊急事業五箇年計画に位置付けのある都市公園における建物又は橋梁等の耐震改修、都市公園における公園施設のバリアフリー化、都市公園の豪雨対策、都市公園の防犯性の向上 - 事業計画期間中における事業の合計国費が15 百万円×計画年数以上 - 感染防止の観点から有効性のある衛生環境改善や3密回避等の感染症対策 公園施設長寿命化対策支援事業 - 原則として面積2ha 以上の都市公園における施設の改築。なお、都市公園事業における防災公園に該当する都市公園については、防災公園の面積要件を適用する(2ha 未満の防災公園において、平成28年度以降に事業に着手するものについては、地域防災計画等に位置づけられた機能に必要な施設に限る)。ただし、遊戯施設については、これを適用しない。 - 都市公園法施行令第31条各号に定める公園施設のうち、健全度調査等で改善が必要と判断されたもので、地方自治体が策定する「公園施設長寿命化計画」に基づき適切に維持管理されている施設の改築 - 事業計画期間中における事業の合計国費が15 百万円×計画年数以上 公園施設長寿命化計画策定調査 - 本事業の交付の対象となる事業は、公園施設の計画的な修繕・改築を行うための点検・調査、及び同点検・調査の結果に基づく公園施設長寿命化計画の策定とする。 防災緑地緊急整備事業 - 防災緑地(防災公園となる予定の土地及び施設) 等			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	用地買収に関しては、これに係る費用の1/3を、施設整備に係る費用については、当該費用の1/2を、策定調査に係る費用については、当該費用の1/2を国が補助する。			
	ヒア・申請の時期等	要望調査6月、本要望11月、交付申請随時			
	根拠法令・要綱等	都市公園法			
制度創設年度	平成21年、26年	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	国土交通省 都市局				
最近の実績	令和6年度：久留米市、田川市、行橋市、春日市、大野城市、新宮町、広川町、粕屋町、朝倉市、直方市、筑後市、飯塚市、芦屋町、苅田町、大川市、大牟田市、宇美町				
担当からのコメント	平成22年度より社会資本整備総合交付金に移行しており、新規要望時には整備計画の作成が必要です。				

190		緑地保全等事業			
担当部局名		建築都市部	担当課室名	公園街路課	Tel 092-643-3757
ハード・ソフトの別			(○)ハード ()ソフト ()両方		
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	緑地保全等事業は、都市計画法第7条に規定する市街化区域及び市街化調整区域並びに都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に関する都市計画を定めた都市計画区域内における土地の買入れ、損失の補償及び保全利用施設の整備を行う事業により、都市の緑地の保全を図る事業である。			
	対象団体 (事業主体)	県内市町村			
	採択要件	緑地保全等事業 ・ 都市緑地法第17条に規定する特別緑地保全地区で、当該緑地の保全上必要があると認めるものであること。			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	用地買収に関しては、これに係る費用の1/3を、緑地保全のための施設整備に係る費用については、当該費用の1/2を国が補助する。			
	ヒア・申請の時期等	要望調査6月、本要望11月、交付申請随時			
根拠法令・要綱等		都市緑地法			
制度創設年度		昭和48年	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		国土交通省 都市局			
最近の実績		なし			
担当からのコメント		平成22年度より社会資本整備総合交付金に移行しており、新規要望時には整備計画の作成が必要です。			

191		公共下水道事業			
担当部局名		建築都市部	担当課室名	下水道課	Tel 092-643-3728
ハード・ソフトの別			()ハード ()ソフト (○)両方		
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全に資することを目的として下水道の整備を行う事業。			
	対象団体 (事業主体)	地方公共団体(市町村)			
	採択要件	- 主として市街化区域内(市街化区域が設定されていない都市計画地域にあっては、既成市街地及びその周辺の地域)。 - また上記以外の地域において設置されるものとして、特定環境保全公共下水道(対象人口 1,000~10,000 人、または対象人口 1,000 未満で水質保全上特に緊急に下水道の整備を必要とする区域)がある。			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他			
	財政支援措置	1. 交付率(基本) 管渠 1/2, 処理場 1/2(低) 5.5/10(高) 2. 交付対象範囲 (1)管渠等 ア 主要な管渠 イ 主要な管渠を補完するポンプ施設 その他の主要な補完施設 (2)終末処理場 ア 国土交通大臣が定める施設を除く終末処理場の施設 イ 終末処理場を補完するポンプ施設その他の補完施設			
	ヒア・申請の時期等	(概算要望)7月頃 , (本要望)及びヒア 11月頃			
根拠法令・要綱等		下水道法			
制度創設年度		昭和33年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		国土交通省			
最近の実績		令和5年度の実施状況(政令市除く25市20町)＜最終＞ 25市17町 交付国費額 9,109百万円 (交付国費額ゼロ3町) 令和6年度の実施状況(政令市除く25市20町)＜最終＞ 25市17町 交付国費額 8,864百万円 (交付国費額ゼロ3町)			
担当からのコメント		平成22年度から社会資本整備総合交付金にて事業実施しています。			

192		街なみ環境整備事業			
担当部局名		建築都市部	担当課室名		住宅計画課
			Tel		092-643-3734
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	ゆとりとうるおいのある住宅地区の形成のため、地区施設及び生活環境施設等の整備を行う地方公共団体等に対して必要な助成を行う。			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	(1)街なみ環境整備促進区域:面積が1ha以上 (2)街なみ環境整備事業地区:街なみ環境整備促進区域内において、面積が0.2ha以上であることと共に、住宅密集や接道不良に関すること、道路・公園等に関すること、景観形成に関すること等について事業採択要件あり。			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	対象項目		交付率	
		①協議会活動助成事業	勉強会、見学会、コンサルタント派遣等	事業主体の補助に要する費用の1/2	
		②整備方針策定事業	現況調査 (現況測量、現況図作成、説明会開催)	交付対象事業費の1/2	
			物件等調査 (物件調査、権利関係調査、説明会開催)		
			整備方針策定 (整備方針策定・説明会の開催)		
		③街なみ整備事業	事業計画策定 (事業計画策定・説明会の開催)	交付対象事業費の1/2	
地区施設整備 (道路、通路、小公園、広場、緑地等)					
地区防災施設整備 (屋外消火栓、防火水槽等)					
生活環境施設整備(集会所等)			交付対象事業費の1/2		
空家住宅等除却					交付対象事業費の1/2
景観重要建造物整備					交付対象事業費の1/3
④街なみ整備助成事業			歴史的風致形成建造物整備	交付対象事業費の1/2	
		その他国土交通大臣が必要と認める事業 (電線地中化、水路、ストリートファニチャー、案内板等)			
		地区施設整備に伴う門・塀等の移設	事業主体の補助に要する費用の1/2又は 当該補助事業費の1/3のいずれかの低い額		
		分筆登記			
	修景施設整備 (建築設計、住宅等修景、建築設備等修景、 外構修景、色彩修景)				
	共同建替等共同施設整備				
景観重要建造物整備					
歴史的風致形成建造物整備					
ヒア・申請の時期等	市町村ヒアリング:6月頃(概算要望)、10月頃(本要望) 申請、交付決定:随時				
根拠法令・要綱等	社会資本整備総合交付金交付要綱 街なみ環境整備事業				
制度創設年度	平成5年度	改正・見直し等の予定の有無		()有 (○)無	
関係省庁等	国土交通省				
最近の実績	令和4年度:大川市、太宰府市、うきは市、添田町 令和5年度:大川市、太宰府市、うきは市、添田町 令和6年度:大川市、太宰府市、うきは市、添田町		国費交付額: 74,528千円 国費交付額: 61,914千円 国費交付額: 29,433千円		
担当からのコメント	地域主体のまちづくり活動を支援し、地域特性にあったゆとりとうるおいのある街なみ環境整備が行えます。				

193		地域住宅計画に基づく事業(社会資本整備総合交付金等)					
担当部局名		建築都市部	担当課室名		住宅計画課		
			Tel		092-643-3733		
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方					
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	社会経済情勢の変化に伴い国民の住宅に対する需要が多様になっていることにかんがみ、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等を、地方公共団体の自主性を尊重しつつ推進し、もって国民生活の安定と豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。					
	対象団体 (事業主体)	県、市町村					
	採択要件	【対象事業】 ①地域住宅政策推進事業 ②公営住宅整備事業等 ③住宅地区改良事業等 ④市街地再開発事業 ⑤優良建築物等整備事業 ⑥住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型) ⑦都心共同住宅供給事業 ⑧住宅市街地基盤整備事業 ⑨住宅・建築物安全ストック形成事業 ⑩公的賃貸住宅家賃低廉化事業 ⑪災害公営住宅家賃低廉化事業					
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】					
	財政支援措置	概ね45%					
	ヒア・申請の時期等	市町村ヒアリング:6月頃(概算要望)、10月頃(本要望) 申請、交付決定:随時					
根拠法令・要綱等		地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法 社会資本整備総合交付金交付要綱					
制度創設年度		平成22年度	改正・見直し等の予定の有無		()有 (○)無		
関係省庁等		国土交通省					
最近の実績		年度	交付金		交付対象(政令市を除く)	国費交付額	
		R5	社会資本整備総合交付金		県	52市町村	4,691,172 千円
			防災・安全交付金		県	6市町	838,029 千円
			合計				5,529,201 千円
		R6	社会資本整備総合交付金		県	51市町村	3,736,325 千円
			防災・安全交付金		県	5市町	1,729,662 千円
			合計				5,465,987 千円
担当からのコメント		基幹事業(従来の各補助金事業)と提案事業・効果促進事業があり、提案事業・効果促進事業では地域にあった住宅政策に関する色々なハード・ソフト事業や、従前に単費で行われていた事業も可能となることがあります。					

194		福岡県木造戸建て住宅性能向上改修促進事業			
担当部局名		建築都市部	担当課室名	住宅計画課	Tel 092-643-3732
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	「地震に強い安全・安心な福岡のまちづくり」及び「脱炭素社会」の実現に向け、県民に対し、より一層の建築物の耐震化及び省エネ化を普及促進する。 また、住宅性能向上改修補助制度を創設し、耐震化及び省エネ化の促進に積極的に取り組んでいる市町村を支援する。			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	補助対象は、以下の要件を満たす市町村とする。 ＊ 独自の工事費補助金交付要綱を制定し、以下1～3それぞれの工事費への補助を行う制度を設けていること。(市町村が対象としている工事費に対してのみ県は市町村に対して補助を行う。)			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【国庫+県費】			
	財政支援措置	1 住宅性能向上改修工事費補助 (R4～) - 市町村の財政負担がない、かつ、アクションプログラム未策定の市町村に対して、耐震改修工事に要する費用の25%の範囲内、かつ、市町村の財政負担に応じ30万円を限度に、補助する。 - 上記以外の市町村に対しては、耐震改修工事に要する費用の20%の範囲内、かつ、市町村の財政負担に応じ28.7万円を限度に補助する。 - 省エネ改修工事に要する費用の25%の範囲内、かつ、市町村の財政負担に応じ15万～25万円を限度に補助する。 2 建替え等に伴う除却費補助 (R3～) - 財政負担がない市町村に対して、建替え等に伴う解体・撤去に要する費用又は耐震改修工事に要する費用のいずれか低い方の額の23%の範囲内、かつ、市町村の財政負担に応じ30万円を限度に補助する。 - 上記以外の市町村に対しては、市町村の補助額の25%の範囲内、かつ、市町村の財政負担に応じ28.7万円を限度に補助する。			
	ヒア・申請の時期等	次年度要望・ヒアリング:10月～11月			
根拠法令・要綱等		社会資本整備総合交付金要綱 福岡県木造戸建て住宅性能向上改修促進事業補助金交付要綱			
制度創設年度		平成23年度	改正・見直し等の予定の有無	(○)有 ()無	
関係省庁等		国土交通省			
最近の実績		R4年度：100戸(改修：81戸、除却：19戸) R5年度：102戸(改修：77戸、除却：25戸) R6年度：196戸(改修：166戸、除却：30戸)			
担当からのコメント					

195		福岡県文化財保護事業補助金			
担当部局名		教育庁	担当課室名	文化財保護課	Tel 092-643-3874
ハード・ソフトの別			()ハード ()ソフト (○)両方		
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	市町村等が実施する国指定文化財の保存修理及び史跡等購入並びに埋蔵文化財発掘調査等に係る国庫補助事業に対する県費助成 県指定文化財の保存、修理、防災施設の整備及び保存施設の設置等に対する県単独補助事業			
	対象団体 (事業主体)	市町村、国指定・県指定文化財の所有者等			
	採択要件	① 文化財の保存、修理、整備事業、防災施設整備事業 ② 文化財の調査、公開、伝承者養成事業 ③ 埋蔵文化財の発掘調査 ④ 国指定に係る史跡、民家等の購入事業 ⑤ 文化財の活用及び普及活動事業 ⑥ 指定文化財管理事業			
	補助主体	(○)国庫 (○)県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	① 国庫補助金の交付を受けて実施する事業 経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付 ② 国指定文化財管理事業 補助対象経費の2分の1以内 ③ 県指定文化財に係る事業 補助対象経費の2分の1以内 (ただし、災害復旧事業を除き、補助対象経費が1千万円を超える部分については5分の1以内。)			
	ヒア・申請の時期等	国指定文化財：前年度6月以降、県指定文化財：前年度4月以降			
根拠法令・要綱等		福岡県文化財保護事業補助金交付要綱			
制度創設年度		平成元年	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		文化庁			
最近の実績		令和4年度実績 146件 令和5年度実績 144件 令和6年度実績 164件			
担当からのコメント		申請は、市町村又は市町村教育委員会を経由して行う必要があります。			